

令和六年十一月定例会

佐賀県議会議録

佐賀県議会議会事務局

令和六年十一月定例佐賀県議会会議録 目次

日次	月 日	摘 要	頁
第一日	十一月二十七日(水)	出欠席議員氏名……………	一
		大場 議 長……………	三
		福田警察本部長(就任挨拶)……………	五
		開会・開議……………	五
		報 告……………	五
		会 期 決 定……………	七
		議 事 日 程……………	七
		会議録署名者指名……………	八
		議 員 派 遣……………	八
		議 案 提 出……………	九
		議 案 上 程……………	一〇
		山 口 知 事(提案説明)……………	一〇
		大 場 議 長(散会)……………	一八
第二日	十二月三日(火)	出欠席議員氏名……………	一九
		大 場 議 長(開議)……………	二一
		報 告……………	二二
		古川 裕 紀 君(自由民主党・一回目)……………	二三
		(居場所をなくした子供の受け入れ支援24 路線バ スの維持確保26 県東部地域の道路整備27 県内	二三
		山 口 知 事……………	二八
		引馬地域交流部長……………	二九
		横尾県土整備部長……………	三〇
		種村男女参画・こども局長……………	三二
		福田警察本部長……………	三三
		徳 光 清 孝 君(県民ネットワーク・一回目)……………	三四
		(SAGA2024国スポ・全障スポ 佐賀駐屯 地(仮称)へのオスプレイ配備34 自然共生サイ トの取組36 今後の少人数学級の取組37)	三四
		山 口 知 事……………	三八
		平尾政策部長……………	四〇
		諸岡県民環境部長……………	四一
		甲斐教育長……………	四二
		徳 光 清 孝 君(県民ネットワーク・二回目)……………	四三
		(今後の少人数学級の取組43 佐賀駐屯地(仮称) へのオスプレイ配備43 自然共生サイトの取組 45)	四三
		山 口 知 事……………	四五
		平尾政策部長……………	四五
		泉 総 務 部 長……………	四六
		諸岡県民環境部長……………	四六
		徳 光 清 孝 君(県民ネットワーク・三回目)……………	四六
		(佐賀駐屯地(仮称)へのオスプレイ配備46)	四六

泉総務部長	……………	四六
大場議長(休憩)	……………	四七
出欠席議員氏名	……………	四八
西久保副議長(開議)	……………	五〇
中本正一君(公明党・一回目)	……………	五〇
〔SAGA2024〕のレガシーを継承するプラス	……………	
ポーツの振興50	RSウイルス感染症の予防51	
男性の更年期障害53	脱炭素化に向けた太陽光発	
電のさらなる活用55)		
山口知事	……………	五六
泉総務部長	……………	五八
諸岡県民環境部長	……………	五八
井上健康福祉部長	……………	五九
井手産業労働部長	……………	六一
宮原SAGA2024・SSP推進局長	……………	六一
下田寛君(県民ネットワーク・一回目)	……………	六二
(地方創生と国政選挙の在り方62	サガン鳥栖の応	
援機運の醸成63	福祉人材の確保64	出産66)
山口知事	……………	七〇
井上健康福祉部長	……………	七一
井手産業労働部長	……………	七四
横尾県土整備部長	……………	七四
宮原SAGA2024・SSP推進局長	……………	七五
種村男女参画・こども局長	……………	七六

下田寛君(県民ネットワーク・二回目)	……………	七七
(地方創生と国政選挙の在り方77	サガン鳥栖の応	
援機運の醸成78	福祉人材の確保78	出産78)
山口知事	……………	七九
井上健康福祉部長	……………	七九
西久保副議長(休憩)	……………	八〇
出欠席議員氏名	……………	八一
大場議長(開議)	……………	八三
原田寿雄君(自由民主党・一回目)	……………	八三
(沖縄県先島諸島からの住民避難83	SAGA20	
24全障スポ84	松浦鉄道86)	
山口知事	……………	八七
引馬地域交流部長	……………	八八
宮原SAGA2024・SSP推進局長	……………	九〇
大場議長(散会)	……………	九一
十二月四日(水)	……………	九三
出欠席議員氏名	……………	九五
大場議長(開議)	……………	九七
一ノ瀬裕子君(自由民主党・一回目)	……………	九七
(健康施策のさらなる推進97	「さがすたいる」の	
推進99	フェムケアの取組100	会計年度任用職員
の任用上限102	DV加害者への対応103)	
山口知事	……………	一〇四
泉総務部長	……………	一〇六

井上健康福祉部長	……………	一〇八
種村男女参画・こども局長	……………	一〇九
一ノ瀬裕子君(自由民主党・二回目)	……………	一一一
(健康施策の更なる推進III 「さがすたいる」の推進III フェムケアの取組III 会計年度任用職員の任用上限II2)	……………	一一二
泉総務部長	……………	一一三
中村圭一君(自由民主党・一回目)	……………	一一三
(SAGA2024国スポII3 生成AI利用の現状と今後II4 九州新幹線西九州ルートII4)	……………	一一七
泉総務部長	……………	一一七
引馬地域交流部長	……………	一一八
宮原SAGA2024・SSP推進局長	……………	一一九
甲斐教育長	……………	一二〇
中村圭一君(自由民主党・二回目)	……………	一二一
(生成AI利用の現状と今後I2I 九州新幹線西九州ルートI23)	……………	一二三
泉総務部長	……………	一二三
引馬地域交流部長	……………	一二四
大場議長(休憩)	……………	一二四
出欠席議員氏名	……………	一二五
西久保副議長(開議)	……………	一二七
武藤明美君(日本共産党・一回目)	……………	一二七
(佐賀空港へのオスプレイ等配備I27 原発行政I29)	……………	一二七

高齢者に配慮した県営住宅の整備I30 学校給食I30)	……………	一三一
山口知事	……………	一三一
平尾政策部長	……………	一三二
諸岡県民環境部長	……………	一三四
横尾県土整備部長	……………	一三五
甲斐教育長	……………	一三五
武藤明美君(日本共産党・二回目)	……………	一三六
(高齢者に配慮した県営住宅の整備I36 学校給食I37 原発行政I38 佐賀空港へのオスプレイ等配備I38)	……………	一四〇
山口知事	……………	一四〇
平尾政策部長	……………	一四一
諸岡県民環境部長	……………	一四二
甲斐教育長	……………	一四二
武藤明美君(日本共産党・三回目)	……………	一四三
(佐賀空港へのオスプレイ等配備I43)	……………	一四四
山口知事	……………	一四四
平尾政策部長	……………	一四四
藤木卓一郎君(自由民主党・一回目)	……………	一四四
(佐賀県の広報I44 佐賀空港の滑走路延長の見通しI46 知事政治姿勢I48 県が管理する道路、河川の除草I49)	……………	一五一
大場議長(休憩)	……………	一五一
出欠席議員氏名	……………	一五二

大場 議長(開議)……………	一五四
山口 知事……………	一五四
平尾政策部長……………	一五五
引馬地域交流部長……………	一五七
横尾県土整備部長……………	一五八
藤木卓一郎君(自由民主党・二回目)……………	一五九
(佐賀県の広報159 佐賀空港の滑走路延長の見通し	
160)	
山口 知事……………	一六〇
平尾政策部長……………	一六一
引馬地域交流部長……………	一六二
青木 一功君(自由民主党・一回目)……………	一六二
(佐賀空港駐屯地(仮称) 162 九州佐賀国際空港の	
滑走路延長及び平行誘導路整備164 横断歩道橋164	
離島留学・山村留学165)	
山口 知事……………	一六六
平尾政策部長……………	一六七
引馬地域交流部長……………	一六八
横尾県土整備部長……………	一七〇
大場 議長(散会)……………	一七一
第四日 十二月五日(木)……………	
出欠席議員氏名……………	一七三
大場 議長(開議)……………	一七五
田中秀和君(自由民主党・一回目)……………	一七七

(佐賀県のすばらしさを伝え県民の誇りを醸成して	
いく広報177 県立大学178 唐津市沖の洋上風力発電179 「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開180)	
山口 知事……………	一八一
平尾政策部長……………	一八二
井手産業労働部長……………	一八三
橋口文化・観光局長……………	一八四
田中秀和君(自由民主党・二回目)……………	一八六
(佐賀県のすばらしさを伝え県民の誇りを醸成して	
いく広報186 県立大学187 唐津市沖の洋上風力発電187 「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開187)	
山口 知事……………	一八七
橋口文化・観光局長……………	一八八
石倉秀郷君(自由民主党・一回目)……………	一八九
(六角川における治水対策189 九州佐賀国際空港の	
滑走路延長及び平行誘導路整備190 佐賀空港の自衛隊使用要請への対応191 県立大学192)	
山口 知事……………	一九三
平尾政策部長……………	一九四
引馬地域交流部長……………	一九五
横尾県土整備部長……………	一九六
石倉秀郷君(自由民主党・二回目)……………	一九七

(六角川における治水対策197 佐賀空港の自衛隊使
用要請への対応197 九州佐賀国際空港の滑走路延
長及び平行誘導路整備198)

山口 知事	一九八
平尾 政策部長	一九八
引馬地域交流部長	一九八
横尾県土整備部長	一九九
大 場 議 長(休憩)	一九九
出欠席議員氏名	二〇〇
西久保副議長(開議)	二〇二
古賀 和 浩 君(自由民主党・一回目)	二〇二
〔山の会議(仮)〕を契機とした自発の地域づくり	
202 国民健康保険税203 不登校の子供たちのため の教育支援センター204 特別な配慮が必要な子供 を支える保育人材の確保206 交通安全施設の維持 管理と歩行者を守るための取組207)	
引馬地域交流部長	二〇八
井上健康福祉部長	二一〇
横尾県土整備部長	二一一
種村男女参画・こども局長	二一二
甲 斐 教 育 長	二二三
福田警察本部長	二二四
野 田 勝 人 君(県民ネットワーク・一回目)	二二六

(地域農業を担う後継者や女性の定着に向けた取組

217 県内建設業の健全な発展219 唯一無二の誇り
高き学校づくり220)

島内農林水産部長	二二一
横尾県土整備部長	二二二
甲 斐 教 育 長	二二四
野 田 勝 人 君(県民ネットワーク・二回目)	二二五
(唯一無二の誇り高き学校づくり225 地域農業を担 う後継者や女性の定着に向けた取組225 県内建設 業の健全な発展226)	
西久保副議長(休憩)	二二六
出欠席議員氏名	二二七
大 場 議 長(開議)	二二九
島内農林水産部長	二二九
横尾県土整備部長	二二九
古賀 陽 三 君(自由民主党・一回目)	二二九
(佐賀空港の自衛隊使用要請への対応229 子育てし 大県 さが プロジェクト231 介護人材の確保233 伝統的地場産業の振興235)	
平尾 政策部長	二三七
井上健康福祉部長	二三八
井手産業労働部長	二四〇
時 間 延 長	二四〇
井手産業労働部長(続)	二四〇
種村男女参画・こども局長	二四一

古賀陽三君(自由民主党・二回目)……………	二四二
(佐賀空港の自衛隊使用要請への対応242)	
平尾政策部長……………	二四二
請願提出……………	二四三
請願上程……………	二四三
委員会に付託……………	二四三
大場議長(散会)……………	二四九
第五日 十二月十六日(月)……………	二五一
出欠席議員氏名……………	二五三
大場議長(開議)……………	二五五
泉総務部長(発言訂正)……………	二五五
議事日程変更……………	二五五
議案・請願等上程……………	二五五
委員長報告……………	二五六
中村圭一君(自由民主党・総務)……………	二五六
富田幸樹君(自由民主党・文教厚生)……………	二五七
古川裕紀君(自由民主党・農林水産商工)……………	二五八
青木一功君(自由民主党・地域交流・県土整備)……………	二五九
藤木卓一郎君(自由民主党・高等教育機関問題対策等)……………	二六〇
古賀陽三君(自由民主党・決算)……………	二六一
議案提出・上程……………	二六四
山口知事(提案説明)……………	二六四

第六日 十二月十七日(火)……………	二六五
大場議長(散会)……………	二六五
出欠席議員氏名……………	二六九
大場議長(開議)……………	二七一
武藤明美君(日本共産党・乙第五十六号議案に対する反対討論)……………	二七一
採決……………	二七二
議案提出(議第一号)……………	二七四
採決……………	二七六
意見書案提出(意第十一号、第十二号、第十三号、第十四号)……………	二七七
採決……………	二八一
武藤明美君(日本共産党・意第十三号、意第十四号)……………	二八二
採決……………	二八四
議員派遣……………	二八四
継続審査……………	二八五
大場議長(閉会)……………	二八七
田中議会議務局長……………	二八七
永年勤続議員に対する知事感謝状贈呈……………	二八八

令和六年十一月定例会質問者順序

十二月五日 (木)	十二月四日 (水)	十二月三日 (火)	月日 順序
田中 秀和 177	一ノ瀬 裕子 97	古川 裕紀 23 頁	1
石倉 秀郷 189	中村 圭一 113	徳光 清孝 34 頁	2
古賀 和浩 202	武藤 明美 127	中本 正一 50 頁	3
野田 勝人 216	藤木 卓一郎 144	下田 寛 62 頁	4
古賀 陽三 229	青木 一功 162	原田 寿雄 83 頁	5

第一日

令和六年十一月二十七日（水）

令和六年十一月二十七日(水) 午前十時一分 開会

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十一月二十七日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育本部長	人事委員長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	奥田律雄	福田英之	甲斐直美	内田信子	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 議事担当調整主幹																			
田中憲尚	田中憲	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	山月律之	香月律之	篠田博幸	石丸宏子									

○ 就任挨拶

●議長（大場芳博君） おはようございます。開会に先立ちまして、執行部から人事異動に伴う挨拶の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

●福田警察本部長 十一月二十五日付で、警察本部長を拝命いたしました福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 開会・開議

●議長（大場芳博君） ただいまから令和六年十一月定例県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○ 報告

●議長（大場芳博君） まず諸般の報告を行います。
人事委員会及び知事から、それぞれお手元に配付いたしております報

告事項一覧表のとおり報告がありました。

報告事項一覧表

人事委員会提出分（令和六年十月十七日送付）

・職員の給与等に関する報告及び勧告

知事提出分（令和六年十一月二十日送付）

・公社等経営状況報告 令和五年度 佐賀県園芸農業振興基金協会経営

状況報告書

●議長（大場芳博君） 次に、知事及び教育長から、さきの令和六年九月定例会において採択された請願の処理経過及び結果についてそれぞれ報告がありました。これは皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

請願の処理の経過及び結果について（報告）

○令和六年九月定例会 採択

請第三号請願

佐賀県立鹿島高等学校の講堂を保存利活用するための調査を求める請願書

請第四号請願

一般社団法人佐賀県歯科医師会立・佐賀歯科衛生専門学校の存続に関する請願

関係 常任委員会	受理番号 (議決年月日)	請願者住所及び氏名	紹介議員氏名
文教厚生 常任委員会	3 (R6・10・3)	佐賀県鹿島市大字高津原四六二番地 佐賀県立鹿島高等学校同窓会 会長 矢野 善紀	石井秀夫、土井敏行 坂口祐樹、定松一生

〈処理の経過及び結果〉

一件 名

二 経過及び結果

佐賀県立鹿島高等学校の講堂を保存利活用するための調査を求める請願書

鹿島高等学校の講堂については、同校同窓会から、地元鹿島市の協力も得ながら地域の資産として有効に活用するような提案をしていきたいという話を伺っており、そうした活動内容を踏まえて対応を検討していく。

<p>関 係 常 任 委 員 会</p>	<p>受 理 番 号 (議 決 年 月 日)</p>	<p>請 願 者 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>紹 介 議 員 氏 名</p>
<p>文 教 厚 生 常 任 委 員 会</p>	<p>4 (R 6 ・ 10 ・ 3)</p>	<p>佐賀市西田代二丁目五番二十四号 一般社団法人 佐賀県歯科医師会 会 長 門 司 達 也</p>	<p>留 守 茂 行、石 井 秀 夫 木 原 奉 文、藤 木 卓 一 郎 石 倉 秀 郷、土 井 敏 行 大 場 芳 博、岡 口 重 文 原 田 寿 雄、指 山 清 範 宮 原 真 一、坂 口 祐 樹 八 谷 克 幸、定 松 一 生 古 賀 陽 三、池 田 正 恭 西 久 保 弘 克、弘 川 貴 紀 富 田 幸 樹、古 賀 和 浩 中 村 圭 一、一 ノ 瀬 裕 子 古 川 裕 紀、青 木 一 功 田 中 秀 和、桃 崎 祐 介 猪 村 利 恵 子、石 丸 太 郎</p>
<p>〈処理の経過および結果〉</p> <p>一 処理の経過</p> <p>県歯科医師会からはこれまでも学生数の減少についてお話を伺っており、県では意見交換の場を設け、対策を話し合い、今年度からは新たに県内高校の生徒や保護者・教員に対し、専門学校が存在や歯科衛生士の仕事の魅力を発信する職員を配置する費用について支援を行うこととし</p>			

たところ。

県歯科医師会とは日頃から連携しており、今後とも意見交換していくことを確認した。

【請願項目の具体的内容】

・県歯科医師会に対し聴き取りを行った結果は以下のとおり。

① 佐賀歯科衛生専門学校存続への支援

学生数確保のためには、学習環境の多様化や利便性の向上への対応が必要と考えている。新たな学科を整備し、働きながら学習できる環境づくりに取り組むため、支援をお願いしたい。

② 歯科衛生士を目指す学生に対する修学資金貸与制度の創設

歯科衛生士を目指す学生のため、佐賀県薬剤師会が実施する「新佐賀県薬剤師奨学金制度」を参考に、修学資金貸与制度の創設をお願いしたい。

二 結果

① 佐賀歯科衛生専門学校存続への支援

学科新設については、どのような整備がより学生数確保につながるのか等、取組の方法について県歯科医師会と話し合いを進めている。

県としては、今後とも、効果的な取組方法について一緒に考えていくとともに、支援の仕方について検討していきたい。

② 歯科衛生士を目指す学生に対する修学資金貸与制度の創設

今後、意見交換をしていきながら、歯科医師会の想いや考えを確認し、どのような対応が効果的なのか等考えていきたい。

●議長（大場芳博君） 最後に、去る十月三十一日に全国議長会自治功

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

労者として藤木卓一郎君が表彰されております。誠におめでとござい
ます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

以上、御報告いたします。

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は二十一

○ 会 期 決 定

日間とすることに決定いたしました。

●議長（大場芳博君） 次に、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

十一月二十八日、二十九日、十二月二日、六日、九日及び十二日は議
案審査日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

今期定例会の会期は、本日から十二月十七日までの二十一日間といた

「異議なし」と呼ぶ者あり」

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 議事日程

●議長（大場芳博君） 議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり進行していきたいと思えます。

令和六年十一月定例県議会議事日程表

12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	月
7	6	5	4	3	2	1	30	29	28	27	日
⊕	金	木	水	火	月	⊕	⊕	金	木	水	曜
休会	(議案審査)	本会議 付託 一般質問、請願上程、議案・請願委員会	本会議 一般質問	本会議 一般質問	(議案審査)	休会	休会	(議案審査)	(議案審査)	本会議 明 開会、諸般の報告、会期決定、会議録署名者指名、議員派遣、議案上程、知事説明	区分
											日
											程
											日次
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	

12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
火	月	⊕	⊕	金	木	水	火	月	⊕	休会
本会議	本会議	休会	休会	委員会 特別委員会（高等教育機関問題対策等）	(議案審査)	委員会 常任委員会	委員会 常任委員会	(議案審査)		
討論、採決、閉会	委員長報告									
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	

○ 会議録署名者指名

●議長（大場芳博君） 日程によりまして、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十七条の規定により、会議録署名者として岡口重文君、原田寿雄君、藤崎輝樹君、中本正一君、以上の四人を指名いたします。

○ 議員派遣

●議長（大場芳博君） 次に、議員派遣の件を議題とします。
お諮りいたします。
会議規則第二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

皆様のお手元に配付いたしております議案一覧表のとおりであります。

令和六年十一月定例県議会議案一覧表

（令和六年十一月二十七日提出分）

議員派遣の件

佐賀県議会議規則第二百九条第一項の規定により、左記のとおり議員を派遣する。

令和六年十一月二十七日

佐賀県議会議長 大場 芳博

○地方議会活性化シンポジウム2024

(一) 目的 右、シンポジウムへの参加

(二) 期 日 令和六年十一月二十九日及び令和六年十一月三十日

(三) 派遣場所 東京都

(四) 派遣議員 江口 善紀、富田 幸樹、猪村 利恵子

甲第四十六号議案 令和六年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）の専決処分について

乙第五十八号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

乙第五十九号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第六十号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十一号議案 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十二号議案 佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十三号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十四号議案 佐賀県中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十五号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十六号議案 県事業に対する市町の負担について

乙第六十七号議案

乙第六十八号議案

乙第六十九号議案

乙第七十号議案

乙第七十一号議案

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議案提出

◎議長（大場芳博君） 次に、知事から議案が提出されました。これは、

乙第六十六号議案

乙第六十七号議案 県営土地改良事業に対する市町の負担について

乙第六十八号議案 当せん金付証票の発売について

乙第六十九号議案 レイクサイド北山の管理について

乙第七十号議案 佐賀県北山少年自然の家の管理について

乙第七十一号議案 佐賀県黒髪少年自然の家の管理について

乙第七十二号議案 佐賀県波戸岬少年自然の家の管理について

乙第七十三号議案 佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの管理について

乙第七十四号議案 佐賀県射撃研修センターの管理について

乙第七十五号議案 県有財産の取得について

乙第七十六号議案 県有財産の処分について

乙第七十七号議案 教育委員会委員の任命について

乙第七十八号議案 収用委員会委員の任命について

○ 議 案 上 程

●議長（大場芳博君） 甲第四十三号議案から甲第四十六号議案まで四件、乙第五十八号議案から乙第七十八号議案まで二十一件、以上二十五件の議案を一括して議題といたします。

○ 知 事 提 案 説 明

●議長（大場芳博君） ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

●山口知事 登壇 Ⅱ皆さんおはようございます。

令和六年十一月定例県議会の開会に当たり、最近の動き、提案事項などについて御説明申し上げます。

初めに、「SAGA2024」国スポ・全障スポは、多くの人に「感動」と「共感」を届けた素晴らしい大会となりました。アスリートをはじめ、関係団体、サガンティア、二十市町、そして県民の皆様へ、改めて感謝を申し上げます。

次に、佐賀県への皇室の御来県について申し上げます。

「SAGA2024」では、天皇后両陛下をはじめ、皇室の方々に順次御来県いただき、期間中を通してアスリートや関係者を激励していただきました。国スポでは、総合開会式に天皇后両陛下、総合開会式に佳子内親王殿下、全障スポでは、開会式に秋篠宮皇嗣同妃両殿下、閉会式に高円宮妃殿下の御臨席を賜りました。

天皇后両陛下におかれましては、国スポへの御臨席のほか、佐賀県勢の概要を御聴取いただきました。夜には、両陛下を歓迎する県民による提灯奉迎を御覧いただき、両陛下は窓から提灯を振ってお応えくださいました。翌日の地方事情御視察では、鹿島市を行幸啓として両陛下が初めて御訪問され、肥前浜駅・HAMABARにおいて自発の地域づくりの取組を御覧いただきました。

愛子内親王殿下におかれましては、初めての地方単独公務の地として佐賀県に御来県いただきました。愛子内親王殿下とお話をさせていただく中で、両陛下のそれぞれの母方の曾祖父母が、いずれも佐賀県にゆかりがあることに話が及び、佐賀県との深い御縁に心から感動いたしました。

「SAGA2024」を通して、皇室の方々へ佐賀県が大切にしている様々な場所を御訪問いただき、佐賀県の様々な取組をお伝えできましたことは、大変光栄なことでございます。また、県民の皆様におかれま

しても、佐賀空港や沿道、お立ち寄り先で、本当に多くの方々笑顔で歓迎していただきました。皇室への親しみを持ってお迎えいただいたことをありがたく思っています。

改めまして、天皇后陛下をはじめ、皇室の方々には佐賀県への御来県を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

次に、改めて「SAGA2024」について申し上げます。

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。「SAGA2024」は、「国体」から「国スポ」へと変わる、自由、楽しさ、多様性など、スポーツの持つ「チカラ」を信じ、様々なことにチャレンジした新しい大会となりました。また、「する」「観る」「支える」というスポーツに関わる全ての人が主役となった大会でもありました。そして、スポーツへの思いを込めた一つ一つの取組と、人々の内側から自然と生まれ出るものが調和し、様々なシーンで笑顔が広がる温かい大会となりました。

開会式は、まさに「スポーツのチカラ」を体現した式典となりました。これまでのように、規律正しくきびきびとした行進ではなく、各都道府県が思い思いに入場やアピールを行う、自由で楽しいパレードのような入場になりました。フィールドやスタンドからは、パフォーマーや観客の皆さんがリズムに乗って、笑顔で選手たちを迎えました。そして、SAGA久光スプリングスの石井優希さんが、SAGAサンライズパークにふさわしい太陽から採った炬火を、世界的デザイナー吉岡徳仁さんが手がけたガラスの炬火台に灯しました。その瞬間、会場の皆さんの心が一つになったと感じました。

開会式の熱量は、各競技会場にも波及しました。ブルーのグッズを身

に着けた観客の一体的な応援を背に、佐賀県のアスリートたちが大きく躍動しました。残念ながら、総合成績でわずかに東京都に及びませんでした。冬季大会を除いた本大会のみの得点では一位という結果を達成できました。そして、一つ一つの試合にはスポーツだからこそ生まれる筋書きのないドラマがたくさんありました。

例えば、ウエイトリフティング女子の安嶋千晶選手は股関節のケガを乗り越え、今回の国スポを競技人生の集大成と意を決して、二冠に輝きました。今後は、佐賀に残り、第二の安嶋千晶を育てるべく、佐賀県で後進の育成に進まれます。バレーボール知的障がい部男子チームは、全国屈指の強豪に成長しながらも、前二大会では、優勝した和歌山県といずれも初戦で対戦し惜敗でした。二度の悔しさを胸に、ついに今大会では和歌山県と決勝戦で戦い、大接戦の末リベンジを果たしました。粘りのレシーブや勝負所でのスパイクなど、これまでの課題を克服し、会心の最終セットでの逆転勝利となりました。今でも、選手や指導者たちの喜ぶ姿は目に焼き付いています。新体操少年女子では、単独校での出場では上位進出は果たせないという判断のもと、日頃はライバル関係にある佐賀北高校と佐賀女子高校の合同チームで臨み、優勝を果たしました。まさに、「チーム佐賀」としての底力を発揮してくれました。

「SAGA2024」では「スポーツのチカラ」を信じ、市町、競技団体など、皆さんがチカラを合わせ、これまでの国体になかった、新しいチャレンジを次々と実現しました。一つはナイトゲームの開催です。仕事帰りや放課後での観戦が可能となったことで、バレーボール成年女子五位・七位決定戦にもかかわらず、千七百名もの皆さんがSAGAアリーナに集まりました。この試合をはじめ複数の競技会において、アルコー

ルも提供しました。

また、メダルの授与と個人表彰にも取り組みました。アスリートと一緒に戦う仲間に敬意を表し、一位から三位の選手や、全障スポの陸上競技における伴走者、ボッチャのランブオペレーターに対して、佐賀らしい心のこもったメダルを授与しました。あわせて、都道府県対抗であるがゆえに団体競技や総合成績に光が当たる中、選手個々の活躍を「The Good Player of SAGA2024」と称して顕彰しました。例えば、バスケットボールでは得点王や女王、ハンドボールでは最優秀選手の表彰を行いました。さらに、全競技全試合のライブ配信に取り組みました。生のアスリートの活躍を日本全国へ届けるべく、実況や解説をつけ、スポーツのおもしろさや臨場感を分かりやすく伝えました。

閉会式は史上初めてエンターテインメントアリーナで開催しました。SAGAアリーナだからこそできる音、映像、光による世界レベルの「スポーツ空間」を体感していただきました。鷲尾伶菜さんのファイナルステージでは、スマートフォンによるペンライトが、自然とかざされていき、会場全体が温かい雰囲気にもまれる感動的なフィナーレとなりました。

選手団解団式では、長い間、大会に向けて準備をし、地元開催のプレッシャーの中、戦い続けてきたアスリートや指導者たちがお互いに健闘を称えました。大会を振り返るハイライト動画のエンドロールでは、大会に携わった全ての方の名前が流れました。一人一人が大会への思いをかみしめ、新たなステージへの第一歩を踏み出す解団式となりました。

新しい大会に向けて挑戦を続けてきた「SAGA2024」は、日本

のスポーツシーンにおいて、スポーツを多面的に捉える転換点になったと考えます。今回の挑戦がともしびとなり、滋賀県、青森県へとバトンが渡り、それぞれの地域で「スポーツのチカラ」を考える参考になればと思います。そして、新たな挑戦が生まれ、国スポが成長型の大会となっていくことを期待します。

図らずも、大会前から「三巡目国スポの在り方」について、廃止を含めた意見が出されたことから、「SAGA2024」は大きな注目を集める大会となりました。今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議の小林座長をはじめ、日本スポーツ協会など多くの関係者が大会を視察されました。

視察をされた方々からは、新しいスポーツの時代を切り拓くという佐賀県の意欲が伝わるすばらしい総合開会式、また、国体から国スポという変革期のスタートにふさわしい大会などの評価をいただきました。佐賀県の新しい大会に向けた挑戦は、国スポの見直し議論に大きな一石を投じることができたと考えます。

「SAGA2024」は、SSP構想推進の大きな跳躍点であります。SSP構想による取組が実を結び、「SAGA2024」においても多くのSSPアスリートが華々しい活躍を見せてくれました。そして、それを目の当たりにした多くの県民に、大きな感動や喜びを与えてくれました。

SSP構想の志とともに抱くアスリート、コーチ、学校、競技団体、企業・団体、県民の強い絆は、唯一無二のものであります。この絆をより強くし、そしてこれからも新たな仲間たちと一緒に手を携え、「Team SSP」としてSSP構想をさらに推進してまいります。

今後、SSP構想を着実に推進するため、次世代の中高校生アスリートを育成する指導者の確保やパラスポーツの振興などに必要な財源を、SSP育成基金に確保し、中長期的な視点を持って人材育成に取り組みます。また、佐賀で活躍する社会人アスリートが、引退後の人生設計を佐賀で考え進めることができるよう、セカンドキャリアへの支援も始めます。このために必要な予算を今議会に提案しております。

今後とも、「Team SSP」のチカラを結集し、アスリートの人生に寄り添った人材育成、就職支援、練習環境の充実、スポーツビジネスの振興などに取り組んでいきます。そして、スポーツのチカラを生かした人づくり、地域づくりをより一層進めることで、佐賀から新しいスポーツ文化を創ってまいります。

次に、佐賀が誇るプロスポーツについて申し上げます。

バスケットボールB1で二年目となる佐賀ブルーナーズは、厳しい条件を見事にクリアし、二〇二六年から始まる新リーグBプレミアへの参加が決定しました。今季のホーム開幕戦には、クラブ史上最多記録を更新する八千七百人が応援に駆けつけました。

バレーボールSAGA久光スプリングスは、今季から新しく始まったSVリーグで初代女王を目指しています。国スポでは全試合ストレート勝ちで二連覇を達成し、圧巻の強さを見せてくれました。

ハンドボールのレッドトルネードSAGAも、国スポで二位と貢献しました。

サッカーのサガン鳥栖は無念にもJ2に降格することとなりました。十三年もの長きにわたり、一度も降格することなくJ1の舞台で戦い続けたことは称賛に値し、その輝きは失われるものではありません。J2

降格が決まり、我々サガンファミリーの真価が問われています。サガン鳥栖は我々の「宝」であり「誇り」であります。これからチーム、ファン、サポーターが一つとなって、一年でJ1に復帰できるように、オールサガンで応援してまいります。

次に、県の二つの取組によるグッドデザイン賞の受賞について申し上げます。

一つは、SAGAサンライズパークです。回遊性と統一感を高めることにより、エリア全体の新しい価値の創造に成功していることが評価されました。もう一つは、産地支援プロジェクト「伊万里・有田焼産地のものづくりを伝えるコミュニケーションツール」です。伝統産地には見られないデジタルツールを開発し、伝統工芸産地のモデルケースとなることが評価されたものです。

続きまして、当面の諸課題への対処方針について申し上げます。

まず、玄海原子力発電所についてです。

玄海原子力発電所では、再稼働以降もテロへの備えとして、特定重大事故等対処施設を設置するなど、安全性を高める対策が講じられてきました。先月三十日には緊急時対策棟が完成し、これまで運用されていた事故発生時に指揮所となる代替緊急時対策所の機能に加え、会議室や医務室などの支援機能が拡充されました。九州電力に対しては、日々の訓練により対応能力の向上を図り、常に緊張感を持って万が一の事故へ備えるよう求めています。

玄海原子力発電所とは、廃止措置を含めて、これからも長い年月にわたり関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも大切に、県も含め全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないように

万全を期してまいります。

次に、佐賀空港の自衛隊使用要請について申し上げます。

今月十三日、中谷防衛大臣と面会しました。九年前に中谷大臣が来県されたとき、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確認できたことが原点となっている、そこから九年間、一つ一つ積み重ねてきたことが、今に至っていることを申し上げます。

また、先月二十七日、陸上自衛隊与那国駐屯地において、訓練中の陸上自衛隊オスプレイが、離陸の際に地面と接触し、機体の一部が損傷する事故が発生しました。陸自オスプレイとしては初めての事故であったことから、原因究明や再発防止について、一つ一つ丁寧に対応していたべくよう大臣に求めました。今月十四日には、防衛省から事故調査結果が公表され、県にも説明がありました。

事故の原因は、「スイッチの入れ忘れ」と「パイロットの操作ミス」という人的要因であり、教育や訓練などの再発防止策を徹底した上で、飛行を再開するという内容でした。今後も防衛省に対して、安全性について常に追求し、説明責任を果たすよう求めてまいります。

なお、防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金は、令和七年度の創設に向け、二月議会に必要な議案を提案できるよう、準備を進めてまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて申し上げます。

先月二十八日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の分科会が開催され、整備新幹線の様々な課題やリスクについて議論がなされました。北海道新幹線や北陸新幹線などの事例に基づく環境面のリスクや

事業費の増高リスクがあること。また、「見切り発車」の実例としてフリーゲージトレインの導入を前提とした西九州ルートの着工などが挙げられました。

整備新幹線は、スキームも含めて様々な課題があり、西九州ルートは、着工後、国がフリーゲージトレインの開発を断念したという特殊事情があります。これまで在来線を利用することを合意している新鳥栖―武雄温泉間については、拙速に議論を進めるような簡単なものではありませんが、様々な可能性について議論してまいります。

次に有明海の再生について申し上げます。

有明海の漁船漁業については、厳しい資源状況が続いていることや、赤潮によるノリ色落ち被害の軽減にもつながることから、今月、サルボウの人工稚貝約二百万個を西南部地区に放流しました。一日も早い資源の回復を目指し関係機関と連携して取り組んでまいります。

ノリ養殖については、海水温が例年に比べ、やや高めで種つけに時間を要したものの、海況は良好であり、順調に摘み取りが行われています。有明海漁協の西久保組合長は「日本一を奪回するため、生産者一丸となつて頑張っていく」と決意を示されています。県としても、大規模な海底耕うんや二枚貝の設置、カキ礁造成といった色落ち対策を行っていきまします。これからも、漁協や漁業者の皆さんと力を合わせ、できることは何でもやるという強い気持ちを持って取り組んでまいります。

次に、県立大学について申し上げます。

佐賀県立大学（仮称）については、今年度末までに設計業者の決定や契約の締結ができるよう準備を進めています。また、専門家チームとともに、大学の教育の柱となる卒業認定、カリキュラム、入学者の受け入

れの三つのポリシーに関する議論を集約的に行っています。来年の春には、三つのポリシーを中心に整理し、教育方針をより具体的なものにしていきたいと考えています。地域に愛され、共に成長する大学を目指し、着実に検討を進めてまいります。

続きまして、最近の県政の主な動きについて申し上げます。

まず、九州佐賀国際空港についてです。

九州佐賀国際空港においては、民間空港として発展するための「滑走路延長」と、陸上自衛隊の駐屯が重なる中、航空機のより円滑な運航のための「平行誘導路整備」をセットで実施することが必要です。工事に際して漁業者の皆様に配慮する観点からも、同時に工事を行うことが望ましいと考えます。今月十三日には、中谷防衛大臣に対し、同時に整備することを提案し、「それぞれが大きな工事なので同時がいいのではないか、全面的に協力する」とのお話をいただきました。また、今月二十五日には、古川康国土交通副大臣や平岡航空局長に対しても、同様の提案を行っています。「滑走路延長」と「平行誘導路整備」のセットでの実施に向けて取り組んでまいります。

次に、長崎本線多良駅の利便性向上について申し上げます。

多良駅はこれまで出入口が東側のみで、西側からアクセスするためには、大幅な迂回や踏切待ちが必要でした。

令和四年度から県が取り組んできた多良駅西側の出入り口の整備が完成し、来月十二日より西側からもアクセスが可能となります。引き続き、地域住民の皆様の思いに寄り添い、JR九州や沿線市町と一緒に上下分離区間の利便性向上に取り組んでまいります。

次に、CSOの誘致について申し上げます。

県内では、災害時の被災者支援や様々な事情を抱える子供たちへの支援など地域課題の解決、さらには国際的な課題の解決を行う志を持ったCSOが集積し活動しています。

今月十一日には、十六団体目となる「認定NPO法人D×P」を誘致しました。困難な境遇にある若者に寄り添い、頼れる人となりが持てるようオンライン相談や居場所づくりに取り組まれます。

次に、多文化共生について申し上げます。

県内で暮らす外国人の方は一万人を超えています。また、働く外国人は七千人、雇う事業所も一千社と、いずれも過去最多を更新しています。外国人の皆さんは地域・産業の大切な担い手であり、共に支え合う仲間です。一人一人が佐賀で安心して暮らしながらも一層活躍してもらうことを実現したいと考えています。

今月二十四日には、新たな試みとなる「第一回佐賀さいこう！国際運動会・交流会」を開催しました。外国人と日本人が言語の壁を越えてスポーツを楽しみ、交流を深めました。外国人の皆さんが心地よく暮らしていただくことは、日本人にとっても居心地がよくなるという「さがすたいる」の考え方が浸透していくことを期待します。

次に、「ロマンシング佐賀プロジェクト」について申し上げます。

人気ゲーム「サガ」シリーズを手がける株式会社スクウェア・エニックスとは、二〇一四年以来特別な関係を紡ぎながらゲームの世界観と佐賀の本物を融合させた様々なコラボレーションを展開し、十周年を迎えました。これまで築き上げてきたロマ佐賀資産を最大限活用し、歴代のサガシリーズとのコラボ作品を展示した企画展や、佐賀駅からSAGAサンライズパークまでをキャラクターで装飾することなどに取り組んで

います。十周年にふさわしいコラボ事業を展開し、国内外のファンが集う聖地を目指してまいります。

次に、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」について申し上げます。

人気ビジネス漫画「鳥耕作シリーズ」とのコラボから生まれた「副知事 鳥耕作」は、全国で話題となりました。このコラボの成果がメディアや広告業界からも評価され、「第六十六回日本雑誌広告賞」をはじめ、三つの賞を受賞しました。

また、先月末には、今年七十周年を迎えたゴジラと佐賀県の「かたち」がほぼ同じであることに着目し、ゴジラを「佐賀県かたち観光大使」に任命しました。既に、県庁新館展望ホール「SAGA360」には、ゴジラの巨大デジタルが出現しています。このほか、世界最大手の清掃機器メーカー「ケルヒヤー」の協力による、五十周年を迎えた岩屋川内ダムにおける巨大ダムアートなど、県内の至る所で出現していきます。これまで同様、予期せぬ人・企業とネットワークが構築できることや、思わぬところに波及効果が生まれることを期待しています。

続きまして、提案事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算案の編成に当たりましては、九月補正、十月の専決処分について、その後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、その総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計	約	九十一億五千三百万円
一般会計	約	五千四百二十五億一千 万円

となり、これを既定の予算額と合わせますと、本年度の予算総額は、

となっております。

次に、予算案の主な内容について申し上げます。

初めに、バス運転士を確保する支援についてです。

バスは、通勤・通学や買い物、通院など地域住民の日常生活を支える大切な暮らしの移動手段です。近年、運転士の高齢化や二〇二四年問題により運転士不足が深刻化し、県内各地でバス路線の再編、減便、廃止につながっています。これまで、バス事業者は、県内を中心に運転士確保に尽力してきましたが、運転士不足の解消には至っていません。今回、事業者の採用活動を後押しするため、県外採用に対する支援を行うこととしました。県民の皆様が、将来にわたり住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、大切な地域交通を未来につないでまいります。

次に、コスメギフトプロジェクトについて申し上げます。

コスメ企業では、商品の入れ替えが早く、在庫を抱えて廃棄せざるを得ないという課題があります。一方で、経済的事情などにより十分に化粧品を購入できないという御家庭もございます。今回、JCCやCSOなどと連携し、行き先の決まっていない化粧品を、御家庭に贈るコスメギフトプロジェクトに取り組むこととしました。「コスメ県さが」ならではの取組により、美と笑顔が届くことを期待します。

次に、女性特有の健康課題に着目した取組について申し上げます。

月経や更年期症状という女性特有の健康課題は、職場などにおいて正しく認識されていない状況にあります。女性にとっては、我慢をしながら仕事・活動をせざるを得ず、望まない離職・転職につながることもあります。今回、女性特有の健康課題への理解を深めるなど、「フェムケア」を推進することとしました。また、九州地域戦略会議においても、官民

が一体となって「フェムケア」に係る取組を行うことを提案しています。女性への共感が深まり、寄り添った環境が充実していくことを期待します。

次に、こども食堂・こども宅食の活動を後押しする取組について申し上げます。

フードバンク活動の取組を推進するため、令和四年度に「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」を設立しました。食品を一元的に管理するセントラル倉庫の整備や企業への寄附の働きかけもあり、寄附される食品が急増しています。また、こども食堂などの活動が社会に広く浸透し、その数も増加しています。寄附された食品をよりきめ細やかに、子供たちに届けられるよう、食品の配送拠点整備に対して支援することとしました。子供たちの健やかな育ちを、みんなで守り支え合う佐賀らしい社会づくりを進めてまいります。

このほか、人事委員会勧告に基づく給与改定、税収増に伴う関連支出の増加に対応するため、必要な額を増額補正することとしました。

予算外議案といたしましては、条例議案として八件、条例外議案として十三件となっております。

最後になりますが、佐賀県の人口と面積は全国で四十二位であります。一方、人口密度で見ると十六位と全国でも高い部類に入っています。しかし、人口密度が高いという実感のある方は少ないと考えます。これは市町村ごとの人口密度の偏りを表すジニ係数が日本一低いことに起因しています。県庁所在地や大都市に人口が集中し、他はまばらという構図ではなく、どの市町にもバランスよく人がたたずむ多極分散型となっております。それぞれの地域の方々が歴史や文化を紡いできた証だと思いま

す。県境には、有明海と多良岳を有し、山海の幸に恵まれる太良町があり、自然と都会が調和し、人口の転入超過が続いている基山町があります。県北部には、玄界灘に臨み、畜産や園芸、漁業が盛んで、日本の歴史を動かした名護屋城を有する上場地区。中山間地域の魅力を生かし、移住者が新たな価値を生み出している三瀬村や七山村など、唯一無二の地域が結集したのが佐賀県であり、佐賀県が艶やかで彩にあふれた県である所以であります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所からは、二〇五〇年における佐賀県の全世帯に占める一人暮らしの割合は、全国で五番目に低いこと、また、六十五歳以上の単身世帯の割合も低水準という将来推計が示されました。佐賀県では三世代同居率が高いことが、単身世帯になりにくい理由の一つではないかと推察しています。

昨今、改めて地方創生が注目されています。ただ国が示すメニューを取り入れるのではなく、人口をはじめとするデータを分析することも重要であります。その上で、地域や県の実情に応じ、何をなすべきかを自分たちで考える「自発」が、地方を成長に導くことにつながると考えます。

佐賀県は、他県が持ちえない地域と人口バランスを有しています。さらに、その地域には地域を支える「人のネットワーク」が根づいているという理想的な土壌が育まれています。この土壌に、県立大学やSSP構想など、様々な「人への投資」という種を蒔き、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を進めてまいります。

以上、今回提案いたしました議案などについて御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

十一月二十七日

◎議長（大場芳博君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十八日及び二十九日は議案審査日、三十日及び十二月一日は休
会、二日は議案審査日、三日は本会議を再開して一般質問を行います。
本日はこれで散会いたします。

午前十時三十六分　散会

第二日

令和六年十二月三日（火）

令和六年十二月三日（火） 午前十時 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	三〇番	石倉秀郷	二四番	坂口祐樹
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三七番	岡口重文		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸				
一〇番	中本正一	二五番	宮原真一				
一一番	野田勝人	二六番	指山清範				
一二番	一ノ瀬裕子	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝				

十二月三日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	総務課長	議事課長	議事課副課長													
田中憲	吉田泰	碓田一	田中一	太田敏	高田一	山口正	山崎敏	香山敏	山崎敏										

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（大場芳博君） まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第五十九号議案、乙第六十号議案及び乙第六十三号議案、以上三件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしましたとおりとおりの回答がありました。

人 委 第 八 二 九 号

令和六年十一月二十八日

佐賀県議会議長 大 場 芳 博 様

佐賀県人事委員会委員長 内田 信子

地方公務員法第五条第二項の規定に基づく意見について

令和六年十一月二十七日付け佐議第一六六二号で意見を求められた左記議案については、異議ありません。

記

乙第五十九号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第六十号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十三号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

◎議長（大場芳博君） 以上、御報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎古川裕紀君（拍手） 登壇Ⅱおはようございます。自由民主党の古川裕紀です。

いよいよ一般質問が始まりました。今回、初めてトップバッターでの登壇となり、いささか緊張しております。この貴重な機会を県勢発展のためにしっかりと生かしていけるように、感謝の気持ちを抱きつつ、そして、県民の皆様の負託に応えるべく質問させていただきます。

その前に一言。今年パリ・オリンピックから北部九州総体、SAG Aインターハイ、そして、「SAG A 2024」国スポ・全障スポとスポーツで盛り上がった一年でした。特に「SAG A 2024」は、長く国体の愛称で親しまれてきた国民体育大会が新しく国スポ、国民スポーツ大会に変わる大会とあって、どう新しい大会をつくっていくか、コロナ禍による紆余曲折もありつつ、特に注目された大会でもあったかと思えます。

行われた正式競技は、国スポ三十七競技、全障スポ十四競技、また、夏の甲子園で活躍した高校野球の精鋭が集う国スポ特別競技も行われました。そのほかにもデモンストレーションスポーツや公開競技、全障スポオープン競技など全九十五競技が開催され、その期間に全国から佐賀に集った選手団は国スポで約二万一千人、全障スポで約六千人、県内外から延べ約五十九万人が参集されたと聞きました。大会期間中、私も玄海町の相撲競技などを観戦に行きましたが、どの会場も熱気にあふれ、盛況ぶり、充実ぶりを肌で感じられるものでした。

また、ナイトゲームやメダルの授与、個人表彰や動画配信などの趣向を凝らした新しい取組は県内外の多くの方から喜ばれ、また、開会式での自由な選手団入場は、各都道府県の選手団の皆さんがはじけるような笑顔で本当に楽しそうでしたし、たくさんの県民の皆さんがパフォーマンスで躍動する演出は、選手も観客も楽しめるすばらしい空間だったと思います。

また、最終日となった全障スポーツ閉会式では、全て終わった後に会場に残った選手団の皆さんが本当に名残惜しそうに会場でお互いをたたえ合ったり、記念撮影したりされている姿が印象的でした。

一方、式典中の国歌「君が代」の編曲に対してやり過ぎではないかとの疑問の声や、熱中症対策と式典でのペットボトル持込禁止は矛盾しているのではないかとか、高校生が学校を休んでまで行くのはどうなのかといった疑問の声があったり、県と市町との温度差について漏れ伝わってきたりと、私にも直接そういった声が届いておりました。

ただ、そうした声を差し引いたとしても、これだけ大きな大会、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、そして「支える」、多くの県民が思い切って一歩踏み出し、まさに当事者としてみんなでつくり上げた大会であり、これだけのことを成し遂げられたことは大成功と言うにふさわしいと思います。関係された全ての皆様に心より感謝申し上げます。そして、本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして、四項目について質問させていただきます。

まず大きな項目の一つ目は、居場所をなくした子供の受け入れ支援についてです。

虐待やネグレクト等で居場所をなくした子供に対しては、児童相談所による一時保護を経て、児童養護施設や里親で生活する仕組みをはじめ、様々な公的制度が用意されておりますが、中にはこれらの措置に対して、施設に適応できなかったり、そういったところでの保護を望まなかったり、年齢などの制限を超えてしまったりと、支援の網からこぼれ落ちてしまうケースがあり、そのようにして居場所をなくしてしまった子供たちへの対応が求められています。

例えば、他県の児童養護施設で育ち、十八歳となって佐賀県の企業に就職、職場の寮に住み込みながら働くも、数カ月で心身の不調を来し、退職することとなり、同時に寮から追い出され、突然住む場所を失ってしまった事例。年齢的に十八歳を超えているため、児童福祉法上の児童ではなくなっていて、受け入れてくれるところがないという、いわば制度の隙間に入り込んで、居場所をなくした例です。

もう一つ、高校に通っていたが、心身の不調により教室に行けなくなる。病院にかかり、自閉スペクトラム症や鬱病との診断が出るも、親からはなぜ学校に行けないのか、逃げていただけだ、病気じゃないなどと言われ続け、自傷行為に至る。家に帰ることができなくなり、児童相談所へ連絡するも保護されなかった事例。これは虐待ではないとの判断から保護されず、だからといって家には帰ることができないという、いわば制度からはじかれて居場所をなくした例です。

そのほかにも、虐待を受け、車中泊の生活を続けていた十九歳の女性や、施設から脱走し、野宿を続け、万引きの非行に及んだ十九歳少年、発達障害の特性に無理解の親と衝突を繰り返して自殺を企ててしまった十九歳少年など、こうした、決して多くはないけれど、確実に存在する

子供たちを受け入れ、安全に安心して過ごせる場所を提供する取組として「子どもシェルター」というものがあります。そして、県内においては、令和三年四月、弁護士グループを中心として組織された特定非営利活動法人によって「佐賀子どもシェルターばるーん」が開設されました。

「ばるーん」では、二十四時間三百六十五日スタッフを常駐させ、一たび子供が入所すれば、その子が安心して過ごせるように身の回りの世話をしたり相談相手となつて、それこそ子供の話に黙って耳を傾けたり、家庭的な雰囲気の中で一緒に温かい御飯を食べたり、一緒にテレビを見たり、ゲームをしたり、ごくごくありふれたことに疎遠だった子供たちの心をほぐすことに力を注がれておられます。

なぜなら、このシェルターにまでたどり着くのは、筆舌に尽くし難い苦難の中にいた限界ぎりぎりの子供たちがほとんど。親という一番身近な存在からなじられ、疎まれ、どなられ、たたかれ、心も体もぼろぼろに傷つけられる日々。愛情や思いやり、優しさからかけ離れた日々の中では、食べること、眠ること、考えることがまともに行えるわけもなく、それでも生きていかなければならない、そんな子供たちとのことです。

傷ついてぼろぼろになった子たちがシェルターで数日から二カ月程度、思いやりや優しさに包まれた日々をゆっくり過ごす中で生きる力を取り戻すきっかけとなるよう受け入れ、そして、次の居場所を探すという家庭復帰や自立に向けての支援までを行っておられます。

様々な困難を抱える子供や若者がいざというときに頼ることができ、このような施設が佐賀県にあるということは大変意義深いことであり、施設が今後とも安定的に運営できる枠組みは必要不可欠と考えます。今なぜ安定的にというような言い方をしたのかと申しますと、実は九

州本土において「子どもシェルター」が、以前は福岡や大分、宮崎にも開設されていたのですが、いずれも運営が立ち行かなくなつて閉鎖や休止に追い込まれており、今現在、九州本土では佐賀県の施設のみが稼働しているといった状況となっております。

「子育てし大県 さが」、「佐賀から世界へ」といった言葉や、「誰一人取り残さない」という目標を掲げる佐賀県、そんな我が県だからこそ、不遇な子供たちを置き去りにしない姿勢を見せること、そして、そういった子供やその家庭に目を向けていくことが、虐待の根絶や貧困の連鎖を断ち切れる流れにつながっていくものと確信しております。

それらを踏まえ次の点について伺います。

一つ目は、居場所をなくした子供の支援についてです。

今、申しましたように、困難を抱え、居場所がなくなった子供の支援について、知事はその重要性をどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

二つ目は、取組に対する支援についてです。

「ばるーん」の運営経費は、基本的に国、県からの措置費に加え、足りない分は寄附金や賛助会費を広く集めることで何とか賄われている状況と伺っております。

措置費については、子供の受け入れ定数に対して支給というようなスキームの中で、定数の充足率のようなところを勘案されているところ、現在、特例的に入所人員が定数に満たなくても一定の額が支給されているようですが、施設の運営者からは、いつまでこの特例措置が認められるのか不安、特例措置が認められず、措置費が減額となれば、運営が立ち行かなくなるとの声が聞かれます。実際に他県においては立ち行か

くなってしまうているわけですから、その危機感は察するに余りあると
いったところではないでしょうか。

誰一人取り残さないという中で、受け入れる人数が少ないからといっ
てニーズがないという判断になっていいはずもなく、また、今は二十四
時間二人体制で運営されていると聞いておりますが、その体制を維持す
るためには受け入れ人数に関わりなく一定の経費が必ずかかるものです
し、そもそも施設の意義やその特殊性を考えると、今後ともこういった
施設は継続して欲しいと強く願うばかりです。

しかし、現実として同施設を運営するに当たっては数百万円の寄附金
を入れても収支がぎりぎりとのことで、現在の支給額は必ずしも十分と
は言えず、例えば、現場で頑張っていたいただいている経験豊富な職員
の給与が、高卒、大卒の初任給並みのお世辞にも高いとは言えない賃金水
準であり、居場所をなくした子供たちに救いの手を差し伸べるという高
志の下、まさに歯を食いしばって踏ん張っておられるというのが実情と
いうことで、そこを少しでも充実させたいとの切実な声も聞いておりま
す。こうした点についてさらなる支援は考えられないものか、ぜひとも
その辺り御検討願いたいと強く思うところであります。

そして、先ほど述べたように、他県においては運営が立ち行かなくなっ
て閉鎖や休止を余儀なくされる施設も多く、そうなれば居場所をなくし
た子供たちが駆け込むところがなくなり、実際に今他県から佐賀の施設
に一時的に避難してくる子供がいるとも聞いております。

居場所をなくした子供たちを受け入れる最後のとりでとも言える「子
どもシェルター」、九州本土においては佐賀県がそのシェルターの最後
のとりでとなってしまうっており、何らか佐賀県の姿勢が試されているよ

うな気さえします。

また、より多くの子供を救うためには、子供やその周辺の人々に施設
の存在を知ってもらう必要があるとも考えます。もしもそういった境遇
にある子供やその周辺の大人たちが、この取組や施設を知らなければ、
それは存在しないことと同義になってしまいます。

県は、「ばるーん」の周知広報についてどのように考えておられるのか。
以上、経済的な支援、周知広報の支援、それぞれについてお答えくだ
さい。

三つ目は、関係機関との連携についてです。

「ばるーん」のような施設は、児童相談所や警察はもとより、発達障
害など困難を抱えている子供も多いことから、精神科の医療機関といった
関係機関と緊密に連携していくことが重要と考えるのですが、このこと
について県はどう考えておられるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の二つ目、路線バスの維持確保についてです。

路線バスは、通勤や通学、買い物や通院など、地域住民の暮らしを支
えるとても大切な交通インフラです。しかし、マイカーの普及や人口減
少などに伴い、利用者は減少し、そのことによる減便により利便性が下
がったことでさらに利用者が減ってしまうという悪循環に陥っていま
す。また、昨今では運転士不足により存続が危うい路線も出てきてい
る状況です。

私の地元を走る路線バス江見線についても運転士不足を理由に今年十
月に便数が半減され、そして、来年十月には路線を廃止することで沿線
市町に申し入れがなされております。しかし、佐賀市と久留米市を結ぶ
江見線は、沿線住民の重要な移動手段であり、特に神崎市とみやき町の

南部地域にお住まいの方にとっては隣り合う市町とを結ぶ唯一の路線バスであります。

沿線市町の佐賀市、神崎市及びみやき町は、沿線住民の暮らしの移動手段を守りたいとの思いから、今年六月に沿線三市町の首長がそろって運行の継続や廃止時期の延期などを運行事業者に要望されたところであります。江見線の沿線に生活する私としまして、沿線住民の皆さんが将来にわたって江見線を利用できるよう、運行を何とか維持してもらいたいとの思いが強くなります。

江見線については、佐賀県の三市町だけではなく、久留米市まで延びており、県もまたがった路線であるため、関係者との様々な調整が続いてはいるものの、各市町の温度差や、想定される負担への戸惑いなどもあり、なかなか進まない状況であるように思います。やはりここは県がしっかりとスケジュール感を持ち、もっと主導して進めてほしいと考えるところでもあります。

つきましては、江見線に関し、現在、関係者でどのような検討がなされているのか、また、県として今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の三つ目、県東部地域の道路整備についてです。私が県議会において初めて一般質問に登壇する機会をいただいたのは令和元年六月議会でしたが、その際に早速取り上げさせていただいたのが、この県東部地域の道路整備についてでした。あれから五年が経過し、あのおとき議論させていただいた内容について、少しずつ前に進んでいる部分に関しては関係各位に心から感謝申し上げます次第です。

とはいえ、県東部地域の道路については、佐賀から神埼、神埼から鳥

栖において交通量が多い状態は今も変わりなく、慢性的な交通渋滞や交通事故の発生に対して、その解消を求める地元の声は非常に強いものがあります。

その一つ、県東部地域の幹線道路である国道三十四号は、主要な交差点を中心に交通渋滞が発生しており、地域住民の生活や沿線企業の経済活動に支障を来している状況にあつて、さらには追突などの交通事故も多く発生しております。

この点については、地元期成会においてバイパス案などの要望も出ており、整備の在り方についての議論も含め、私自身も関係する皆さんと共に、これから一層の力を注いでいかなければならないと感じております。

そして、国道三十四号を補完する県道佐賀川久保鳥栖線では、以前は抜け道のような利用がなされておりましたが、現在は交通量も多くなつており、一部区間では渋滞も発生している状態となっております。

また、県東部地域の東西軸ともなるはずの県道神埼北茂安線や、沿道に吉野ヶ里町の統合庁舎の建設が予定されている県道吉野ヶ里公園線においては、未整備区間が残っていて、地域住民の日常生活に不便を強いている状態です。

これらの道路は、住民の通勤通学や買い物など、日常生活に欠かせないものであるとともに、災害時や緊急時においては命をつなぐ道路としても機能するとても大切なインフラであり、早期整備が強く望まれるところでもあります。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、国道三十四号の整備についてであります。

国道三十四号の交通渋滞や交通事故の解消に向けた対策として、国において交差点改良などに取り組んでいただいていることは認識しているのですが、現在の取組状況と、整備促進に向け、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

二つ目、県道の整備についてであります。

県東部地域の主要な道路である県道佐賀川久保鳥栖線、県道神埼北茂安線、県道吉野ヶ里公園線の整備について、現在の取組状況と今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせ願います。

最後の項目、県内の治安情勢を踏まえた警察の対応についてです。

良好な治安は、県民生活の基盤であり、県勢発展に欠かすことのできない重要な要素であると考えます。

県内の治安情勢を見ると、長らく減少傾向にあった刑法犯の認知件数は令和四年に増加に転じて以降、今年も昨年を上回るペースで推移しており、特に二セ電話詐欺やSNSを利用してうその投資話を持ちかけ、金を振り込ませる詐欺などの被害が増加しております。

また、人口十万人当たりの人身交通事故の発生件数は依然として全国ワーストレベルにあるほか、今年は交通事故死者数が前年比で大幅に増加しております。

さらに、全国ではSNS上において仕事の内容を明らかにせず高額報酬を示唆して実行犯を募集する、いわゆる闇バイトによる強盗事件等が後を絶たず、こうした特異重大な事件がいつ本県で発生するかも分からない状況にあります。家族や友人、知人がいつ被害に遭うか、それどころか、万が一にも加害者になってしまうという事態が起きないとも限らないと言わざるを得ないような事件が実際にニュースでも流れている

ことから、警察が果たすべき役割はますます大きくなっており、県民も警察に大きな期待を寄せているところでもあります。

その一方で、組織運営に当たっては、働き方改革や職員の処遇改善、女性活躍推進などの課題にも取り組んでいく必要があり、県民の期待に応えるためとはいえ、昔のような気合や根性でがむしゃらにというわけにはいきません。

福田本部長におかれましては、去る十一月二十五日付で県警察の最高責任者として着任されたところではありますが、県民の暮らしを守り、県民が真の安全・安心を実感できるよう、これまでの経験を踏まえて、そのリーダーシップを大いに発揮していただきたく、御期待申し上げる次第です。

つきましては、本県の治安情勢を踏まえ、着任に当たつての所見について警察本部長にお伺いいたします。

以上、大きな四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。古川裕紀議員の御質問にお答えします。

居場所をなくした子供の支援に対する私の認識についてお答えします。

全ての子供は一人一人が輝く存在です。子供たちが夢や希望を持てるように、私たち周りの大人たちが寄り添い、支援していくことが大切です。そして、子供たちは宝です。将来の佐賀を担う子供たちには健やかに骨太に育ってほしいと考えています。

世の中には、それぞれの事情で家庭や学校に居場所がない子供たち、

そして生きづらさを抱えている子供たちもいます。このような子供たちには、いずれかの場所に止まり木のような安心して過ごせる場所が必要だと考えます。

佐賀県では、子供たちのために支援をしているCSOが幅広く活動しています。例えば、アウトリーチによる引きこもり支援などで全国的にも注目されている「スチューデント・サポート・フェイス」や、子供の居場所づくりに取り組む団体をつなぐ「さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会」などがございます。

そして、議員から御紹介のありました、「子どもシェルターばるーん」ですけれども、様々な理由で居場所をなくした子供たちの受け入れ施設として、二十四時間、子供が駆け込むことができる県内唯一、九州唯一の「子どもシェルター」です。かけがえのない役割を果たしていただいていると思っています。

今後も、定期的に意見交換をしながら、応援していきたいと考えます。そして、こうした活動が県内の新たなCSOの活動にも広がりますし、さらに県外からも志あるCSOの誘致につながっています。

先日、意見交換をした「こども宅食応援団」の駒崎代表理事は、佐賀県は子供の応援に熱心で、佐賀県に活動拠点を構えた。今後も二人三脚で進めさせていただきたいと思いをこぼされました。

また、子供の孤立解消に取り組む「D×P」というCSOが佐賀県にきたわけですけれども、佐賀県は、地域に根差したNPOや自治体との連携が進み、支援の形を一緒につくることができるといった話をいただきました。

また、県内外のCSOなどにより構成されますフードバンク活動を行

います「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」、これは令和四年十月に立ち上げ以来、企業などからの支援物資が四十倍超に急増して、子供食堂の活動も後押しすることにつながっています。こうした子供食堂も止まり木の一つになっています。

こうした動きを受け、今議会に子育て支援CSOが取り組む、食品の配送拠点整備に対する予算を提案させていただいております。

「子どもシェルター」を含め、様々な理由で居場所をなくした子供たちが様々な形で救われるセーフティネットはとても大切です。CSOの自発的な活動が広がって、ネットワークが構築されるという好循環が生まれております。そして、様々な分野、様々な形できめ細やかに子供たちを支援しようとする志があることが佐賀県の強みです。

こうした佐賀県の強みを生かし、困難を抱える子供たち一人一人に寄り添うCSOの支援の輪が広がっていくように、それを支えている施設や担っている皆さんを引き続きさらに応援させていただきたいと考えています。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ私からは、路線バスの維持確保についてお答えを申し上げます。

路線バスをはじめとする地域交通は、住民の方々の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者の皆様との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございます。しかしながら、路線バスの利用は全体といたしまして昭和四十四年をピークに大幅に減少し、経営は苦しい状況でございます。また、運転士不足の問題もあり、路線の減便や廃止を余儀なくされるケースも見られています。

そうした中、佐賀市と久留米市を結ぶ江見線でございますが、議員御

指摘のとおり、運転士不足を理由に今年十月に便数が半減、来年十月には路線を廃止する旨、運行事業者から申し入れがなされているところでございます。

県ではこの申し入れ後、利用実態を把握するため、沿線市町の皆様方に呼びかけをいたしまして、実際に職員が乗車をして、利用の状況を確認いたしました。また、利用者の皆様への聞き取り調査も行ったところでございます。

その結果、利用目的別に、まず通勤がやはり約三二％と最も多く、次いで通学が一四％、買い物が一％、通院が九％と全体の約六五％を生活利用が占めていること。また、そのうち路線廃止の場合に代替手段がないとのお答えが約半数に上るなど、やはり生活に欠かせない大切な移動手段であることを確認いたしております。

そこで、佐賀市、神崎市、それからみやき町は、本年六月に、これも議員御指摘のとおりですが、運行事業者に対して運行の継続や廃止時期の延期などを要望されているところであります。

現在、地域住民の移動手段を確保するにはどのような対応が考えられるのか、私ども県と市町が一緒になって議論を重ねております。その際、県では地域住民の方々の影響を第一に、議論の場の設定、それから意見の集約、また先行きのスケジュールの提案など、必要な調整をしっかりとやらせていただいております。やはり今後の方向性をできるだけ早く決めまして、地域住民の方々に対して情報提供することが大事だと考えております。

私ども県では、今般、地域交流部内で地域交通を所管している部署を再編いたしましたして、新たに「地域交通システム室」を設置したところで

ございます。何よりも地域づくり目線で、地域の実情やニーズを踏まえまして、スピード感を持って対応するよう体制を強化したところでございます。

今議会におきましても、バスをはじめとする地域交通の利用実態の調査分析、また対策を検討する取組、それから県外で運転士を確保する事業者の頑張りを後押しする、そういった議案も提出させていただいております。私どもとしては取組を加速させたいと考えております。

江見線も含めまして、引き続き、市町や地域住民の方々などと連携をいたしまして、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、引き続きスピード感を持って積極的に関わってまいるところでございます。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県東部地域の道路整備についてお答えいたします。

まず、国道三十四号の整備についてでございます。

国道三十四号の佐賀から鳥栖間につきましては、一日当たり交通量が約二万台を超え、朝夕を中心に渋滞が発生している状況でございます。交通事故の危険箇所も多く存在するというところでございます。このため、国においても交通渋滞や事故の解消に向けた対策が進められているところでございます。

国道三十四号の佐賀から神埼間につきましては、神埼佐賀拡幅といたしまして、延長五・二キロの現道拡幅が進められております。これまでに下瀬交差点から上犬童交差点間の約二・九キロ区間を四車線で供用されておまして、現在、残る区間の用地買収などが進められているとこ

ろでございます。

また、神埼から鳥栖間につきましては、交通渋滞の緩和や安全・安心な歩行空間の確保を目的といたしまして、交通安全対策に取り組みれております。これまで八カ所で事業が完了し、今現在、四カ所で交差点改良や歩道整備が進められているところでございます。このうち、神埼・吉野ヶ里地区におきましては、吉野ヶ里公園駅交差点、そして神埼駅前交差点の二カ所で右折レーンの設置などの交差点改良に着手されておりまして、工事着手に向けて調査設計や用地買収などが進められているところでございます。

神埼から鳥栖間の抜本的な整備につきましては、現在、沿線の二市三町で構成されます「国道三十四号（鳥栖～神埼間）整備促進期成会」におきまして、この区間のバイパス整備に対する勉強会を開催されております。また、期成会におきましては、先月七日に財務省、国交省に対して提案活動をされておまして、県もこれに同行したところでございます。

また、県では、国道三十四号をはじめとしました幹線道路の整備促進に必要な予算の確保、そういつたことで先月二十五日に財務省、国交省に対しまして、知事をはじめといたしましたGM21による政策提案を実施したところでございます。様々な場面で要請を行っているところでございます。

今後引き続き、国道三十四号の事業箇所が図られ、また、鳥栖～神埼間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるように、国や地元市町などと連携して取り組んでまいります。

次に、県道の整備ということで、佐賀川久保鳥栖線、神埼北茂安線、

吉野ヶ里公園線の整備について、現在の取組状況、そして今後の取組についてお尋ねがございました。

まず、県道佐賀川久保鳥栖線でございますが、佐賀から鳥栖に至る延長約二十七キロの路線でございます。その中でも交通混雑が顕著な場所で道路改良を進めております。現在、鳥栖市の一本杉工区の四車線化などに取り組んでおります。一本杉工区では、現在、用地買収に向けまして、道路の詳細設計などを進めているところでございます。

また、通学路で歩道がない区間におきまして歩道整備も進めておりまして、現在、神埼市の城原地区の二子交差点付近から菅生橋西交差点付近までの約八百八十メートルを菅生工区ということで整備を進めております。これまでに約八割の区間で歩道整備を終えております。残る区間の用地買収、工事を進めて、完成に向けて取り組んでまいります。

次に、県道神埼北茂安線でございます。神埼市からみやき町に至る延長八キロの路線でございます。これまで上峰町の加茂交差点から終点のみやき町まで約三キロの区間の整備が完了しているところでございます。

残りの五キロ区間のうち、国道三百八十五号から上峰町境までの約一・七キロ、SUMCOさんが工場建設を予定しております県営吉野ヶ里産業団地へのアクセス道路ということで、これを吉野ヶ里工区として道路の整備を進めているところでございます。

また、神埼市の本堀から三本松川付近までの約二百五十メートル、これを本堀工区として通学路の安全性を向上することを目的に整備を進めているところでございます。

いずれの工区におきましても、これまで測量や道路設計を行いまして、

現在、用地買収を進めているところでございます。引き続き、地元市町と連携しながら事業促進に取り組んでまいります。

最後に、県道吉野ケ里公園線でございます。これは国道三十四号と並行いたしましたして、国道三百八十五号から国道三十四号の久留米分岐交差点に至る地域を通る生活道路ということでございます。

吉野ケ里町さんからは以前から、この区間の道路整備の要望をいただいております。ただ、通過交通の増加ですとか地域の分断に対する懸念などから、地元の合意形成に至らずに事業化を見送った経緯もございます。

また、沿線では吉野ケ里町の統合庁舎の計画もされているということもございます。地域の将来像を見据えて、まちづくりの中でこの道路が担う役割ですとか、地元の合意形成などについて、引き続き吉野ケ里町さんと議論を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ 私からは、居場所をなくした子供の受け入れ支援について二点お答えいたします。

まず、「子どもシェルターばるーん」の取組に対する支援についてでございます。

「ばるーん」は、令和三年度の開設以来、親からの暴力だったり、家庭不和、ネグレクトなど、様々な事情を抱え居場所を失った子供たちに安心できる生活を提供し、次の一步を踏み出す支援をしていただいております。この取組に要する運営費は、国や県からの補助金、それから、寄附金によって賄われております。

この国、県の補助金は、多くの福祉施設がそうなんですけれども、前年度の入所実績に応じた額とするのが原則になっておりまして、「ばるーん」につきましては、シェルターという性質上、いつ入所希望があっても即対応できるだけの体制が必要だということ、それから、入所して子供たちは、入所に至る経緯などから手厚いサポートが必要であるケースが多いこと、これらのことを考慮しまして、入所実績が必ずしも定員に及ばなくても定員分の運営費を支給するという特例承認をしているところがございます。「ばるーん」が二十四時間、三百六十五日対応できる体制を維持するためには、やはりこの特例承認というものは私は必要だというふうに思っております。

それから、施設運営に係るさらなる支援、それから、周知広報についてもお尋ねがございました。

この件に関しましては、施設側ともお話ししております。例えば、財政面でいきますと、体制強化補助金という国の制度等もございますけれども、これは補助者を雇い入れる制度でございます。こういったものが使えるのかどうなのかについては意見交換をしていきたいし、それから、周知広報につきましても、効果的な方法がどういったものがあるのかということも、これも施設側とお話しておりますので、さらに意見交換を進めていきたいと思っております。

続きまして、関係機関との連携についてでございます。

「子どもシェルター」は、子供を犯罪から守り、自立を支援するという観点から、児童相談所、警察、それから医療機関、これらの関係機関との連携が非常に大切だというふうに思います。

児童相談所は、特に子供の一時保護などで関わる機会が多くて、これ

までも「ばるーん」と連携しながら子供の支援に取り組んでまいりました。

それから、警察関係でいきますと、施設長が二代続けて警察OB、それも少年補導に携わった経験のある警察OBの方がなられていますので、そういう関係では連携がなされているのではないかと思います。

それから、医療機関に関しても、肥前精神医療センター、ここに在籍される児童精神科医と連携して対応しているというお話は聞いております。

今後、こういった関係機関との連携がさらに緊密になるように、私どもも協力をしてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●福田警察本部長 登壇 Ⅱこのたび、佐賀県警察本部長を拝命し、着任いたしました。佐賀県警察の一員として、佐賀県のために勤務できるところを大変光栄に思っております。

県内の治安情勢につきまして、刑法犯認知件数は令和三年に二千八百二十一件と過去最少を記録しましたが、一昨年に増加に転じ、本年は十月末現在で三千三百二十六件と昨年を上回るペースで推移しております。

特に、いわゆるニセ電話詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を合わせた被害件数は、前年比で約一・五倍、被害額も約二倍となっております。極めて憂慮すべき状況にあります。こうした犯罪は、暴力団やSNS等を通じて離合集散を繰り返しながら犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループが主導的な立場で深く関与している実態がうかがわれ、県下におきましても、その対策の強化が急務であると認識しております。

また、交通事故情勢は、昨年の人身交通事故は三千百四十四件、交通

事故死者数は十三人となり、昭和二十三年以降最少となりましたが、本年は人身交通事故発生件数こそ減少傾向を維持しているものの、交通事故死者数は前年比で大幅に増加しており、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことなどの特徴を踏まえた交通事故防止対策が必要であると認識しております。

県警察として、こうした治安情勢に的確に対応し、安全・安心を実感できる佐賀県の実現のために各種取組を強力に推進してまいります。

着任に当たつての所見について申し上げます。

本年の県警察の運営方針は、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」であり、そのための活動重点として、「交通マナーアップと交通事故抑止対策の推進」、「子供・女性・高齢者を守るための犯罪抑止対策の推進」、「サイバー空間の安全を確保するための対策の推進」、「重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪対策の推進」、「テロ・災害をはじめとする緊急事態対策等の推進」を示しており、これらに基づき、それぞれの治安課題に力を入れたと考えております。

あわせて、治安情勢は変動を続けるものであり、さきに申し上げた状況も含め、最新の情勢を的確に把握して柔軟な対応を図ることに努めたいと考えております。

無論、全ての前提として、県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるよう、十分に配慮したいと考えております。

良好な治安は社会の基盤であると考えています。様々な治安課題に対処するに当たり、困難が生じることもあり得ると思います。しかし、私は、佐賀県の治安のために警察本部長としての役割をしっかりと果たすべく、日々真摯に職務に取り組む所存であります。そして、いかなると

きでも職員と共に知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に込めてまいりたいと考えております。

県議会の皆様には、引き続き県警察の活動に対する御理解と御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

●徳光清孝君（拍手）登壇Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。

通告に従いまして、順次、県政の課題について質問をいたします。山口知事、甲斐教育長をはじめ、県執行部の皆さんの誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

一番目の質問は、「SAGA2024」国スポ・全障スポについてであります。

この内容につきましては、先ほど古川議員のほうからかなり詳しく述べていただきました。すばらしい大会だったというふうに言われていまして、全くの同感であります。

本年、若楠国体以来四十八年ぶりとなる「SAGA2024」国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されました。

この大会は、国体から国スポに変わる新しい大会として開催され、大きな成功を収めたと思います。今後の大会開催への大きな財産にもなったと感じております。

私たちも、国スポや全障スポの開会式、閉会式に参加をし、競技も観戦をいたしました。全てに感動し、とてもすばらしい大会だったと感じたところがあります。特に全障スポの開会式は、出場された選手の皆さんもほとんどが参加をしており、選手、観客などが一体となったすばらしい閉会式でありました。挨拶一つに対しても、会場一体となった割れ

んばかりの拍手が起こり、心の底から感動したところであります。

本大会に参加をし、全国から多くの選手の方や関係者の皆さんがここ佐賀で数々の新しい取組や運営のすばらしさを目の当たりにされたことと思いますが、この成功を、一過性ではなく、今後の佐賀県の飛躍につなげてほしいと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、「SAGA2024」が伝えた「佐賀らしさ」についてであります。

「SAGA2024」は、体育からスポーツに、国体から国スポに変わる新しい大会として他県にない「佐賀らしさ」をどのように創り出し、また、全国に示すことができたと考えているのでしょうか。そして、佐賀県の後へ続く後継県に何をつなげることができたと考えているのかお尋ねをいたします。

次に、「SAGA2024」と佐賀県の今後の発展についてであります。長い時間をかけて大勢の人の思いを込めて準備してこられた大会であります。その成果をどのように今後の佐賀県の発展に生かしていくのが重要だと思っております。

若楠国体のときは県内に様々な体育施設が誕生いたしました。今回も大会開催を契機に、SAGAアリーナや「九州クライミングベースSAGA」などが誕生しております。「SAGA2024」は通過点であり飛躍点であると思います。これをばねにして佐賀をどのように飛躍させようとしているのかお尋ねをいたします。

二番目の質問は、仮称佐賀駐屯地へのオスプレイ配備についてであります。

まずは、改めまして、オスプレイの安全性についてお尋ねをいたしません。

来年七月には現在建設中の仮称佐賀駐屯地へ陸上自衛隊のオスプレイ十七機が配備される予定であります。しかしながら、これまでも本議会で何度となく米軍オスプレイの墜落死亡事故を取り上げ、オスプレイの安全性について疑問を投げかけてきました。

この一年間を見ましても、昨年十一月に屋久島沖で米軍オスプレイが墜落をし、八名の搭乗員が亡くなった事故をはじめとして、米軍や陸上自衛隊のオスプレイが、警告灯などが表示されたために最寄りの飛行場へ予防着陸を繰り返しております。

特に去る十月二十七日に沖縄県の与那国駐屯地で陸上自衛隊のオスプレイが離陸時にバランスを崩し、左右に大きく揺れて左翼の一部が地面と接触するという事故は陸上自衛隊オスプレイの初めての事故であり、見逃せるものではありません。

防衛省は、十一月十四日に当該事故の調査結果を公表いたしました。その内容は、ホバリング前に作動させるエンジン出力関係のボタンを押し忘れたこと、さらにその後、機長が地面付近での操作不良を起こしたことが原因とされております。つまり、人的ミスであると結論づけています。相次いで操作ミスが起こること自体が信じられませんし、納得できるものではありません。

また、この件に関連した問題として、最近のAP通信が報道しております。それは、海兵隊や製造メーカーが、このインテリム・パワー・スッチの頻繁な使用は部品の摩耗につながるために推奨していないというものです。どうもやはりオスプレイに関しては不可解な点が多いと

思っております。

さらに、これもAP通信がアメリカ現地時間の十一月二十五日に、ホワイトハウスの職員と政府関係者を乗せたオスプレイがニューヨークで緊急着陸したと報じました。同行していた記者が緊急着陸前に右エンジンの下のほうから出火しているのを見たと話しているということでもあります。

また同日、アメリカ連邦議会の上院と下院の一部の議員が、オースティン国防長官に対しまして、機体の安全性や設計上の問題が解決されるまで、全ての軍のオスプレイの運用を停止するよう要請していることも報道されております。

このように、事故や予防着陸が相次ぐということでは、幾ら安全であることや基本的構造に欠陥がないという主張をしても、本当に大丈夫なのかという不安が県民の間にも広がっているものと思います。

このように、オスプレイの安全性に関しては、これまでも事故や不具合の発生などが相次いでおり、安全性に疑問を感じるばかりであります。

そこで、次の点について伺います。

オスプレイの安全性についての不安が依然として解消されていないと思いますが、知事は相次ぐ予防着陸についてどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

また、陸上自衛隊のオスプレイ事故の調査結果が公表されましたが、その調査内容をどのように受け止めているのか、改めてお尋ねをいたします。

次に、佐賀県有明海漁業振興・補償基金（仮称）でありますがこの

基金の創設についてであります。

山口知事は、本県議会の提案事項説明の中で、「防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金は、令和七年度の創設に向け、来年二月議会に議案を提案する」と述べ、今議会勉強会資料に報告事項として資料が提出をされております。

防衛省と佐賀県の合意書を改めてお話をいたしますが、一つに、防衛省は佐賀空港を使用する応分の負担として着陸料を合計百億円、年五億円を二十年間支払う。二つ目は、佐賀県は着陸料収入を基に、有明海漁業の振興と補償等の対象となる事案が発生した場合に、必要な費用を無利子で貸し付けるための基金を創設する。三つ目に、二十年後以降については改めて防衛省と佐賀県が協議をするというものであります。

私は、合意が公表された時点でも合意内容に異議を唱えてはいたしましたが、基金条例を提案することが明らかになった今、改めて質問をいたします。

まず、この合意内容は佐賀県からの申し入れによるものであります。どうして着陸料を支払うよう防衛省に求めたのでしょうか。全国的な事例を見ますと、防衛省からの着陸料は免除している空港がほとんどであり、佐賀県が主張していました、地方自治体は国防に協力する立場にあるということからしますと、着陸料を徴収するのはおかしいのではないかと思います。

勉強会資料によれば、「基金の積立額は、一般会計歳入歳出予算で定める。」とありますので、一般会計歳入に計上された着陸料を歳出時に基金に繰り出すということになります。つまり、着陸料は一般財源であり、漁業振興だけに使うという特定財源ではありません。原則は佐賀空港の維持補修費等に使われるべき財源であります。どうして防衛省から

の着陸料を有明海漁業の再生事業に充てなければならぬのか、仮に有明海漁協が公害防止協定の覚書資料の改定に応じたことに応えるためとするならば、何かの政策を実現するために見返りに財政的な支援を行うという手法は、私はあつてはならないことだと思いますが、いかがでしょうか。

ここで断っておきますが、有明海漁業の振興をやるなど言っているのではありません。その有明海漁業振興の事業は積極的に実施をし、有明海の再生を一日も早く実現しなければならぬことは言うまでもありません。ただ、その事業は本来、農林水産省の予算で実施するべき事業であります。防衛省経由の予算で実施するならば、本来の農林水産省による有明海漁業振興事業予算が減らされてしまうおそれが出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。いずれにしても、この基金創設は認められるものではなく、執行部の明確な答弁を求めます。

三番目の質問は、自然共生サイトの取組についてであります。

二〇二二年十二月に生物多様性条約第十五回締約国会議——COP15が開催をされ、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択をされました。日本は、この新枠組みを踏まえまして、二〇二三年三月に新たな生物多様性国家戦略を閣議決定し、二〇三〇年までにネイチャーポジティブ、これは自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることという意味であります。その実現に向けた目標の一つとしてサーティー・バイ・サーティー目標を位置づけております。このサーティー・バイ・サーティー目標とは、二〇三〇年までに陸と海の三〇%以上を健全な生態系として効果的に保全することであり、

そのネイチャーポジティブの実現に向けた取組として環境省は、企業

の森やビオトープ、里地里山など民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を、自然共生サイトとして認定する取組を令和五年度から開始いたしました。現在、令和六年度前半までに全国の二百五十三地域が認定をされております。

佐賀県では、令和五年度後半に唐津市相知町の「相知町横枕自然共生区域」が認定されており、申請者は特定非営利活動法人「唐津Farm & Food」であります。

佐賀県では、森、川、海のつながりや管理の重要性などについて、県民の皆様の理解醸成を図るとともに、保全活動などの行動促進につなげるため、「森川海人プロジェクト」に取り組んでおります。これまで、プロジェクトのPR活動や企業との森づくり協定の締結など様々な取り組みしております。たしか昨日も企業による植林が報道されていたというふうに思います。また、例えば、県内には、貴重な棚田を後世に残すための保全活動を、地域の住民の方々が担っている地域もあります。

このように、佐賀県には原生的な自然は残っていないものの、後世に残したい自然はたくさんあります。しかし、その自然が急速に劣化しつつあるのも確かであります。

そこで、お尋ねをいたします。

佐賀県として、県内での自然共生サイト認定の取組に対して、どのように関わり、どのように取組を支援していくのかお尋ねをいたします。

最後の質問になります。四番目の質問は、今後の少人数学級の取組についてであります。

教育をめぐるしましては、多くの課題があり、教育委員会や教職員、教育関係者とその課題解決に向けて様々な努力を続けているのが現状であ

ります。学校における働き方改革が進められており、教職員定数の改善や教員業務支援員等の配置拡充、部活動の見直しなどが取り組まれております。最近では、教職調整額の支給率の引き上げについて、文部科学省と財務省との間で議論が続いております。

私は、教員がゆとりを持って子供たちと向き合う教育現場にするためには、まずは少人数学級の取組を進めることにあると思っております。国は、令和三年三月に義務標準法を改正し、順次小学校で三十五人学級を整備し、令和七年度までに小学校第六学年までの三十五人学級が完成することが決まっております。令和六年度の政府予算では、第五学年の学級編制の標準を三十五人に引き下げるために教員の増員が予算措置されました。佐賀県教育委員会では、この取組を一年前倒しして実施しております。令和六年度県予算で第六学年の三十五人学級が実現できました。これで、佐賀県では小学校の三十五人学級が完成したことになります。

国は、中学校の三十五人学級の推進については、具体的な決定はしておりませんが、骨太の方針において若干触れられております。学校現場の教員からは、中学校でも三十五人学級を推進するよう求める声が上がっております。佐賀県では、中一ギャップを解消するため、平成二十一年度から中学校第一学年の実質的な三十五人学級を実現しています。

そのような中、令和七年度以降の佐賀県での取組がどうなるのかが問われていると思います。私は、今年の二月議会で、中学校での三十五人学級の実現へと結びつけるべきだと質問しました。あるいは特別支援学級の学級編制の基準を八人から引き下げることにも指摘をしております。

県の教育委員会は、様々な取組の効果を検証し、どのような取組が子供たちにとって、学校現場にとってベターなのかを模索していると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

令和七年度県予算の編成に取り組んでいる現在、中学校での三十五人学級の推進を含めまして、今後の少人数学級の取組をどのように推進していくのかお尋ねをいたします。

以上で一回目の質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ徳光清孝議員の御質問にお答えします。

「SAGA2024」が伝えた「佐賀らしさ」についてお答えします。今回の大会、佐賀県のすばらしさは、単に決められたことに従ってやるのではなく、みんなで考え、みんなで決めて、みんなでやろうとした点だと思っています。こうしたところに様々なチャレンジが生まれる素地があると思っています。

例えて紹介させていただくと、式典パフォーマンスについてなんですが、他県と違いました。割り当て方式ではなかったんです。手挙げ方式で、やりたい人々が老若男女思い思いに集まってきたチームです。そして、その振りつけは振りつけ師がパフォーマンスの意見を取り入れながら一緒に作り上げました。高校生アナウンサーによる選手インタビューの内容は、高校生が自分たちで考えて進行台本も彼らが自分たちでアレンジしてやりました。ということ、それぞれ自主的にやっているところが非常によかったと思います。

これまでと違う全く新しい大会をつくろうと、特にスポーツの持つ本質的な価値を追求しました。自由、楽しさ、多様性など、スポーツの持

つ力を皆が信じ、失敗を恐れずに挑戦したわけです。全ての人が主役となって一人一人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」、それぞれのスタイルで参加いただいたことによりまして、様々なシーンで自然と笑顔が広がる温かくて佐賀らしい大会になったのではないかと思います。

このような大会となりましたのも、アスリート、競技団体、サガンティア、全二十市町、協賛企業の皆さんなど、県民皆さんが楽しんで関わってくれた佐賀だからこそなし得たものと感謝しています。皆さんにおめでとうと申し上げたいと思います。

そして、この評価ですが、全国の知事に対しては大会前からスポーツの意義、そして、我々のチャレンジについて様々な場面で語りかけてまいりました。なかなか伝わりにくいというのが正直な感想なんですけれども、特に佐賀を含む直近四県とは、二月にオンラインでお互いのチャレンジを紹介し合った上で、実際に「SAGA2024」に来ていただいた際にも胸襟を開いて意見交換をさせていただきました。言うなれば、私と滋賀県知事と青森県知事、そして、前にやった鹿児島県知事です。大会に来た各県の知事からは、「実際に参加してみても佐賀のやろうとしていたことが分かった」、「関係するみんなが笑顔、楽しそうだった」との声が聞かれました。

図らずも国スポ三巡目議論がなされておりますが、それに先んじてチャレンジを続けてきた佐賀県の取組に対しては、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」の小林座長など各委員をはじめ多くの関係者が今回の大会を視察されていきました。私も意見交換をさせていただきましたけれども、大変高い評価をいただいております。こうした佐賀県ならではの新しい大会に向けた挑戦が国スポ見直しの議論

に大きな一石を投じることができたと考えています。

こうしたことで「SAGA2024」は、日本のスポーツシーンにおいてスポーツを多面的に捉える転換点となったと思います。これから滋賀県、青森県、そして、宮崎県と国スポ・全障スポは続いていくことになりませんが、例えば、早速、滋賀県がメダル授与に取り組む意向に転換されたりとか、式典の在り方などについて新たな取組についてそれぞれ検討されていると聞いております。

私は、「SAGA2024」と同じ大会を国体のときみたいにもまた繰り返す必要はないと考えます。それぞれの県で考えて様々な取組にチャレンジされることが大切だと思います。そして、そうしたバトンがつかって将来にわたって成長型の大会であり続けることを期待しております。

続きまして、「SAGA2024」と佐賀県の今後の発展について結びつけていくことについてのお尋ねがございました。

やはり「SAGA2024」は、みんなで考えて決めてつくり上げた大会ですので、このこと自体は佐賀県にとって大きな財産ですが、徳光議員のおっしゃるとおりです。これをいかに佐賀県政全体に生かしていくかということに我々は考えをめぐらせなければいけないと思います。

多くのSSPアスリートが華々しく活躍しました。様々なコーチ、競技団体、企業、医師会、高校、大学、それぞれ「する」、「観る」、「支える」、「稼ぐ」など、それぞれのスタイルで関わったので、これをこれからさらに広げていきたいと考えています。そして今回、SSP構想を一緒にやっつけていこうという人の絆は唯一無二のもので、この絆をより強くして、さらにこれから集まってくる新たな仲間と共に「Team S

SP」としてこの構想をさらに推進したいと思います。

県議の皆さん方にも御紹介させていただいておりますけれども、「SAGAスポーツピラミッド構想推進条例」を今検討しております。様々な意見が出て、それが来年二月議会の提案に結びつけばよいということ議論を重ねております。

SSP構想は、人材育成、就職支援、スポーツビジネスの創出など、佐賀の未来につながる人づくり、そして教育、経済、文化など、様々な分野の成長につながるソフト政策が柱でございます。

そして、ハードのほうの考え方も他県と一線を画そうと考えました。我が国では、例えば、国体など大規模大会の開催のためだけに体育館やプールなどのハード整備をすることも多いわけですけれども、我々佐賀県は、大会は一つのきっかけであって、むしろその先でどう活用していくのかを考えて、SAGAアリーナ、「九州クライミングベースSAGA」などを整備させていただきました。例えば、それが根づいているなというふうに考えさせられたのも、おととい、きのうとSAGAアリーナで佐賀バルーンズの長崎ヴェルカ戦があつたんですが、日曜日には七千九百人を超える人が集まりました。そして、きのうは月曜日、平日にもかかわらず、五千八百人を超える人たちが集まりました。そんなことは、今までこの佐賀県では考えられなかった。でも、やっぱり国スポで、見たり、支えたりするのもすばらしいということに気づいた皆さん方がお集まりいただいている面もあるのではないかと思います。

こうした様々な自分なりのスタイルでスポーツに楽しむ文化ということも、佐賀で着実に生まれ、これがさらに経済的な効果、「稼ぐ」というところまで広がって、町全体、まちづくりそのものになっていけばいい

と思っております。

SSP構想の下、さらに昇華させ、世界標準の新しいスポーツ文化の花を開かせ、日本に広めていきたいと思っております。SSP構想に対するスポーツ関係者からの期待も大きいものと認識しております。これからさらにこの佐賀の地から、日本の新しいスポーツ政策、スポーツシーンを切り開き、世界に誇れる佐賀に結びつけていきたいと考えています。

続きまして、佐賀駐屯地へのオスプレイ配備につきまして、その安全性などについてお答えします。

まず、この予防着陸ですが、安全対策の一環として認識しております。これはちゅうちよすべきものではないと思っております。警告灯が点灯したときに加え、パイロットが少しでもリスクを感じたときには取り得る対策の一つですから、ちゅうちよせずにもリスクがあつたら着陸をするということを含んで共有理解をしなければいけないと思えます。

ただ、徳光議員からお話がありましたように、最近、オスプレイの予防着陸が多いのではないかと感じております。

与那国駐屯地の事故については、これまでの米軍オスプレイとは違い、来年から佐賀空港を使用することとなります。陸自オスプレイの初めての事故でありましたので、注視が必要と認識しました。

事故発生の当日、直ちに防衛省に対しまして原因の究明と安全対策について速やかな情報提供を要請いたしました。そして、十一月十三日に中谷防衛大臣と面会した際にも、原因究明と安全対策について丁寧な対応を改めて求めたわけです。中谷大臣からは、「飛行の安全は大前提、再発防止を徹底する」旨の返答がありました。

そして、その翌日十四日に事故の概要や原因、再発防止策などについて防衛省から県へ説明がありました。防衛省から県に対して説明のありました事故の原因や再発防止策などにつきましては、政策部長から答弁させます。

何事も絶対に安全ということではなく、何か起きたときには一つ一つ丁寧に対応することが大切です。今後も防衛省に対して、安全性について常に追求し、説明責任を果たすように求めていきます。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、オスプレイの安全性と基金についての二点、お答え申し上げます。

まず、陸自オスプレイの事故に関する点で、防衛省からの事故原因、再発防止などの説明についてでございます。

防衛省が調査結果を公表いたしました十一月十四日に江原九州防衛局長をはじめ、木更津駐屯地に所在します陸自オスプレイが所属する第一ヘリコプター団の廣瀬団長などから、私が対面で説明を受けました。

主に三点、事故概要、事故原因、再発防止策について説明がございました。

まず、事故概要についてでございます。

陸自オスプレイが、日米共同統合演習の中で離陸のために上昇を開始した際、高度低下が発生をし、離陸を中止して周辺の平地に接地したという事です。その後、再度機体上昇し、左右交互の揺れが発生したことで左ナセル、これはエンジンやギアボックスなどが収納された部分でございますけれども、この部分が地面に接触をし、機体の一部が損壊したという説明でございました。

次に、事故原因でございますけれども、物的要因及び外的要因は事故

に関連がなく、人的要因に起因するものであるとの説明がございました。具体的には、離陸時に一時的にエンジンの出力を上げるためのスイッチ、インテリム・パワー・スイッチでございますが、このスイッチの入れ忘れ、またパイロットの操作ミスによって左右に揺れる不安定な状態が発生したこと、こうしたことが事故の原因であるとのことでございます。

再発防止策につきましては、エンジン出力関連の機能を作動させるスイッチの押し忘れを防止するためのマーキングの実施、また、機長及び副操縦士によるホバリング移行前の操作手順の読み合わせに係る教育及び訓練の実施、こうしたことなどを徹底し、陸自オスプレイの飛行を再開するというところでございました。

防衛省からの説明を受け、私のほうからは、隊員への教育や訓練などについては、今回限りの措置ではなく、反復、継続して取り組んでいくこと、また今後とも安全性について常に追求し、説明責任を果たしていくこと、こうしたことなどを申し上げたところでございます。

続きまして、基金の創設についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用要請以前から、有明海漁協の皆様は国に対して、諫早湾干拓問題であったり、筑後大堰などでの対応をめくり、不信感を強く持たれておられました。そうした中、平成二十九年七月には県議会において、「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」がなされました。これは、「国及び県に対し、安全対策や補償措置、有明海再生や水産振興のための必要な施策を講じるとともに、信頼関係の構築に向けた環境整備を進めるよう、強く要請する。」という内容のものでございました。

しかし、その当時は、県と漁協との間で結んでおります公害防止協定覚書付属資料の変更については、漁協の了解が得られていない状況でこ

ございました。このような中、有明海の振興対策を防衛省とつくり上げることが信頼をつなぐ一つの方策になるのではないかとというふうに考えました。

ただ、防衛省と交渉する中で難しかったのが、有明海の再生を図るためには、防衛省の事業予算ではスキームがなかなかつくりづらいということでもございました。

そこで、有明海漁業の振興のための基金を県が創設し、その財源として年五億円を二十年間、合計百億円を防衛省が着陸料として支払うという形で合意をしたところです。こうした背景があり、佐賀空港においては、防衛省が県へ着陸料を支払う形となったところでございます。

この着陸料は、防衛省が直接水産事業に取り組むことができない中、基金という形で実現した有明海漁業の振興のためのものでございます。

また、議員のほうからは農林水産省の予算についてもお話がございました。先月二十五日には、知事と市町首長らと財務省、農林水産省に對しまして令和七年度の有明海漁業の振興について予算要望の実施も行つたところでございます。当然基金による有明海漁業の振興が行われるからといって、これまでの農林水産省の事業予算が振り替わるものではないというふうに認識しております。

私からは以上です。

●諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、自然共生サイト認定の取組についてお答え申し上げます。

自然共生サイト認定制度は、環境省が令和五年度から開始した制度であり、民間の取組などにより生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定するものでございます。

認定されたサイトは、国際的なデータベースにも登録され、世界的にも認知されるところでございます。

この制度創設の背景には、我が国の森林、里地里山などの生物が豊かに生育するような環境が過去五十年にわたり損失し続けており、将来にわたって生物多様性の恵みを受受するためには、この損失を止め反転させる、いわゆるネイチャーポジティブが必要な状況という認識がございます。

佐賀県は、玄界灘、有明海という豊かな自然に満ちた、性質の異なる二つの海に面しており、中でも東よか干潟及び肥前鹿島干潟はラムサール条約湿地に登録され、国際的にも重要な地域とされており、

また、内陸部では脊振山系、天山山系などから成る緑豊かな山間地域と、米や野菜など豊富な農作物を生み出す肥沃な佐賀平野が広がる中に、河川やクリークが縦横に水を巡らすなど、多彩な自然を織りなしており、私たちはその恵みの中で伝統や文化を育んできたところでございます。

このような豊かな佐賀の環境は、森、川、海の自然のつながりもたらず恵みであり、「森・川・海はひとつ」という思いを人がつなぐ「森川海人プロジェクト」に取り組んでいるところでございます。

現在、県内百五十もの企業、団体がその思いに賛同され、「チーム森川海人」として様々な活動を行っていただいております。中でも、「森川海人」森づくり協定を締結しました、山を大切に思う九つの企業、団体には、主にレイクサイド北山において、植林や下刈りなどの森林づくりをはじめ、子供たちへの生物のレクチャーなど、いろんな活動を積極的に行っていただいております。昨日も企業が活動されたことを議員から御紹介いただきました。

また、白砂青松で名高い虹の松原では、景観の保全、再生のため、CO₂や地域の中高生、そして、ボランティアの方々为主体となり、松葉かきや、一斉清掃活動が実施されております。私も何度となく参加をさせていただいております。

それから、先ほど議員から紹介のありました、自然共生サイトとして認定された相知の横枕地区では、唐津南高校の生徒たちと地域住民による二ホンミツバチの養蜂活動を行ったり、佐賀大学と共に生物多様性調査を実施し、希少種であるブチサンショウウオを発見するなど、先駆的な活動をなされております。

こうした自然環境を守り育てる様々な活動や取組への思いは、ネイチャーポジティブの実現に向けた国の取組とも合致するところであり、県としても、この自然共生サイト認定制度を含め、現在行われている様々な取組をホームページやSNS等で周知するなどの取組を行っていきたいと思っております。

佐賀の豊かな自然環境を保全し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることができるようにするために、関係団体や市町、そして、それぞれの地域の方々とも一緒になって、何をすべきか、何ができるのかを考え、今後もできることから取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

●甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、少人数数学級の取組について答弁申し上げます。

小学校における三十五人以下の少人数数学級につきましては、議員から御紹介がありましたとおり、国が段階的に進めているところを佐賀県では国より一年先行する形で、今年度、小学校全学年における三十五人学

級が実現しております。

また、中学校一年生では、中一ギャップの解消を図るため、三十五人を超える学級については、県独自の予算により少人数学級、またはチームティーチング・少人数指導の選択制を導入して取り組んでおります。

少人数学級は、個に応じた学習指導をはじめ、子供たち一人一人の成長をサポートするきめ細かな指導体制に資するものと考えております。これまでの取組の効果としては、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じたきめ細かな学習指導が行いやすくなり、子供にとっても授業内容の理解が高まっている、教員が児童生徒一人一人と接する時間が多くなり、心身の変化に気づきやすくなることで、児童生徒の抱える様々な困り感の早期発見や、その後の解決につながっているなどが挙げられます。

こうした少人数学級の実現や、議員から言及のありました特別支援学級の学級編制標準の引き下げなどにつきましては、義務教育制度の根幹に関わるものとして、国の責任において実施されるべきものであり、これまで国に対し政策提案を行ってきております。

現在、文部科学省が小学校における少人数学級の効果を検証しているところであり、今後、その検証結果を基に議論がなされていくものと考えております。

県教育委員会におきましては、これまでもきめ細かな支援ができる教育環境づくりに努めておりまして、少し細かい話で恐縮でございますが、学校に配置できる教職員の定数につきましては、学級数に応じて配置される法で定められた基礎定数のほかに、教育上の特別の配慮などの目的で予算措置される加配定数があります。具体的には、複数の教員で指導

を行うなど指導方法の工夫改善、不登校やいじめなどに対応する児童生徒支援、特別支援教育などに対する加配がありまして、こうした加配を積極的に活用しているところです。様々な課題、児童生徒が抱える様々な困り感に寄り添って、解決につなげてまいりたいと考えています。

引き続き、国における少人数学級の議論を注視するとともに、子供たちにきめ細かな指導が行える教育環境づくりに努め、子供たちが自ら考え、自信を持って学びに向かうことができるよう、今後とも取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

●徳光清孝君 登壇Ⅱ何点か再質問を行います。

オスプレイの安全性について、知事に一問、それから基金について何点かお尋ねをいたします。それから、自然共生サイトについて一つお尋ねをしたいと思います。

教育については、今いろいろ考えていらっしゃる、それから、当然、来年度当初予算というのは来年度の二月議会で提案されますので、具体的なことはなかなか言えないというふうに思いますが、せっかく積み上げてきた貴重な予算だと思います。様々な工夫をされているというの、私も十分承知をしていますので、ぜひ現場の声もよく聞いていただいて、よりよい方向に予算が使えるように、来年度予算にしっかりと示していただきたいと思います。

まず、オスプレイの安全性なんです、もう今現在、自衛隊機の使用要請については、県は受諾をし、建設が決まって建設中、来年の七月にはオスプレイが配備をされるといふ段階にきています。私は今でもオスプレイを配備すべきではないという立場ですが、その立場を踏まえた上

でも、これまで県は漁協の皆さんに覚書資料の改定について協議をしてきましたし、オスプレイの安全性についてもかなり対応してきたと思います。今は駐屯地の建設についていろいろ対応されているというふうに思います。

ただ、来年七月に、もう十七機のオスプレイが佐賀駐屯地、仮称ですが、ここに配備をされるということになっていきますので、むしろこれから先が、より今まで以上に、オスプレイの安全性について対応できる部署とどうか、対応できる体制を私はつくるべきではないかなというふうに思うんですね。

これまでも、事故の結果とかいうのは米軍から報告があつて、防衛省から報告があつて、県がそれを受けて、それから県民に、私たちにという感じで様々な段階を踏んでいます。例えば、一年前のオスプレイ墜落事故でも、米軍は、ギアボックスに破壊的な故障があつたということと、予防措置でなかなか着陸をしなかつたという二つのことを言っているんですが、防衛省は後者の操縦ミスをかなり強調していたように思うんですね。私はそうではないというふうに思うんです。

だから、もう配備されるという現状になっていますので、オスプレイの安全性について、県としてももっと対応できるような体制を、来年度以降、私はつくるべきではないかなと思うんですね。例えば、専門家の人に誰かいろいろ情報を聞いてみるとか、いろんなことができると思いますので、次の段階としてそれをやるべきではないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

基金について、これは平成三十年のときに、委員会の中でも随分やり取り、質問をいたしました。一つお尋ねなんです、今回、着陸料が一

般財源として入ってくるんですが、これを全額基金に積み上げるという方式なんです、ほかにこのような方式で積み上げた基金が今あるのかどうか。一般財源のうちのある財源を、全て特定の目的のために積み上げていこうという基金がほかにあるのかどうか、以上、政策部長にお尋ねをいたします。

それから、漁業者の不信感がこれで払拭できたのかどうかということなんです。私は当初聞いたのは、これまで諫早湾干拓、佐賀空港の建設に伴う埋め立て、筑後川大堰の建設、全て国を信じて、あるいは県を信じて公共事業に協力をしてきたけれども、有明海がなかなか再生できていない、こういう現状になっている。だから、国の公共事業に対する不信感が強いというふうに私は受け取っていました。その不信感を払拭しなければ覚書資料の改定には応じられないということで、その説得材料的な意味合いかなと私は思うんですが、この基金というのが降つて湧いたように出てきたように思います。このことで本当に漁業者の公共事業に対する不信感が払拭できたというふうに考えているのかどうか、この点についてお尋ねをします。

それから、この基金による事業によって、農林水産省の予算に振り替わるものではないというふうに、それはあつてはならないというふうに政策部長答弁いただきましたが、ただ、それはどこで検証するのかわかるか。毎年、何億円が、農林水産省から決まった額が、有明海再生事業の予算に計上されて実施されているわけではありませんので、減ったのか増えたのかとどこで検証するのかということがあると思うんですね。だから、その点について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、やっぱり県民の間からも、そんなやり方をしていいのかという声が聞かれます。二月議会で条例を提案して、基金を創設するということなんですが、こういったことが、果たして県民の方の理解が得られるというふうに思っているのかどうか、その点についてもお尋ねをします。

着陸料、年間五億円です。平成三十年に聞いたときは、仮にオスプレイ十七機、それからヘリコプターを含めて七十機が着陸しても、年間の着陸料は五千万円ぐらいかなというような話を執行部から聞いたことがありますので、その十倍が入ってくる。それが全額そのまま漁業振興等の基金に使われるという、このことが本当に県民の理解が得られていくのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

いずれにしても、条例の提案は二月ということですので、二月でもまた改めていろんなところで議論があるのではないかなというふうに思っています。

最後になります。自然共生サイトについてですが、確かに県は「森川海人プロジェクト」を推進しています、これは大変自然共生サイトの認定と似通った部分があるというふうに思っています。

先ほど部長からありましたとおり、そのプロジェクトには百五十の企業や団体が登録をもらっているということになっています。いろんなことをやっているということなので、ぜひそういった方々を集めていただいて、一応環境省がこんな自然共生サイトの認定という取組をやっていますよと、これをすると、世界的にも情報発信できますよというようなことも含めて、自然共生サイトの申請はどうですかといったような会議といえますか、協議といえますか、そういうのもぜひやっていただ

ければというふうに思いますので、その点についてお尋ねをして私の質問を終わります。

●山口知事 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えします。
オスプレイの安全性などに対して、県の対応の局面も変わっていくのではないのかということでございます。

確かに来年七月をめどにオスプレイの配備が始まる予定でございます。ですので、局面は大きく変わってくるかと思えます。県としても、配備されることに伴ってやるべきこと、それは組織も含めて改めて精査しておりますので、そうしたことについて、またいずれ報告させていただきたいと思えます。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ基金について四点ほどお答え申し上げます。

まず、県の中で積み立てる基金の中で、特定の目的のために積み上げた基金がほかにあるのかということでのお問い合わせがございましたけれども、それについては文化振興基金であったり、SSPに関する基金、こういったものは特定の目的のために積み上げた基金ということでございます。(「それは一般財源の総額の中からやっているんでしよう。だから、一般財源の収入の科目をそのまま全額ある基金に積み立てるといふ基金があるんですかということですよ」と徳光清孝君呼ぶ)

●議長 (大場芳博君) ちよつと答弁を聞いてから。

●平尾政策部長 (続) Ⅱ答弁を続けます。

基金を積み立てることによって漁業者の不安を払拭できたのかというようなお問い合わせございました。

漁業者のほうと、今もいろいろ様々な意見交換をする中においては、一つの例としては、やはり佐賀空港駐屯地からの排水、佐賀空港からの

排水といった点での海水混合施設、こういったところの要求がございましたりとかあっておりますので、こういったことから基金だけをもって漁業者の不安が払拭できたというふうには考えておりません。

今後、駐屯地が配備された後も安全協議会なるものもつくり上げて、そういった中で様々な意見を聞きながら対応していくことになるかというふうに思います。

農林水産省の予算、振り替わったのかをどうやって検証するのかといったことでもございましたけれども、この農水省の予算につきましては、毎年度、必要な額を県としては要求もしております。有明海再生に向け、漁業者の意見を聞きながら、しっかりと漁業者に寄り添いながら予算要求、また事業実施、こういったことを対応していきたいというふうに思っております。

また、基金について、県民の中から理解が得られるかというようなことでもございますけれども、やはり有明海の再生、この思いというものは県としても非常に大きい思い、願いであるというふうに思っております。そのために、今回、基金を有明海漁業振興のために積み上げるといふことについては、県民の方からも一定の理解は得られるものというふうに考えております。

以上でございます。

●泉総務部長 登壇Ⅱ私からは、徳光議員の再質問に関しまして、そのうち基金に関する部分について補足をさせていただきたいと思っております。今の御質問の趣旨という部分を、ある特定の財源がある基金に積み立てるといふ御趣旨というふうに捉えましたらば、例えば、一つ分かりやすい例としては、森林環境税、これは平成二十年度に制定をいたしまし

た条例に基づく基金でありますとか、森林環境譲与税、これは令和元年につくりました基金でございますけれども、そういったもので特定の目的のための基金に特定の財源を丸ごと充当すると、基金に積み立てるといふ基金は存在を幾つかしておるといふのが実態でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

●諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、自然共生サイトについての再質問にお答えいたします。

自然共生サイトの認定制度につきましては、その内容がどういったものか、こういったことを県民の皆様、それから企業の皆様にも発信、紹介しながら、その上で「森川海人もりかわかいとプロジェクト」、これを制度の認定基準とも照らしながら、関係者でいろいろ話をして検討していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

●徳光清孝君（拍手）登壇Ⅱ時間がありますので、再々質問いたします。基金のことなんですが、今回は一般財源の中でも着陸料、歳入歳出予算で計上することだったので、当然、一般財源だと思っておりますが、それをそのまま基金に積み上げるといふことですね。例えば、先ほど言った環境税というか、そっちの問題は、もともと環境の改善とか、森林とか、いろんなのに使うべきという税の目的もある程度はつきりしていると思うんですよ。だから、それをそういう基金に積み上げて使うというのは理解できるんですが、着陸料をそのまま漁業振興に使う基金に全額積み上げるといったような性格の基金というのはほかにあるのでしょうかという質問なんで、よろしくお願いたします。

●泉総務部長 登壇Ⅱ徳光議員からの再々質問にお答えを申し上げます。

と思います。

ただいまの御質問でございますけれども、ある一般財源でありますとか、税でありますとかというところで、今回の例でいくと着陸料という収入をもつて、これは確かに目的ということでは一般化されるのかもしれません。

ただ、あくまでも今回はそういう目的の基金のために積み立てるということでございますけれども、例えばですけれども、新幹線でいきますと、今、貸付料というのが、また、一般的な話といたしますと、固定資産税に代わる貸付料ですね、こういったものを何か特定の目的のために、建設のために返済に充てるとか、そういった部分というのは全国的なレベルでいきますと様々考えられるところがスキームとしてございますけれども、世の中のには一般的に存在するということが言えるかと思えますし、今回の例に当たっても、特にイレギュラーな例であるとか、そういったことは決して申し上げられないのかなというふうに思っております。(255頁で発言訂正)

以上でございます。(「貸付料は県の収入じゃないでしょう」と徳光清孝君呼ぶ)(発言する者あり)

◎議長(大場芳博君) 暫時休憩します。

午前十一時五十五分 休憩

十二月三日

令和六年十二月三日(火) 午後二時 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝	三六番	大場芳博
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三七番	岡口重文		
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸				
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一 一 番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一 二 番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一 三 番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一 四 番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	総務課長	議事課長	議事課副課長														
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	山崎正敏	香山正敏	香月律之	篠田博幸									

十二月三日

○ 開 議

●副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

●中本正一君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。公明党の中本正一でございます。

今回、県政が抱える課題につきまして、大きく四項目について質問をさせていただきます。執行部の皆様には明快かつ前向きな答弁をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、「SAGA2024」のレガシーを継承するパラスポーツの振興について質問をいたします。

若楠国体以来四十八年ぶりの県内開催となった「SAGA2024」国スポ・全障スポは、「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」との大会メッセージの下、アスリートたちが大きく躍動し、県内各地で熱戦が繰り広げられました。

知事が演告で述べられたように、本大会は国体から国スポへと変わり、様々なことにチャレンジした新しい大会となるとともに、佐賀県らしい温かい大会になったものと私も大変誇らしく感じるところであります。選手や競技関係者はもちろん、支えていただいたサガンティアの皆様や、宿泊、輸送、食事の提供に関わっていただいた皆様、そして、県、市町の関係者の皆様をはじめ全ての皆様に深く感謝を申し上げます。

私は、昨年十一月定例会一般質問で、鹿児島県で開催された全国障害者スポーツ大会での視察を踏まえ、「SAGA2024」全障スポを見据えた宿泊、輸送、競技施設におけるバリアフリーや障害者のおもてな

しとしての心のバリアフリーについて質問をさせていただいたことから、特に本大会、全障スポに関心を持って見守らせていただきました。

また、今年一月には障害者アスリートの支援や子供たちへのパラスポーツの体験事業に取り組む認定NPO法人「パラキャン」の事務局長に来県いただき、全障スポにおける選手の受け入れ環境の整備について、県の関係各課の担当者の皆さんと意見交換の場もつくらせていただいたところであります。

「SAGA2024」全障スポでは、佐賀県勢として個人七競技、団体七競技十二種目の全てに選手二百八十名が出場し、金四十七個、銀四十個、銅四十六個の総計百三十三個という過去最大のメダルを獲得するなど、大きな成果を上げることができました。

私の友人も全障スポの水泳競技に参加し、二個の金メダルを獲得、昨年の鹿児島大会では銀メダルに終わった悔しさを晴らすため、地元大会ではその雪辱を果たしたいとの思いで練習に打ち込んできただけに、喜びと感動でいっぱい笑顔とメダルを見せてくれました。

一方で、全障スポで盛り上がったパラスポーツの機運を今後どのように継承していくかといった課題もあるものと考えます。特に団体競技は、急ごしらえにチームが結成され、準備を進めてきたことから、チームが一旦解散するようなことになった場合に、その後練習が再開できるのか、運営が継続できるのか懸念してきたところであります。今議会には「SSP育成・SAGA2024運営基金への積立金」が上程されており、中高生の育成を担う指導者の確保やパラスポーツの振興のため、五億円を確保することが示されており、大変期待をするところであります。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、知事のパラスポーツへの思いについてお伺いいたします。

パラスポーツのパラは、並行するという意味で、もう一つのスポーツを表し、身体機能や知的発育などに障害がある人が行うスポーツ、広く障害者スポーツを表しています。そして、パラスポーツには、パラリンピック競技から、障害のあるなしにかかわらず、誰もが楽しめるレクリエーションスポーツまで裾野が広いのがその特徴とも言えます。

さきに紹介させていただいた認定NPO法人「パラキャン」の事務局長は、日本でパラスポーツを当たり前にするとの理念の下、障害者ができないことを周囲が、社会が補って、一緒に暮らせる社会をつくってきたい、そうした社会は妊婦や高齢者にとっても暮らしやすい社会になると述べられ、佐賀県がパラスポーツ選手にとって憧れの地となるよう頑張っていたきたいとのエールもいただきましたところでもあります。このことは、本県が取り組む佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」と軌を一にするものであり、パラスポーツは本県が進める施策との親和性が高いものと感じるところでもあります。

そこで、山口知事は、パラスポーツについてどのような思いを持たれているのかお伺いいたします。

次に、パラスポーツの振興に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

県では、「SAGA2024」全障スポに向けて、組織体制の整備充実や大会競技の普及、選手の発掘、育成、指導体制の確立、パラスポーツ普及のための環境整備など幅広く取り組まれてきたものと承知をいたしております。

その結果、全障スポに参加した団体競技のチームは七競技十二種目にわたっています。せっかく立ち上げることができたチームを存続させるためには、練習施設や活動費の確保、指導者やサポーターの確保、育成といった課題があり、継続を望むパラアスリートの皆さんは不安を抱えているとも伺っています。

パラスポーツの振興に向けては、「SSP育成・SAGA2024運営基金」の活用とともに、「SAGA2024」を大きな飛躍点としてSSPをさらに推進するための条例を新たに制定していく考えが本定例会に報告されています。その中で、パラスポーツの振興についても、「する」「育てる」「観る」「支える」「稼ぐ」の各分野における肉づけが今後進められていくよう期待をするところでもあります。

そこで、「SAGA2024」のレガシーを継承するパラスポーツの振興に向け、県はどのように取り組んでいく考えか、SAGA2024・SSP推進局長にお伺いいたします。

次に大きな項目の二つ目として、RSウイルス感染症の予防について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が五類へ移行して一年半が経過し、コロナ禍に流行が抑えられていたA群溶血性レンサ球菌咽頭炎や、夏風邪の代表でもあるアデノウイルスによる咽頭結膜熱、RSウイルスなどの感染症が流行し、感染規模も例年より大きくなっていることが報告をされています。いずれも子供に多い感染症ではありますが、過去十年と比較しても二倍から三倍程度の感染者数が報告されており、その原因として感染症の専門家は、五類移行後の感染対策の変化や、コロナ禍で感染せずに免疫を得られなかったことの影響を指摘されています。

こうした感染症が、これまでの流行の季節とは違う季節外れの流行を起こしていることもあり、改めて従来からある感染症に対してもしっかりと対策をしていく必要があるものと考えます。中でもRSウイルス感染症は、RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症であり、一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られてきたところであります。

日本小児科学会の資料によると、RSウイルスは日本をはじめ世界中に広く分布しており、生後一歳までに五〇%以上が、二歳までにほぼ一〇〇%がこのRSウイルスに感染すると言われており、乳幼児における肺炎の約五〇%、細気管支炎の五〇から九〇%がRSウイルス感染症によるものとされています。

症状は発熱やせき、鼻汁などの軽い症状から肺炎に至るまで様々ですが、特に生後六カ月未満で感染すると重症化することや、合併症として無呼吸、急性脳症があり、また後遺症として気管支ぜんそくのリスクが指摘をされています。

日本では毎年約十二万人から十四万人の二歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断され、その約四分の一に当たる約三万人が入院を必要と推定をされています。

また、RSウイルス感染症による乳児の入院は、基礎疾患を持たない場合も多く、また月齢別の入院発生数は生後一、二カ月時点でピークとなるため、生後できるだけ早期から予防策が必要とされてきました。

一方、RSウイルスは乳幼児期だけでなく、生涯を通じて再感染を繰り返すことから、成人になっても注意が必要と言われています。健康な成人の場合は、感染しても多くは発熱やせきなど風邪のような症状で自

然軽快しますが、高齢者や、ぜんそく、心疾患などの慢性基礎疾患がある人、また免疫機能が低下している人がRSウイルスに感染した場合は肺炎を引き起こすなど重症化するリスクがあり、六十歳以上の成人の場合、毎年約七十万人がRSウイルスに感染し、そのうち約六万三千人が入院し、約四千五百人が死亡していると推定されているところでもあります。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、RSウイルス感染症に対する注意喚起についてであります。

RSウイルス感染症の感染経路は、接触感染と飛沫感染で、発症の中心はゼロ歳児と一歳児となります。また、RSウイルスに感染した場合、有効な治療薬はなく、酸素投与や点滴といった対症療法しかないのが現状であり、そのためインフルエンザ以上に予防が必要と言われています。

また、乳幼児のみならず、高齢者等が重症化するリスクを抱える感染症であることから、RSウイルス感染症の症状や日常生活における予防方法、流行状況の周知を行うなど、感染予防に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、RSウイルス感染症への注意喚起についてどのように取り組んでいく考えか、お伺いいたします。

次に、RSウイルスワクチンの周知についてお伺いいたします。

RSウイルスワクチンは、罹患率や疾病負荷の高さから、国による開発優先度の高いワクチンに指定され、承認が待ち望まれてきましたが、昨年九月に六十歳以上を対象とするワクチンが、そして本年一月に小児を対象とするワクチンがそれぞれ薬事承認を受け、任意接種が既に始まっています。

小児を対象とするワクチンについては、妊婦に接種することで母体でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児へ移り、生後半年頃まで母体からの抗体で守られる母子免疫の仕組みを生かし、赤ちゃんのRSウイルスによる肺炎や気管支炎の発症を予防する効果もあると伺っています。

予防策として期待の大きいワクチンではありますが、接種費用は任意接種ということもあり、二万円を超える高額な費用負担が発生するという課題もあり、RSウイルスワクチンの定期接種化に向けて、今年三月に国の厚生科学審議会において議論が始まったところであります。

そこで、まずは、RSウイルス感染症は予防できる感染症としてワクチンの周知にも取り組んでいただきたいと考えますが、健康福祉部長の見解をお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、男性の更年期障害について質問いたします。

更年期障害については、昨年六月定例会の一般質問で下田議員から女性活躍といった観点から質問がなされ、本定例会には生理や更年期障害といった女性特有の健康課題に対する取組としてフェムケアを推進するための予算が上程されており、女性活躍に向けた環境づくりが進むことを大変歓迎するところであります。

一方で、更年期障害は女性だけでなく男性にも起こり得ます。近年、更年期症状による不調を経験される男性のお話を身近に聞くようになり、またメディアなどでも取り上げられるようになったことから、今回、男性の更年期障害への理解促進といった観点から質問をさせていただくことにいたしました。

男性の更年期障害は、主にテストステロンという男性ホルモンの低下

により発症するとされており、テストステロンは二十代をピークに減少しますので、三十代以降、どの年代で発症してもおかしくないと言われています。

また、テストステロンはバイタリティーの源となるホルモンで、筋肉や骨格をつくり、意欲を高めるなどの働きをしますが、過労や人間関係のストレスなどでもテストステロンの分泌量が低下するとされています。

男性の更年期障害の代表的な症状は、健康感の減少や不安・いらいら、不眠、集中力・記憶力の低下、興味や意欲の喪失、鬱症状といった心の面とともに、疲労感や筋力低下、筋肉痛、異常発汗・ほてり、頭痛、めまい、耳鳴り、頻尿といった体の症状が挙げられています。議場の中の皆様にも、こうした症状を経験した方がいらっしゃるのではないかと思います。

かつて、宮崎県知事を務めた東国原英夫さんも、知事就任直後の四十歳から異常な疲れや発汗、ほてり、集中力の低下などの症状で七年間、クリニックのカウンセリングを受け、後に更年期障害の診断を受けていた経験を公表されています。

また、私の元職場の先輩も、定年退職の直後から腰痛や不眠など体の異変に悩まされ、その後、鬱症状となり、一年近く入院を繰り返されていましたが、後に更年期障害によるものだったことが判明し、当時の私は、更年期障害は女性特有のものといった認識であったため、大変驚いた記憶があります。

二〇二二年七月に公表された厚生労働省の「更年期症状・障害に関する意識調査」では、男性にも更年期にまつわる不調があることを知って

いると回答した割合は、四十歳代以降の女性の場合で三〇から四九％に
対し、同じ四十歳代以降の男性の場合、一〇から一六％となっており、
男性の更年期障害に対する理解は女性と比較して極めて低いことが分か
ります。

また、更年期の自覚症状がありながら、医療機関を受診していない割
合は、四十歳代以降の男性の場合、八七％となっており、受診しない主
な理由として、「医療機関へ行くほどのことではないと思うから」が最
も多く、以下、「我慢できるから」、「仕事を休みづらいから」が続いて
います。

二〇二一年に実施されたNHKの調査では、四十歳代、五十歳代の更
年期離職は推計で五十七万人、その経済的損失は六千三百億円に及ぶと
され、更年期離職による社会的損失の大きさが衝撃を与えました。

ちなみに、五十七万人のうち男性はその約二割に当たる十一万人と
なっています。

こうした中、男性の更年期障害へ理解を深め、支援する動きが企業や
自治体でも広がりつつあります。

例えば、社員の九二％が男性というホンダでは、セミナーの開催や専
門家による相談窓口、医療機関への受診案内に取り組みされており、S M
B C日興証券では、性別にかかわらず、更年期障害を対象とした有給休
暇制度を創設。

また、鳥取県では、更年期障害と見られる症状で業務が困難な職員に
対し、年間五日まで特別休暇を取得できる制度を新設されています。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、男性の更年期障害への理解促進についてであります。

男性更年期障害の専門家でもある順天堂大学大学院の堀江重郎教授に
よりますと、男性の更年期障害は、言いにくい、認めたくない、対処方
法が分からないという三つの課題が特徴と述べられており、本人の意識
はもちろんありますが、家族や職場をはじめ、社会全体で更年期障害
を正しく理解し、共生できる環境づくりを進めていくことが必要と述べ
られています。

先ほど紹介した東国原元宮崎県知事も、当時を振り返って、更年期障
害だと公になつたら、県民や職員に心配をかけると思つたし、どう思わ
れるか不安で公表できなかった。今、更年期障害に悩んでいる人は、こ
れは病気なんだということを周りに勇気を持って相談し、打ち明けてほ
しいと述べられています。

本県ではこれまで、女性の更年期障害に対して、企業への周知、啓発
に努められ、保健福祉事務所などで相談対応も行われてきたところであ
りますが、一方、男性更年期障害への相談体制は手薄く、また、男性更
年期障害に対する県民の皆様や企業の理解は十分とは言えず、これから
社会全体で取り組んでいかなければならない問題と考えます。

そこで、男性の更年期障害に対する理解を深める取組についてどのよ
うに考えるか、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、県庁内における更年期障害への対応についてお伺いいたします。
先ほど鳥取県の取組を紹介いたしました。鳥取県では更年期症状に
よる不調を抱える県職員の実態を把握するため職員アンケートを実施さ
れており、その結果、全体では三五％、男女別では男性三一％、女性四
一％の職員が更年期症状があると答えており、想定以上に男性の割合が
高いことが分かりました。

一方、更年期症状を理由とした休暇の取得は二〇%にとどまっております。休暇を取得するために何が必要かという問いに対しては、「職場・社会の理解促進」、「特別休暇制度の整備」、「更年期症状に関する知識の周知、啓発」の順に多く、このことから、県独自の更年期障害休暇の新設に至ったことでありました。

本県では、病気休暇制度があり、更年期症状による病気休暇の取得も可能とお聞きしております。もしかしたら、この制度を活用し、既に病気休暇を取られている方もおられるかもしれませんが、言いにくい、認めたくない、対処方法が分からないということで悩んでいる方もおられるかもしれません。実態がよく分からないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、更年期障害に関わる職員アンケートを実施し、実態を把握するとともに、男性を含めた更年期障害への理解促進のための周知啓発に取り組みなど、民間企業や市町の参考となるような取組を積極的に進めていくべきではないかと考えますが、総務部長の見解をお伺いいたします。

最後に、大きな項目の四つ目として、脱炭素化に向けた太陽光発電のさらなる活用について質問をいたします。

太陽光発電は、東日本大震災後、原子力発電や火力発電に代わる再生可能エネルギーの主力として期待が高まり、二〇一二年に固定価格買取制度——FITが導入されたことで、メガソーラーと呼ばれる発電所が全国各地に設置をされ、また、住宅の屋根用の太陽光パネルも急速に普及をしたところであります。

このため、国内の総発電量に占める太陽光の比率は、二〇一〇年度に

は〇・三%にすぎなかったものが、二〇二二年度には九・二%に成長し、八・二%の石油火力や、七・六%の水力発電を上回る規模となっております。

こうした中、国においては、二〇二二年四月、地球温暖化対策推進本部が開催され、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六%削減することとし、さらに、五〇%の高みに向けて挑戦を続けていくとの野心的な目標を掲げられました。

そして、現在、議論が進められている国の第七次エネルギー基本計画においても、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電は再生可能エネルギーの主要なエネルギー源に位置づけられていると伺っています。

一方、太陽光パネルは二十年から三十年で寿命を迎えるため、固定価格買取制度の導入以降に設置された大量の設備が二〇三〇年代半ば以降、その多くが耐用年数を迎えることになり、廃棄される太陽光パネルの排出量は、ピーク時には最大で年間五十万トン程度に膨らむと試算されています。

太陽光パネルには、ガラスやアルミニウムといった有用な資源が使われているものの、現行法では、リサイクルの義務はなく、大半が撤去された後に産業廃棄物として埋立処分されているのが現状と言われています。

また、パネルの種類によっては、鉛やセレン、カドミウムといった有害物質を含んでいる場合もあり、大量廃棄に伴う環境への悪影響も懸念をされているところであります。

このため、経済産業省と環境省は、太陽光発電パネルのリサイクルを義務化する方針を決定し、来年の通常国会での法案提出を目指し、有識

者会議を立ち上げ、具体的なリサイクル方法や費用負担の在り方などの議論を開始したと伺っています。

国においては、脱炭素化を進めるため、太陽光などの再生可能エネルギーを主力電源として活用していく方針を掲げており、将来にわたって太陽光発電を利用していく上で、使用済み太陽光パネルのリサイクルの議論は避けて通れない問題となっています。

そこで、次の三点について伺いいたします。

まず、県内の太陽光発電設備の導入状況についてであります。

固定価格買取制度では、買い取り期間は太陽光発電の出力によって異なり、事業者が設置することの多い出力十キロワット以上の場合には買い取り期間が二十年間となっていますが、住宅に設置されることが多い出力十キロワット未満の場合は、買い取り期間は十年間となっています。

本県では、中山間地の斜面や休耕地などに出力十キロワット以上のメガソーラーが設置されているのが見受けられ、また、太陽光を利用した発電設備のある住宅の割合が、直近の二〇二三年度で一〇・八四%と全国で最も高い割合となるなど、一般家庭でも太陽光パネルの設置が進んでいるところであります。

そこで、県内の太陽光発電設備の導入状況はどのようになっているのか、県民環境部長にお伺いいたします。

次に、太陽光発電の課題と今後の取組について伺いいたします。

昨年十一月に改定された佐賀県再生可能エネルギー利用等基本計画には、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組方針の一つとして、「太陽光発電及び風力発電の導入を将来的に更に拡大するため、発電量の不安定さを調整する仕組みの構築に取り組み。」と記載をされています。

しかし、固定価格買取制度によって急速に導入が進み、太陽光発電は九州における電力送配電線への接続可能量が既に超過しており、出力調整などの対応が必要といった課題が指摘をされています。

そこで、地域脱炭素の促進に向け、太陽光発電を将来的にさらに拡大するためには、どのような課題があり、今後どのように取り組んでいく考えか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、使用済み太陽光パネルのリサイクルについて伺いいたします。太陽光パネルは二十年から三十年で寿命を迎えるため、あと十年もしないうちに多くの太陽光パネルが順次寿命となり、使用済みパネルの大量廃棄時代を迎えることとなります。

使用済み太陽光パネルをめぐっては、パネルの種類や形状が多岐にわたるため、処理方法に困難を来したり、処分を担う中間処理施設が十分でないなど課題が山積しており、今後の大量廃棄時代を見据えて、処理能力不足で不法投棄が横行しないよう、本県においても太陽光パネルのリサイクル体制の構築が求められています。

そこで、将来の大量廃棄時代を見据え、使用済み太陽光パネルのリサイクル体制の構築に向けて、どのように取り組んでいく考えか、県民環境部長の見解をお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな答弁をお願いし、質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ中本正一議員の御質問にお答えします。

「SAGA2024」のレガシーを承継するパラスポーツの振興について私の思いについてお答えします。

「SAGA2024」は、SSP構想における「する」、「観る」、「支

える」を体現した大会で、特に「観る」、「支える」の大切さは全障スポーツの意義に合致するものだと考えています。

今回の全障スポでは、自県開催によりまして九州ブロック予選がありませんので、個人競技、団体競技ともに選手の出場枠が大幅に広がりまして、他県開催のときよりも約十倍の選手団で出場が可能ということになりました。ということ、中本議員のおっしゃるとおり、急ごしらえが開始されることになるわけです。

我々は、この機会に全国という大きな舞台に挑戦してほしく、多くの方に参加を呼びかけましたが、当初は外出することにちゅうちよする方も多くて、なかなか人が集まらない状況でありました。

そういう中でも、友達に誘われたり、学校の先生や家族に勧められたり、全障スポに挑戦する選手たちの活躍する姿を見たりして、自分もやってみたいなど一歩踏み出してくれて参加の輪が徐々に広がり出しました。

非常に印象的だったのは、例えば、ろう学校の生徒たちを中心に立ち上げた聴覚障害のバレーボールチームがありますけれども、医療的ケアが必要だったり、これまでほとんどスポーツ活動に縁がなかったようなみんなが仲間と一緒にだったからこそバレーボール教室に参加したりしてくれました。最初は自信なさげに取り組んでいましたけれども、練習を重ねるにつれて、みんなと全障スポに出場したいという思いがどんどん強くなったそうで、生き生きと楽しそうに、そして、少しでも強くなりたいと必死にバレーボールに打ち込む中で、どんどんアスリートの目になっていく姿が大変印象的でした。

全障スポでは、みんなが初めての全国大会でありまして、しかも、相

手は各ブロックを勝ち上がってくる強豪との対戦でした。お互いに励まし、奮い立たせながら、最後はみんな一丸となって一点ずつを取りに行こうと必死に挑む頼もしい姿がありました。試合は一回戦で負けましたけれども、とてもすがすがしい笑顔で指導者を囲みながら写真に写る姿が印象的でした。

このように、団体競技では七年前には県内に二種目しかチームがなかったんですが、今回は全十二種目で出場することができました。

私はこうした生き生きとした選手たちの姿を見て、まずは一步を踏み出す、参加する、仲間と一緒に大会を目指すというそのプロセスに大きな意味があると実感しました。

今回の大会をきっかけとして、家に籠もっているような人も含めて、障害のある多くの人たちがスポーツに前向きに楽しそうに取り組んでくれたことが大きな成果でありました。みんな輝いていました。参加することに意味があつて、まずはやってみるといふ姿がパラスポーツの真髄だと思えます。

「SAGA2024」に出た選手に、ぜひ、まだ続けてやろうと声をかけています。そして、もっともっと多くの人がパラスポーツの輪に加わってほしいと考えています。

スポーツの力で人生にとってかけがえのないものが生まれるのがパラスポーツです。これこそがSSP構想の目指す姿です。そして、忘れてはいけないのが、こうして選手たちがチャレンジし、輝くことができるのも、選手を介助する人や指導する人たち、そして、受け入れ環境を整えてくれる人たち、こうしたみんなの努力があつてのことです。これから先も、こうした支える人たちと共に活動が続いていくことがとても大

事であると認識しています。

そして、パラスポーツは、全障スポだけでなく、パラリンピックやデフリンピックといった世界最高峰の大会を目指すこともできます。これからゴールボールや車いすラグビーとか、バドミントンとか、実は全障スポにはない競技にもチャレンジして、世界で活躍する選手も出てきてほしいと期待しています。

これからも活動を続けていきたい人はもちろん、これを機にスポーツを始めたいと思っている人の気持ちに寄り添い、「SAGA2024」を大切な飛躍台として、SSP構想に基づいてパラスポーツ全体を大きく前に進めていきたいと考えております。

●泉総務部長 登壇Ⅱ私からは、県庁内における男性職員を含めた更年期障害への対応についてお答えをいたします。

性別や年齢など個々のバックグラウンドにかかわらず、職員が自身の体と向き合い、健康に留意しながら働ける環境にあることは、ひいては一人一人の働きがいにもつながり、組織パフォーマンスを上げていく上でも重要です。

こうした考えの下、県ではこれまで更年期障害についてもそのテーマとして取り上げながら、職員の健康保持増進やセルフケアへの意識向上の狙いの下、職員に対する健康づくりセミナーを継続して開催してきたほか、保健師や公認心理師、医師等による相談体制の整備などにも取り組んでまいりました。

ただ、男性、女性を問わず、更年期障害のような加齢に伴う症状は個人差が大きく、また、一般的な病気とは異なり、自分ではそれが更年期障害であると分かりにくいこと、社会的な共通認識がまだ十分ではない

ことなどから、例えば、ふだんからの職員の間、あるいは家族との間での会話や議論に上る機会は少ないといった状況があり、その取組や実態の把握はまだ途上にあると考えております。

今後、より一層、職員、組織双方のレベルから自身の健康に対するセルフケア意識の向上や更年期障害についての啓発を図っていきたくと考えており、まずは職員に対し、更年期障害を疑うべき症状、基準についてのチェックリストの提供や、更年期障害の相談・受診先などについても日常からの情報提供を行っていきたくと考えています。

また、管理職などを対象とした健康管理研修会を開催し、更年期障害そのものや、そうした症状を持つ職員との向き合い方などについても共通認識を深めてもらいたい、そのように考えています。

また、職員に対して県が行っている健康診断を通じた更年期障害の効果的な状況把握の手法などについても今後検討を進めていき、その取組をさらに前進させていきたいと考えております。

以上です。

●諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、脱炭素化に向けた太陽光発電のさらなる活用についてのうち、県内の太陽光発電設備の導入状況について、そして使用済み太陽光パネルのリサイクルについて、この二点についてお答えを申し上げます。

まず、県内の太陽光発電設備の導入状況についてでございますが、令和六年三月末現在の県内における太陽光発電設備の導入状況は、件数でいきますと、出力十キロワット未満、主に家庭用になります。この設備が三万九千五百八十四件、十キロワット以上の設備が九千三百三十九件、合計で四万八千七百二十三件となっております。また、その設備容量で

は、出力十キロワット未満の設備の合計が十九万七千六百五十八キロワット、十キロワット以上の設備が五十四万六千六百七十三キロワット、合計で七十四万四千三百三十一キロワットとなっております。

次に、使用済み太陽光パネルのリサイクルについてお答え申し上げます。

議員のほうからは、二〇一二年度の頃から太陽光発電設備の導入が急速に進んだことや、今後、耐用年数を迎えるものが二〇三〇年代半ば頃から急速に増えること、また、太陽光パネルには重金属類も含まれるため、環境への影響も考慮すべきこと、こうした御指摘がございました。

国においては、そうした現状、課題を認識した上で、現在、有識者による検討会などにおいて、使用済み太陽光パネルの適切な廃棄やリサイクルに向けた様々な検討、取組が行われております。

国の検討会などにおいては、これまでに使用済みの設備の再資源化を推進し、最終処分量を削減すること。そのためにはリサイクル等を法令で義務化すること。廃棄やリサイクルに関するビジネスの芽を育て、これらとの連携強化を目指すこと。使用済み太陽光発電設備の放置を防ぐために、製造段階から廃棄、リサイクルが完了するまでのトレーサビリティを確保すること。リサイクル等の費用を確実に確保する仕組み、例えば、製造業者が第三者機関に支払うなど、こうしたことが必要なことといった内容が議論、検討されております。

国では、これまでに使用済み太陽光パネルの撤去から処分に至るまでの留意事項や事例を整理したガイドラインを策定したり、リサイクル設備の導入に関する補助を行うといった取組を行ってきたところでございますが、先ほど申し上げた検討会などにおける様々な議論も踏まえ、今

後、さらなる法整備等を検討していると聞いております。

県内の状況について申し上げますと、現在、県内には使用済み太陽光パネルをリサイクルできる施設が二施設あり、現状では十分対応できている状況でございます。

一方で、今後の使用済み太陽光パネルの排出量の増加、そして国におけるリサイクルの法制化の動き、こうしたことも踏まえまして、今年度からは太陽光パネルのリサイクル施設を整備する際の補助内容を拡充したところでございます。

県では、今後も国の法制化などの動きや新しい技術開発などの社会情勢の変化も踏まえながら、可能な限り太陽光パネルを含む資源のリサイクルが進んでいくよう、ひいては太陽光発電が効果的に活用され、脱炭素化をさらに進めるための必要な支援対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

●井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二点についてお答えをさせていただきます。

まず、RSウイルス感染症の予防についてです。

RSウイルス感染症に対する注意喚起について御質問いただきました。

議員からは、症状、また感染状況、予防方法の周知に関する御質問をいただきました。

まず、感染状況に関しましては、RSウイルス感染症について、これは平成十五年に五類の感染症となっております。そうしたことから、感染症の一つとして、現在、公表を行っております。

県内の二十三の小児科の医療機関からの報告によりまして感染状況を

把握しております。これを毎週公表を行っております。そうした中で、状況に応じまして、注目疾患として取り上げて公表を行っております。

それから、症状、また日頃の予防方法の周知について御質問いただきました。

RSウイルス感染症、これは主に接触感染と飛沫感染で広がることから、その予防方法は基本的な感染対策であります。小まめな手洗い、アルコールによる消毒、症状がある場合のマスクの着用等となります。こうした日頃の予防方法、またその症状につきましては、県の感染症のホームページや「X」、またインスタグラムなどのSNS等を活用しながら、県民の方々に分かりやすく公表を行っていきたくと考えております。

次に、RSウイルスワクチンの周知について御質問いただきました。議員から御紹介のとおり、RSウイルス感染症はワクチンで予防できる感染症とされております。昨年六月に六十歳以上の成人を対象としたワクチンが薬事承認されました。今年一月に新生児や乳児の予防を目的に、妊婦を対象とした母子免疫ワクチンが薬事承認された新しいワクチンでございます。現在は任意接種の対象ということになります。

県といたしましては、他の任意接種のワクチンと同様に、国が公表している情報などを収集しまして、県の感染症のホームページやSNS等を活用しながら、県民の方々に正確な情報を分かりやすく提供していきたいと思っております。

また、医師会などの関係者とも情報共有を図っていきたくと考えております。まして、ワクチンの接種につきましては専門的、医学的なこととなるため、かかりつけの先生、かかりつけ医などに御相談をいただければというふうに考えております。

続きまして、男性の更年期障害についてですが、更年期障害への理解促進についてということで御質問いただきました。

更年期障害は、男女ともに疲労感、また発汗やほてり、いらいら、睡眠障害、鬱症状などがありますが、一人一人症状が異なり、個人差も大きいということですが、

男女ともに中年期にホルモンバランスが変化することで起こりますが、女性の場合、閉経を境に急激に女性ホルモンが減少することで症状が現れやすいことから、更年期障害の可能性について認識がされやすいということになります。

一方、男性の更年期障害ですけれども、男性ホルモンが加齢やストレスにより低下することが原因となっておりまして、一般的には中年以降、加齢とともに穏やかに減少するとされております。

症状が出る時期の個人差が大きく、男性の更年期障害についての理解が進んでいないこともあり、加齢によるものとして見過ごされている可能性というものはあると思っております。

この更年期障害につきましては、治療等によって症状が緩和できることも多いので、気になる症状が続けば医療機関を受診するなど、早めに対処することが大切だと考えております。

そのためには男女を問わず、更年期障害について、家族や職場をはじめとしまして、社会全体で正しく理解を深めていくことが何より重要かと思っております。

男性の更年期障害に関する取組はこれからということになりますけれども、まずは県のホームページで、男性更年期障害の特徴でありますとか症状などに関する情報発信を行うとともに、気になる症状が続けば医

療機関を受診することを促すなど図っていききたいと思っております。

また、女性の健康課題への取組の中で、男性のこういった更年期障害について一緒に考え、また、その周知をあわせて行うことなどについても考えてみたいと思っております。

また、現在、企業の皆様に対しては出前健康講座なども行っております。そういった中で、そのテーマの一つとして取り上げる、そういったこともすぐにできるのかなというふうなことも考えておりますので、そういったことについても検討したいと思っております。

今後、先ほど申し上げた女性の健康課題の取組、そういった中でどう一緒にやっていくかということも含めまして、関係者の方々と意見交換を行いながら、こういった取組が効果的なのか、今後の取組について検討をしていきたい、そういうふうにも思っております。

私からは以上でございます。

●井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、太陽光発電の課題と今後の取組について答弁いたします。

まず、太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも最も導入が容易とされておりまして、脱炭素社会の実現に向けて、その重要性は今後ますます高まると予想されております。しかし、そのためには、太陽光発電の不安定な面など、解決すべき面もあります。

例えば、九州では太陽光発電の設備容量が系統電力の接続可能量を超過しており、このため、令和五年度には出力制御が百三十六回行われております。気象庁によりますと、九州の十年平均晴れ日数が、北部が百八十八日、南部が百九十八日ということ、そのうちの百三十六日、つまり晴れの日でも、その約七〇％で出力制御が行われていることになり

ます。

また、太陽光発電は、時間帯や気象条件によって発電量が大きく変動するため、バックアップ電源を必要とします。現状では火力発電が必要不可欠となっております。このため、単に太陽光発電の設備を増加させるだけでは、温室効果ガスの排出削減に大きな効果を生まないことが懸念されます。これらの課題に対処するためには、余剰電力の有効活用とか、火力発電に代わるバックアップ電源、二酸化炭素を排出しない燃料の開発などの取組が必要になってくると考えております。

こうした観点から、県では余剰電力を用いて水素を製造し、発電用燃料や自動車用燃料として活用する水素社会の実現に向けた検討を進めております。今年五月には、太陽光発電を含む再生可能エネルギー由来の余剰電力を活用して水素を製造し、輸送用トラックの燃料とする新たな事業モデルについて、国への政策提案も行いました。

県としては、引き続き太陽光発電の導入拡大に貢献するため、その課題解消に取り組んでいきます。

私からは以上です。

●宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「SAGA2024」のレガシーを継承するパラスポーツの振興に向けた今後の取組についてお答えいたします。

パラスポーツは、誰もが気軽に楽しめるものである一方、世界で活躍するなど、トップアスリートを目指して挑み続けることのできる裾野の広いスポーツでございます。今回、「SAGA2024」を機に、スポーツにチャレンジして初の大舞台に挑戦する人も多くいましたが、大会に出場したことで、さらに上を目指していきたいという人たちも増えてい

ると実感したところでございます。

また、過去最大の選手を派遣するに当たり、強化練習会から大会期間中まで熱心に指導していただいた監督、コーチや、様々な障害のある選手たちに寄り添いサポートしていただいたトレーナー、それから介助員の方など、選手団、スタッフもふだんより多く、約五倍ほどの方に参加をいただいております。そのほか、選手たちが困らないよう、細やかな配慮で支えていただいたサポートボランティア、サガンティアの方など多くの方が参加いただきました。県全体でパラアスリートを支える機運が生まれてきたと感じているところでございます。

やる気のある団体、チームの存続など、こうした流れを止めることなく、継続することが大事でございます。今後もSSP構想の下、パラスポーツの普及、まずやってみたいという方の裾野の拡大、それから、全国、世界という高みを目指していく方の一層の競技力の向上、この両方の軸で進めていきたいと考えております。

本議会において、SSP構想推進条例の検討状況も報告させていただきました。パラスポーツについても幅広く御意見をいただきながら、その内容について検討していきたいと考えております。

パラスポーツの振興、普及には、多くの関係者の協力と中期的な視点の取組が必要です。今議会に提案している基金を活用しながら、パラスポーツの振興に今後もしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎下田 寛君（拍手）登壇 Ⅱ 県民ネットワークの下田寛でございます。今回は四項目質問をさせていただきますと思います。

まずは、今回の質問に当たりまして、様々な御協力、御相談をさせ

ていただいた皆様方に心から感謝を申し上げて、早速質問に入らせていただきますと思います。

まずは、地方創生と国政選挙についてであります。

令和六年十月一日、石破総理大臣が就任しました。所信表明演説が行われた後、十月九日には衆議院が解散されました。その後行われた衆議院議員選挙の結果、自公による与党は過半数割れとなりました。これまた安定多数を確保していた状況から一変し、野党の協力なしには法案一つ通らない状況にあります。現在、国民民主党と「百三万円の壁」をはじめ、政策協議を行い、補正予算などに協力するということで進んでおりますが、当初予算をはじめ、今後どのような合意形成が行われるのか、あるいは合意できずに再び解散となるのか、今後の状況を注視していく必要がありますし、今後も地域における政策形成にも何らかの影響があるだろうと感じております。

さて、石破政権の中で私が注目している一つが地方創生です。「地方創生2・0」と称し、政府に新しい地方経済・生活環境創生本部が創設され、十一月二十九日に行われた所信表明演説を一部抜粋すると、「地方創生は、日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして、多様性の時代の国民の、多様な幸せを実現するための社会政策です。元気な地方から元気な日本を作る試みは、多くの点となって息づいていますが、未だ全国的な広がりには欠けています。これを集めて面にして、やがては日本中の皆様に、『面白い』、『楽しい』という思いを広げていかなければなりません。（中略）「地方創生2・0」を起動し、我が国の社会や経済の起爆剤とするため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増します。」と言われております。地方はもとより、国を挙げて取り組まれ、

ぜひとも地方創生を成功させてほしいと願っております。

一方で、先ほど触れました衆議院の小選挙区を見てみると、一票の格差を是正するため、今回、東京都の議席は前の選挙よりも五議席増えています。その分、地方の議員は減少しております。先ほど申し上げましたが、地方創生は国を挙げて取り組むべき課題であり、国会議員も十分にその職責を果たすべき立場にあります。果たして地方創生を推進するのが東京都選出の国会議員なのかということに国政選挙と地方創生の方向性にミスマッチが生じていると懸念をしております。また、そのことで地方創生が正しい方向に進まなくなるのではないかという疑問も感じております。

かつて知事は、二〇二二年にこの小選挙区の定数について問題提起をされたことがあります。安全保障の問題と関連させて、都道府県の食料自給率を考慮した一つの私案でした。衆議院の小選挙区を食料自給率で配分すると、東京は当時小選挙区三十あるのが一となり、現在、佐賀県は二ですが、これが五になるとのこと。食料自給率一％しかないエリアの代表者が国の形を決めるといふことについて言及され、さらには、この選挙制度が定められている憲法の在り方についても議論することが急務であると、知事会でも常に申し上げているということでした。

私自身もこの点について、現状の制度には常に疑問を持っておりますが、現状の制度の中で国が強力に進めると言っている地方創生を、この佐賀県においては山口知事のリーダーシップで推進していかなければなりません。また、幕末・維新期の佐賀の偉人を踏まえると、世界を見据えた国づくりのための地方創生という視点で、山口知事は、これからさらに幕末・維新期の偉人の志を持って政策を推進されていかれるものと

思っております。

そこで、地方創生を進める立場の知事に対して、これからの地方創生と国政選挙についてどう考えておられるのか、知事の所見をお伺いいたします。

続きまして第二問目、サガン鳥栖の応援機運の醸成についてであります。

今議会の冒頭、知事からも発言がありましたとおり、サガン鳥栖は我々の宝であり、誇りです。子供たちには夢と希望を与え、町に元気を与え続けていただいております。

鳥栖市においては、現役選手や引退された選手たちが当たり前のように生活しており、第一線の憧れのプロスポーツ選手が御近所さんとして同じ地域で生活しているというの大きな特徴だと思えます。また、近所で一緒に遊んでいる子供のお父さんが夜の全国ニュースで活躍しているということも日常であって、これからのSAGAスポーツピラミッド構想が推進されていけば、このような状況が県内各地で起こって、地域が全国や世界と直結する、そんな未来を想像するだけでわくわくしてまいります。

そのような点でも、サガン鳥栖はこれからの佐賀のスポーツシーンを推進していくための原点であり、佐賀県にはなくてはならない存在です。しかし、御承知のとおり、サガン鳥栖は来期、J2へ降格することとなり、様々な環境の変化が予測されます。

そのような中、先月、十一月一日に山口知事から鳥栖市長へ「サガン鳥栖リバイバル戦略」と称して陳情活動があったという報道がありました。このお話の中では、クラブの「アイデンティティの再構築」、「スタ

ジアムの価値向上」「育成環境の充実」という三つの柱を提案されたとのことでした。

この話は、知事が市長に要望を行うというあまり過去には聞いたことがない斬新な形ではありませんが、当然ですが、鳥栖市に何とかしてほしいという要望ではなくて、サガン鳥栖の本拠地である鳥栖市と佐賀県が一緒になってサガン鳥栖の応援機運を醸成して、J1復帰を目指していこうという趣旨であり、今議会開会日の知事の演告の中でも知事から、一年でJ1に復帰できるように応援していくという力強い発言がありました。

私もサガン鳥栖がJ2に在籍していた当時から、一般社団法人鳥栖青年会議所のメンバーとしてサガン鳥栖の応援機運を高めるため、様々な市民活動に関わらせていただきました。チーム立ち上げ当時の先輩方は、チームの誘致から試合のスコアボードの記録をつけることなども手弁当で行っており、まさに新たなプロサッカーチームを地域で支えていたと聞いております。

私が活動していた時代は、サガン鳥栖、鳥栖市と鳥栖青年会議所で応援協定を結んで、サガン鳥栖応援ポスターコンクール、鳥栖駅前の商店街を歩行者天国にして選手との綱引き大会などの交流イベントや、今では県内全体で使用されている小学一年生のランドセルカバーの制作など、鳥栖市民や民間事業者の方々と、今思い返してもわくわくするような様々な活動の企画運営に携わらせていただきました。

また、J1に昇格する直前の平成二十三年には、鳥栖市の事業であった「夢プラン21」で東日本の被災者と鳥栖市を元気にしたいという思いの下、中学生の夢が採択され、鳥栖では誰もが聞いたことがある「虹の

橋の向こうへ」という曲が作曲され、ちょうど今の時期、鳥栖の冬の祭典であるハートライトフェスタの開会式で大いに盛り上がった雰囲気の中、この曲がお披露目されたことを鮮明に覚えています。

そして、翌年の平成二十四年に見事にJ1に昇格し、鳥栖駅とスタジアムをつなぐ虹の橋があふれる人だかりとなり、地域でサガン鳥栖を応援する機運が一気に高まり、現在に至っています。この鳥栖駅前の虹の橋の風景は、今ではサガン鳥栖の試合のときには町になじんだ当たり前の風景となっています。その後、サガン鳥栖は様々なドラマや感動を繰り広げ、鳥栖市民だけではなく、知事も言われているとおり、我々の宝であり、誇りとして、佐賀県民の生活の一部となっているかけがえのない存在であります。

サガン鳥栖は、十三年もの長きにわたり一度も降格することなく、J1の舞台で活躍いただきました。また、過去の経緯を知らない若者世代にとっては、J1で戦い続けていたことが当たり前という世代もいるでしょう。そのようなことも含めると、今回のJ2降格を受けて、環境が様々な面で変わってくるのが予測されることから、今後、J1復帰に向けて応援機運を高める支援を鳥栖市と一体となって県としても行う必要があると考えています。

そこで、SSP構想の下、スポーツの振興にはとても積極的に取り組まれている佐賀県です。佐賀の宝であるサガン鳥栖に対しても応援していくと既に知事が発言をいただいています。県として、より具体的に、J1復帰に向けての支援にどのように取り組もうと考えているのかを、SAGA2024・SSP推進局長にお尋ねいたします。

続いて、三問目です。福祉人材の確保についてであります。

県内には、西九州大学短期大学、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学の三つの短期大学があり、介護福祉士や保育士といった福祉の専門人材を養成し、輩出しています。

全国的に短期大学の志願者が減少する中、九州龍谷短期大学が令和七年度からの募集停止を発表しました。以前の一般質問でも発言しましたが、これは大きな衝撃を受けました。

地方の高等教育機関は、学校の自助努力だけでは志願者の確保に限界があり、連携、共存していく姿勢がないと大学の存在自体が厳しい状況に突き進むことになるのではないかと懸念をしております。

私は、県と高等教育機関との連携は、佐賀県の未来や地域の活性化において大変重要なことと捉えており、以前の県議会でも知事からも、「佐賀県の未来をつくっていく上で高等教育機関との連携は欠かせないものです。これまでの取組で、県内の大学や短期大学とは顔が見える関係ができてきております。率直に意見交換できる関係もつくれていると思います。これからも佐賀らしいやり方で連携を進め、他県にはない新しい連携のモデルをつくっていきたいと考えています。」と答弁をいただきました。このことは、これからの佐賀の未来にとって大変重要であり、ぜひとも高等教育機関の連携である「UC5+」も活用して、他県にはない新しい形を推進していただきたいと考えております。

また、介護・保育分野の人材確保においては、多くの議員からも質問が相次いでいることから、重要な課題であることは明白です。重ねての質問にはなりますが、養成施設である短期大学は、人材育成と確保については必要不可欠な存在であり、連携が特に重要と考えています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、介護人材の確保についてであります。

少子化が進む中で、介護職を志願する学生の減少が危惧されており、これからの介護を担う人材をいかに確保していくかは重要な課題です。そこで、留学生を含む短期大学の介護コースの入学者の現状はどのような状態なのかをまずはお尋ねをいたします。

続いて、修学資金等貸付制度についてであります。

短期大学の介護コースでは留学生が増加しており、その多くは介護福祉士を目指す学生への修学資金等貸付制度を活用していると聞いておりますが、活用状況はどのような状態になっておりますでしょうか。

また、短期大学からは、修学資金等の貸し付けを希望する全ての者のニーズに応えられないという話も聞きます。県としても要望していることですが、今後、福祉人材を確保するため、貸し付けを希望する全ての者が貸し付けを受けられるようなさらなる取組を推進すべきと考えておりますが、この現状と県の考えについてお尋ねをいたします。

続いて、短期大学との連携も含めた今後の取組についてであります。介護人材の確保のために、これまでも様々な支援が行われてきております。また、冒頭も申し上げたとおり、これからの社会の変化を考えると、短大だけではなく、県やあらゆる団体との連携を行いながら、人材確保や社会意識の醸成に取り組んでいくことが求められると考えています。

そこで、県として、介護福祉士の養成施設である短期大学との連携について、今後どのように取り組むのかをお尋ねいたします。

続いて、留学生への公営住宅の提供についてであります。

以前、高等教育問題対策等特別委員会で県内の短大を視察させていただいた際、短期大学が留学生を受け入れるに当たり、住まいの確保が支

障になつてゐるという相談をいただきました。確かに私にも個別で留学生の住まいについて相談が来るほど、空き部屋がない状況なのだと認識しております。

この点について、介護分野にかかわらず、今後、外国人材の増加が見込まれることを踏まえると、公営住宅の空き部屋を活用できないかと考えますが、この現状や考え方についてお尋ねをいたします。

続いて、保育人材の確保についてであります。

介護職と同様に、保育現場からは保育人材が不足しているとの声が上がつてゐるということは既に多くの方が承知していると思ひます。

保育人材の確保のために様々な取組を強力に推進されていると認識はしておりますが、例えば、今の取組をさらに強化する意味で、幼稚園・認定こども園連合会と保育士会が団体の垣根を越えて団結して取り組むことや、さらに県や保育士養成施設である短期大学とがこれまで以上に連携した取組ができないものかと考えますが、これについて県の考えをお尋ねいたします。

最後に、介護・保育分野の委託訓練についてであります。

産業技術学院が実施している委託訓練の中には、短期大学で介護福祉士や保育士の資格を取得するコースがありますが、募集定員に満たない状況が続いてゐると聞いております。この制度は社会人のリスクリングという視点ではよい制度と思ひますが、一定の研修期間があることなどがハードルになつてゐる現状もあるというふうに聞いています。

ただ、人材確保の視点から、この制度を一人でも多くの方に活用いただき、介護・保育分野の就職につなげていただくことも大いに検討すべきことです。

その上ですが、この制度について、短期大学との連携を強化し、制度の周知を強化して活用していくべきと考えますが、現状の県の考え方についてお尋ねをいたします。

続いて、四問目です。出産についてであります。

命の誕生、我々一人一人がこの世に生まれてきたこともそうですが、誰もが我が子や親しい人たちに新しい命が誕生したときの感動や喜び、また愛を体感したことがあると思ひます。そして、どのような出産環境を選択するのかという点についても、多くの人たちが情報を調べたり、周りに相談したりして決めていくものです。

現在、出産については、安全に最大限配慮された病院の中で行われているのが通常であり、佐賀県でもそのような体制の中、出産が行われています。

そのような中、先日、佐賀県内で毎年、年間数名ほどしかない自宅出産をされた方からお話を聞く機会がありました。内容は非常に深く、大きな覚悟を持つて出産に臨まれたということを感じました。また、その人から、私のお産は皆に愛されて、愛する人たちに囲まれ、幸せな思いを持ちながら、我が子の誕生を心から祝いたい、そのために自宅で家族に囲まれて出産をしたいと強く思つた。そもそも母が幸せを感じるからおなかの子が幸せを感じる、私たち家族は追ひ求めた理想の形で出産することができたと言われていたことが強く印象的でした。

これらのことをきっかけに、出産について、母親たちとお話をする機会をいただき、いろいろなことを知ることができました。そのお話の中で、産前産後や子育て支援の話や情報はいろいろと聞くのだが、出産時の病院や産む場所のことについて、もっと情報を知っていたら選択肢が

あったと感じるといふ趣旨の話をいただきました。

確かに産前産後や子育て支援の政策や事業は多くあると感じますが、出産そのものについては当事者の声を反映している手段はあまり聞いたことがありません。

そこで、まずこのお産について、国の動きなどの背景はどうなっているのかを調べてみたところ、今年はこの出産ということについて全国的な動きがあったことを知ることができました。参考までに三つ紹介をさせていただきます。

まず、国においては、令和六年五月三十日に厚生労働省において「出産なび」というウェブサイトを開設されました。これは妊婦さんやパートナー、家族の状況によって、出産する施設に対するニーズは様々であり、また出産にかかる費用について地域や施設でのばらつきなどもあることから、これらの情報をサイトにまとめて公表することで、妊婦の方々が情報をあらかじめ知った上で出産について選択できるように参考としていただきたいという趣旨でした。

次に、NHKでは先月十一月六日に、「シリーズお産の危機」と題して、「広がる『分べん空白市町村』」という特集が生まれ、報道されました。これは岐路に立っている国内のお産医療について、全国的な医師不足と少子化に伴う経営難による出産施設の減少、また産科機能の一定の集約化が避けられない状況の中、自治体ごとのお産の受け入れ体制について調査された内容です。

ちなみに、佐賀県では二十市町のうち空白市町は十あるとのことでした。

また、来年からこの制度も一部変更となることから、産科の置かれる

環境はますます厳しくなるといふ予測もあります。

三つ目に、民間で「お産を女性の手に取り戻すネットワーク」による、今年の八月から「出産経験を未来につなぐアンケート」が実施され、産院選びの経験や近隣の産院事情などが自由記述によって、現在もまだ継続中ですが、四千人を超える方々から回答が寄せられており、厚労省の会議でも報告がなされております。

そこで、希望する出産について、私自身も十一月二十八日から三十日の実質二日間でしたが、インターネットを通してアンケートをしてみました。結果、佐賀県民八十八人を中心に二百八十人ほどの方々から様々な御意見をいただきました。この結果、私の感想としては、お産ということに関してまだまだよりよくしていく余地があるのだろうと感じました。

少し御紹介をさせていただきます。

このアンケート、出産場所については、自宅、助産所、クリニック、病院と四項目を設けました。病院とクリニックを選んだ人が多数でしたが、その理由として多くの人が、自宅から近かったから、そして、食事がよさそうだった、雰囲気、医療が必要だった、評判がよいという理由が多く、自宅、助産院を選んだ人は、自然なお産をしたかった、自分の力を信じて産みたかった、家族で赤ちゃんを迎えたかったという意見が大多数でした。

また、妊娠・出産・育児中に信頼できる相談場所や人はいますかという問いに対して、全体的に家族という答えがほとんどでしたが、その中でも自宅出産、助産所、クリニックを選ばれた方々の中には助産師という回答が非常に多く、産前産後にわたって妊婦さんと助産師さんが信頼

関係を強く結ばれていることが分かります。

そして、妊娠・出産・産後に望むことについて、自由記述では、もっと妊婦さん本人が安心して望んだお産をしてほしいし、病院と分断するのではなく、命の誕生イコール未来そのものなので、みんながその意識で愛でたくさんのお産を選べるといいし、周りもそのサポートが当たり前になってほしい。妊娠・出産・産後のママに対して知ってほしい情報や、知っているのと子育てに役立つ情報がたくさんあるのに、行政とつながりがないと、それすら広められない、伝えられない、もっとママのために事業をしている人たちと、情報が欲しいママたちがつながるといいのと思っています。情報を分かりやすく、話しやすい場所、集まりやすい場所があると思います。病院の都合ではなく、妊婦の気持ちや大事にして出産に臨めるように、病院でも気持ちを伝えやすい環境であってほしい、選択肢が多いほうがいい。私は満足のいくお産ができたことに感謝しています。病院にも感謝していますが、自分で産むではなくて、産まされたと感じるようなことがあるのも事実で、妊婦さんの気持ちに寄り添った環境があると幸せだなと思います。出産を新たな命を生み出す神聖な神事としてみんながサポートし合い、関わられるようになったらうれしい。産み方、産む場所、付き添ってほしい人、ケアしてほしい人、この命を宿した女性本人の意思がもっと尊重される日本であってほしいです。我が子を産むのは産婦人科一択ではないということをもっと知る機会があれば、自分の望むお産をかなえられる女性が増えると思います。

以上、ほんの一部御紹介でしたが、大まかに集約すると、情報提供、選択できる環境整備、妊婦が望む出産、寄り添ってくれる体制などにつ

いて多くの御意見をいただきました。

佐賀県で子育てや妊娠相談ではなく、出産について情報提供しているホームページなどで思い浮かぶものとしては、例えば、スマホアプリ「マリ」があります。妊娠・出産・子育ての相談を当事者や専門家が回答するシステムで、一部有料版でしか回答が見られない部分や、多くの相談が寄せられて、質問が埋もれてしまう面もありますが、利用者にとってはとても評判がいいと聞いております。

また、質問冒頭とアンケートにも一部あった自宅出産、助産院出産について調べてみたところ、佐賀県だけではないですが、この出産方法を行うことは佐賀県では非常にハードルが高く、かなり制限されているということが分かりました。これは命を守るということを大前提とした考え方の下、佐賀県ではそのような出産体制になっているということが分かりました。

一方で、どうしても自宅出産を選ばれる佐賀県の妊婦さんは、他県の助産師さんに依頼し、その助産師さんが嘱託医契約している医師と連携の下、出産が行われるとのことでした。また、助産院も同様のようです。そして、県外の助産師さんが見つからない場合はプライベート出産をされた方も過去にはいらっしゃるというこの話を伺いました。

命を守る現場の皆様には感謝しかありません。ただ、この一連の経緯やアンケート結果から、妊婦さんの望む出産の在り方については、妊婦さんの声を尊重する体制、多様な出産方法の選択肢、産前・出産・産後の一連のケア、妊娠、出産に関する教育の充実など、愛する我が子の根本に関わる出産の在り方に対する願いは多岐にわたって、実際その願いを反映する余地は大いにあると感じております。

先述した母親たちから、そもそも母が幸せを感じるからおなかの子が幸せを感じる、そのための環境が一番大事。出産についてもっと情報を知っていたら、産む場所についてももっと考えたかもという意見がありました。

また、ある専門家からは、お産のときは母親からいわゆる幸せホルモンが出てくる、それが出産に近づくにつれて高まっていくので、そこをしっかりと守れる環境をつくることで、幸せと愛で満たされた状態で出産することができるということを教えていただきました。

そして、直接お話を聞いたり、アンケートでの調査からは、病院と助産院や自宅出産での大きな違いとして、自分が出産の主体となっているかどうか、また、特に県外の人からは、助産師さんとの関わり方の信頼関係の密度を上げられる方がいました。ちなみに我が子は産婦人科で出産を経験しました。

これらの話の中で、実際に自宅出産された方の写真を見せていただきました。これはあくまで私の直感的な印象なのですが、まず、父親の顔が生まれたての子供に顔を寄せてあふれんばかりの幸せの顔をしておりました。当然、私も当時心からうれしかったんですけれども、果たしてここまでの顔をしていたのかなと思うと、少し考えないといけないというか、考えさせられるところがありました。また、母親の達成感や充実感は当然ですけれども、周りの家族の顔も非常に印象的でした。

そして、最も印象深かったのが、何と申しますか、これもあくまで私の直感の部分ではありますが、子供の顔がすっかりしているという印象がありました。意思を持って生まれてきたぞ、母ちゃん生まれてきたぞという何とも言えないすっかりした顔をしていました。そして、

おなかが減ったら母乳を飲んで、だっこされたいときに母親や家族にだっこされているわけです。近年、バース・トラウマという言葉があります。確かに生まれたときの赤ちゃんの意思が反映されているかどうかということは、その後の生育にも関わるといっても一度立ち返って考えるべきなのかもしれません。

「子育てし大県」を掲げている佐賀県において、産前産後の母親のサポートについては非常に手厚く政策が展開されています。ただ、この出産においては、命を守る体制については万全の体制を取っていただいておりますが、改めて大切なことを考えることが必要ではないかと感じました。

また、専門家によって出産についての視点が様々であることも知りました。この点についても妊婦さんの出産の希望をかなえるという点では、丁寧いろいろな方々から教えていただく必要があるのではないかと感じております。果たして妊婦さんの希望をどれだけかなえることができるのか、出産に関する情報をどれだけ事前に知って選択できているのか、信頼できる助産師さんとどれだけ関係性を深めて出産に臨むことができていくのかなど、私自身の当時の出産への関わり方も含めて大いに考えさせていただきました。

以上のことを踏まえて三点質問をいたします。
まず、出産についてです。

妊婦さんやその家族が求める出産を実現することは、子供の成長にとっても重要ではないかと考えます。理想とする出産がかなうほど愛情も高まるという話も御紹介させていただきましたが、この点をどう考えているのかをお尋ねいたします。

次に、出産についての情報提供についてです。

理想とする出産に向けて、産む場所を選ぶことへの情報提供について、より情報発信することの必要性があると感じましたが、この点についての考え方をお尋ねいたします。

最後に、妊婦に寄り添う体制についてであります。

育児ノイローゼや虐待、マタニティーブルーなどが増加傾向ですが、産前から産後までの手厚い個別対応の必要性についてどのようにお考えでしょうか。また、特に近年ニーズが高まっている助産師の在り方についてどう考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

以上で一回目の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

●山口知事 登壇 下田寛議員の御質問にお答えします。

地方創生と国政選挙の在り方に対する私の所見についてお答えします。

下田議員から、東京都選出の議員が地方創生を行うのか、ミスマッチではないのかとお話いただきました。同感です。

お話しいただいたように、二〇二二年あたりから、私はあらゆる角度から問題提起をしております。そして、先月の二十五日に官邸で開かれました政府主催の全国知事会議で、また角度を変えた形で申し上げます。改めて答弁申し上げます。

食料基地、エネルギー供給地、そして国土保全などを担って国家を支えているのは地方です。御案内のとおり、東京、大阪は食料自給率が1%ありません。そういったところだけで国は立ち行かないわけです。そして、そうした地方における現場の手触り感がない都市部の国会議員ばかりで、国家の方向性が議論されることになれば、私はこの国は道を誤

るのではないかと危機感を持っているのです。

例えば、想像してみてください。農業者、漁業者、どれほどの苦勞をかけて、どういう思いで農産物を生産しているのか。そうした実感を持たずに、都市部のスーパーで当然のように、日々、野菜や卵や魚を買うことに慣れている、生産現場をあまり知らない都市部の議員だけで食料安全保障を議論したら、どのような結論になるのでしょうか。今日も宮崎で鳥インフルエンザが発生しました。大変な苦勞です。養鶏農家も本当に苦勞します。都市部の皆さんは卵が高くなったとよくおっしゃいますけれども、農家の真の苦勞がどれだけ分かっておられるのでしょうか。

現在、衆議院では九州七県の定数は三十名です。小選挙区は三十区あります。そして、東京都の定数も同じ三十です。面積はどうでしょうか。九州七県は東京の十九倍の面積があります。それが同じ議員数なんです。この現状ですらどうかと思えますけれども、人口比例だけで定数配分を行う現行制度をさらに進めていきますと、将来的には都市部の議員はさらに増加します。地方の議員は減少します。ますます東京が多くなって、細分化されていいんでしょうか。

そして将来、今、国際的にも様々な流動化の状況が起きています。こうした中で、食料やエネルギーの供給などが深刻な状況になったときに、これはやばいぞと、知見を持つ地方の議員が必要だということになって、も、そのときになると都市部ばかりの議員ばかりで構成された国会で、都市部の議員をその時点から減らして地方の議員を増やそうとするような国会の改正を、その都市部の国会議員はするのでしょうか。私は手を打たなければ取り返しがつかない、元には戻れない、まさに不可逆的な問題だと申し上げたいと思います。

都市対地方ではなくて、地方のことを考えるというのはこの国全体の行く末を考えることです。今問われているのは、この国の形をどうするのかという国家の根幹に関わる問題だと思います。そして、人口比例だけで定数を配分する現行制度を変更するためには、投票価値の平等を求めている憲法十四条の例外規定が必要と考えています。憲法十四条はすばらしい条文です。ところが、この問題にも投票価値の平等も言いますから、ここはやっぱ例外を置かなければ修正ができません。

この点については、私はその十一月二十五日の知事会議で、憲法に例外規定を設けた上で、例えば、次のような制度というものも考えられるということも提起しました。衆議院は、まず各都道府県に一配分した上で、残りを人口比例とする。参議院は各都道府県を代表して、四十七全て同数の定数とするという提起をしました。これに対して村上総務大臣からは次のような発言がありました。

非常に重要な示唆を含んでいると思う。小選挙区制度は、このままでは人口の多いところはますます細分化、肥大化する。あくまで個人的な見解であるが、日本の参議院はアメリカの上院を模範として始まったものです。アメリカの上院は面積や人口にかかわらず、各州二議席ずつ。今のような人口だけで考えていくことが妥当かどうかは幅広く議論していくことが必要ではないか、ということ、私は誠実に応じていただいたと感じています。

人口だけで国会議員の定数を配分することが国の意思決定をゆがめかねない切実な問題であることが、広く共有される必要があると考えています。今後とも、私は問題提起を続けていきたいと思えます。そして、今後、早いうちに国の行く末を国民全体で考え、憲法改正を含め、骨太

な議論が行われることを期待します。

●井上健康福祉部長 登壇 II 私には大きく二点御質問をいただきました。

まず、福祉人材の確保についてのうち介護人材の確保についてにお答えいたします。

まず、短期大学の介護コースの現状についてということであり、県内の短期大学において、介護コースがあるものは西九州大学短期大学部と佐賀女子短期大学の二校でございます。入学定員はそれぞれ四十人で、合計が八十人ということになっております。

令和六年度の入学者についてですが、西九州大学の短期大学部は入学者が四十一人で、そのうち留学生が三十三人となっております。佐賀女子短期大学は入学者が三十七人、そのうち留学生が三十二人となっております。両校ともここ数年、留学生が増加しております。外国人の留学生が多くを占めるという状況になっております。

それから次に、修学資金等貸付制度についての御質問がございました。議員からも紹介がありました修学資金等貸付制度は、将来、介護福祉士として県内の福祉施設等で介護業務に従事する人材を養成し、確保することを目的として貸し付けを行うものでございます。国家資格取得後、県内で介護業務に継続して五年間従事すれば、返還が全額免除されるということになります。

その活用状況ですけれども、令和六年度は西九州大学短期大学部が入学四十一人のうち三十人が貸し付けを受けられて、日本人が八人中七人、留学生が三十三人中二十三人ということになります。佐賀女子短期大学は入学者三十七人のうち二十九人が貸し付けを受けられて、日

本人は五人のうち五人、それから留学生が三十二人のうち二十四人ということになっております。

平成三十年頃から、在留資格に新たに介護が設けられたことによりまして、留学生の受け入れが増加いたしましたして、一部の留学生が貸し付けを受けられない状況というふうになっております。短期大学のほうからは、全ての留学生が貸し付けを受けられるように、貸付人数の拡大を求める要望がっております。

この貸付制度につきましては、国の財源を活用しております。そういうことで、国庫補助を確保していくことが必要となります。

修学資金を希望する学生が貸し付けを受けることができるよう、国に對しまして、必要な貸付原資の財源の確保と、継続的な制度の実施について要望をしております。これを引き続き、強く要望していきたい、そういうふうにも思っております。

それから、短期大学との連携も含めた今後の取組についてということでお尋ねをいただきました。

この短期大学は、県内で介護福祉士を目指す学生の学びの場でございます。人材育成のために欠かせない大切な存在というふうにも認識しております。

県では、これまでも短期大学の御意見をお聞きしながら、留学生の送り出し国で開催されますガイダンスへの参加費用や、留学生の日本語学習の課外授業のための経費を補助するなど、留学生の確保のための様々な支援を行ってきたところでございます。

今後とも、介護現場の人材確保に向けましてこういった取組が必要なのか、短期大学とも幅広く意見交換しながら、その取組を進めていきたい

というふうにも思っております。

また、重要課題でございます介護人材の確保、育成、これについては、総合的などうか、多面的な視点での取組が必要だというふうにも思っております。その取組に当たりましては、まず、子供たちに、体験などを通じまして、介護の仕事に興味、関心といったものをしっかり持つってもらうこと、また、こういった介護に関する学びの場があること、また、県内の介護現場への就職をしっかりと支援すること、それと待遇の改善や職場環境の改善を通じ、働きたいと思えるような職場環境づくりを進めることで人材の定着を図っていくこと、そういった多面的な取組が必要と考えております。

教育機関、また介護事業者、福祉関係の団体、また県などが、それぞれの取組を進めるということに加えまして、その効果を高めていくためには連携をしっかりと図っていく、そういったことが必要だと思っておりますし、県としてもそういったことをしっかりと進めていきたい、そういうふうにも思います。

具体的な例で申し上げますと、例えば、小中学校を対象にした介護の仕事体験といったイベント、これを「キツザケアサガ」と申しておりますけれども、そういった中で学生との交流を行い、子供たちは当然ですけれども、保護者の方にもそういった短期大学というものを知ってもらう機会になるのではないかと思いますし、事業所と短期大学が連携して、施設の職員の方の研修を行うと、そういったことも考えられるかと思っております。

今後とも、教育機関、また介護事業者、福祉関係団体などの関係機関と連携しながら、一緒にになり、佐賀県の介護人材の確保、育成、こういった

たことにしっかりと取り組んでまいります。

次に、出産についてということで二点御質問をいただきました。

議員からは気持ちの入った御質問をいただき、また、その中で求める出産を実現することは子供の成長にとって重要と、また、子供への愛情が高まるのではないかという言葉、そういったものをいただきました。

出産について、それぞれの方がそれぞれの思い、そういったものを抱かれておられて、なかなか一つの言葉というか、そういうことで表現することも難しいというふうにご数日思っております。

私もこのことについて、知り合いの方と何人か意見交換、話をしてみました。そういった中では、生まれてくる子供は元気で無事に生まれてきてほしい、また、そのことだけだったとか。それから、愛する家族に見守られながら出産したいと思ひ、夫に立ち会いをしてもらった。また、出産時に全てを託せるような信頼できる医師に巡り合いたいと思ひ、また、また、実際そのような医師に最終的にはお願いすることができて安心したとか、また、医療機関は友人や家族の情報に頼ったとか、そういった様々な状況や思いといったものを聞かせていただきました。

こういったことを聞かせていただいた中で、一つの命を授かるということそのものがかけがえのないことだと思っております。また、そうしたこととあわせて、様々な思い、そういったことがかなえられることは、御本人が幸せを感じたりとか、また、そのことで充実感というか、満たされた思いになられたりとか、また、家族の絆が深まる、そういったことにつながるというふうに思っております。そういったことで、妊産婦の方々のそういった思いが大切なことであり、尊いものというふうに感じております。

それから二点目に、出産についての情報提供についての御質問がございました。

医療機関や助産所が広告できる内容、これは情報提供できる内容とも同じものとなりますけれども、これにつきましては、医療は人の生命、また、身体に関わるサービスでございまして、不適當なサービスを受けた場合の被害、そういったものが他の分野に比べ著しいことから、そこは医療法上で一定の制約があるということになります。

そういった中におきましても、病院、また診療所、これは歯科診療所とか助産所、薬局、こういったものも含まれますけれども、こういった情報を分かりやすい形で入手できるようにということで、国において医療機能の情報提供制度、これは平成十九年度に設けられまして、佐賀県におきましても、これまで佐賀県の検索サイトであります「99さがネット」のホームページでその情報を提供させていただいてきたところでございます。

この情報ネットでは、住所や電話番号、また診療日やその時間、専門外来とか健康相談、専門医の配置、そういった状況について検索できるようにしております。この分について、国においてより利便性を高めるということから、今年四月に全国の情報を集約した医療情報ネット「ナビイ」というものに運用が移行し、開始したところでありまして、今まで県のほうで独自に提供してきた情報についても、こちらの情報ネットのほうに移行しております、そちらのほうで見ていただけるようになっていくという状況にあります。

また、あわせて国のほうでは、先ほど議員のほうからも紹介がありましたけれども、出産に特化した情報検索サイト「出産ナビ」、こち

らのほうが今年五月からスタートしております。ここでは、医療機関や助産所ごとの出産費用でありますとか、産後ケアの実施の有無、立ち会い出産の実施の有無、また、無痛分娩実施の有無、そういったことの附带サービスについての情報提供が行われているところでございます。

出産に関しては、こうした制約の中での情報提供という形も始まっております。なかなかこれだけでは、選ぶということは難しいということもあるかと思えますけれども、こういうことを基にしているいろんな情報を収集していただきながら、自らの選択というか、そういう部分に活用いただければと思っております。

私がいりろお聞きする中でも、医療機関に行つて、そこで実際話をしてみて、自分に本当に合っているかということ、またその選択をしてというようなお話も聞いておりますので、そういったことも通じて御自身の中で安心できるような選択というものをしていただければと思っております。

私からは以上でございます。

●井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、介護・保育分野の委託訓練について答弁いたします。

県では、国の委託を受けまして離職者の就職を支援するため、約四十種類の職業訓練を実施しております。県内の短期大学で実施している保育士や介護福祉士の養成コースもその一つです。これまで多くの人材を育成し、社会に送り出してきました。過去十年間でも介護福祉士を四十六人、保育士を百十人養成しております。

しかし、議員御指摘のとおり、ここ数年、募集定員に対する応募が減少しております。これはあらゆる分野で人材が不足する中で、再就職し

やすい雇用環境にあることや、事務職といったほかの職種が人気となっていることなどが要因と考えます。

しかし、特に保育士や介護福祉士は人材が不足しております。よつて、この制度を活用した人材育成をもつと進めていく必要があります。

そこで、各部署とともに業界とも連携し、保育や介護の仕事のやりがいやすばらしさを広く伝えることはもちろんのこと、この訓練制度自体の認知度をさらに高めることに取り組みます。

具体的には、来年一月に、これは佐賀労働局と連携して、学び直しの支援制度についての広報イベント「学びフェス」を開催します。短期大学や職業訓練施設が出展し、訓練制度の体験コーナーや職業相談コーナーを設けて周知を強化します。そして、介護事業所や保育所、保育士・保育所支援センターなどへの周知やチラシの設置、SNSやホームページでの情報発信など、様々な取組を行います。

そしてもう一つ、短大からは募集期間の延長が効果的との意見があり、まず、昨年まで十一月だった募集開始を、これは県庁の庁内手続の見直しによりまして一カ月前倒ししました。さらに、この事業は国の委託事業でありますので、そのルールに従つて、定員枠が国から示される九月以降に募集を開始してしました。今後、早期の募集開始ができるよう、運用見直しについても国に働きかけます。

こうした取組などによりまして、引き続き、学校教育機関などと連携しながら、この訓練制度を活用した人材育成に取り組みます。

私からは以上です。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ私からは、福祉人材の確保についてですが、介護人材の確保についてのうち、留学生への公営住宅の提供についてお

答えいたします。

公営住宅は、戦後復興期におきまして住宅に困窮する低所得者層に市町と協力して住宅を供給し、その役割を果たしてきたところでございます。

その後、住宅をめぐる状況が時代とともに変わる中で、近年では頻発する自然災害の被災者ですとかウクライナ避難民の住宅提供など、新たな役割も果たすようになってきております。

県営住宅にはどのような方に入居していただくのかについて、社会情勢の変化に応じながら制度を柔軟に見直す必要があるというふうに考えております。

公営住宅は、地域住民の生活に密着した市町が主体となって担い、県は市町を補完するという、そういった役割分担も大切かなというふうに考えております。

十一月十二日の県内の大学・短期大学の大学長と知事の意見交換会「UC5+」では、留学生が増えたことにより、住まいの確保の対策として公営住宅の空き部屋の利用についての提案がございました。

近年では外国人があらゆる分野で不可欠な担い手となっております。日本人と共に佐賀で活躍できる環境をいかにつくっていくかということが必要というふうに認識しております。

そのため、留学生も県営住宅を住まいの候補として選択できるよう、制度の見直しを進めているところでございます。市営・町営住宅との連携も必要でございますので、市町とも議論を進めたいというふうに考えております。

私からは以上です。

◎宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、サガン鳥栖の応援機運の醸成についてお答えいたします。

サガン鳥栖は、御案内のとおり、残念ながら来季のJ2降格が決定いたしました。

県はこれまで市町や民間団体と連携して、県民全体でサガン鳥栖を応援してまいりました。サガン鳥栖がJ2に降格することでこの応援機運が低下してしまうことがないよう、今こそオールサガンで取り組む必要があると認識しております。

議員から御紹介がありましたけれども、先月十一月一日、山口知事がサガン・ドリームスの小柳社長と共に鳥栖市の向門市長を訪問いたしました。「サガン鳥栖リバイバル戦略」として、御紹介いただいた「アイデンティティの再構築」、「スタジアムの価値向上」、「育成環境の充実」に連携して取り組むということを確認いたしました。

その中の「アイデンティティの再構築」につきましては、選手やスタッフ、そしてファン、サポーターも含めたサガン鳥栖ファミリー全員が今こそ一つとなってクラブへの愛着を深め、応援機運がより高まっていくよう取り組むこととしております。

現在、鳥栖市やクラブ関係者、サポーター団体の方々と様々な意見交換を行っているところです。その中では、以前よりもチームや選手との距離が遠く感じるですとか、スタジアムに行くこと自体を楽しめる工夫がもっと必要なのではないかといった意見も聞かれています。そうしたことから県では、二月にスタートいたします来季に向けて、例えば、子供たちをはじめとした県民と選手との直接の交流がより深まるように、交流事業の強化に取り組みたいと思っております。また、

御紹介ありましたけども、試合以外でもやはりスタジアムの周辺で楽しめる仕掛けづくりというのも大事だと考えておりまして、今以上に様々な方法を検討して、こうした仕掛けづくりも積極的に行っていきたいと考えております。

引き続き、鳥栖市やクラブとしっかりと連携して、応援機運を醸成し、県民がスタジアムへ応援に行く環境づくりを進めてまいります。

これからも、県民の誇り、宝であるサガン鳥栖が輝き続け、県民にさらに愛されるクラブへと成長し、一年でJ1に復帰できるように、しっかりと支えてまいります。

私からは以上です。

●種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、二点お答えいたします。

まず、保育人材の確保についてでございます。

常々保育現場からは保育者が不足している、保育現場の負担が大きいという声、それから、保育士の養成校であります短期大学からも、入学者が減っており、将来保育の現場が立ち行かなくなるのではないかとという懸念の声とも聞いております。

保育人材の入り口に当たる短期大学の入学者を増やし、保育現場における保育人材を確保することが喫緊の課題だというふうに理解をしております。

これまでも県は、短期大学とか保育団体と意見交換をしながら、それぞれ工夫をしながら取組を実施してまいりました。例えば、短期大学では、独自の奨学金を創設したり、オープンキャンパスの実施、それから、保育団体と合同での就職説明会とかも実施をされております。それから、県でも、修学資金の貸し付け、それから、保育士の給与水準の改善

を国に働きかけたりとか、保育現場の働き方改革に対する支援、そういったことに取り組んでまいりました。

また、今年度新たにですけれども、保育士の離職防止、県内定着という観点から、離職率が高いと言われる三年目の保育士にエールを送るということで、先輩保育士とか同期の保育士同士で意見交換、情報交換を行う意見交換会、あわせてSAGAアリーナで佐賀ブルーナースの試合観戦というものを実施いたしました。

参加した保育士からは、息抜きになるとも楽しいすてきな研修だったということですか、現場での仕事はきついけれども、保育士の仕事の魅力を再確認できた、あるいは今後も子供たちのために頑張りたいと、こういった声がございました。保育士としての魅力を改めて感じていただき、今後の意欲につなげていただくことができましたのではないかと認識をしております。

それから、議員からお話ございました「UC5+」、先月行われまして、このときにも保育人材の確保について、保育現場と養成校、それから県が一体となって取り組むことが大事という意見をいただきました。これまでも短大や関係団体とは意見交換を行ってまいりましたけれども、お話にありましたように短大と県のさらなる連携強化、それから、各保育団体間の垣根を越えた連携強化、こういったものが進むように、もっと深い意見交換ができる場についても考えていきたいと思っております。

また、私自身も短期大学の学長からお話をお伺いしておりますのは、保育士は子供たちのなりたい職業の上位に常にあるんだけれども、それが実際の進路に結びついていないということ、それから、子供が進路、職業選択をする場合に保護者の影響が大きいと、そういうお話も聞きま

した。

保育の人材確保のためには、こういった保育という職業の尊さですとか魅力、それを子供たち、そして、保護者にしっかりと伝えて、イメージアップを図り、そして、子供の頃の夢、憧れを進路選択につなげるための実効性のある取組について進めていく必要があると思っております。こういうことについても意見交換を進めていきたいと思っております。

より多くの子供たちに保育という仕事の魅力を知ってもらい、子供たちが将来、佐賀で保育士になり、やりがいや誇りを持って働くことができるよう、短期大学、それから保育団体としっかり連携し、一緒に知恵を出し合いながら、保育人材の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、出産に関して、妊産婦に寄り添う体制についてお尋ねがございました。

核家族化とか少子化が進みますと、例えば、兄弟の子供、おい、めいと接する機会も減ってまいりますし、自分の子供というのが初めて触れる赤ちゃんという方も増えてきているようでございます。そういう中で、妊娠、出産、子育てに不安や戸惑いを感じる妊産婦も増えておりますので、産前産後ケアというものが大変重要なものであって、これを充実しなければならぬと思っております。

県内においては、市町においてこういう産前産後ケア支援を行われておりますけれども、助産師の方は、医療機関における妊婦健診、産婦健診のほかにも、例えば、産前でいきますと産前サポートということで、家庭訪問をして妊婦の心身の不調に関する相談、支援、それから産後は、産後ケアという家庭訪問によって、出産後の母親の心身のケア、それから新生児のだっこの仕方、寝かせ方、授乳の仕方、そういった技術的な

アドバイスもされております。専門性を生かした取組を行っているものと思っております。

このように医療機関、市町が連携して、それぞれの家庭においても個別対応による妊産婦へのサポートが助産師によって行われているというふうに理解をしております。

助産師によるアドバイスを受けた方々からは、授乳がうまくいかずに困っていたけれども、助産師さんにケアをしてもらって安心して授乳できるようになったとか、つらいときに訪問してもらい、育児の悩みを相談できてよかったという声も寄せられております。

助産師の方々には、妊娠、出産、それから新生児のケアなど、専門性を生かした子育て支援での重要な役割を担っていただいております。大変感謝をしております。

県といたしましては、産前産後ケアの充実を図るために、引き続き助産師会、医師会との広域調整を行いまして、市町の支援を行ってまいります。そして、助産師の方々の活躍が妊産婦の安心につながっていることから、今後も助産師の方々と一層連携し、妊産婦一人一人に寄り添う支援に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇Ⅱ再質問させていただきます。御答弁、皆様ありがとうございました。

まず、知事に対してなんですけれども、いろいろアグレッシブにどうか、積極的に国にも働きかけていただいているということ、とても私自身は心強く思います。

僕自身も、今から多分、国の形が変わっていくんだろうなというのを

とても思っていて、今まで当たり前だと思っていた常識がどんどん崩れていって、それは地方から変わっていくというふうには思っています。ですので、そこでどういうリーダーシップを発揮して戦っていくのか、よりよい未来をつくっていくのか、国の形をつくっていくのかというの、日々考えているところでもあります。

今、知事会の中で政府に言っているというお話がありました、ほかにできることがもう少し少ないのかなというふうに思っていて、例えば、政党に呼びかけるとか、多分、地方の人たちだったら、それはやったほうがいいやろうときつとと言うと思うんですけれども、そういった形で地方からそういったうねりを、知事会だけではなくて各政党とかにも呼びかけて、やっていくといううねりが起こせないものなのかという考え方についてお尋ねをしたいと思います。

あとサガン鳥栖の支援と福祉人材の確保に関しては、とにかく今御答弁いただいたものをしっかりと流れをつけて、勢いをつけて進めていただきたいと強く要望させていただきたいと思えます。

そして、出産についてなんですが、今回も多分、県議会で初めての質問だったと思うんですけれども、いろいろと担当の皆さんも熟慮に熟慮を重ねて議論をさせていただいたものだというふうに認識をしております。やり取りの中で、皆さんも最大限、私の意見を酌み取りながらやっていただいたなとは感じしておりますが、そういう答弁だったんだなというふうにも思っております。

健康福祉部長もいろんな方々にヒアリングをさせていただいたと思うんですけれども、そのヒアリングをされた方々というのは、全員が恐らく病院で出産をされた方なんでしょうというふうに話を聞いておりまし

た。

出産の情報発信の仕方に関しても、特に佐賀県から発信するということではなくて、国のものを用いますという答弁までだったのかなというふうに、ちょっともう一回議事録を読み直しますが、そういうふうにも思いました。なので、出産に関わる様々な人、私でさえいろいろな方々にお話をお伺いすることができましたので、県の皆さんであればもっと話を聞くことができるんじゃないかと思えます。やっぱりいろいろな人々に寄り添うのが佐賀県の役割であって、「子育てし大県 さが」、誰も取りこぼさない佐賀とっております。

そういった中で、一部の方々、当然ですけれども、この体制の中でどういった動きができるのか、今冒頭、これから地方から国の形をつくっていくかなければならないということで、知事に関しては選挙制度の在り方等は提言をしているということでしたが、出産に関してはそれでいいのかと思うんですよね。佐賀らしさ、佐賀らしい出産の在り方、そういったものを、声をまず聞いていくということ、制度を変えるところわけではなくて、そういったところからしていくことで、佐賀だからこそできるやり方というものがあるんじゃないかなと思います。なので、部長や担当の皆さんも、一緒に様々な方々にお話を聞かせてもらう機会なんかができないものかなというふうに思います。

愛という言葉を使っていたきました。愛で思い浮かぶのが、全障スポの閉会式で知事が皆さんに向かつて、みんな愛しているよと言われたのがとても印象的でした。今からの時代、やっぱりいろいろな人たちに対してそういった慈しみの心といいますか、思いやりを持った心というのは非常に大事だと思いますし、その根幹が僕は出産というところにあ

るんじゃないかなというふうに、今現在至っております。そこを思うと、このお産の在り方について、情報発信も含めて、もう一步、佐賀県としてやれることがあるんじゃないかというふうに思えてなりません。

ですので、さつき答弁いただきましたけれども、もう少し寄り添っていただく体制とか、せめて話を聞いてみるとか、そういったことがこの佐賀県の中でできないのか、検討も含めて、もう一度部長に答弁を求めたいと思います。

以上です。

●山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えします。

維新のお話を出していただきましたけれども、百五十年前にこの国が変革を迎えたときに、佐賀の先輩たちは、この国を憂いて行動を起こして、今につながる様々な制度の根幹をつくっていったわけです。私は佐賀からこの国を思うというのはとても大切なことで、佐賀にはその責任があるとさえ感じています。

例えば、今回の国スポ・全障スポについても、SSP構想というのは日本のスポーツ界に大きな一石を投じたと思っておりますし、一定の影響が今あって、様々な意見を佐賀に聞いてきます。

そういうような状況の中で、今回の国の根幹に関わる選挙制度の問題なんですけれども、かねがね私は全国知事会というのに出たときに、どうしても東京対地方という対立構造で意見交換がなされることを憂いております。地方を大切にすることは東京と対峙することではなくて、東京、大阪、都市部をこれから救うことにもつながる、国全体の根幹的な問題なんだというふうに主張しているわけですけれども、やはりどうしても知事たちはミクロな問題に心を奪われているところ、特に

財源の問題というところがあるものですから、こういったところはこれからも主張していきたいというふうに思っています。

実は先週、佐賀選出の国会議員、六人いるわけですけど、六人の皆さん方に同じことを申し上げて、当然六人とも賛同してくれるわけですけども、それが広がるかどうかというところは確かに下田議員のおっしゃるとおりで、私もこれから北海道や東北や九州の議員、そういった皆さん方にお会いするたびにそういった問題提起をしていって、みんながそういう問題意識を持って、そして何よりも国民の皆さん方が、この国はこのままでいいのかという意識を持っていただくように努力をしたいと考えます。

●井上健康福祉部長 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えいたします。

私のほうには、情報発信でやれること、そういったことはないのかと、改めて御質問をいただいたと思います。

それで、私も御答弁申し上げましたけれども、やはり出産に当たりましては、その出産のリスクというものも一方ではございますので、そういったこともしっかり考えていく必要があると思っております。

また、議員のほうからは、情報発信ということでしたが、先ほど申し上げましたように、今現在、医療法の中で一定の制約があるという中で、今回、「出産ナビ」というものも新しくできて、その範囲を新しくしながら情報提供するというものになっております。今、現時点で、県のほうでその範囲を超えてということとはちょっと難しいというふうに思っております。

下田議員のほうから、またいろいろな人から話を聞いてほしいということもありました。お話を聞くことは、いろんな形でまた私ども聞かせ

ていただきたいと思えます。そういう今の制度の中で、法の中でどこまでできるとかということであれば、今、現時点は今の情報発信というか、国の「出産ナビ」というものが一番情報としては出ているし、その分が一番最大になっているかなと思えます。そういうった中で今時点ではやっていくというか、そこまでが制約かなというふうに思っております。そういうった中で、私どももまたいろんなお話は聞かせていただきながら、私どもとしてできることというか、かなり制約はあると思えます。そういう中で、こういうことができるのかというものは考えていきたいと思えます。

私からは以上でございます。

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。

午後三時十六分 休憩

令和六年十二月三日（火） 午後三時五十分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月三日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 議事局長																	
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	香山律之	篠田博幸										

○ 開 議

●議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

●原田寿雄君（拍手） 登壇 日本日の最終登壇となります原田寿雄でございます。通告に従い三問、早速質問に入っていきたいと思っております。

まず、沖縄県先島諸島からの住民避難についての質問でございます。国民保護の観点から、有事に際しての沖縄県先島諸島およそ十一万人の住民避難に関する計画策定の方針が出され、今年六月、国から九州各県知事へ正式に受け入れの要請があり、受け入れに関する初期的計画の作成依頼があったと聞いております。

この計画において佐賀県は、与那国島の方々の避難先となるといふこととであります。与那国町は東西十二キロ、南北四キロ、外周は二十七・五キロと比較的小さく、約千七百人の住民が暮らす日本最西端の島で、沖縄本島から南西へ五百九キロ、石垣島からも百二十七キロ離れている一方で、台湾とは百十一キロの至近距離にあり、晴れて視界のよいときには台湾の陸地が見えるというまさに国境の島であります。

ちよつと小さいですが、ここが台湾、この赤い点で示しているところが与那国島であります。（パネルを示す）本島からは五百九キロ、石垣から百二十七キロ、台湾から百十一キロという位置関係にあります。

その与那国町の糸数町長が今年九月、山口知事を訪問され、意見交換がなされたとの新聞報道を目にして、県の受け入れ計画の進捗状況が気になっていた矢先に、旧知の方より与那国町の政策参与をされている方を紹介され、数名の議員で話を聞かせていただく機会を得ることができました。そこで沖縄本島の県民と比べても有事への危機意識が非常に高

いことや避難計画策定の状況など、与那国町の現況をうかがい知ることができました。

そこで、実際に目で見て、町長はじめ、島の方々の話を直接聞いてほしいとの要請を受けて、先月下旬に定松議員と同町を訪問したところであります。本当に遠いですね。ほぼ台湾と同じ位置でありますから、当然空路で行くわけですけども、福岡から那覇経由で与那国空港へ参ります。那覇から与那国へはJAL系の琉球エアコミュニーターという小さい飛行機であります。要請をされた政策参与も同行いただきました。糸数町長をはじめ、三名の担当課長と意見交換を行った後に、自衛隊OBの担当職員に、昨年度の避難計画を基に丁寧な説明を受けました。詳細な計画が立てられていると感じましたが、住民の要望を聞きつつ改善を行っているとのことでありました。

その後、島内視察をし、町会議員、JAの方、商工会の方、自衛隊の方々との意見交換も行いましたが、目の前に台湾があるという国境の町、皆さん、この取組に対する関心は非常に高く、受け入れ側としても九州各県、我々もその意識を高めていく必要があるだろうと強く感じたところであります。

これが与那国島であります。（パネルを示す）外周二十七キロぐらいということとで本当に小さい島で、山も二百メートルぐらいの低い山ですね。ここが一番大きな祖納という集落で、飛行場とか港もあります。それと、この集落は祖納というところと久部良という一番西の端、ここに自衛隊が駐屯しております。台湾のほうに向かって二十四時間、二百名体制で監視体制を行っているということとであります。ここが比川、これは小さい集落ですけども、ここにテレビでヒットしました「Dr.コ

ト」の診療所がございました。

計画では、島内に何台かあるバスで比川から久部良、そして、祖納というふうには空港を目がけてそれぞれ集まってくる。自家用車は使わないというようなことで、本当に綿密に計画を立てておられました。ただ、先ほど申し上げましたように、まだまだ計画は進化させる途中だということでもございました。

それでは、次の点について質問させていただきます。

与那国町からの避難住民の受け入れに対する知事の所感についてであります。

今年九月、与那国町の糸数町長が知事を訪問されたと聞いております。その際、糸数町長の住民避難に関する思いなども聞かれたと思います。与那国島からの住民を佐賀県で受け入れることに対する知事の所感をお尋ねいたします。

次に、計画の検討状況についてお尋ねいたします。

現在、県で作成に取り組んでいる与那国町住民を受け入れるための計画に関して、避難住民受け入れのためには県だけではなく、実際に受け入れを担当する県内の市町の協力や取組が欠かせないと思っております。むしろそちらのほうが、実行部隊としては本当に大切な取組だというふうにも思うわけがあります。

県内で避難先となる市町をいち早く決めたほうがよいと考えますが、この点に関しての検討状況がどのようになっていのかお尋ねをいたします。

次に、与那国町との交流についてであります。

十月二十三日の読売新聞に、与那国町が開いた避難計画の説明会のア

ンケートでは、避難を希望する割合が四五%、避難を望まないという方が四七%と拮抗する結果になったとの記事がありました。また、六月定例議会での田中議員の一般質問において知事からは、平時から取り組んでいきたいとの答弁もあったところであります。与那国町の方々にとって、避難先がどういったところか分からない、この不安はどうしても付きまとうものだと思います。こうした不安を払拭するためにも私もふだんの交流は大切であると考えます。知事はどのような交流を考えておられるのかお尋ねをいたします。

この項目の最後です。朝鮮半島の有事についてお尋ねいたします。

この計画は、例えば、いわゆる台湾有事が発生した場合に発動されるわけですが、発生の際には朝鮮半島有事も同じくらいのものではないかと私は考えております。台湾有事の際の邦人退避は国が万全を期すべきですが、台湾からの避難民が押し寄せてくるだろうと言われております。同様に、朝鮮半島有事が発生した場合には佐賀県に大きな影響があると予測されることから、その備えや対策について国へしっかりと要望すべきと考えますが、知事の考えをお尋ねいたします。

続きまして、二問目の質問です。「SAGA2024」全障スポについてお尋ねをいたします。

「SAGA2024」全障スポについては、佐賀県で初めて開催された全国障害者スポーツ大会であり、前身の全国身体障害者スポーツ大会は身体障害者のみを対象としておりましたが、知的、身体、精神の三障害全てを対象とした大会でありました。

十月二十八日の閉会式に足を運びましたが、選手の皆さんがとてもいい笑顔で楽しまれている様子を目の当たりにして、一生に残るすばらし

思い出ができたのではないかと感じたところでもあります。アリーナで開催されたために、車椅子の方々はフロアに全員集合した形で、ほかの選手の方々は観客席にと会場が埋め尽くされて、光の効果や音響の効果などもあり、アリーナが一体となった光景は感動すら覚えました。退場の折には三々五々、記念写真が続き、本当にほほ笑ましい光景でありました。

また、開催に至るまでは選手の発掘をはじめ、準備の面で大変な苦労があったと思いますが、多くの関係者の努力で運営面、競技面ともいい大会が開催され、成功裏に終わったと思っております。

実際、平成二十九年三月に策定されている「第二十三回全国障害者スポーツ大会障害者スポーツ普及基本計画」を見返しても、障害者スポーツの選手や指導者などの現状、県内にどれくらいいるかというような調査から始まって、年ごとにその普及率を伸ばしていく目標を立て、それを達成していくなど、本当に大変な作業の連続であったろうというふうに承知しております。

しかし一方で、この大会が一過性となることなく、「SAGA2024」を機にスポーツ活動を始めた方々が、今後も活動を継続し、よりプラスポーツが普及していくような取組が重要と考えますし、乗り越えるべき課題も多いというふうに思っております。

そこで、次の点について質問をいたします。
選手派遣に関する課題についてであります。

開催県枠として拡大された出場枠に対し、選手を発掘、育成するに当たっては本当に多くの課題があったというふうに感じております。特に競技者が少ない中でどんなふうに発掘をしてみたのか、また、指導者

の確保や施設利用についての理解、また、サポートする人の確保など、どういう課題があつて、どのように取り組んできたのかお尋ねをいたします。

次に、大会開催の成果についてお尋ねいたします。

多くのメダル獲得や入賞者が誕生したことは称賛に値すると思います。「SAGA2024」を開催したことにより、メダル獲得といった数字以外に、表に現れない成果も大いにあつたんだろうと考えています。

例えば、大会開催を機に施設の整備が進み、障害のある方が使いやすくなったり、市町の職員が関わったことで市町の中で理解が進むなどがあつたと思われれます。また、大会を終えて、また来年も出たいという純粹な思いに触れることもあつたというふうに聞いていますが、そういった目に見えない成果を含め、どういうものが残つたと考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、「SAGA2024」後の目標と取組についてお尋ねをいたします。

「SAGA2024」開催に向けては、長期間、予算と時間をかけて準備を進め、大会をつくり上げてこられました。「SAGA2024」でもされたプラスポーツへの熱意や火が消えないように、今後も取組を進め、県内に定着させていくことが重要であろうと思います。

例えば、西九州大学については、九州でも数少ないプラスポーツ指導者養成校として認定をされていますが、そういった大学との連携もとても重要なことであろうと思っております。

ちなみに、指導者の初級資格が取れるのは全国で百六十四校、そして、中級が取れるのは全国で僅かに四十二校、九州では四校のみとなっております。

ります。そのうちの一枚が西九州大学ということであり、こうしたところの連携は非常に重要だろうというふうに考えます。

今後は、どのような目標を立てて、どのように事業を進めていけるのかお尋ねいたします。

最後に、松浦鉄道についての質問をいたします。

鉄道は通学通勤、通院など、地域住民の日常生活の足となる重要な公共交通機関であり、県内にはJR九州の各路線があるほか、松浦鉄道といった沿線自治体や民間企業が出資する第三セクター鉄道があります。

人口減少の進展、自家用車利用の増加により、鉄道の利用者は年々減少しており、例えば、唐津線や筑肥線の一部は、事業者としては経営努力だけでは利便性と鉄道サービスの維持は厳しいとの考えを示されており、

また、長崎本線の上下分離区間は、JR九州による運行が新幹線開業から二十三年約束されているものの、その後の運行は不透明で、松浦鉄道のように沿線自治体の支援が必要になる可能性もあるのではないかと危惧をしております。

こうした地域の方々にとって大切な存在である鉄道を維持していくためには、様々な課題があると認識をしております。中でも松浦鉄道は国鉄の分割・民営化により、第三セクターが引き継いで三十六年が経過していますが、利用者数がコロナ禍前の水準に戻らないことや、老朽化による修繕費の増など、経費が増加傾向にあること、さらには、施設整備に対する国庫補助が満額交付されないことが常態化していることで厳しい経営状況が続いております。

経営分離後、第三セクターが引き継いで二〇〇〇年までは黒字経営が

続き、第三セクターの優等生と称されておりましたが、人口減少などの地域を取り巻く環境の変化には対応できなかつたということでもあります。

そうはいっても、確かに事業者自らの経営努力はなされております。人件費等の経費削減や割引乗車券の販売、ビール列車といった企画列車の運行による収入確保策に取り組みされております。しかし、経営改善の効果はなかなか上がっていないのが現状で、JR九州と比較して一・五倍以上高かった運賃が十月からさらに値上げをされました。値上げは八年ぶりで、上げ幅は一八・八%、ほぼ二割の値上げであります。一時的な改善は見るとは思いますが、構造的な赤字経営を改善できるとは考えられないというのが現状だろうと思います。

このため、松浦鉄道の存続のためには、沿線住民が列車に乗って維持したいという気持ちを持っていただくとともに、事業者自らが経営の改善に取り組むことはもちろんのこと、沿線自治体による財政支援といった事業者と一体となった取組が不可欠であると考えます。

ちなみに、値上げされた運賃の件でありますけれども、高校生の通学定期を例に挙げますと、有田駅から武雄高校にJRで通学する生徒、この生徒は一月六千円あります。これに対して、同じく有田駅から伊万里高校や伊万里実業にMR、松浦鉄道で通学する生徒は一月に一万四千九百円、実に二・三倍の差があります。これ以上の値上げは利用者負担が大き過ぎるかと考えていますし、値上げによる経営改善には限界があると感じております。

この松浦鉄道の質問をするに当たり、九月でありましたけれども、有田駅から伊万里駅を経由して佐世保駅まで全線九十七キロ、五十七駅を乗車してまいりました。小さい頃に一度乗った記憶があります。当時は

汽車だったというふうに思います。今回は早朝六時二十八分に有田駅を出発して、伊万里駅で乗り換えて、車両基地がある長崎県の佐々駅で乗務員の交代があり、佐世保駅に九時三十八分に到着いたしました。実に三時間十分のディーゼルカーの小旅行でありましたが、有田からは田んぼの中をずっと走って、伊万里湾の景色、そして、平戸口からは緑豊かな山あいを走るといって、楽しむことができたわけでありました。ただ、伊万里湾の眺望が、沿線の木が生い茂って見えづらかったり、朽ちた家屋のそばを通ったりと、観光といった面では一考の余地はあるのかなと感じました。

土曜の早朝ということもあり、乗客はそう多くはありませんでしたが、松浦高校や清峰高校の生徒たち、平戸観光とも思われる若干の観光客も見受けられました。佐世保に近づくに従って乗客が増え、相浦や県立大学前、時間的にも九時近くになっていくわけですから、その辺りではほぼ満員の状態になりました。様々な方々が日常的に利用されている大切な鉄道であるということを変更して認識させていただきました。

そこで、次の点について質問したいと思います。

まず、利用状況についてであります。

松浦鉄道のこれまでの利用者数と収支の推移はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、利用促進の取組についてであります。

利用促進を図るため、県はこれまでどのような取組をされてきたのかお尋ねいたします。

次に、財政支援の状況についてであります。

松浦鉄道の運営には沿線自治体による財政支援が不可欠と考えます

が、その支援状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

そして最後に、今後の取組についてであります。

松浦鉄道の存続のため、今後どのように取り組んでいられるのかお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

●山口知事 登壇 原田寿雄議員の御質問にお答えします。

沖縄県先島諸島からの住民避難についてお答えします。

まず、与那国町からの避難住民の受け入れに対する私の所感についてお答えします。

今年五月七日、林官房長官から電話で、いわゆる台湾有事についての協力要請がございました。私からは、例えば、大きな市の一部の住民とということではなくて、できる限り単独の自治体といった固まりのような受け入れがいいということを申し入れました。

その後、六月に、佐賀県が与那国島の与那国町、丸ごと一町を受け入れるということになりました。佐賀県としては、なし得る限りの協力をしていきたいと考えています。

与那国町の避難計画については、単なる机上の計画とならないよう平時から与那国町と交流し、実効性を高めていくことが大切です。それこそ、万が一のときに円滑に避難していただけるように準備を進めていきたいと考えています。

続きまして、佐賀県内の避難先となる受け入れ市町についてお答えします。

現在、避難計画策定の途中段階ではありますが、本県への避難住民の受け入れ市町については、総合的な検討の下、佐賀市及び鳥栖市を候補地に考えております。九月に内々に坂井佐賀市長、そして、向門鳥栖市

長に私から直接電話で避難計画作成に当たり協力の要請を行いまして、内諾を得ております。

続きまして、与那国町との交流についてお答えします。

万が一のとき、住み慣れた島を離れる際には、避難する与那国町の皆さんも、受け入れる佐賀県も、お互いの土地や人を知っていることは心強いことだと認識しています。与那国町との交流は、そういう意味でも大変意義があることだと思います。

原田議員から御紹介がありましたけれども、九月には糸数与那国町長が佐賀県庁を訪問いただいて、私と様々な面で懇談をさせていただきました。そして、十月には担当の三角副局長らを現地へ派遣して、役場職員をはじめ、自衛隊、漁協、JA、社協、学校など、地元の方々との意見交換を行ってまいりました。佐賀県と縁、ゆかりがある方も多くおられたと報告を受けました。私はまだ訪れたことはありませんが、県議会の方皆さんも機会をつくって交流いただければと考えています。

万が一のときに責任を果たすべく、避難が円滑に行われるように心を砕いて準備をしていきたいと思えます。

続きまして、朝鮮半島有事についてお尋ねがありました。

私は、現在の世界情勢を考えれば、危機管理上、台湾有事が発生する場合には、それと場合によっては連動して朝鮮半島有事が発生することも十分考えておかなければならないと考えています。

仮に朝鮮半島有事が発生した場合、現地からの邦人退避のみでなく、多くの避難民が朝鮮半島から流入してくることが想定されます。

私は、これまでも機会あるごとに国に対し、朝鮮半島有事への対応のさらなる検討を要請しております。十月に開催された九州地方知事会

でも改めて提言させていただいたところです。

引き続き、国に対して、様々な事態を想定し、しっかりと議論を重ね、いざというときへの備えを進めるようこれからも要請をさせていただきます。

●引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、松浦鉄道について四点お答え申し上げます。

まず、利用状況等でございます。

松浦鉄道は、通学通勤など県民の皆様の日常生活を支える大切な移動手段であり、観光などでも県内外から多くの方が御利用されるものがございます。地域経済の基盤として重要でございます。

そうした松浦鉄道でございますが、議員御指摘のとおり、国鉄改革の際に切り出され、第三セクター方式で昭和六十三年四月に開業したわけですが、その後、新駅の設置や新型車両等を導入され、着実に利用者を増やしまして、平成八年度には年間利用者が四百四十三万人とピークに達したわけでございます。しかし、その後は、いわゆる車社会が一層進展する中で、沿線人口の減少もございまして、利用者数が減少し続け、令和二年度にはコロナ禍の影響も重なりまして、開業以来最低の二百二十五万人となったわけでございます。

直近の令和五年度の利用者数でございますが、二百七十一万人と、コロナ禍前の平成三十年と比較をいたしまして九五%まで回復をしているところでございます。

また、県内区間の利用の内訳でございますが、通学定期が四割、通勤定期が一割、観光や通院、買い物といった、いわゆる定期外の利用が五割という状況でございます。そのうち、通学定期でございますが、やは

り少子化を背景に減少傾向ということでございます。

そうした中、収支の状況でございます。

冒頭申し上げました開業後の新駅設置などの設備投資により、開業してしばらくは経常赤字が続いたわけですが、申し上げた利用者数の増加を背景にいたしまして、平成五年度に収支も黒字に転換しているというわけであります。ただ、その後、利用者数の減少、施設老朽化に伴う修繕費の増加などにより、議員御指摘のとおり、平成十三年度から現在に至るまで経常赤字が継続しております。したがって、沿線自治体からの財政支援で経営を維持しているという姿でございます。

そうした中、利用促進の取組でございます。

私ども県では、これまで関係者と連携をいたしまして利用促進に取り組んでまいっております。

まず、日常利用の観点でございますが、将来的な利用も見据えまして、沿線の有田町、伊万里市の全ての小中学生に一日乗車券の引換券を令和四年度に配布いたしております。昨年度からは沿線のイベントに合わせまして、クーポン券つきのお得なデジタルチケットを造成いたしまして、観光需要の一層の掘り起こしも実施をいたしております。

そうした中、財政支援の状況を改めて申し上げますが、沿線自治体による財政支援、国庫を活用しながら、車両検査、レール更新、橋梁整備などの安全運行、これに不可欠な支援を自治体間で協調いたしまして毎年度実施をいたしております。私ども佐賀県は、今年度約三千五百万円を補助予定でございます。

さらに、コロナ禍の状況ということで申し上げますれば、令和二年度

から令和五年度まではコロナ禍の利用者減、それから、あわせ重なりました燃油高騰、こういったことを踏まえまして、四年間で合計四千九百万円の支援を行ったところでもございます。

議員御指摘のとおり、松浦鉄道自身も自ら経営改善に努めておりまして、今年十月、八年ぶりの運賃値上げを実施いたしております。

今後の取組でございます。

やはりまずは松浦鉄道自身が引き続き一層の経営効率化、それから、利用促進に努めることが大事だと考えております。私ども県といたしましても、沿線自治体としてしっかり連携をいたしまして、そうした取組をしっかりと支えていきたいというふうに思っております。

やはり利用促進については乗って支えるという発想が非常に重要だと思っております。まず、日常利用に目を転じますと、利用者の大宗を占めるのは学生さんでございます。申し上げますとおり、少子化の影響というマクロのトレンドは当然あります。ただ、新たに列車通学を始めてもらうきっかけづくり、裾野を広げることでもあります。また、進学や就職といった卒業後、ここも引き続き乗っていただくということ、こういったアプローチが大切だと思っております。従来はどちらかというと、短日短日で取り組んできたものがありましたが、少し長めに、長い形で御利用いただけるような、そうした取組が必要だというふうに思っております。

また、非日常、観光利用のほうでは、やはり大変重要な地域資源がございます。有田焼、伊万里焼、日本酒といったものがございますので、こうしたものを楽しんでいただくような観点、これも引き続き大切だと考えております。

また、日常利用に戻りまして恐縮でございますが、通勤定期であります。こちらについても、今、県内の利用では一〇%というところがございます。ただ、ここについても、一度戻ってきていただければ長期的な利用が見込まれるわけでございます。マイカー通勤から列車通勤への転換のきっかけづくり、これも改めてしっかりと取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。

現在、松浦鉄道と私どもを含めましての沿線自治体では、今後の在り方について検討を進めております。引き続き県としても、その検討に貢献してまいりたいというふうを考えております。

私からは以上でございます。

●宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「SAGA2024」全障スポについてですが、まず、選手派遣に関する課題についてお答えいたします。

出場枠が大きく拡大された「SAGA2024」全障スポにおきまして、過去最大の選手団を派遣するに当たっては、議員からも御紹介ありましたとおり、大きく三つの課題がございました。

一つ目は、選手発掘です。開催県ということで、個人競技では出場枠が通常の二十四名程度から百四十名に、団体競技ではブロック予選を経ずに全十二種目が出場できるなど、大幅に機会が広がりました。競技人口が少ない中で選手を確保する、これは大変難しいことがございました。障害のある方たちにとって、全国という舞台を経験できることは、その方の人生において大きな自信となる貴重な機会と考えまして、少しでも多くの方が大会を目指せるよう、地道に体験教室を開催するなどして選手の発掘を行ってまいりました。

二つ目の課題は、選手を支える人材の確保でございます。指導者やサポートの存在はパラスポーツには不可欠でございます。指導者の資格取得に対する支援やサポーター研修会、パラスポーツ体験会などを開催し、障害のある選手の活動への理解者を増やす取組、こちらを進めてまいりました。

さらに三つ目の課題は、様々な障害の種別、程度の方が使いやすい施設の確保でございます。例えば、車椅子競技で体育館を使用するに当たり、難色を示されるケースがございましたけれども、体験会などを開催して施設側にも理解を求めてまいりました。また、視覚障害のある方で、トイレや更衣室までの動線などが使いづらいということがあれば、その都度、施設側に改善要望を伝えて、練習が継続できるよう支援を行ってきたところでございます。

次に、大会開催の成果についてでございます。

「SAGA2024」では、過去最大のメダルを獲得したこともすばらしいことでしたが、何よりも多くの選手が出場してくれました。そして、メダルには届かなかった選手たちも自分の力を最大に発揮し、少しでも昨日の自分を超えるべく競技にチャレンジされました。

また、県内で初めて全国障害者スポーツ大会が開催されたことを機に、競技会場となった施設におきましては、多目的トイレやスロープなど、常設の施設改修が進みました。パラアスリートや障害者団体の声を踏まえた円滑な動線確保のための仮設の整備、こちらも行われました。こうした整備や仮設のノウハウは、今後の本県のパラスポーツの振興に寄与するものと考えております。

さらに、大会の運営に当たっては、市町の職員や競技補助員など、多

くの方に運営に携わっていただいたことで、障害のある方のスポーツ活動により一層理解が深まったと感じております。

例えば、選手団について直接サポートしたスタッフからは、どうしていいのかわからず不安も大きかったけど、終わってみたら選手たちの明るい笑顔や悔しがる表情、大会にかける思いなどを共有することができて、とても充実した期間だったとの声もいただきました。

このように、大会全体の中で関わった多くの人に気持ちの変化が生まれたことは成果であると考えているところでございます。

最後に、「SAGA2024」後の目標と取組についてでございます。これまでは「SAGA2024」全障スポに大選手団を派遣することを目標に取り組んでまいりましたが、今後は「SAGA2024」を機に広がった、する人、支える人の活動を継続させること、こちらが大変重要だと考えております。

今後の活動の継続にとって、議員から御紹介ございました県内にパラスポーツや福祉を専門的に学ぶことができる西九州大学があることの意味は大変大きいと認識しております。西九州大学とは、これまでもパラスポーツ指導員の資格取得の実務経験の場として、県のパラスポーツ教室やパラスポーツ大会などで補助員を務めてもらうなど、日頃から協力、連携をしまいたったところでございます。

「SAGA2024」全障スポでは、西九州大学をはじめとする多くの学生がサガンティアとして大会を支えてくれたほか、介助員として選手団に入り、まさに寝食を共にしながら選手のサポートに当たってくれた方たちもいました。今回の活動を通じて、もっと選手と関わりたいと思った学生も多いと聞いているところでございます。

今後も、こういった人材を大切にしながら、佐賀県パラスポーツ協会や佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会といった専門機関と共に事業を進めてまいります。

様々な関係者と連携し、スポーツを続けたい人、始めてみたい人、支えたい人たちが活躍できるよう、SSP構想に基づき、しっかりと取り組んでまいれる所存でございます。

私からは以上です。

●議長（大場芳博君） これで本日の日程は終了いたしました。

あす四日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時三十二分 散会

速記者 木村 佐知子

第三日

令和六年十二月四日（水）

令和六年十二月四日(水) 午前十時 開議

出席議員 三十六名

欠席議員 一名

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	三〇番	石倉秀郷	二四番	坂口祐樹
二番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行		
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三六番	大場芳博		
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三七番	岡口重文		
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸				
一〇番	中本正一	二五番	宮原真一				
一一番	野田勝人	二六番	指山清範				
一二番	一ノ瀬裕子	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	古賀和浩	二九番	徳光清孝				

十二月四日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	総務課長	議事課長	議事課副課長													
田中憲	吉田泰	碓田一	田中一	太田敏	高田一	山口正	山崎敏	香月律	篠田博										

○ 開 議

●議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

●一ノ瀬裕子君（拍手）登壇 皆様おはようございます。本日トップバッターで質問をさせていただきます一ノ瀬裕子でございます。

皆様、すがすがしい思いで朝をお迎えのことと思います。私、最近、うれしい体験がございまして、すがすがしい気持ちになりました。

ある日、女性が三人やってこられて、佐賀にはない、形だけの空手の大会をしたいというふうにおっしゃいました。空手に対する思い、また、子供たちに対する思い、地域の未来を思う気持ち、いずれもがすばらしくて、そして、企画書も見事にまとまっておりました。うれしいことに佐賀県には「さが未来アシスト事業費補助金」というものがございます。まして、初回の大会だけは補助をしてくださるということで、先日の十一月十七日、見事に第一回目のKIKKOUROKU大会としてその大会が実りました。県内外から三百人もの選手が押し寄せるすばらしい大きな大会となりました。その会場に身を置いて私は、やっぱり人の思いは宝だということをつくづくと思いました。人の思いが宝、これをどうやっていこう、どうしていこう、そうしたい思い、そして、また実際に人が動いていく。人の思いが宝であり、人が宝である。それが実に発現されたのが「SAGATA2024」ではなかったかなというふうにしみじみと思ったところです。

では、一問目に入ります。健康施策のさらなる推進についてです。

「すべての人に、スポーツのチカラを。」「SAGATA2024」国スポ・全障スポは、スポーツの本質的な価値を追求した新しい大会として、三十八日間にわたる祭典に幕を下ろしました。開会式での手拍子の一体感、ナイトゲームの盛り上がり、間近で見るトップアスリートのまなざしの強さ、オーラ感、そして、プレーの迫力、メダルや特産品、そして、MVPの発表に沸く表彰式、全国から集まった各都道府県の選手団を映像で振り返った閉会式、その心遣いや音と光の演出、運営スタッフ、ボランティアの皆さんの心配りは言うまでもなく、本当に素晴らしい大会でした。全ての関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。たくさん感動をありがとうございました。

「する」、「観る」、「支える」、スポーツに関わる全ての人が主役となった大会は、県民にスポーツの力を実感させ、関心を高める契機となりました。スポーツ基本法にうたわれているように、スポーツは心身の健康を保持増進し、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に欠かせない要素です。特に困難を乗り越えながら、自らの能力をそれぞれのライフステージで発揮する力、ライフパフォーマンスを向上させて、生活の質を高め、心身両面の健康づくりに寄与するとされています。

佐賀県の健康施策の一つ、「歩こう。佐賀県。」は、まさにスポーツを通じた健康の保持増進を図るものです。歩くことは全ての土台で、心肺機能や筋力を高め、血液の循環にも効果があり、糖尿病予備群の割合、また、骨折率が高い佐賀県にとってはとても理にかなった施策です。

「SAGATOCO」のダウンロード数は着実に伸び、現在十二万を超えているのもすばらしく、バルーンや久光スプリングスの試合において、駅からアリーナまで県民が歩く姿が見られるようになりまし

た。今や県民が歩くことをいとわず、むしろ楽しむ風潮へと意識が好転しているのを感じておりますが、それはまさにこの施策の成果だと言えます。

ここから歩くをさらに広げ、「SAGATOCO」第二ステージが始まれば、さらに県民が健康になるとの思いで提案をさせていただきたいのが、スポーツ庁が提唱するコンディショニングを取り入れるということです。コンディショニングとは、体のゆがみや可動域の狭まりを改善し、運動のパフォーマンスを上げる手法です。

例えば、一例を挙げますと、長年パソコンを使うデスクワークで座りっ放しの場合、猫背になったり、肩こりや腰痛があったり、足も上げづらくなっていたりするものですが、コンディショニングで縮こまった胸や肩の筋肉をストレッチでほぐしたり、弱くなった腹筋や背筋を鍛えたり、股関節の可動域を広げるトレーニングを行うと体が軽く感じられ、いい姿勢になり、ぎこちなかった歩き方も楽に歩けるようになります。つまり、姿勢や使い方など自分の体の癖を取り、バランスを整えるのが運動面でのコンディショニングで、歩く効果を高め、より快適に、また、歩いても痛くならない体になり、年齢という意味でも、距離という意味でも長く歩き続けられるようになるのです。

このコンディショニングは、東京オリパラを経て、トップアスリート的手法を住民の健康増進に生かそうと始まったもので、北海道東川町で顕著な成果を上げています。旭川市のお隣、東川町は人口八千五百人の小さな町で、保健福祉課ライフパフォーマンス室を設置し、指導のノウハウを持つトレーナーを職員として受け入れて取り組んでいます。月五十回ほど開かれるコンディショニング教室には町民の参加率も高く、介

入前後で比べますと、身体機能、腰痛、ロコモ度のいずれもが改善し、さらに精神的健康度も増しています。医療費は、どの自治体も毎年伸びるばかりですが、東川町では逆に削減されています。そして、何より膝の痛みで引き籠もっていた妻が出歩けるようになり、自分も股関節痛が消えた、とにかく体が楽になったなど喜びの声が聞かれています。一般に運動が続く要因はペイン・アンド・プレジャー、痛みと喜びと言われているますが、痛みから解放され、効果が実感できるからモチベーションが保たれ、運動が続くという好循環も生み出しています。

皆さんもこんなことはないでしょうか。車でバックをしようとしたとき、振り向きたくても振り向きづらい。何とか横目でちらり。そんなことございませんでしょうか。それが滑るように楽に体をねじれるようになる。また、体が痛くて腕が上がりづらい。それがすつと腕が上がって、上の物が取りやすい。また、何も無いところで何だかつまずきやすくなって、転びそうになった。歩くスピードが遅くなった。それがすたすた歩けるようになればうれしいですね。こうしたことはコンディショニングがもたらす効果で、喜びは生活の質を上げるだけでなく、生活の中に喜びをつくり出していく。まさに健康づくりは人の幸せづくりなんだということを示しています。

まだ「SAGATOCO」をダウンロードしていない人は、もしかすると歩くと膝が痛くなるからと敬遠している人なのかもしれません。そうした人々にもアプローチできるのがこのコンディショニングなのです。佐賀県においてもコンディショニングを取り入れ、身体機能が改善していく健康施策を取り入れれば、その効果はいろんな面に波及していくと思われまます。この九年間でおよそ四百億円増加した佐賀県の医療費

の削減や、例えば、今後働く人の年齢は上がっていきませんが、工場などでの労働生産性を上げられるばかりか、転倒など労災件数の抑制にもつながります。メンタルにもよい影響を与えるため、産後鬱にも効果があるとされています。四、五十代の運動不足は問題ですが、その解消になるばかりか、企業が取り入れれば、不調を抱え出社するという人の数が減り、生産性が上がります。健康経営の促進となります。

また、東川町の取組にトレーナーとして参加したアスリート経験者のように、アスリートたちにセカンドキャリアとして活躍する場を提供することにもつながっていきます。国スポ・全障スポでアスリートたちのパフォーマンスに感動した県民の一人一人が、今度は自分の人生という競技を存分に楽しみ、自分のライフパフォーマンスを上げられるようにするためにコンディショニングの考えを取り入れ、ここからさらに一歩踏み出した健康づくりを創造してほしいと願っています。

佐賀県の健康施策のさらなる展開について知事の考えをお伺いいたします。

続いて二問目は、「さがすたいる」の推進についてです。

「SAGA2024」全国障害者スポーツ大会では、開閉会式や各競技会場において車椅子の方や介助者の方、盲導犬を連れられた方、白杖を持った方、手話で会話をされている方など、多様な多くの人々が一堂に会するシーンを多く目にしました。

その中で道を譲り合い、お先にどうぞと声をかけ合う場面や自然な優しさがあちこちで見られ、それはまさに「さがすたいる」を体現する空間となっていました。せかせかと急ぐことの多い日々とは違って、多様な人々が優しさの中で自分らしくいる、その中に身を置く居心地のよさ、

温かさは言葉では言い尽くせないものがありました。

県では、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の思いを広めるため、平成三十年から取り組まれていて、障害を持つ方が学校に向いて行われている出前講座などを私も見させていただいたことがありますが。足かけ七年にわたる関係者の皆さんの地道な積み重ね、また、県の各種施策に横軸を通して展開してこられた広がりや全障スポにおいて体現されたことは、「さがすたいる」の歩みの一つのハイライトのように感じ、あちこちで見られる光景に胸が熱くなりました。これまでの取組の成果だと高く評価するとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無、子育て・妊娠中、また、けがをしている、病気をしているなど、個性、状況のいろんな思いを持った人々が自然に支え合い、心地よく過ごせるという世界観を追求していくことの価値を改めて感じたところで

一方で、全障スポという非日常の空間だけでなく、もっと日常の中で「さがすたいる」が根づいたインクルーシブな社会となるには道半ばなのだとも感じました。

私はこれまでも時に一般質問で取り上げ、「さがすたいる」という光がもつともっと佐賀を照らしてほしいと願ってきたわけですが、佐賀県広報認知度調査の結果を見ますと、「さがすたいる」についての認知度はおよそ三割程度で推移をしております。「子育てし大県」さが、「歩こう。佐賀県。」などに比べると少し分かりにくく、時に佐賀らしいデザインの話かと思つたと言われるのもどかしい限りです。この先どうすれば認知度が向上し、この取組が広がっていくのでしょうか。

ほかの自治体には見られない、人の気持ちに響く施策を打ち、北欧の

ように、幸福度や暮らしやすさを上げていく政策は、山口県政の大きな特徴だと捉えています。その中でも「さがすたいる」は、佐賀県が、日本、また、世界の中でも幸福度の高いインクルーシブな世の中となるために、国スポ・全障スポの炬火のように、もっと高く掲げるべきものと思います。

そこで、全障スポで育まれた優しさの文化をレガシーとして残し、「さがすたいる」の理念を一層広めていくため、「さがすたいる」を条例として形にはいかかでしょうか。もちろん条例などで規定をせずに、ムーブメント的に広めていくことこそ、この取組の核であるということ。は重々承知しておりますが、明文化することで、県内外への発信力が格段に高まるのではないのでしょうか。

例えば、会合で「佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例」を乾杯の折に紹介をいたしますと、ぱっと皆の関心が集まります。驚かれたり、感心をされたり、笑顔が生まれたりする中で、県内外の方に佐賀県は日本酒を大事にしている県なんだという理解が瞬時に進みます。

もし「さがすたいる」条例があれば、大会や会合、イベントなどで、「皆様、佐賀県には誰もが心地よく過ごせるよう『さがすたいる』条例がございます、これからのお時間、皆様お一人一人の少しずつの優しさで誰もが心地よく過ごせますよう御協力をお願いします」などと紹介することで認知度が上がり、この佐賀県の中に心地よい空間、時間が増えていくことでしょう。

この条例は、罰則などを伴うものではなく、旗を立てるための理念条例です。関係者のここまでの思い、絆、歩みで、ここまでの県民の意識の成熟があるからこそできることなのです。

そこで、知事にお伺いいたします。

今後、「さがすたいる」の思いを広げ、みんなが心地よく過ごせるためにどのように取り組んでいけるのか、条例制定も含め、知事のお考えをお聞かせください。

続いて三問目、フェムケアの取組についてです。

私は以前から若年女性の都市部への流出に問題意識を持っておりまして、令和五年六月定例県議会におきましてもこの課題を取り上げました。データを見ますと、二〇二一年、二〇二二年の二年間、女性の県外流出が男性よりも多いことが続きました。この問題は佐賀県だけではなく、最近の報道では、この十年間で三十三の道府県で男性より女性のほうが多く県外へ流出しており、中には男性の二倍の数の女性が地元から去っているという実態が伝えられました。

佐賀県のここ十年の状況ですが、グラフにまとめました。御覧ください。（パネルを示す）こちらが転出者、こちらが転入者の数です。うれしいことに女性の転入者がぐんと伸びております。男性一三・二％に対して、女性が三〇・三％と大きな伸びを示していますが、転出者の伸びというのもやはり大きくて、男性が五・三％であるのに対して、女性は一七・五％の増ということで、女性の転出増加率は男性の三倍以上に上っています。転入が増えているのですから、あとは女性が地元を離れる理由に対策を講じることが県内定住促進の鍵を握っていると言えます。

女性が地方から去り、戻ってこない理由は様々ですが、アンケート調査の結果などを見ますと、居住費などの経済面、また、食べ物や自然環境などの暮らしの面、子育て環境、また親との近居など、地方に魅力を感じているものの、働きたい職場に乏しいと感じられていることが挙げ

られます。私は、働きたい女性が思うように働くことができ、行く行くは意思決定層に入るなど、まだまだ伸び代のある地方でこそ、どんどん活躍してもらいたいとの思いを持っており、その実現のためには女性が働きたいと思える魅力的な職場環境を整備することが不可欠だと考えています。

このような中、十一月補正予算案で県がフェムテックやフェムケアに着目した取組を打ち出されたことを大変うれしく思いました。正直申し上げますと、うれしいというよりも、今議会で御提案しようと思気込んでおりましたので、先を越された悔しさといえますか、実際のところ、そんな気持ちも少々ありました。でも、やはり補正を組んでまでも他県よりも早く取り組もうとの姿勢を高く評価しております。

先日、厚生労働省は、令和七年の通常国会に提出を目指す女性活躍推進法改正案におきまして、常時雇用する労働者が百人以上いる企業に対し、一般事業主行動計画の中に女性の健康課題への取組を盛り込むよう促す方針であることを発表しました。

県では、フェムケアという言葉が女性特有の健康課題に関する取組という意味で用いていると伺いましたが、こうした国の動きは、企業が女性の健康課題に取り組むことを強く促すものであり、国より一足早く佐賀県がフェムケアに取り組むことは、県内企業が女性が働きやすい職場環境を整備することを、県が後押しするものになると大いに期待をしています。

とはいえ、この頃、もう一定取り組んでいっているつもりという企業や経営者のお声、また女性ばかり優遇されるというムードが男性陣に少なからずあることも感じています。だからこそ、フェムケアやフェムテックを

活用することは、女性自身が不調をコントロールして、同じ給料をもらっているのだから、常にベストパフォーマンスを出していこうと女性の意識を高めることにもつながるものであり、ひいては企業の成長につながるものであるとの文脈で、正しい理解を広めていくことが大切であろうと感じています。

常にベストパフォーマンスをと申しましたが、実は女性は一月の間でホルモンの関係でベストパフォーマンスを出せるのが一週間だけというふうに言われています。ですので、不調をいかにコントロールして、常にベストパフォーマンスを出していくかということは非常に大きな課題となっております。

最近では、昨日の中本議員の質問にもあったように、男性の更年期障害も注目されていますが、男女を問わず、社員が健康に働けるための健康経営は企業の重要な先行投資です。その足がかりとなるべくフェムケアの取組を、ぜひ県から積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

一点目、知事の思いについてであります。

フェムケアに取り組むこととした思いをお聞かせください。

二点目、企業に対する取組についてであります。

企業に対してどのように広めていくのか、男女参画・こども局長にお尋ねをいたします。

そして三点目、県庁内における取組についてであります。

県庁においても、佐賀県内の一つの事業所として、また女性の意思決定過程への参画が一定進んだ組織として、ほかの民間企業のモデルになるように、女性特有の健康課題解決に向けて積極的に取り組んでいただ

きたいと思っております。

意思決定層に入ると、例えば、議会での答弁ですとか各種決断があり、これまでにないプレッシャーやストレス、葛藤を抱える場面があります。そんな中でも、女性職員が生き生きと働き続けることができる職場環境を整備していただきたいと考えておりますが、県庁ではどのように取り組んでいくのか、総務部長にお尋ねをいたします。

続いて四問目は、会計年度任用職員の任用上限についてです。

平成二十九年五月に地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、令和二年四月から会計年度任用職員制度が開始されました。この法改正は、全国の自治体において臨時職員、あるいは嘱託職員の職員数が増加をし、様々な行政分野で重要な担い手となっていることから、ボーナスの支給や休暇制度の利用など、適正な任用や勤務条件を確保することを目的として行われたものと理解をしております。

会計年度任用職員とは、四月一日から翌三月三十一日までの一会計年度以内で勤務する非常勤の地方公務員で、佐賀県庁においても多くの会計年度任用職員の方が様々な職場で県政を支えてくださっています。コロナ禍でも多くの方が会計年度任用職員としてその業務に当たり、円滑な業務運営に貢献していただいたと認識をしております。

さて、佐賀県庁では、同じ方を同じ所属で翌年度も引き続き任用する、いわゆる再度の任用をする場合には、原則として同一所属で三年を超えないこととのルールで運用されていると聞いております。この運用は、国の非常勤職員である期間業務職員の採用ルールの、公募によらない採用は原則二回を限度とするよう努めるとの人事院通知を参考に佐賀県において定められたものであり、ほかの自治体でもおおむね同様の取り扱い扱

いがなされています。

ところが、近年の人材獲得競争の激化を背景に、非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとして、今年六月に人事院がこの通知を改正し、公募なしで採用できる回数制限を撤廃したことから、現在、各自治体が自らのルールを見直すかどうか検討している状況だと伺っております。

佐賀県でも人材不足の問題は例外ではなく、県庁として優秀な人材を安定的に確保することの重要性は増しており、また会計年度任用職員として現在の職場で今後も活躍したいと考える人にとっては任用上限の見直しは朗報だと言えます。

一方で、同じ人があまりにも長く同じ職場に続けることは、不正の防止や新鮮さや刺激が減って、職場に対するモチベーションが低下してしまうマンネリ化の予防という観点からも課題があるところですし、本来、人事交流によって活性化されるべき職場内の雰囲気や硬直化してしまふことも危惧されることです。

また、県庁が人材を囲い込み過ぎることで民間企業に人材が行き渡らないということも懸念されるところであり、メリット、デメリットをしっかりと見極めて対応することが重要だと考えています。

そこで、次の点について伺います。

一点目、会計年度任用職員の現状についてであります。佐賀県庁の職員に占める会計年度任用職員の割合は現在のどの程度か。また、どのような人がどのような業務に従事し、運用のルールはどのようなのかお尋ねをいたします。

二点目は、再度の任用の上限見直しの検討についてであります。

人事院の取り扱いが改正されたことを受け、佐賀県としてはどのように対応しようと考えているのか、以上二点を総務部長にお伺いいたします。

それでは、最後の項目となりますDV加害者への対応についてです。

先日、母子生活支援施設を訪問させていただく機会がございました、他県で措置をされ、佐賀県に逃げてこられたDV被害者のお母さんと子供、母子の生活を目の当たりにいたしました。

加害者から逃れて安心できる環境ではあるものの、見知らぬ土地で食事の支度など全ての家事、また保育園の送り迎え、入浴などの子供の世話一切を一人で行わなければならない、ある人はやっと首が据わったような乳飲み子を抱え、上の子の保育園の送りと小学校への送り出しに追われるなど、お子さんの年齢、お子さんの人数は様々ですが、皆さん一様にワンオペ育児で大変な思いをされていました。

佐賀県においても、令和五年度に四組の母子生活支援施設への措置を含む八世帯が、またここ五年では多い年で母子を含む八世帯が県外への転出を余儀なくされていると聞いており、どのように過ごしているのかと思うと胸が痛くなります。

令和四年五月に公布、令和六年四月一日から施行された新法、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にも、一時保護で同伴する児童の学習に関する支援が定められていますが、子供にとっては慣れ親しんだ家や保育園や学校を移らなければならないことは大きな負担です。特に発達に関する問題がある場合には、その影響も心配をされると思います。

また、児童福祉法においては、「国及び地方公共団体は、児童の保護

者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と自治体の責務が明確に定められております。DV被害者の安全・安心とともに、この児童福祉法に定められている子供の健やかな育ちのためにも、被害者が県外に逃げるという選択をすることなく、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、加害者へのアプローチが必要だとの思いを強くしたところです。

この認識は国も示しており、これまで行政のDV対策は加害者と被害者を引き離す施策が中心でしたが、近年は再発防止の観点から、加害者対応の必要性が指摘をされており、昨年、国が策定したDV対策に関する基本方針では、加害者の更生支援の推進が進められています。

加害者の特徴として、多くの人が全く自覚がないままにDVをしていることが挙げられます。

例えば、ビジネスを始めた配偶者を応援する気持ちで勝手にノルマを決め、叱咤激励のもりで、どうしてやらないんだと責め立て、命令に従わせるなどのケースがあります。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的なもの、大声で怒鳴る、脅すなどの精神的なもの、メールをチェックしたり外出を制限するなどの社会的なもの、また、生活費を渡さない、外で働くことを許さないという経済的なものなど、いろいろありますが、いずれもその目的は配偶者を支配し服従させることで、本人にとっては応援やしつけのつもりが支配と服従というDVの構造に無自覚に陥っている場合があります。

あるいは、加害者が暴力を振るう理由に、育った家庭に暴力があったという生育歴との関連が内閣府などの調査で示されており、DVの連鎖を防ぐためにも何かしら加害者に対して手を打つ必要があると言えます

す。

また、内閣府が今年六月に公表した報告書によりますと、DV加害者からDVを止める方法や、加害者プログラムに関する相談が増えており、自覚をしたら自ら更生をしたいと思う人が少なからずいることが示されています。

実際に加害者が更生プログラムを受講することにより、破綻していた夫婦関係を修復し、以前よりも良好な関係を築くことができた事例についても聞き及んでおり、更生できる可能性が示されています。

そうしたことから、無自覚な加害者に気づきを与え、変容を後押し、更生を助けることはDV問題の恒常的な解決となり、DV被害者の支援にもつながるものと考えます。

そこで、次の点について伺います。

一点目は、DV対策の現状についてです。

これまでどのように取り組んでこられたのでしょうか。

二点目は、今後の取組についてです。

加害者に自分の行為がDVであることを気づかせ、更生の機会を提供することも重要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、以上二点を男女参画・こども局長にお伺いいたします。

質問は以上の五問です。答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

●山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。一ノ瀬裕子議員の御質問にお答えします。

まず、コンディショニングなど、健康施策のさらなる推進についてお答えします。

私は十年前に佐賀に移住してから、人間ドックの数字の悪化が進みま

した。健康づくりが大切なのは分かっておりましたが、何をやっても長続きしません。

そこで、ルームランナーで歩き、その距離を記帳し、時刻表から駅表示した紙の上で、バーチャルで東京から佐賀に向かって旅するようにしました。そのスタートは二〇一八年の七月でございましたが、今も続いております。昨日までで八千五百八十キロ歩きました。ちょうど日本を一周したところでございます。

こうやって六年半も続いたのは、モチベーションを維持、続けてきたからだと思います。そして、車社会の佐賀県だからこそ、佐賀県の健康づくりは歩くことがその原点と考えています。歩くことは誰もが気軽に取り組める健康づくりであります。そして、それをいかに楽しく続けられるか、習慣化できるかが鍵になります。

そうした経験から、県民の皆さんの歩くモチベーションを高められなにか、楽しみながら続けていただけないかという思いでつくられたのが「SAGATOCO」でございます。「SAGATOCO」は、バーチャルウォーキングですとか、スタンプラリーですとか、少しでも楽しく続けられるような工夫をしております。

そして、佐賀県は、糖尿病とその予備群の割合、そして、骨折患者数が全国ワーストクラスです。歩くことは糖尿病などの生活習慣病や骨折の予防にもつながります。佐賀県民が老後まで佐賀生活を楽しむために歩くことはとても大切なんだと思います。

今後とも、歩くことの大切さを県民の方々に広く伝えていきたいと思

います。そして、「SAGATOCO2024」で、佐賀県民にとって、スポーツや体

を動かすことがさらに身近になったと思います。一ノ瀬議員から御紹介いただきましたコンディショニングも興味深く感じました。このコンディショニングとウォーキングを組み合わせるというのもありかなというふうにも感じました。

佐賀県民それぞれが、自分の置かれた環境に応じた健康づくりをしていただきたいと考えます。

具体的な取組については担当部長から答えさせます。

続きまして、「さがすたいる」の推進について、条例化を含めてどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

「さがすたいる」ですが、いろいろな個性を持った人たち、いろいろな思いを持った人たちが一緒に暮らす中で、みんながお互いに認め合って自然に支え合っていく、そうした佐賀らしいやさしさのカタチを「さがすたいる」と呼んでいます。

この「さがすたいる」を広め、みんなが心地よく過ごせる佐賀県をつくっていききたい、この考え方が県民の中に浸透していけば、議員が言われたとおり、県民の幸福度を高めていくことにつながっていくと思っております。

これまで「さがすたいる」を普及させる取組を、工夫を重ねながら実施してまいりました。そして、「さがすたいる」の視点、思いを酌んだ事業が幾つも生まれてまいりました。

例えば、「さがすたいるフェス」、「みんなの森^{もり}」、佐賀県パートナーシップ宣誓制度ですとか、「佐賀さいこうフェス」などなど、様々なところで工夫をしております。

十月の「SAGA2024」全障スポはいろんな皆さんが参加して、

選手もサガンティアも観戦者も本当に楽しそうでした。支える側も多く集まっていた大会だったと思います。温かく心地よい、まさに「さがすたいる」の大会になったと思います。そして、これは今後の「さがすたいる」の展開にも生きていくと感じています。

さて、議員からも御紹介りましたが、今年度行った県の広報認知度調査ですが、例えば、「子育てし大県」の認知度は四三・九%でした。歩くライフスタイルは五五・八%でした。「さがすたいる」は二九・七%と低い状況だと思いましたが、「さがすたいる」という言葉からなかなか内容がイメージしにくいのかなと分析したりもしています。

議員からは、「さがすたいる」をもっと広めるために条例をつくってはどうかとの提案がありました。

例えば、今、「SAGAスポーツピラミッド構想推進条例」を検討しているわけですが、これは、「SAGA2024」を通して、「する」、「観る」、「支える」という考え方が広く県民の皆さんに共有されたので、これを機に「SAGA2024」のレガシーとなるように制定を行いたいと考えたわけです。

同様に、「さがすたいる」も、その思いがさらに県民に浸透していったら、自然な動きとしてしかるべきタイミングを見て「さがすたいる」条例という形につながっていくのも一つの考え方だというふうに思います。さらに検討を進めていきたいと思えます。

今後も、「さがすたいる」をさらに推進し、佐賀に暮らすいろんなみながお互いに認め合い、自然に支え合う、優しさにあふれた佐賀をつくっていききたいと考えています。

なお、議員から全障スポのレガシーとしてとお話がありました。今検

討しているSSP条例の中に「さがすたいる」の考え方を入れるべく検討を進めたいと考えました。

続きまして、フェムケアの取組について私の思いについて答弁させていただきます。

女性が働きたいと思う働きやすい職場づくりを官民挙げて取り組むこと、極めて極めて大切だと思います。そういう職場、そして、そういう地域が佐賀県にあふれてくれば、非常に盛り上がっていくこと間違いなと思います。

このフェムケアに取り組もうと思ったきっかけですが、私がある記事を目にしたことです。生理痛を疑似体験できる機器というものがあって、ある企業ではその機器を男性社員のおなかに貼り付けて、痛みを体験させるという研修を実施しているという記事でした。生理痛を体験できる機器があるということに大変驚きまして、生理痛というものがどういうものかということについて女性職員と意見交換する機会を持ちました。

ちなみにフェムケアというのは、女性を意味するフェイメールとケアを掛け合わせた造語です。女性の健康課題を様々な方法でケアする商品やサービスを指す言葉であります。

そして、その意見交換なんです、私も生理痛にきつい鈍痛があることは以前から知っておりましたが、女性職員と意見を重ねる中で、この生理痛には個人差があること、座ったり立ったりすることがつらいこともあること、つらいということを上司や周りには言いにくいことなどを知りました。

一方で、男性職員からは次のような声が上がりました。生理痛で仕事

に支障が出ていることなど全く知りませんでした。女性職員の話を聞いても、なかなかその痛みは想像できないということで、こういう生理痛について様々な議論をしてみたわけですけども、生理について男女の意識にギャップがあることがはつきり分かったわけです。

これから生理痛を体験することをやっていこうと考えているわけですけども、どのような反応や効果があるかどうか、これは未知数であります。ただ、生理痛に一人で悩む女性がいるわけですから、みんなですりでも共感というところに結びついてきたら私はすばらしいと思っています。女性の健康課題への理解を深めるためのこの取組は緒に就いたばかりであります。いろいろと試行錯誤もしながら、その展開方法についても模索していきたいと思いますので、県議会の皆さん方も様々な体験もそうですし、ぜひ御意見もお寄せいただきたいと思います。

男女を問わず、多くの共感にあふれ、互いを思いやれる優しい社会や職場づくりにつなげていくことができればよいものと考えております。

●泉総務部長 登壇 Ⅱ私からは、二問答弁させていただきます。

まず、フェムケアへの取組のうち、県庁内における取組についてお答えします。

県においては、これまでも意思決定の過程に女性ならではの視点が加わっていくことが県民サービスの質の向上など組織としてのアウトプットを高めることにつながるという認識の下、女性活躍の推進に意識的、積極的に取り組んできました。

こうした中であって、女性特有の健康課題に関しても、例えば、ライフステージによる女性の体や健康状態の変化などについてテーマとして取り上げながら、職員一人一人の健康維持やセルフケアへの意識向上を

促す、あるいはみんなで健康課題への向き合い方などを学び、考える機会にするといった狙いの下、職員に対する健康づくりセミナーを継続して開催してきました。このほか、内科医や保健師などによる相談しやすい体制の整備にも取り組んでまいりました。

一方で、庁内で意見交換をする中では、生理や更年期症状等の具体的な痛みやつらさなどについて、まだまだ男性職員を含む周囲の理解が十分でなかったり、我慢しながら仕事をせざるを得ないといったケースがあると承知しています。

女性職員が働きやすい職場づくりをさらに前に進めていくためには、こうした痛みや悩みを伴う健康課題に寄り添えるよう、職員の間で共通認識を深めていくことがとても大切だと考えています。

そのため、まずは県庁職員がこうした健康課題をテーマに理解や議論を深める機会とする考えの下、来月一月から職員を対象としたワークショップ型の研修を実施すべく、現在その準備を進めています。

この研修では、生理痛特有の痛みを体感できる機器を用いて実際に体験する。また、それだけでなく、痛みやつらさなどから生じる様々な悩みへの向き合い方、寄り添い方についても深く学ぶことができるワークショップなどを通して、経験、体験を職員みんなで共有できるような運営形態を目指しているところです。

今回の取組を女性の健康課題について考える契機としながら、それぞれの職員が他者の痛みや悩みに共感し、寄り添うことができる職場、男女ともに生き生きと活躍できる職場づくりを推進していきたいと考えております。

次に、会計年度任用職員に関する質問についてお答えします。

まず、その現状についてお答えします。

知事部局における会計年度任用職員は、制度が導入された令和二年度の八百九十二人以降、令和五年度の千八十人をピークとして、今年、令和六年四月一日時点では千二十四人となっています。新型コロナウイルス感染症への対応などにより増加した時期を経て、直近では少しずつ減少する傾向にあります。また、知事部局職員における会計年度任用職員の割合は二四・八%、全国的な傾向に近い水準にあります。なお、男性、女性の比率ではおおむね四対六となっているほか、その内容としては、一般事務の補助業務や、試験研究機関の現場補助作業などに従事いただいています。

また、会計年度任用職員は、制度上、一会計年度、つまり一年、または一年以内という区切られた期間での業務に基づく雇用形態となっています。このため、これまで本県を含む多くの自治体において、公募をしない再度の任用、つまり、雇用も可能としつつ、組織の新陳代謝を図ることや幅広い人材に門戸を広げる観点、いわゆる「平等取扱いの原則」と言えますけれども、その観点などから同じ所属での雇用は原則として三年を超えないものとしております。

しかしながら、本県では、安定的な人材確保の観点などを踏まえ、必要がある場合には、三年を超える期間にわたって公募によらない形で継続的な任用を可能とするなど、その柔軟な運用に努めています。

次に、再度の任用の上限見直しの検討についてお答えします。先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員の公募によらない再度の任用については、引き続き可能な限り現場の状況などに応じて柔軟に取り扱っていききたいと考えております。

例えば、現在、一部の福祉の分野など、特定の業務分野では安定的な人材確保が課題となっているところもあり、こうしたいわゆる労働市場の状況に対応するためにも弾力的に運用していく必要があると考えています。一方で、公募によらず、継続的に任用を行うことについては、人材が固定化する、硬直化することで組織の新陳代謝を図る上での課題があることや、単一会計年度での雇用という原則が形骸化、つまり、仕事の内容にかかわらず、実質的に無期、長期的な雇用が前提となっていくという可能性もあるというふうに認識しています。

こうしたことから、全ての業務分野、全ての職において、一律に公募によらず継続的に任用を行うことについては現状課題があると思っておりますけれども、昨今の状況を踏まえ、職場の実情を踏まえながら、不断にその柔軟な運用などに心がけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、健康施策のさらなる推進について、その具体的な取組についてお答えをさせていただきます。

知事から答弁がありました歩くことは、そのことで内臓脂肪を減少させ生活習慣病の改善に効果があると思っております。気軽に多くの人たちが参加できる歩くを基本に、健康づくりに取り組んでいきたいと思っております。

健康づくりにおいては、そのことをより効果的なものとするために、医学的、科学的な視点が大切であり、先ほど一ノ瀬議員のほうからも詳細に御紹介をいただきましたけれども、体の調子をよりよい方向に整える手法でありますコンディショニング、これは北海道の東川町のほうでは肩こりや腰痛の解消、また、姿勢の改善などを目的として講座を行われ

たと聞いております。そうした中にも科学的な手法というか知見、そういったものが取り入れられていると思います。そういった科学的な手法も大切なことだと思っております。

例えば、歩くことについても、ただ単に歩くということだけでなく、筋力に負荷をかける早歩きと、負荷の少ないゆっくり歩きを交互に繰り返すことで、生活習慣病の改善、これに加えて筋力の強化や持久力の向上などの効果が高まるとされております。

そうした運動、体を動かすことが、体のどのような仕組みに作用するのか、また、そのことがどのような効果を及ぼすのか、例えば、病気の予防、どういうことに効果があるのか、そういったことを理解するということか、そういうことは大切なことと思います。

県内においては嬉野市やみやき町のほうで、企業と、また、大学と連携して運動機能の改善などに取り組まれている例もあります。また県におきましても、高齢者の方を対象といたしまして、運動機能、関節の可動域を広げることを目的として、歩行分析や転倒予防などの知見を取り入れた運動プログラム、動画を作成したりもしております。

健康づくりは、年齢や体力、また体の状況、また、何を目的とするかということによっても、その内容は変わってくると、様々だと思っております。対象の方によって、より高い効果を得るためには科学的な手法を取り入れることにより、その取り組む内容、メニューを考えていく必要もあると思います。

一ノ瀬議員のほうからはコンディショニングを取り入れてはどうかという具体的な御提案もいただきました。そのことについては、まず、コンディショニングをしつかりと勉強させていただきたいと思っております。

八十万人規模の大きな佐賀県レベルと、東川町は一万人弱、八千人ぐらいとお聞きしておりますけども、そういったところでの取組の違いでありますとか、またそのモチベーション、そういったことをどう継続していくかということもあるかと思っております。

様々な関係者の方とも意見交換を交えながら、そうした知見、また、手法を研究いたしまして、佐賀県の健康づくりを進化させ、佐賀県らしい健康づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

●種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、二項目についてお答えをいたします。

まず、フェムケアの取組で企業に対してどのように広めていくのかというお尋ねでございました。

私も、この女性の健康課題を様々な方法で解決するフェムテックとかフェムケアとか、そういう製品、サービスがあることを知りまして周りの女性職員などとちよつと話をしてみました。そしたら、生理痛とか更年期症状による体の不調を上司とか周囲に言いにくいと、我慢しながら働く女性が多いということを聞きました。

こうしたことから、女性から言い出しにくい悩みを少しでも周囲の人に理解してもらいたい、女性には心身の負担をできるだけ軽くして生き生きと活躍してもらいたいというふうに考えました。そのために、生理痛などの女性の健康課題についてできるだけ多くの県内企業にも理解を深めてもらいたいと思っております。

そこで、今回、企業が女性の健康課題について気づき、知り、受け入れていただくきっかけとなるように、「フェムケアSAGA」というも

の開催に係る予算を提案させていただいております。

この「フェムケアSAGA」では、女性の健康課題に気づいてもらうために、フェムテックを福利厚生に取り入れた企業等によるパネルディスカッションの開催とか、それから、女性の健康課題を解決するために女性の健康相談アプリなどのフェムテックやフェムケアサービスの紹介をする。それから、女性の健康課題を知ってもらうために男性も生理痛を体験できる機器を活用した生理痛体験ワークショップの実施、こういったものを一応予定しております。

女性の健康課題は言い出しづらく、男性もなかなか理解しづらいというテーマであるので、少しずつでも企業の中で理解が広がってほしいと思っております。

例えば、女性の活躍を積極的に推し進めている「女性の活躍推進佐賀県会議」に登録をされている企業をはじめ、県内企業の経営層とか管理層の方々を中心にお声かけをさせていただきまして、参加をしてもらいたいというふうに思っております。

参加していただいた企業の中でロールモデルになる企業が出てまいりましたら、それを好事例として横展開をしていって、広く県内の企業に広がっていくということも期待をしております。

企業が女性の健康課題について理解を深め、女性の痛みにも共感し、寄り添うということは、女性を後押しするメッセージにもなりますし、働く女性のモチベーションの向上、いい仕事につながるということにもなると思っています。それは企業にとっても大変意義があることだというふうに思っております。

女性の健康課題について、男女が互いに理解しようとする気持ちだが、

企業の中で思いやりやそういった輪を広げていって、よりよい職場環境の整備など企業の取組につながるように、そして、若年世代の女性に佐賀の企業で働きたいと思ってもらえるように、フェムケアの取組を進めていきたいというふうに思っています。

それから、次のDV加害者への対応についてでございます。

DV対策につきましては、今のところ、主に被害者の相談支援と若年層への予防教育を実施しております。

相談支援につきましては、配偶者暴力相談支援センターに指定しているアバンセと女性相談支援センター、この二カ所において被害者からの相談を受けまして、個々の状況に応じまして、例えば、住居の確保などといった生活支援ですとか、あるいはDV申し立てといった法的な支援など、そういった支援に適切につなげているところでございます。

予防につきましては、小中学生に対しましては、いじめの未然防止ですとか、高校生以上になりますと、今度はデートDVの未然防止、そういったものについて出前講座などを実施しております。

また、近年、お話がありましたDV加害者の更生とすることの必要性が注目されておりまして、先月は、県内のDV被害者支援に関わっておられる相談員を対象にした研修会を実施いたしました。これは他県でDV加害者更生支援を行っている団体のほうから講師をお招きし、講話、それから、グループワークを実施いたしました。加害者更生の必要性などを学んでいただいたところでございます。加害者更生につきましても、取組はまだこれからという感じでございます。

次に、今後の取組でございますが、今年度から内閣府におきまして、配偶者暴力加害者の更生に係る取組に対する補助制度というものが創設

をされております。今年度は全国で五つの自治体がこの制度を活用いたしまして、民間団体が行う加害者更生に関する取組に対して補助を行われております。

例えば、参加した加害者への個別のカウンセリングですとかグループワーク、それから、更生プログラムの実施者の養成講座、こういったものが実施をされていると聞いております。こうした他県の取組を参考にしながら、佐賀県でもこの内閣府の制度を活用した取組ができないのか考えていきたいと思っております。

それからまた、加害当事者が自助活動を行うために設立した団体もございまして、ここは加害者更生支援を独自で実施されております。これは、チャットアプリですとかオンラインミーティング、そういったオンラインを活用して参加できる取組でございます。このオンラインの活用というものは、構えることなく、顔を見せずに匿名で参加できるということで、参加者が集まりやすいという利点もあるというふうに聞いております。こういった取組の活用につきましても検討してみたいというふうに思います。

現在、佐賀県内には、加害者更生に取り組む団体というのは、ちょっと私の知る限りでは存じ上げていないんですけれども、他県の活動団体、あるいは専門家、そういう方々と意見交換をしながら情報収集も行い、加害者更生に向けた取組の在り方について研究をしてみたいと思っております。

加害者に自分の行為がDVであることを気づかせるということは非常に大事だと思えますし、そして、何よりも加害者から逃げて生活をしている被害者のことを思うと私も胸が痛くなります。そうした被害者を少

しても減らすことができるように、加害者更生、加害者へのアプローチの取組を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

●一ノ瀬裕子君 登壇Ⅱ答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一問目のコンディショニングを言わせていただきましたけれども、やはり運動の継続というのは、モチベーションの維持が大事、継続が大事ということが言えるかと思えます。アプリという存在、私も今、友人たちと競い合っておりますが、いかにして江戸城にたどり着くかというところを頑張っているわけですが、そういうモチベーションを気持ちの面で上げられるというのがアプリの存在だと思います。今度は、実際に体が楽になって歩きやすくなったという身体面で効果を及ぼすものをもう一個取り入れて、そして、モチベーションの継続につなげていただければなという意味で御提案をいたしましたので、いろんな動向の存在もあるということが今回初めて分かりましたので、そういったものも活用されながら、少しずつ、今、スポーツ庁が一生懸命言っているコンディショニング、自分のセルフチェックをして、体の使い方の癖などを知って、そして、それを整えてから運動をしていって、もっと機能を改善していって、そして、人生を豊かに生きられるようにする。この流れをぜひ佐賀県でも生み出してほしいなと思っております。これに関して是要望として言わせていただきます。

そして、「さがすたいる」の条例のこと、本当にそういう手法ではやっていないということをもっと厳しく言われるのかなと思っておりますけれども、検討いただけるということですのでうれしく思っております。これ

は何も「さがすたいる」条例があるからこういうふうにしなさいというためのものではなくて、例えば、一つの王国のような感じで、ここは「さがすたいる」王国ですよという旗を掲げるような、そういうものとしての条例があればいいのかなというふうに思っている御提案でしたので、もっとも「さがすたいる」の周知というものが広まるようにしていただければなというふうに思っております。

そして、フェムケアに関してですが、あくまでゴールというのは、分かってもらえたというところから一歩進んで、いかにして意欲が上がり、パフォーマンスが上がっていくかという、そこがやっぱりゴールなのかなど思えます。私も自分自身で思うんですが、分かってもらえたといううれしさはもちろんあるんですが、そこが解消して、しっかりやっていけるといふ自信が持てるということがすごく大事だなというふうに思っております。そういう意味で、ゴールをそこに設定した取組が進めばなというふうに思っております。

県庁の中でもこうしたことに関するアンケートを行ったというふうは何っております、その回答率がすごく高かったというふうは何っております。私もアンケートをしたことがあるんですが、中学生に対するアンケートで、今までこんなことを聞いてくれたことがなかったと、生理についてのアンケートですが、聞いてくれてありがとうございますという言葉は本当に忘れられない。そして、わざわざ言いに来てくれた子たちがいたというのは本当に忘れられなくて、今まで言いたくても言えなかった、分かってもらえそうにない、言い出せない、ここをまず解消していくというのは大きなところだろうと思っております。そして、その先は、分かっ

上がるという方向性で、何らか今の科学的な知見などを用いながら進んでいけばなというふうに思っております。

今、フェムテックというのは本当に進んでおりまして、例えば、女性はホットフラッシュとかを経験することもあると思いますが、首あるいは手首などにつけておくと体温が上がった瞬間にひんやりとしたものが発動されて体温が落ち着くなど、いろんなものが今開発をされていますので、いろんな知見を企業の方にも、そして、県庁の皆さんにも高めていっていただいて、女性が生き生きと働けるようになればいいなと思っております。

質問ですが、人事制度に関してです。

今、上限に関しては、現状に応じた感じで運用していくというふうにおっしゃいました。一方で、もしかすると、今、大体三年と想っていらっしゃる方で、勤務の状況などを見ますと、本当はもうちょっと違う場所のほうが向いていらっしゃるのではないかと、ありていに言えば、県庁よりもほかのほうがよろしくないでしょうかという方も一定いらっしゃるのではないかと思います。そこへのちゃんとした一年一年の区切りが今できている状態なのかということは、あまりできていないのではないかとというふうに伺っております。勤務の評価というものをちゃんととした上での上限の検討など進んでいけばなというふうに思っております。

今、一年一年というものの更新が形骸化していないだろうかということとを一点心配しております。そこについての今後の取組をもう少しお聞かせいただければと思います。

質問は以上です。

◎泉総務部長 登壇Ⅱただいま一ノ瀬議員から再質問をいただきました。

人事制度ということで、会計年度任用職員の人事評価、あるいはしっかりと向き合った対応の仕方ということかと思いますが、一つ状況として、会計年度任用職員の大きな状況が変わったというのが今年四月でございます。これは法改正を受けてということになりますけれども、いわゆる勤勉手当ですが、六月と十二月の勤勉手当、これが会計年度任用職員のほうに支給されるということになりました。勤勉手当ですから、つまり、どういふふうな仕事ぶりであったのかということ職員と意見交換して、あなたは今回こういうことをやっていくんだねという目標設定のところから、こういうふうな仕事ぶりでしたねという事後の振り返りというところまで、職員と会計年度任用職員同士が意見交換して結果をお伝えするという、いわゆる人事評価を勤勉手当ということとあわせて制度として入れております。そういうふうな形でのコミュニケーションが非常にいろんな形で取れるようになっております。

そういったものの中で、例えば、来年度以降、どういふふうなことを御本人が希望しているのか、このままこの職場にいたいのかとか、県庁の中の、今までと別のところになりたいのかであるとか、また、もう少し魅力的な民間企業のどこかであるとか、様々な意見交換をそういうふうな場面を通して行うようになってきていると、いろいろな状況が少しずつ変わっているというのが今の現状かと思っておりますので、こういうふうな形で、引き続き会計年度任用職員にしっかりと向き合える職場づくりとこのことを目指していきたいというふうと考えております。

以上でございます。

◎中村圭一君（拍手）登壇 II 自民党の中村圭一です。早速ですが、計三項目について通告に従い質問をさせていただきます。

まず、問一の「SAGA2024」国スポについてですが、国スポ・全障スポの全体的な総括は知事の演説、そしてこれまでの質問にもございましたので、私からは国スポの成績と今後のSSP構想についてお尋ねをさせていただきます。

私はちょうど二年前の令和四年十一月定例会の一般質問で、国体の過去の開催県のその年の成績、御承知のとおり、その年だけ一位、もしくは東京に負けての二位なんですが、その成績とその五年前と五年後の成績をパネルでお示しながら次のようにお尋ねをいたしました。

二〇二四年の佐賀大会は、これまでの国民体育大会から国民スポーツ大会へと変わる大きな節目の大会となる。だからこそ、何が何でも開催自治体が天皇杯を獲得するんだというあしき伝統を断ち切って、全く新しい大会にしてほしい。国スポの本来あるべき姿、理想の姿を示してほしいと願っている。

スポーツメンターという助っ人選手に頼らず、佐賀らしく戦い、その結果、例えば、十位だった。私はそれでも全く構わないし、そのほうがむしろ誇らしいと思う。そして、そのほうが佐賀県により競技力が根づくことにつながると思う。

知事にはあしき伝統を断ち切る第一歩として、この議会議場から天皇杯の獲得にはこだわっていないと、県内競技団体や選手の皆さんなどに向けてそう発信していただきたいという私の問いに対し、知事からは、SAGAスポーツメンターは社会人アスリートとして活躍するだけでなく、中高生の指導もしてくれる頼れる存在で、身近な目標でもある。私

はこのメンターの皆さん方にずっと佐賀にいてほしい、佐賀に住み続けてほしい、SSP構想をみんなで実現したいと常に申し上げている。そのときだけ何年間か県に来て、その後去っていくと、これは悲しいことだと思うし、そういうふうなシステムというのはいかがなものかというの私も同感である。なので、佐賀県はこのSSP構想に基づいた独自の考え方をしたい。となると、この「SAGA2024」は一つの通過点で、チーム佐賀、オール佐賀がまとまる大切な通過点だと思っている。

そして、トップでなければいけないのかという話だが、現場で指導者、そして選手たちと話し合っていると、やっぱりみんなで一位になりたいという気持ちの下で集まっているという実感がすごくある。最初から一位じゃなくてもいいと思っていたら、なかなか気合が入らないところはどうしても感じる。なので、開催県だけが一位になるのは確かに違和感はあるが、佐賀県は一位を目指してやるということについては頑張っている。以上、一部要約しましたが、そう御答弁をいただいております。

誤解のないように申し上げますが、私は佐賀県が天皇杯を獲得できずに惜しくも二位だったことを責めているわけでは決してありません。スポーツメンターにもそれぞれの競技で大活躍していただいたことは、この目で見、感動を与えていただきました。熱心に少年選手を御指導いただき、それが好成績に結びついたともお聞きをしています。ただ、二年前に国スポの成績について質問した以上、その結果についてもお尋ねしておかなければならない、その思いで質問をさせていただいています。

質問です。国スポにおいて二位だったという成績について、県はどのように分析、評価されているのか、SAGA2024・SSP推進局長

に御答弁をお願い申し上げます。

また、先ほど御紹介申し上げた知事答弁によると、知事はSAGAスポーツメンターの皆さん方にずっと佐賀にいてほしい、佐賀に住み続けてほしい、SSP構想をみんなで実現したいと強く思っておられますが、SAGAスポーツメンターの国スポ後の動向についても併せて御答弁をください。

次に、今後のSSP構想の取組について伺います。

国スポはあくまでも通過点、何度もお聞きしています。「SAGA2024」をきっかけに、地域にスポーツが根づくような取組を新たに始めようとしている市町もあるとお聞きしています。SSP構想を掲げる県にとっても、市町のこうした取組は重要だと思えますが、県は市町とどのように連携していこうと考えておられるのか、これも局長の御答弁を求め、次の問いに移らせていただきます。

問いの二は、生成AI利用の現状と今後についてです。

令和四年十一月に公開され、話題となったチャットGPT、いわゆる生成AIは、今は様々な分野で活用されており、急速な広がりを見せています。行政の分野においても、時代に取り残されることなく、生成AIを積極的に利用して、業務の効率化や県民サービスの向上につなげていただきたいと思っておりますが、佐賀県においては令和五年五月から生成AIの試行を開始し、その中で得られた知見等を分析して、リスクを踏まえた上で、人が中心の効果的な使い方を検討されているとお聞きをしています。

そこで、改めてのお尋ねです。生成AIを県庁において活用する目的、具体的な活用事例、そして活用していく中で浮かび上がった課題に

ついて、総務部長にお尋ねをいたします。

また、それらを踏まえた上での今後の取組についても併せて御答弁をお願い申し上げます。

次に、教育委員会に対しても同じお尋ねをさせていただきます。

東京都教育委員会では、令和五年度から生成AIの教育活動での活用に関するパイロット的な取組を進めることを目的として生成AI研究校を指定し、現在は二十校で研究し、活用事例なども公表されているなど、全国の学校現場において盛んに生成AIの活用に向けた取組が行われていると承知をしています。

佐賀県教育委員会でも、昨年七月に生成AIの利用についてのガイドラインを策定し、県立高校の端末から生成AIを活用できる環境を整備されるとともに、市立、町立の学校にもこのガイドラインを共有するなどして、県内での生成AIの活用を推進しておられるとお聞きをしています。

そこで、これも改めてになりますが、佐賀県の教育現場において生成AIを活用する目的、活用事例、そして課題について、教育長にお伺いをいたします。

また、それらを踏まえ、生成AIを今後どのように教育現場において活用されていくおつもりなのかについても併せて御答弁をお願い申し上げます。最後の問いに移ります。

最後の問いの三は、九州新幹線西九州ルートについてです。

まずは、八月の下旬に佐賀県と佐賀市の有志議員で企画をし、調査機関を通して行ったアンケート調査、佐賀市民四百七十四名を対象とした調査の結果の一部を御紹介申し上げます。（パネルを指示）

「西九州ルートをフル規格新幹線でつなぐことに賛成ですか？」という問いに対し、「賛成」が一六・五%、「佐賀県にとって不利益がない条件なら賛成」が五九・一%、「反対」が一〇・一%、「分からない」が一四・三%でした。この結果によると、条件つきも含めれば、佐賀市民の実に七五・六%がフル規格新幹線に賛成されています。しかし、肝腎の不利益がない条件とは何なのか、そのアンケート結果がこちらになります。(パネルを示す)

フル規格新幹線に「どのような条件なら賛成ですか？」と複数回答可でお尋ねをしたところ、多い順に申し上げますが、「佐賀県の負担が軽減されること」が回答者全体の六四・一%、通勤通学などの「在来線利用者にとって不利益が出ないこと」が五三・四%、「県内から博多に行く運賃を高くしないこと」、これは在来線利用者の不利益に含まれるとも思いますけれども、これが四七・五%、そして「地域振興策を講じること」が三七・三%でした。これら以外に、駅ビルを整備するなど、にぎわいづくりにつなげることもございましたが、反対、つまりどのような条件であっても反対というのは僅かに三・三%でした。

これらのアンケート結果で少なくとも明らかにしたのは、新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することによって一番影響を受ける佐賀市民は、フル規格新幹線にイエスと言うのかノーと言うのか、それを判断するための材料、判断材料を求めているということです。

そこで、質問に入ります。

まずは、アンケート調査で一番多かった佐賀県の負担、財政負担の軽減についてですが、去る十月一日に開催された新幹線問題対策等特別委員会において、参考人としてお越しいただいた国交省鉄道局の足立審議

官に対し、会派を代表する形で私から、フリーゲージトレインを断念した責任はひとえに国にあることを踏まえ、佐賀県の負担を可能な限り軽くしてもらわなければフル規格にイエスとは言えないと申し上げた上で、佐賀県の負担軽減につながる様々な手だてについて審議官にお尋ねをいたしました。特に、今の属地主義的な費用負担の在り方、私はこれが本丸だと思っておりますが、これについては、私の属地主義という今のルールの下では、長崎県の負担はゼロ、それだと佐賀県、佐賀県議会、佐賀県民、誰も納得しないと思う。長崎県側も、佐賀県だけに負担させるわけにはいかないと思っておられるはず。今の法律でそうなっているのであれば、その法律を改正して例外を設けるべきだと思うが、お尋ねに対し、審議官からは、三十年強にわたって整備新幹線のルールが運用されている。その制度を一朝一夕に変更します、できますというものではなく、また、一鉄道局の一存でできるものではないと前置きをされた上で、ただ、実際、制度というのはそのとき、その場、そういう事情によって改善され得るものであることは事実、そういうとき、その場が来ればしっかりと検討してまいりたいと御発言をいただいています。

法律をつくるのは国会、国会議員です。また、整備新幹線に関する様々な取り決めは国交省でなく、与党がリードする形で行われているとも承知をしています。佐賀市民が求める判断材料をお示しするために、与党PTや国交省に対し、佐賀県の負担を可能な限り軽減するための手段、全国新幹線鉄道整備法の改正をはじめとした有効な手段の提案をそちら側からしてくるよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。提案できませんというのであれば、じゃ、仕方ないですね、で終わりです。また、実際に提案がなされても、それを受けた佐賀県、佐賀県議会、そ

して佐賀県民が、それでは不十分だと判断をすれば、せっかくの御提案ですが、申し訳ありませんとお断りをするだけです。そうなれば、部長も大きな担いが減ってすっきりされると思いますがいかがでしょうか、地域交流部長の御答弁を求めます。

次に、アンケート調査で二番目、三番目に多かった、いわゆる在来線の利便性の確保についてお伺いをいたします。

前九月定例会で、全線フル規格になった際の在来線は、少なくともフリーゲージトレイン導入後の在来線よりベターなので、何も恐れずにJR九州とフル規格整備後の在来線について協議をすべきとの私の問いに対し、何も確約されていないと地域交流部長は御発言をされ、その一例として、鹿児島ルートで新幹線開業後も最初は残っていた特急がその後全てなくなった、ゼロになったことに言及をされました。地域交流部長も御承知の上で発言されたのだと思いますが、鹿児島ルートの特急がゼロになったのはニーズがなくなつたからであります。一度、新幹線に乗ると、料金は少し高くても特急より新幹線がよくなる。鹿児島ルートに限つたことではありません。整備新幹線あるのです。特急「有明」がなくなることになって、利用者である福岡県民、熊本県民などから大きな反対の声が上がつたとは少なくとも私は承知していません。

念のために、福岡県議会と熊本県議会の議事録検索システムで特急「有明」をキーワードに検索してみました。結果、特急「有明」の廃止に関する議員の質問を見つけたことはできませんでしたが、ゼロでした。ニーズがないものではなく、これは大自然の摂理です。

では、佐賀県でもそうなるのか。西九州新幹線が全線フル規格になると、特急へのニーズがなくなるのか、答えはノーです。なぜなら、佐賀

県の在来線は、江北駅で鹿島方面に分岐しています。また、武雄温泉駅からは、嬉野温泉駅方面へ行く新幹線と佐世保方面へ行く在来線が分岐しています。つまり、西九州新幹線が全線フル規格になつても、鹿島方面の特急「かささぎ」のニーズはなくなるならいし、佐世保方面の特急「みどり」のニーズもなくなりません。そのことは、JR九州の古宮社長が以前の御自身の御発言への誤解を解くためか、十一月二十八日の定例会見の中で改めて詳しく発言をされています。大事な内容ですので、新聞記事のかぎ括弧部分を読み上げます。「鳥栖―佐賀間の通過人員は非常に多い。誰が運営、経営するかは別問題だが、当然鉄道が残るエリア。リレーかもめ、かささぎ、みどりが走っており、新幹線がつかつたら、リレーかもめのお客様はほぼ新幹線にくる。そういう意味で、（二つの特急は）そのまま残りませんよねと申し上げた」、引用は以上ですが、頭が理科系で読解力が低い私でも、古宮社長が言外に、特急の「かささぎ」と「みどり」は残りますよ、心配しないでください、そう言われていることが分かります。

いずれにしても、西九州新幹線が全線フル規格になつても、特急の「かささぎ」、「みどり」は残ります。なぜなら、ニーズがあるから。そして、西九州新幹線がフル規格になつたら快速を走らせることもできます。なぜなら、「リレーかもめ」が新幹線になつてダイヤに空きができるから。また、古宮社長も以前に言及されていましたが、普通列車も今までどおりです。なぜなら、鳥栖―佐賀間の一日当たりの通過人員は平均二万八千人で、大箱ではないかもしれませんが、ドル箱路線だからです。

以上のように、西九州新幹線が全線フル規格になつても、在来線が今より不便になるとは私は全く思いません。

しかし、地域交流部長がおっしゃったように、確かに何も確約されたものはありません。だからこそ、在来線の利便性はどうかという判断材料を求めている佐賀市民のためにも、フル規格整備後の在来線の具体的な在り方についてJR九州との話し合いに入るべきだと思います。話し合いの先に約束がある、決して逆ではありません。いかがでしょうか、地域交流部長の御答弁を求めます。

問いの最後です。県の財政負担の軽減、在来線の利便性の確保についての協議が進み、この条件ならばフル規格で整備してもいいと県民からゴーサインが出たとしても、それから全線開業まで十年以上かかる、そう承知をしています。仮にですが、条件が整い、フル規格の整備が決定したときのために、そこから開業までの期間を一年でも半年でも短くしておくことは、まさに県民の利益であり、そうしておくこと、今できることをしておくことが県や議会の役目であると私は思います。

その思いから、先ほど言及しました十月一日の特別委員会において、足立審議官に対し、具体的なルートは決まっていなくても、幅を持ったルート帯で環境アセスを実施することは可能かどうかお尋ねしたところ、審議官からは、北陸新幹線の例を挙げ、それは実際にやっております。能だとの御回答をいただきました。また、その環境アセスが結果として無駄になる可能性やリスクがあった上でも環境アセス手続というのは、やるべきときであればやらなければならないと思っっている旨の御発言もいただいています。

令和二年の十一月定例会の一般質問での私の環境アセスを受け入れるべきだという問いに対し、当時の南里地域交流部長は、この提案を受け入れることは、佐賀駅を通るルートでのフル規格を受け入れることと同

義であり、受け入れられないと答弁されています。早いもので、それから四年たちました。既にステージは変わっています。

その後、知事は、南回りルートであれば協議する価値はあると思うし、我々はその舞台に既に立って協議する準備を整えているとまで発言をされています。幅広いルート帯の中に知事が協議する準備を整えておられる南回りルートも含んでいる環境アセスの実施、その打診が国交省からあったときには、県はそれを受け入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。これも地域交流部長にお尋ねをし、私からの一回目の質問とさせていただきます。(拍手)

●泉総務部長 登壇Ⅱ中村圭一議員の御質問にお答えいたします。

私からは、佐賀県庁における生成AIについての取組と課題についてお答えします。

生成AIは、職員にとっては新しい技術に触れるきっかけとなったり、例えば、業務や事務作業の効率化なども期待されるところです。その一方で、行政が使用する際には、その方針と異なる誤った情報が発信されてしまい、問題となった事例などもあり、また、著作権侵害などのリスクも引き続き内在しています。その効果とリスクのバランスを十分に考慮することが重要だと考えています。

こうした考え方から、昨年度より職員が試行的に生成AIを利用することとし、これに際して安心・安全に使うためのガイドラインを定め、十三所属の約三十人から成る庁内有志のグループにおいて、事業企画のアイデア出しやインターネット上の情報収集・要約、エクセルのマクロのプログラミングなど六十七の事務で効果の確認、分析に取り組みを進めてまいりました。

個別の事例を取り上げていくと、例えば、アイデア出しの作業に関しては、展示施設のイベントのキャッチコピーの検討において、三十を超える案が瞬時に生成され、検討の幅が広がった。文章の要約作業に関しては、インターネット上の最新のニュースやトピックを検索し、短時間で一通りの要約文が作成された。プログラミングに関しては、相当量のデータのコピーと貼り付けを繰り返し単純作業を自動化することができたなどの一定の効果が見られたところです。

一方で、アイデア出しの作業の例では、生成AIが作成した案は職員イメージと完全に一致するまでには至らず、そのまま採用することができなかった。文章の要約作業の例では、文章に事実とは異なる誤った情報が含まれていた。プログラミングの例では、精緻な指示を与えなければ意図した動作をしない結果となったなど、どの業務も最終的には職員が知識と責任を持って関与していく必要があるため、生成AIをどの職員も十分に使いこなすことができ、かつ仕事を任せられるほどの高い効果を発揮させるという段階にはまだ少し時間を要するものと考えられます。

次に、佐賀県庁における生成AIの今後の取組についてお答えをさせていただきます。

生成AIは、作業時間の削減や職員の負担軽減、新たなアイデアの創出など、今後に向けては様々な可能性を秘めた技術であると考えています。一方で、様々なリスクもある中、今回の庁内グループでの取組でも改めて認識をしたように、生成AIの成果物をそのまま活用するといったことはなかなかできず、最終的には職員自身の十分な知識や関与の下のチェックが必要なものが多数存在しました。

このため、生成AIは補助的なツールとしての活用は考えられるものの、現時点においては、職員のスキル向上にも取り組みながら、引き続きより多くの事例を蓄積していく中で、具体的に効果的な利用の仕方についてさらに研究を深めつつ、整理を行っていきたいと考えております。私からは以上でございます。

●引馬地域交流部長 登壇 II 私からは、九州新幹線西九州ルートについて三点お答えをいたします。

まず、佐賀県の負担の軽減についてでございます。まさに議員から、佐賀県の地元負担が重い、軽減策が必要であるといったことや、属地主義ではなく、受益に応じた負担の在り方といったお話をいただきました。

御案内のとおり、仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合がございますが、主に受益を受ける長崎県の追加負担はゼロであります。他方、佐賀県はこれまでの二百億円に加えて、追加で一千四百億円以上の実質負担が発生するわけでございます。西九州ルート整備に対して長崎県が支払った六百億円の、実に二・五倍以上の負担ということであります。また、在来線の問題もあるわけでございます。議員におかれましては、やはり合意がなかなか難しいということに御理解をいただいたものと私は認識をいたしております。

新鳥栖―武雄温泉間は、在来線利用以外に合意されたものはございません。そもそも国がフリーゲージトレインの開発を断念したことで現在の状況にあるわけでございます。議員が言われるのが筋でございます。私も佐賀県は合意したことをきちんと守っているとところでございます。

続きまして、在来線の利便性についてでございます。

議員も触れられました今年九月の一般質問のお話でございます。七月に開催された与党検討委員会でのJR九州、古宮社長の御発言を基にされて、特急の「みどり」や「かもめ」も相当な便は残るということですので御発言があったわけであります。古宮社長と山口知事が意見交換する機会に、知事から直接聞いてもらいました。したがって、古宮社長からは、特急は新幹線に振り替わるので、そんなふうにはいかないとの答えだったということであります。

その後、議員もまさに触れられましたとおり、古宮社長は記者会見を開いて御発言をされているわけであります。私もこれは大事なところで、すので引用させていただきますが、まず、鳥栖―佐賀間につきましては、当然鉄道は残るエリア、ただし、誰が運営、経営するかは別の問題と御発言をされています。また、在来線の特急の取り扱いでございますが、そのときの需要動向に応じて決まってくるものと。さらに、当然――当然ですね、新幹線がつかるとお客様はほぼ全部新幹線に行くので、今の特急は残らないという御発言だったわけであります。JR九州がこれまでの合意と異なってフル規格を求めておられるわけであります。したがって、在来線をどうするかということ、これはJR九州から提案されるのが筋であります。

最後に、環境アセスメントの実施についてでございます。

鉄道局とは令和二年六月の「幅広い協議」におきまして、県の同意がない限り、環境アセスメントの手続は行わないことを約束していただいています。そもそもルートだけでなく、在来線の利便性、財政負担、地域振興の問題もセットで議論する必要があるわけであります。やはり

環境アセスメント以前の問題として、まずは地元で新たな合意形成が必要と私どもは考えております。

私からは以上でございます。

◎宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「SAGA2024」国スポについてお答えいたします。

まず、成績についてでございます。

御承知のとおり、「SAGA2024」国スポでは目標としていた天皇杯獲得にはあと少しのところまで届きませんでした。男女総合成績二位という結果でございました。東京に肉薄し、冬季を除く本大会では一位の成績を達成いたしました。全ての競技で、成年、少年、男子、女子、選手一人一人が佐賀の代表として最後まで諦めずに全力で戦う姿は、県民に大きな感動を与えてくれたと思っております。

これまでの選手の努力に加え、家族、競技団体、指導者、学校関係者など多くの関係者の努力のたまものでございます。まさにチーム佐賀で一丸となって勝ち取った成果であると認識しております。

特に今回の結果において、一年延期という難局を乗り越え、少年種別が昨年の鹿児島大会の約二・三倍の得点を獲得し、かつ全体得点の四〇%を超えたことは大変大きいと感じております。

SAGAスポーツメンターの動向についてでございます。

SAGAスポーツメンターは、以前の知事答弁にもございましたとおり、本県が掲げるSSP構想の取組に共感し、佐賀で活躍したい、頑張りたいという思いのある社会人アスリートでございます。共に国スポを戦った仲間であり、今後、SSP構想を前に進める大事な仲間でございます。

スポーツメンターという競技力の高い成年選手が身近に存在することは、少年選手の競技力のみならず、多くのアスリートや指導者にもいい影響を与えてくれました。引き続き、若い世代をはじめとした本県の多くのアスリートの指導育成に携わっていただきたいと考えているところでございます。

現在、国スポ後の動向につきまして各メンターに意向調査を行っているところでございますが、多くの方々から佐賀での活動を継続したいと、佐賀の子供たちの指導に携わりたいという意向を持たれております。

繰り返しになりますが、スポーツメンターはSSP構想のもと集まった同じ志を持つ仲間でございます。今後もそれぞれの方々の人生設計、競技人生を尊重しながら、スポーツメンターにとっても、佐賀の子供たちにとっても、そして、ひいては本県のSSP構想にとっても、よりよい形で活動が継続できるよう取り組んでまいります。

次に、今後のSSP構想の取組についてでございます。

SSP構想は、佐賀県だからこそできる唯一無二の構想でございます。これまでも市町、競技団体、民間団体、大学、医師会など多くの方と連携した取組を進めてきており、今後も進めてまいります。

これまでも、地元のスポーツ資源、人材を活用した取組を進めている市町の皆様とは意見交換し、連携した取組を進めてまいりました。例えば、サガン鳥栖U-15グラウンドにつきましては、県が中心となり、地元鳥栖市と連携して実施しています。白石町が民間事業者と進めている旧福富中体育館を活用した体操競技の練習拠点化につきましては、協賛企業の確保やアスリート採用に関する協力を行っているところでございます。また、太良町においては地域住民が運営しているアスリート寮に

県が支援しておるところでございますが、町も今年度から支援を行われております。

また、前回の若楠国体をきっかけに伊万里市のホッケー、神埼市のハンドボールなど、我が町スポーツとして定着した例もございます。「SAGA2024」をきっかけに、スポーツを生かした地域づくりに向けた取り組みが増えることは、SSP構想の推進に、より厚みを増すものと考えております。県としても大変歓迎するところでございます。

市町と競技団体との橋渡しや、アスリートや指導者の地元定着に向けた県のアスリート就職支援制度の活用など、市町の意欲や取組方針に応じた支援を行ってまいります。

さらに、市町において、アスリートや指導者を地域おこし協力隊として採用することや、ふるさと納税制度の活用など、様々な事例も紹介し、自発的な取組を促していきたいと思っております。

SSP構想をより推進し、佐賀から世界標準のスポーツ文化をつくっていく上で、それぞれの地域でスポーツが様々な形で根づくことは大変重要でございます。市町の意欲を後押しし、形にしていきたいと思います。ありがとうございます。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、佐賀県教育委員会における生成AIの活用などについて御答弁申し上げます。

まず、現在の状況についてですが、デジタル社会を生きていく子供たちには、新たな技術に対応するとともに、情報の真偽を見極める判断力、自ら考える力などを含めて、しっかりとした情報活用能力を身につけていってほしいと考えています。

このため、教職員が生成AIの特性を理解し、教育現場で適切に活用を進めていけるよう、昨年七月、活用例や留意点を示した生成AI利用ガイドラインを作成しました。現在、学校での活用が徐々に進んでいるところでございます。

活用場面の例としては、児童生徒においては、例えば、生徒が作成した英作文の添削やスピーキング、プレゼンテーション資料作成のサポート、プログラミングの手順やエラーの確認など。教職員におきましては、授業の準備や教材作成のサポート、各種文書や統計資料のたたき台の作成などがあります。

活用の効果としては、児童生徒の一人一人に応じた学びにつながる、教職員の業務時間の短縮、効率化につながるということが声として上がってきております。

学校現場におきましては、児童生徒への教育的な効果や安全性に留意しながら取り組んでいるところでありまして、活用が広がってきておりますけれども、学校や個人で差があるというふうに感じております。

次に、今後についてでございますが、県教育委員会では、県内の学校で教職員がしっかりと生成AIの特性を理解し、教育現場での適切な活用につなげていってほしいというふうに考えております。ICT活用教育の県のポータルサイト「SAGA Eコネクト」を活用しまして、県内の実践事例、適切で効果的な活用事例などを共有していきたいと思っております。また、教育情報化推進リーダーなどの教職員を中心に、そのメリットや活用方法を伝えてまいります。

生成AIをツールとして教育利用するに当たりましては、人が主体的であること、判断をするのは人間であることを踏まえ、児童生徒への教

育的な効果、安全性に留意しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●中村圭一君 登壇Ⅱ二問、生成AI利用の現状と今後についてと、九州新幹線西九州ルートについて再質問させていただきたいと思えます。

まず、生成AIのほうなんですけど、総務部長、そして、教育長にそれぞれ御答弁をいただきました。深みのある答弁だったというふうに思います。

実は、自治体が生成AIを活用する理由、具体的な活用事例及び直面する課題について、チャットGPTにも尋ねてみました。

まず、活用する理由は、一、業務効率化とコスト削減、二、住民サービスの向上、三、多言語対応、これは外国人住民や観光客への案内において、リアルタイム翻訳や多言語対応のコンテンツの作成が可能ということのようです。四、政策立案評価の支援、以上四点をチャットGPTでは挙げてきています。

次に、活用事例については、行政文書の作成補助、住民向けのチャットボット、これはごみ分別の方法、手続の必要性といったよくある質問への対応を自動化しているところもあるようです。三、災害情報の提供、台風や地震等のリアルタイム情報を自動生成し、多言語で住民に配信、緊急性の高い情報をスピーディーに伝えているところがあるということです。四、観光情報の発信、五、データ解析と予測、以上の五点でございました。

そして、課題については、データのプライバシー、セキュリティ、二、生成内容の正確性、三、職員のスキル不足、四、コストと導入効果

のバランス、五、倫理的・社会的課題、これは自治体が生成AIを活用することで人間らしい対応が失われる懸念があるというようなことだそうです。以上の五点。

最後に、チャットGPTはまとめとして、生成AIは自治体において様々な業務効率化やサービス向上を実現する可能性がありますが、その導入に際してはプライバシーの保護や倫理的な課題を解決する必要があります。技術の活用を進めるには慎重な準備と調整が求められるため、自治体がAIのメリットを最大化するためには技術面だけでなく、社会的、倫理的な側面にも配慮することが重要であると答えています。

以上、ほんの数秒で約一千五百文字です。

教育現場で生成AIを活用する目的、事例、課題についても、チャットGPTにお尋ねをしてみました。

まず目的としては、一、学習の個別最適化、二、教師の業務負担軽減、三、学習意欲の向上、これはイントラアクティブな学習コンテンツやクリエーティブな課題作成を通じて生徒の興味を引かせる、引き出すということだそうです。四、言語や多文化学習の支援、五、デジタルトランスフォーメーションの推進。

次に、活用事例は、一、自動課題作成と回答例の提示、二、エッセイや作文のフィードバック、三、対話型AIチューター、四、事業コンテンツの作成補助、五、異文化理解や多言語学習、六、感性教育、以上の六点。

期待される効果は、一、学習効率の向上、二、教師の負担軽減、三、クリエーティブな学習体験、四、教育格差の縮小、五、生徒の自己学習の促進、以上の五点。

そして課題については、一、生成内容の信頼性と正確性、二、教育現場のAIリテラシー不足、三、コストとインフラ整備、四、人間的な教育とのバランス、これはAIの活用により教師と生徒間の人間的なつながりが薄れることを懸念しています。五、プライバシーとデータ保護、以上の五点を挙げてきており、ここでもチャットGPTはまとめとして、日本の教育現場における生成AIの活用には、学習の個別化、教師の負担軽減、創造力の向上など、多くのメリットがあります。

事例としては、英語教育や数学学習、プロジェクト学習などでの活用が進んでいます。しかし、プライバシー保護や教育の公平性、教師のスキル不足などの課題もあります。これらの課題を克服し、AIを効果的に活用するためにはインフラ整備や教師へのサポート、適切なデータ管理が不可欠ですと回答しています。これも数秒で約一千三百五十文字です。

今、長々と御紹介しましたが、総務部長答弁、教育長答弁にはない部分もたくさんあったと思っています。それを本当にはんの数秒で生成AIはこれだけのものを出してきています。

議会答弁がある程度出来上がった時点で、チェックの意味で今のよう生成AIにも尋ねてみる。生成AIに頼るのではなく、生成AIを使う、そういう使い方をして、結果、答弁の内容が充実するのであれば、それは県民の利益にもつながります。県が、今は生成AIによって得た回答を議会答弁に使うことに否定的であることは承知していますが、他の自治体での前例も今は多い。佐賀県にも、佐賀県教育委員会にも、生成AIを活用する上でのガイドラインが今は整備をされています。ですので、県民の利益のために、ぜひ議会答弁にも生成AIを活用いただき

たい、その検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。生成AIは頼るのではなく使う、代表して総務部長に再度の答弁を求めたいと思います。

次に、九州新幹線西九州ルートについてですが、県の財政負担の軽減については、合意したものを变える側が提案してくるのが筋であるという旨の御答弁だったというふうに思います。また、在来線の利便性の確保についても、フル規格の新幹線を求めているのはJR九州なので、JR九州側から提案してくるのが筋だというような御答弁だったというふうに理解をしています。

繰り返しですが、アンケート調査によると、佐賀市民の大多数は判断材料を求めている。そのことを考えると、国、もしくは与党から、そして、JR九州からそういった協議の場を持った上で、そこで協議をしましょうという提案があれば、それについては受けるということでしょうか、再度確認をさせていただきます。

そして、アセスについてでございます。アセスの前に地元の合意形成が必要だというふうな御答弁でございましたが、私、質問の中で、地元の合意形成等ができて、フル規格で整備するとしても、そこから十年以上かかる。その十年を一年でも半年でも短くしていくこと、今できることをやっておくことが県や議会の役目ではないのかという思いで質問をさせていただいています。

いずれにしても、国交省から正式な打診があれば、内部で十分に検討し、そして、議会の意見も聞いた上で環境アセスを受けるかどうかお返事をする、そう理解していいのか御答弁を求めて、二回目を終わらせていただきます。

●泉総務部長 登壇Ⅱ生成AIの活用について、中村議員のほうから再質問をいただきました。

今の再質問の中にもございましたチャットGPT、生成AIを活用しての行政の取組であるとか今後の活用についてということですが、実は今回の御質問をいただくに当たりまして、我々のほうでもチャットGPTを活用して、自治体における生成AIの活用であるとか今後の取組というものを実は作業して確認をさせていただきました。

今、御説明にもあったような内容もあるんですけども、実はこのチャットGPTで回答がある中の多くの部分が、課題というのがキーワードになっております。情報の正確性、信頼性、著作権とプライバシー、そして人権、例えば、今おっしゃったような様々な個人情報とか、いろいろなプライバシーの部分であるとか、そして、やっぱり人材育成というところが大きいのかなと、その辺りも実は回答してくれているんですけども、やはり使いこなせる職員を、そういうふうな様々な法的な部分であるとかスキルという部分をどうやって育成していきながら、そしてまた、どういうふうな分野なら活用できるのかという一方で、理解の部分も必要かと思えます。その守らなきゃいけない部分というものと、どういうふうに進めていくのかをもう少し具体的にしていって、そのための作業というものの理解をもう少し深めていくというのが大事なことでないかなというふうに思っております。

ですので、もう少し我々のほうでも真摯に議論をしていきながら、職員の人材育成というところもなかなか難しいものがあるんですけども、そういうところを含めて深く議論をしていきたいというふうに考えております。

もう一点、議会答弁ということについて少し最後に触れさせていただきますと、実は今回、神奈川県相模原市が生成AIを活用した議会答弁というもので試行的に作業をしたというところがあるんですが、市長の議会答弁の原案を作成するに当たって、会見等で報道がされておったんですが、少し長過ぎて、説明し過ぎて、結局、最後は人力で再度確認して、もう一回点検して修正をするという二重の手間になった部分もあって、やはり市政ならではのいろんな考え方とか、そういうものをすり合わせていくという部分があって、なかなか本格的な活用というのが、やはり一朝一夕に、じゃ、仕事を丸ごとお任せしますというふうなところにはまだフェーズとしては少し遠いのかなというふうに考えております。そういった部分を含めて、いろんな観点で、世の中の事例も含めて引き続き研究をしていきたいなと考えております。

以上でございます。

●引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、九州新幹線西九州ルートについての再質問二点にお答えを申し上げます。

判断材料の点でございますが、私どももとより、県民の方々がこの問題について判断をする材料、これは大変重要だと認識をいたしております。そういった点では、鉄道局との間では「幅広い協議」、それから、地元の間では三者の意見交換という枠組みがございます。私どもとしては、当然こうした判断材料が大変重要でございますので、課題や懸念点といった点を十分にお示しいたしております。

また、議員も御案内のとおりでございますが、私ども佐賀県はいつでも門戸を開いております。

それから、二点目のアセスのお話でございます。

この点につきましては、繰り返しになりますけれども、鉄道局と私ども佐賀県の間で、私ども県の同意がない限り、環境アセスメントの手続は行わないことを約束いただいているわけでございます。また、検討することは大変多くございます。ルートだけではなくて、在来線の利便性、これは議員も御指摘をされている点です。大変検討にいろいろな観点があるわけでございます。また、財政負担、それから地域振興、こうしたものをセットで議論する必要があります。

環境アセスメント以前の問題として、まずはしっかりとこうしたことを地元で議論をして、合意形成を図っていくことが重要だと私どもは考えております。

私からは以上でございます。

●議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時一分 休憩

令和六年十二月四日(水) 午後一時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月四日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 副事務局長	同 政務調査課長	同 政務調査課長	総務課長	議事課長	議事課副課長													
田中憲	吉田泰	碓田一	田中一	太田敏	高田一	山口正	山本敏	香山敏	香月律	篠田博									

○ 開 議

●副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

●武藤明美君（拍手） 登壇 Ⅱ皆様こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。私は四問通告いたしております。通告に従って質問を行いたいと思います。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備についてまず質問いたします。

佐賀空港の横に建設されている仮称佐賀駐屯地の工事は、八階建ての隊庁舎が見え、格納庫などの姿も目立ってきました。佐賀空港からは有明海に張り巡らされた色とりどりのノリ網が見え、今さらながら日本一を誇っていたノリの生産地であることや、そこに生きて暮らしている漁業者の存在に思いをはせることができます。一方、農地では作物によって異なる緑の濃淡が農産物の豊かさを表しており、佐賀の誇れる産業だと改めて知ることができます。

バルーンフェスタは、今年は天候のせいで残念なことになりましたが、バルーンの聖地であることには変わりありません。そんなのどかで豊かな佐賀県には県民の平和な暮らしがあるのに、佐賀空港の景観さえ変えられ、轟音とともにいつ事故を起こすかも分からないオスプレイ等が配備されることは絶対に許せません。

まず第一に、十一月十四日の米軍オスプレイの市街地上空の飛行についてお聞きします。

去る十一月十四日、米軍オスプレイが佐賀市や、みやき町などの上空を飛行しました。あまりにも突然過ぎました。市街地上空を我が物顔で飛行した米軍と、それを認めた防衛省や佐賀県に怒りを持って抗議いた

します。

この米軍機オスプレイは、東シナ海の米原子力空母ジョージ・ワシントンにエマニユエル駐日大使らを送迎するためのものでした。福岡空港を利用したとのことですが、一番の過密空港であり、九州一の大都市である福岡市上空や佐賀市などの上空を飛行したのです。私はそのとき佐賀市神野におりましたが、轟音を聞いて外に出てみたものの、一足違ってもう過ぎ去ってしまいました。ほんのちよつと早く出た友人が飛行状況を動画に収めたので、それを見ることができました。住宅が密集し、学校、保育園、病院などのある地域の真上を飛んでいったのです。

この件について、私は十一月十八日、田村貴昭衆議院議員と一緒に九州防衛局に抗議と申し入れを行いました。そのとき明らかになったのは、防衛省は十一月七日にこういうことがあると九州防衛局に伝えていたそうです。防衛局はそれを知りながら、佐賀県や福岡県に対して飛行の前日、十三日にまだ確定ではない、公開しないでくれと言い、当日十四日の飛行直前に確定したと伝える。こんないいかげんな状況でした。早めに伝えると、いろいろあるからとのことだったそうです。一体どういうことでしょうか。つまり丸一週間、防衛局は知っていながら黙っていたのです。

知事は、米軍オスプレイの飛行について、十一月十三日の報告は受けておりましたか。どのような情報を受け取ったのでしょうか。上空飛行についてオーケーしたのでしょうか。その際、防衛省に対し、それは困るとか、低空飛行しないでくれとか、言わなかったのでしょうか。

二つ目に、市街地上空飛行についてです。

陸自オスプレイの場合は、市街地上空は飛ばないと防衛省や防衛局は

説明しておりました。米軍オスプレイは、十四日は実際に市街地上空を飛びました。米軍オスプレイであれ、陸自オスプレイであれ、市街地上空を飛ぶことはあってはなりません。県はこういうことを許すのでしょうか。知事はきちんとした態度を表明すべきではありませんか、いかがですか。

私はオスプレイの配備には反対ですが、仮にオスプレイが配備されたとして、こういった無神経な飛行が日常的に起こるようになるのではと危惧しております。知事はどのように受け止めているのでしょうか。

二つ目に、一連のオスプレイの事故についてです。

昨年八月にはオーストラリア北部で米軍オスプレイが墜落し、三人死亡、五人重傷、その後、幾つも予防着陸が繰り返されました。昨年十一月の屋久島沖での八人死亡の米軍オスプレイの事故、そして今年十月二十七日の陸自オスプレイの沖縄県与那国町での接触事故です。これは初めは地面に接触したとの報道で、小さい事故であるかのような印象でしたが、国会で問題になり、明らかにになったのは、機体が大破して、修理するにも船で運ばなければならないという損傷がひどい事故でした。

その後も予防着陸という名の緊急着陸が繰り返されています。十一月二十一日に奄美に予防着陸した機体は、十四日に福岡空港を利用した米軍オスプレイだったそうです。佐賀の市街地上空を飛んでいるときにそういう事態が起こることもあり得たのではないのでしょうか。これらのことについて県民は心配しております。特に、与那国で陸自オスプレイが大破したということについて、県はどのような説明を受けているのでしょうか。陸自のオスプレイは私は反対ですが、佐賀に配備されるかも

しれない機体です。どのように受け止めておられますか。

十一月二十四日付、沖縄タイムスによれば、アメリカのAP通信は二〇一九年から二〇二三年までの五年間のオスプレイの事故調査報告書や飛行データを調べて報道しております。それによると、事故の多くは機体の設計上の問題に起因していると報じ、米軍が運用を継続していることに疑義を持つとしています。AP通信はオスプレイの乗員や技術専門家からの取材も行い、総合的に分析したとのことです。重大事故は五年前と比べ、四六%も増加したと指摘しています。オスプレイの飛行時間は二〇一九年の五万八千七時間、二〇二三年の三万七千六百七十時間と大幅に減少する一方で、重大事故率は増えているのです。知事はこういったオスプレイの危険性をどのように考えておられるのでしょうか。

県民の中で、川副の防衛局の出先の事務所まで出向いて要請行動ができる人は県民の一部でしかありません。工事着工前に数カ所で開かれたような住民説明会がどうしても必要です。防衛局に説明会を開くよう求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、工事に關してです。

これまでも国造堀における雨水一時貯留池に関する質問は行ってきましたが、掘削した泥土を消石灰と混ぜる工事を行っていた今年の六月から七月頃、国造堀の排水口からは、見ていただきたいのですが、こういった泡まみれの排水が行われておりました。（パネルを示す）泡がずっと出続けていたというのです。

このときに、漁業者の方がそれを知って、様子を見に行つたけれども、漁業者の話では、この近くに生息しているムツゴロウが全然見えなかった、いなくなったとのことでした。

十一月下旬も同じく排水口からはこのような泡が出ていました。(パ
ネルを示す)こちらのほうに泡がたまっておりますけれども、これが排
水口です。その周辺はこういった状況になっていたんですけれども、こ
れを見て、またムツゴロウはどうなっているだろうかというふうなこと
で見たんですけれども、目視した限り、私の目視でもムツゴロウを見か
けることはありませんでした。

今はノリ漁期で、漁場には網が張られております。環境に影響はない
のでしょうか。そのことがとても心配です。

佐賀空港建設時の平成二年三月三十日の公害防止協定書では、PH—
—水素イオンの濃度ですね、これが六・四以上から八・三以下まで、そ
して、浮遊物質量——SSですが、一〇〇ppm以下、COD——化学
的酸素要求量、これが一〇ppm以下、油分は検出されないことと基準
が定めてあります。今年度の平均はちよつとよく分からないのですが、
令和五年度の結果がどうなっているのかお示しいただきたいと思いま
す。

佐賀空港の建設時の約束ではありませんけれども、駐屯地ができてから、
この三基準や油分について準じていくのかどうなのか、そのところを
明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、質問してきた中で指摘した点、つまり、日米合同演習に必ず参
加させられる。関連して米軍も我が物顔に佐賀の空を飛ぶ。アメリカの
マスコミでもオスプレイを使い続けることに疑問を持っていて、危険な
機体だということ。その結果、陸自オスプレイ十七機のうち一機は既に
大破して、今十六機になっている。繰り返し丁寧な説明をすると防衛局
は言いますが、しかし、住民への説明会も開かない。有明海に影

響が現れるのではないかという不安は拭えませんが、こういった問題が幾
つもあります。オスプレイ等の配備は中止すべきですが、いかがでしょ
うか。

次に、原子力行政についてです。

青森県六ヶ所村に建設中の日本原燃の使用済み核燃料再処理施設は、
二〇二四上期、つまり、今年九月までの完成予定でしたが、そうはなっ
ておらず、二十七回もの失敗を重ねております。原発を立地している佐
賀県にとって、九州電力玄海原子力発電所で発生した使用済み核燃料は、
この完成がない限り搬出することはできません。現在、使用済み核燃料
プールに入っている使用済み燃料ですが、原発が稼働すればするほど使
用済み燃料はたまる一方です。六ヶ所村の施設に搬出するまで燃料プー
ルのリラッキングをしたり、プールが満杯になっても搬出できないこと
を考え、九州電力は乾式貯蔵施設を原発の敷地内に建設するとしていま
す。

まず、知事にお聞きします。

六ヶ所村の再処理施設の二十七回に及ぶ完成延期について、どのよう
に受け止めておられますか。あわせて、次の予定は二〇二六年度内と聞
いておりますが、これはうまくいくとお考えでしょうか。

次に、使用済み核燃料についての質問です。

三号機の燃料プールのリラッキングは十一月二十七日の完成予定でし
たが、十二月に入ってから完成しました。それによって貯蔵容量や、貯
蔵体数はどうなっているのでしょうか、お示しください。

乾式貯蔵施設については、令和七年五月に着工し、令和九年度に運用
を開始する予定と聞いておりますが、乾式貯蔵施設に関する県の事前了

解は六ヶ所再処理施設の完成後に乾式貯蔵施設を着工することを前提にして二〇二二年三月に了解されたものではなかったでしょうか。六ヶ所村の施設が二十七回も完成延期となっているため、前提は崩れております。県の事前了解は無効だと思うのですが、どうでしょうか。

玄海一、二号機の廃炉作業についてお聞きします。

一、二号機は、運転中のときから脆性遷移温度が上昇し、県民世論と運動によって、今、廃炉作業に取り組まれています。そのスケジュールや終了時期について、九州電力からはどのように聞いておられるでしょうか。また、放射性廃棄物の処分についてはどのように行われる予定でしょうか、これについてもお示しいただきたいと思えます。

次に、高齢者に配慮した県営住宅の整備についてです。

県内には六十七団地、六千五百七十七戸の県営住宅があります。その多くが昭和四十年代から五十年代に建設されているため、建物や設備の老朽化が進んでおります。私もかつて県営住宅に住んだことがあります。現在、現在の県営住宅入居の方は高齢者が目立つようになっていきます。

ある高齢御夫妻は、住んでいた借家を出なければならなくなりましたが、幸い県営住宅に入居できるようになりました。けれども、トイレが段差のある和式トイレだったために、身障者であるその方たちは、通院や買い物に便利なその団地を諦めて、ほかの団地に入居されたということとです。バリアフリー化が言われている中で、トイレやお風呂場がそうならない団地がまだまだ残されていると思えます。

これについて、トイレの洋式化ができていないものがどれぐらい残されているのか、お風呂場はどうなっているのか、また、五階以上の団地にはエレベーターをつけることになっていると思えますが、ぜひ安心して暮らしていただくためにもこういったことについてお聞きしたいと思っております。未設置状況がどのようになっているのかお示しく下さい。

また、民間の借家、アパートは家賃が高くて、生活が苦しい方たちは公営住宅入居を望んでおられます。高齢者も増えています。バリアフリーの観点から、高齢者に優しい、入居しやすい環境を整えることが必要だと思います。ぜひ整備していただきたいのです。今後の整備の取組について、どう考えておられるのかお示しいただきたいと思えます。

次に、学校給食についてです。

一つは、学校給食の無償化についてです。

全ての子供たちに温かな給食を、今、全国で小中学校の給食費の無償化が広がっています。二〇二三年度の国の給食調査で今年六月に発表されたのは、全国千七百九十四自治体中五百四十七自治体、三〇・五％が小中学校などで全員を対象にした無償化を実施していました。小学校だけとか多子世帯などの一部無償化の自治体は百七十五自治体、九・八％です。青森県では、今年十月から県が自治体に半額補助をして、県内全てで実施されています。東京都と沖縄県では無償化をする自治体へ半額補助する方針を明らかにしています。

佐賀県内では、六自治体が無償化を行い、全学年実施しております。また、一部補助は七自治体です。ここに佐賀県の地図を持ってきております。（パネルを示す）赤いところが全額無償化の自治体です。教育長にも見ていただきたいし、知事にも見ていただきたいと思えます。赤いところが全額無償。そして、オレンジのところは小学校六年生だとか中学校三年生だとか、第三子以降が無償だったり、それぞれ自治体によっ

ての特徴は違うんですけども、そういう一部無償化が行われている自治体なんですね。佐賀県では今こういう状況で十三自治体に取り組んでおられます。

県内二十自治体のうち、今見せたように、無償化及び一部無償化を実施しているところが十三自治体になってきたことから、佐賀県も青森や東京、沖縄のように半額補助などを行い、給食無償化が広がるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、パンの小麦についてです。

外国産小麦の九〇％に農薬グリホサートの残留が確認されているといえます。パンの小麦について、県内産、国内産のみとしている自治体は順次増えておりますが、それでも数自治体が輸入小麦のパンを使っております。たとえ米飯給食が中心になっていたとしてもパンを食べるときもありますし、外国産小麦使用というのは子供たちの安全面から考えてとても不安です。国産、県産にしていたくべきではないでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

次に、有機食材についてです。

この夏、私は文科省へも学校給食のことで要請を行いました。有機食材については全国的にも増えているのですが、県内では残念ながらまだ使用されていません。みやき町と上峰町が協議会を立ち上げているとのことですが、まだ実施するまでには至っておりません。この取組を県内に広げていただけたらと願っております。

有機食材はミネラルを多く含み、体が活性化します。基礎体温を上げて、アレルギー症状の緩和にもつながるとも言われております。単価が高いのが残念ですが、有機食材導入についてどう思われるのか、推進し

ただけだったら幸いです。いかがお考えでしょうか、お示しいただきたいと思えます。

以上、四問お聞きいたしました。御答弁をお願いして第一回目の質問を終わります。

●山口知事 登壇 II 武藤明美議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀空港へのオスプレイ等配備に関しまして、米軍オスプレイの市街地上空飛行に関するお尋ねについてお答えします。

米軍につきましては、日米安全保障条約、日米地位協定などに基づいて、駐留が認められています。そして、陸自機であっても、米軍機であっても、その飛行については一般の航空機に対する航空法の規定と同じ取り扱いと認識しています。

米海軍オスプレイの防衛省から県への事前連絡の内容、飛行に関する法令などについて政策部長から補足させます。

続きまして、一連のオスプレイの事故に関する質問についてお答えします。

飛行の安全は何よりも大切です。そして、事故などが発生した場合に大事なことは原因やその対策を確認することです。昨日も徳光議員に申し上げましたが、与那国駐屯地の事故については、事故発生の当日に直ちに県から防衛省に対して原因の究明と安全対策について、速やかな情報提供を要請いたしました。そして、十一月十四日に事故の概要や原因、再発防止策などについて防衛省から県へ説明がありました。その説明のあった事故の原因、再発防止策などにつきましては政策部長から答弁させます。

次に、駐屯地からの排水に係る水質基準に関することにつきましては、

こちらでも政策部長からお答えします。

次に、オスプレイ受け入れを中止すべきではないかとのお尋ねがございました。

私は、佐賀空港の自衛隊使用要請受け入れの中止は考えておりません。

一方で、先ほども申し上げましたが、オスプレイの事故などが発生した場合に大事なことは一つ一つ原因、そして、その対策を確認していくことです。今後もオスプレイの安全性に関する疑問や不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認していくとともに、安全対策の徹底を申し入れていきたいと考えています。

続きまして、原発関係で六ヶ所再処理工場の竣工延期についてお尋ねがございました。

核燃料サイクルの中核的な施設であります青森県の六ヶ所再処理工場の竣工目標が二〇二六年度中に変更となりました。これまでも幾度も延期が繰り返されておりまして強い問題意識を持っております。二〇二六年度中の竣工を実現してほしいと考えます。

原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを再処理し、回収されるプルトニウムなどを有効利用することが国の基本方針です。そして、私の考えは、かねてから申し上げておりますが、核燃料サイクルについては国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきです。国に対しては本年の五月にも政策提案を行って、国が責任を持つて核燃料サイクルを進めていくように強く申し入れを行いました。今後も機会を捉まえて求めていきたいと思えます。

度重なる延期は核燃料サイクルに対する信頼を揺るがすものです。国と事業者が責任を持って真剣に取り組み、結果を出してもらいたいと考え

えています。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀空港へのオスプレイ等配備について知事答弁の補足を含めまして大きく三項目お答え申し上げます。

まず、十一月十四日の米軍オスプレイの飛行に関する事前連絡の内容及び飛行関係の法令等について知事の答弁を補足させていただきます。

まず、県への事前連絡でございますけれども、米軍オスプレイが福岡空港を利用するという件につきましては、前日、十一月十三日に九州防衛局から県に対して情報提供がございました。

具体的な内容でございますけれども、東シナ海において訓練参加中の米空母ジョージ・ワシントンに、十四日、在京米国大使館が訪問を予定されている。その際に日本を含む他国の政府関係者を当該艦艇に招待して、共同記者会見を含むイベントの実施を計画している。米軍によると、在京米国大使館に加え、日本を含む他国の招待者及びメディアの艦上への輸送のため、距離及び着艦要件等の理由により、米海軍CMV22オスプレイが福岡空港を利用予定であり、飛行機数は三から四機、九時三十分までに福岡空港に到着し、その後、空港を出発。十五時に福岡空港に到着し、その後、空港を出発するというものでございました。

このように、東シナ海の空母への輸送のため、福岡空港を利用するというところでございまして、飛行経路は特に示されておりません。防衛省に対して意見なども特に申し上げてはおりません。

次に、市街地上空の飛行についてでございます。飛行に関する法令等について答弁をしたいと思います。

自衛隊機の飛行は航空法の適用を受けます。米軍機は、日米地位協定に関する航空法の特例法などにより、航空法の条項の多くが適用除外と

されておりませんが、飛行経路につきましては、航空法の規定が適用され、管制機関へ通報することとなっております。

また、飛行高度につきましては、一九九九年の日米合同委員会の合意により、低空飛行訓練を実施する際には、航空法の最低安全高度と同一の規制を適用するものとされており。

このため、陸自機であっても米軍機であっても、通常の飛行における飛行経路や高度につきましては、一般の航空機と同じ取り扱いとなり、自治体への連絡や許可は定められておりません。

続きまして、陸自オスプレイの事故に関する防衛省からの説明内容及び住民説明会の開催につきましてお答えをいたします。

防衛省が調査結果を公表いたしました十一月十四日に江原九州防衛局長をはじめ、木更津駐屯地に所在し陸自オスプレイが所属する第一ヘリコプター団の廣瀬団長などから、私が対面で説明を受けました。主に三点説明を受けました。

主な説明内容として、まず、事故概要でございますけれども、陸自オスプレイが日米共同統合演習の中で、離陸のために上昇を開始した際、高度低下が発生し、離陸を中止して、周辺の平地に接地をしました。その後、再度機体が上昇し、左右交互の揺れが発生したことで左ナセル——エンジンやギアボックスなどが収納された部分でございますけれども、この部分が地面に接触をし、機体の一部が損壊をしたという説明でございます。

事故原因につきましては、物的要因及び外的要因が事故に関連がなく、人的要因に起因するものであるとの説明がありました。

具体的には、離陸時に一時的にエンジンの出力を上げるためのスイッ

チ——インテリム・パワー・スイッチと言いますけれども、このスイッチの入れ忘れ、パイロットの操作ミスにより左右に揺れる不安定な状態が発生したこと、こうしたことが事故の原因であるとのことでございます。

再発防止策につきましては、エンジン出力関連の機能を作動させるスイッチの入れ忘れを防止するためのマーキングの実施、機長及び副操縦士によるホバリング移行前の操作手順の読み合わせに係る教育及び訓練の実施、こうしたことなどを徹底し、陸自オスプレイの飛行を再開するということでございます。

防衛省からの説明を受けた私からは、隊員への教育や訓練などについては、今回限りの措置ではなく、反復、継続して取り組んでいくこと、また、今後とも安全性について常に追求し、説明責任を果たしていくこと、こうしたことなどを申し上げました。

なお、現状において、防衛省へ住民説明会の開催を要請する状況にあるというふうには考えておりません。

最後に、公害防止協定における水質基準についてですが、水質の測定値及び駐屯地開設後の水質基準についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港の東側に平和掘樋門、西側に国造掘樋門がございます。この両掘樋門から排水をされておりすけれども、令和五年度の国造掘樋門地点におけます年平均値、PH——水素イオン濃度、こちらは八・五、COD——化学的酸素要求量、こちらについては六・三、SS——浮遊物質量、こちらについては三八・一でございます。

また、同じく平和掘樋門地点における年平均値でございますけれども、PHが八・八、CODが七・五、SSは四二・四となっております。

駐屯地開設後の水質基準でございますけれども、駐屯地からの排水は水質を確認した上で空港の場周水路に排水をされることとなっております。駐屯地開設後もこの現在の数値は基準となると考えております。以上でございます。

●諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ私からは、原発行政のうち、使用済み燃料に関して二点、玄海一、二号機の廃炉作業に関して一点お答え申し上げます。

まず、玄海三号機の使用済み燃料プールのリラッキング工事についてでございます。

このリラッキング工事につきましては、令和二年の第一期工事から始まり、先月二十八日に最終となる三期工事が完成したところでございます。その後、一昨日、今日二日から運用を開始されたところでございます。

これによりまして、玄海三号機の使用済み燃料貯蔵プールの容量は工事前の千五十体から六百二十二体増加し、千六百七十二体となっております。

玄海三号機の貯蔵プールには、現在、使用済み燃料が合計九百七十八体貯蔵されております。

また、四号機のプールにつきましては、今回リラッキングの工事は行っておりませんが、貯蔵容量千五百四体に対して、現在千二百八十体が貯蔵されている状況でございます。

次に、乾式貯蔵施設設置の事前了解についてお答えします。

玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設は、原子力規制委員会による審査により、法令上の要求事項に適合することが確認された上で許可がなされ

ております。

この原子力規制委員会の審査の過程において、九州電力は、今後の使用済み燃料貯蔵量の推移を示す際、六ヶ所再処理工場の竣工予定時期を想定して説明をされたものの、乾式貯蔵施設の着工時期との関係性、どちらが前か後ろか、こういったことにつきましては、法令上の要求事項とはなっておりません。

県としては、原子力安全の専門の先生方にも意見をお聞きしながら詳細な確認をいたしましたところ、九州電力の計画及び原子力規制委員会の審査内容に不合理な点はなかったことから事前了解を行いました。

続きまして、玄海一、二号機の廃炉作業についてお答えいたします。

玄海一号機では、平成二十九年七月十三日から、玄海二号機では、令和二年六月二十九日からそれぞれ廃炉作業が行われております。

九州電力の計画では、この廃炉作業の全体の工程を四段階に分けて行うとされております。

現在実施中の第一段階では、放射性物質による汚染がない設備の解体撤去及び汚染の可能性のある設備の状況調査が行われております。これが令和七年度までの予定でございます。

第二段階は、比較的汚染が少ない設備の解体撤去が行われます。これが令和八年度から令和二十二年度まで。

次に、第三段階では、比較的放射能レベルが高い原子炉本体など、主要な機器の解体撤去が行われます。令和二十三年度から令和二十九年までの予定でございます。

そして、最後の第四段階では、全ての設備などを撤去した後の建屋の解体撤去が行われることになっており、令和三十六年度に全ての作業が

完了する計画となっております。

現在、廃炉作業は第一段階を順調に進んでおり、放射性廃棄物は発生しておりませんが、今後、第二段階以降の段階で発生することになります。

今後発生する放射性廃棄物は、その放射能レベルに応じた処分が行われることとなっております。

例えば、原子炉内の構造物など、比較的放射能レベルが高い廃棄物につきましても、地表から深さ七十メートル以上の地下深くに建造物を設置して、その中に埋設することや、放射能レベルが低い廃棄物については地表からそう深くないところの地中を素掘りして埋設するなどとされており。

九州電力は、今後具体的な処分の方法や処分先を決定するとしており、県としてはこうした動きについても今後ともしっかり確認してまいります。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、高齢者に配慮した県営住宅の整備について二点お答えいたします。

まず、洋式トイレ、ユニットバス、エレベーターといった設備の設置状況についてお尋ねがございました。

県では、令和六年三月末現在で六十七団地、六千五百七十七戸の住宅を管理しております。現在、老朽化した台所などの水回りの設備更新に合わせて、洋式トイレやユニットバスなどの住戸内の改修を行っているところがございます。

洋式トイレとユニットバスの設置状況でございますが、洋式トイレは

五千七百三十四戸で設置しております。設置率は八七％、約九割となっております。また、ユニットバスは五千二百七十二戸で設置しております。設置率は八〇％というふうになっております。また、エレベーターにつきましては、五階建て以上の住棟に設置することとしておりまして、五階建て以上の住棟があります十五団地、七十九棟のうち、九団地、五十四棟に設置しております。設置率は六八％となっております。

次に、今後の整備についてお答えいたします。

県営住宅につきましては、これまでストックを効率かつ円滑に管理していくために、佐賀県公営住宅等長寿命化計画を策定いたしまして、維持管理や修繕工事を行っているところでございます。

トイレの洋式化やユニットバスの設置につきましては、台所などの水回りの設備更新に合わせて、入居者との調整が整ったところから改修を行っているところでございます。また、エレベーターにつきましても、五階建ての住棟を対象に、団地ごとにエレベーターの設置箇所ですとか工事中の駐車場の確保など、そういったことの調整が整った箇所から設置を行っているところでございます。

県営住宅におきましては、六十歳以上の高齢者がいる世帯が全世帯の約六割以上を占めているということがございます。県といたしましては、今後の県営住宅としての役割も踏まえ、高齢者や障害者を含めた入居者の安全な暮らしに配慮しながら必要な整備に取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、学校給食について御答弁をいたします。

まず、学校給食費の無償化についてでございます。

学校給食費における食材料料費は、学校給食法に基づき、保護者負担が基本となっております。

保護者への支援としては、家庭の経済状況等に応じた特別支援教育就学奨励費や、経済的理由によって就学困難と認められる場合には要保護準要保護児童生徒援助費補助金といった就学援助制度がありまして、県立、市町立学校ともに、それぞれ県及び市町において支援が行われているところでございます。

また、学校給食費の食材料料費の値上げ分についても令和四年度から県立学校へ支援を行っております。多くの市町においても同様に保護者負担の軽減を図るため支援が行われております。

このように、既に学校給食費への支援は行われているところであります。県立学校の給食費無償化及び市町に対する学校給食費の支援というのは考えておりません。

次に、学校給食用パンの小麦についてお尋ねがございました。

県内の学校給食でパンを提供する頻度というのは、各学校で平均すると週一回あるかないかといったくらいですけれども、ほとんどの学校では県内の学校給食用パンを製造している工場から供給を受けておりまして、このパンに使用されているのは県産小麦「はる風ふわり」となっております。

こうした県産小麦を使用したパンに限らず、学校給食における県産食材の使用については、食育の一環として地域の産物を知ることにつながるなど、意義があることだというふうに思っております。

続きまして最後に、有機食材の学校給食への利用についてでございます。

環境への負荷が少ない栽培法である有機農業で作られた有機食材の学校給食での利用については、持続可能な農業、環境に配慮された食材などについて考える機会となり、子供たちの学びにつながるものと考えます。

県内では、議員から御紹介がありましたように、上峰町とみやき町が共同で有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む産地、「オーガニックビレッジ」を目指し、「有機農業推進協議会」が設立されるなどの動きがあると承知しております。また、上峰町やみやき町では有機食材を学校給食に取り入れていきたいというふうな意向があると伺っております。

しかしながら、現時点におきます有機食材の学校給食での使用につきましては、県内における有機農業の取組面積がまだ僅かであり、収穫量が少なく、食材の確保が難しい。除草作業等に多くの労力がかかることなどにより、一般的な食材よりも価格が高いなどの課題があると受け止めております。

教育委員会としましては、有機食材についてはまだ学校給食に安定的に提供できるほどの段階ではないというふうに認識しております。今後の有機農業の普及や食材の価格、流通量などの状況を見ていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

●武藤明美君 登壇Ⅱそれぞれ御答弁いただきました。再質問させていただきます。

これは質問ではなくて要望なんですけれども、県営住宅の問題でいえば、大手の建設会社とかを利用するのではなく、地元の小さな業者さんた

ちへ仕事が回っていくわけですから、これはぜひ改修、改善を地元
の業者の活性化のためにも進めていただきたいというふうに思っており
ます。

先ほどお答えいただいたように、まだ洋式トイレも、それからユニツ
トバスなども未設置のところがありますし、エレベーター等も残されて
おりますけれども、ぜひそれは前向きに、予算をしっかりと獲得しながら
頑張っていたらというふうに思っております。お願いしておきま
す。

給食のことをまずお聞きしたいと思っております。

今、本当に子供たちの貧困が言われております。七人に一人が貧困と
いうことで、一日三食食べられるかどうかもお子さん
も増えているわけです。中には給食が唯一の栄養補給になっている場合
もあるわけです。朝は菓子パンを食べたりとか、牛乳だけで済ませたり
とか、牛乳だったらまだいいんですけど、ジュースを飲んできたりとか
いうふうなこともあったりしています。

また、夜も保護者の働き方によって遅い食事になったりしているわけ
です。それで、子供たちは眠くて御飯も食べないで寝てしまうというよ
うなこともお聞きしております。そういう子供たちが本当に学校給食の
存在というのがどんなにありがたいかというふうなことから考えていけ
ば、やはりこの学校給食の在り方、いろいろ進要保護だとか要保護だと
かには手当てをしているからというふうなことでおっしゃったけれど
も、やはり先ほどの佐賀県内の地図で御覧いただいたように、完全に無
償化しているところもあれば一部無償化のところもあるというふうに進
んできているんです。全国的にもそれは進んできている。そういうこと

を考えれば、要保護だとか進要保護だとか言っている場合ではもうなく
なって、本当に子供たちに心を寄せて給食の無償化、子育ての応援をす
るということが増えてきているんですね。なので、これはぜひ教育委員
会としても努力をしていただきたいというふうに思っております。

一つは、予算を握っている知事に、佐賀県として子育てしやすい県と
して頑張っておられるわけですから、この問題にも目を向けていただき
たいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。全国知事会
も、多分国に要請をされたというふうに認識しているわけですが、
そのことに対する知事のお考えについてお聞かせいただけたらと思いま
す。

また、佐賀県は今、「こども基本法」に基づいた「こども計画」の検
討もしておられますけれども、子育て家庭への支援事業の一環として給
食費の無償化など、子供の貧困をしっかりと念頭に置いて、みんなと同じ
ようなものが食べられるということが、どんなにみんなの心を通わせる
かという観点でも考えていただけたらなというふうに思うんですね。市
町が頑張つてやっている。だから、市町と共に実現できるように、例え
ば、「こども計画」に反映させるといようなお考えはないのかどうな
のか、そこをお聞きしたいなと思っております。

それと、パンの小麦の問題なんですけれども、ほとんどの学校が工場
から供給してもらって、「はる風ふわり」を使っているというように御
答弁だったんですけど、しかし、やはり一部の市町では外国産を使っ
ているというところがあるわけです。米飯給食が進んでいって、パンは週
に一回とはいえ、そういう外国産の小麦を使っている子供たちのことを
思えば、ほかの市町の子供たちが「はる風ふわり」を使ったパンを食べ

ていて、そこだけが残されているというのはあまりにもひどいんじゃないかなというふうに思いますので、そこは本当に変えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、有機食材については、先ほども御紹介がありましたけれども、本当に農業分野でも難しいというふうなことは分かるんですけども、やはりこれを大いに推奨していただいて、そういう方向に進んでもらえるように、みやき町や上峰町が協議会を立ち上げている、そのところにも目を向けつつしていただけたらというふうに思いますが、教育長に御答弁をお願いしたいと思っております。

それから、原発の問題になりますけれども、今、リラッキングが三号機の場合は完成したということで、結果的には六百二十二体分余計入るようになったということなんですが、まだ実際にはそこに入れていない状況はあっておりますけれども、この完成結果、いっぱいいっぱい詰め込んでいくと、やはり核分裂性物質が一定濃度になって核反応が起きるといふ心配もあるわけです。これは地震などによって、リラッキングで核分裂が起きて臨界が起きるといふことだつて想定できるわけですから、その点について皆さんたちはどのようにお考えなのか、それを明らかにしていただけたらと思います。

そして、知事も、六ヶ所村の施設が二十七回も延びてしまったということについては心配もしておられると思うんですけども、国が、あるいは電力事業者関係で信頼をちゃんと回復するように、責任を持って取り組んでほしいということをおっしゃったわけですから、本当に心配もしていただいているんだと思うんです。しかし、この核燃料サイクルの在り方というのは、既に破綻しているというふうに思うんですね。それ

で、これについて、そこばかりに頼るといふような在り方はよくないし、本当に原発の使用について、後始末が最終的にはできないものだというふうな立場から、原発については中止をしていただけたらというふうに思うんです。

先ほど、事前了解は別に無効になっているわけではないんだと、専門家を入れても話を聞いたとおっしゃっているけど、どんな専門家に話を聞かれたのかも明らかにしていただきたいと思えます。無効にならないということであるなら、その理由をもう少し詳しく御説明いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、オスプレイの問題です。

私が聞いたところによると、十三日に県にはメール一本届いたということ、多分先ほど平尾部長が読み上げられたのがその内容だったんだろうと思うんですけども、佐賀市街地の上空を飛ぶということの認識はなかったのでしょうか。そういうことも聞き合わせていないと。ただ、福岡空港から東シナ海のほうに向かって飛ぶというのであれば、佐賀上空も飛んでいくんだろうというふうなことに思いを寄せられなかったのか、それについて聞き返すということか全然しなかったのか、本当に不思議でならないんです。ただメール一本来たら、はいはいと言つて了承されるのかどうか、そこは姿勢としてはおかしいのではないかとこのように思いますので、どうだったのかを明らかにしていただけたらと思います。

それから、先ほど事故についての話もいたしましたし、御答弁もいただきました。オーストラリアでの事故はハード・クラッチ・エンゲージメントの問題があつたと。それから、度重なる予防着陸という名の緊急

着陸が起こっている。いろんな要件があつて、そういうことになつていったらと思うんですけども、屋久島沖ではギアボックスの不具合があつたということも明らかになっていきます。確かに与那国の陸自のオスプレイは、すべき作業を全然していません。ボタンを押すという初步的なことがなぜできなかったのか。私たち、自動車を運転する際にボタンを押さないとエンジンはかからないです。そのことを思つたら、一番最初にしなきゃいけないことがなぜできなかったのか。出発間際にいろんな不手際があつて、それに気を取られていてできなかったというふうな説明も、これは九州防衛局で聞いたんですけども、ただ、それができないということ自体、本当に訓練を受けたちゃんとしたパイロットなのか、そういう人たちの仕事なのかと疑問でなりません。

平尾部長は、今回だけの問題ではなくて、今後ともちゃんと注意を払うようにということを書いていただいたとおっしゃいましたけれども、予防着陸についてもいろんな要因があつて、そういう事態になつてきているわけだし、説明責任を果たすようにということもおっしゃっているわけですから、説明責任を果たすのであれば、陸自オスプレイが来年配備されるであろうこの佐賀県の私たちに、まずちゃんと説明をしてもらいたい。だから説明会を開いてほしいということをお求めているわけです。それについて、全く説明会はしなくてもいいというふうにお考えなんでしょうか。本当に佐賀県民に心配を抱かせたままのこの在り方でいいのでしょうか、私はおかしいと思います。ちゃんとしていただければというふうに思っています。

アメリカではこの危険なオスプレイに対して製造中止というのに、世界の中でそれを買う人もいないのに、日本だけがオスプレイを買わされ

ています。これは納得できない問題です。不要品を買わされると言えるようなものです。製造中止品を配備されること、知事はどういう見解をお持ちなんですか。陸自が入れるから、佐賀空港に来るといふから、それを認めるんだというふうな、そのままの言いなりになつておられるんでしょうか。私は、こういった一連のことを考えてみたら、安全とは到底言えないというふうに思うんです。なので、これについて、本当に佐賀県民の安全を守っていくという立場からの知事の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

いろんな環境のことについてもお聞きしましたけれども、PHです、これは八・三を上回つてはいけないというふうな基準になつてはいるはずなんです、令和五年度では八・五になつていきますね。これは国造堀の数値です。そして、平和堀も八・八ということなんです。いずれも八・三を上回つているというふうに思います。PHが基準より高いんです。その認識はどんなふうにお持ちなんですか。

今、社会的問題になつているPFASなどについても考慮すべきなんじゃないかというふうに思うんですけども、こういったことについても今後の環境という点で基準を設けたりはしないのかどうなのか、そこも改めてお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

先ほども述べた幾つかの状況がありますね。日米合同演習に必ず参加させられるといったこと、そして、米軍も我が物顔に佐賀の空を飛ぶといったこと、それから、陸自オスプレイのうち十六機になるほど一機は大破してしまつたといった危険な状況にあるということ、丁寧な説明をすると繰り返している防衛局は住民の説明会も開かないということ、本当に不安でならない、こういった問題があるからこそ、私たちは住民説明

会をせよ。受け入れを中止すべきだというふうには私は考えているんですけれども、皆さんたちがどうしても配備するというお考えを変えないのであれば、本当に丁寧な説明をしなければならぬというふうに思います。いろんな状況がある中で、オスプレイは配備中止をすべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

さらに言えば、木更津の陸自オスプレイはこれまでも日米合同演習に数回参加しているんです。そういう実績を今つくっているわけですね。陸自オスプレイが佐賀空港に配備されれば、やはり米軍と一緒に合同演習などを行うわけです。米軍にとっては格好な手先にされていくのではないのでしょうか。本当に県民が危険にさらされるということは明らかではないでしょうか。そういった心配を私は持っておりますので、多くの方たちがオスプレイについては来てほしくないよということをおっしゃる言われておりますので、しっかりと県民の気持ちに寄り添っていただきたいというふうに思っております。それについてもお考えをお聞かせください。

以上です。

●山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

まず、学校給食について財政を持つ知事としてどう考えるかということだったと思いますけれども、まず、学校給食をみんなで楽しく充実した食を分かち合うことができたら素晴らしいと私は思います。もともとスキームとして、いわゆる学校の無償化とか、そういう議論を行う前に、私は給食無償化というのを国が率先してやってくということですが、すぐ子育て支援には大きな役割を果たすのになとずっと思っているんですけれども、現実に今、学校、そして、教育に対する支援というものが

無償化から始まって様々な就学支援が入っている、こういう状況の中で、今、佐賀県知事としてこの学校給食に対して県立学校とか市町に対する支援というのはなかなか困難だなと思っております。

続きまして、核燃料サイクルについて再度御意見をいただきました。

これも再三申し上げますように、二十七回でしたか、これはずっと延期、延期で来ているわけです。非常にゆゆしき事態だと私も思っていて、これには度重なる強い要請を国のほうにしています。特にここ数年は、その要請をするたびに相手側は代わるわけですから、人事異動をして代わって、それぞれが自分のいるときだけ頑張りますと言っても困るんですよということでも私は申し上げているんです。いよいよ何とかなりそうですという返事は強いかなとは思っているんです。いよいよそろそろだという雰囲気は何となく伝わっては来るんですけども、でも、今回は二〇二六年度中というふうにまた再度話がかったので、これをしっかりとやっていくと、責任を持って進めていただきたいと考えております。結果を出していただきたいと思えます。

三問目ですが、オスプレイの安全性に関して、撤回すべきではないかといったお話だったと思います。安全性というのはもちろん大事でありますし、飛行の安全を確保していかなければいけません。それは防衛省も全く同じ意見です。しかしながら、絶対安全ということはありません。ここが一つの大きなポイントでありまして、その中で少しでも安全にやるように一つ一つのチェックをしていくということが大事です。

そして、我々が考えなければいけないのは、今、国際社会が不確実性が高まっています。もちろん戦争がない平和な世の中というものを我々が希求しているものでありますけれども、何とかこの平和な社会を次の

世代へつなげていきたい、そのためには国防というのは私は大切だというふうに思うので、国防の負担は国全体で分担して分かち合う必要があるとかねがね申し上げております。

その中で事故というものが発生したときに、一つ一つどういう事故であったのかということ強く注視して、原因究明をして、再発防止も共にみんなよくそれをチェックしていくという姿勢はとても大事だと思いますので、今後とも、疑問や不明があれば、その都度、防衛省に確認して、安全対策の徹底を申し上げていきたいと考えております。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、オスプレイに関して何点か再質問にお答えいたします。

まず、防衛省からの連絡があった際に、特に防衛省に対して何か意見は言わなかったのかというようなことでございました。

防衛省の連絡については、議員からもございましたように、未確定の段階での情報提供ということでもございました。また、飛行経路、こういったものも特に示しておられなかった、こういったこともありまして、特に防衛省に対しては意見などは申し上げていないといったところでございます。

続きまして、与那国での事故でございますけれども、スイッチの押し忘れがどうやって起きたのかというようなことでございましたけれども、防衛省から聞いているところによりますと、飛行の直前に搭乗の人員の変更等もあり、また、その人数が変わることによって運ぶ重量が変わる。そうすると、いろんなスイッチ操作をする必要があるということ、そこ何か時間に追われてというようなことで、そういったこと、本来押すべきスイッチを押し忘れたというような説明でございました。

こういった事故があっているのに説明会をというようなことでございましたけれども、防衛省は事故調査、こういった結果についても、ホームページにも掲載をいたしております。また、本県をはじめとした関係自治体には速やかに説明にも来られております。県も、防衛省からの情報提供や報告を受けたもの、これは県のホームページでも広く県民の皆様にお知らせをしているところでございます。現状で防衛省に住民説明会の開催を求めるということについては考えていないということでございます。

最後に、水質のお話がありました。二つの樋門からの水質、武藤議員のほうから基準が八・三、これを超えているのではないかとというようなことでございました。

少し数字をお示ししたいと思います。国造堀の樋門、令和元年から令和五年までの数字を読み上げますと、八・六、八・三、八・五、八・四、八・五ということ、今、八・三をクリアしたのはこの五年間で一回だけ。平和堀につきましては、八・八、八・五、八・八、八・七、八・八と一度もこの八・三をクリアしていないと。この令和元年というのは、御案内のとおり、駐屯地の工事はまだ始まっていないような状況の中での数字でございます。

この数値でございますけれども、このPHなんですけれども、酸性やアルカリ性の度合いを見る指標でございます。ノリの養殖にもこのPHというものは影響を与えるようなものでございますけれども、この現場の環境をいいますと、閉鎖的な水域でございます。こういったところというのは植物プランクトンの影響を受けて、高い数値を示すことがございます。ここは水路が停滞をしているため、自然事象として、時として

高いPHが検出されると。今、数値を示したように、以前からこの水域は高い数値を示しているというようなことでございます。こうした数値につきましても、公害防止協定の関係機関で構成する佐賀空港公害対策連絡協議会、こちらの中で漁業者の方々にも示しているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

●諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、原子力発電関係について二点お答えいたします。

まず、玄海原子力発電所の使用済み燃料貯蔵プールのリラッキングについて、貯蔵容量が増えたことで、今後、使用済み燃料がいっぱいになったときに核分裂が続いて臨界する、そういった心配もあるんじゃないかということでした。

使用済み燃料の貯蔵につきまして、臨界というのは、まず真つ先に確認しなければならぬ項目でございます。リラッキングの審査に当たりましては、プール内に全て使用済み燃料が貯蔵された状態で、それでも臨界にならないという確認をされております。その際、プールの中のラックと呼ばれる使用済み燃料を収める金属の筒がございしますが、ここにはホウ素という中性子を吸収する物質が含まれております。こういうことで臨界が抑えられるということになっております。

また、通常はプールの水の中にもホウ素が含まれておりまして、中性子を吸収して臨界を抑えるという効果がございしますが、審査の際にはこのホウ素もない、薬品も加えられていない純水で満たされた状態、そういったことも条件として解析した上で確認がされているところでございます。

続きまして、乾式貯蔵施設の事前了解に当たって専門家の意見を聞いたということで、こういった専門家かということございました。

専門家の方々は、原子炉工学の方、それから核燃料工学、放射線を専門にされる方、また、地震、耐震の専門の方にも御意見を伺っております。その上で、安全性の確認につきましては、乾式貯蔵容器の放射性物質の閉じ込め、監視機能、それから、臨界しないかどうか、放射線を遮る遮蔽能力、それから除熱、電気や水を使わず熱を取り除くという機能が大丈夫なのか、こういった観点から確認をいたしまして、安全性を確認して事前了解したものでございます。

私からは以上でございます。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、学校給食について御質問をいただきました。

初めに、給食用のパンについてでございます。

先ほど答弁のときにほとんどの学校がという御答弁をしましたところ、一部の学校についてはというお尋ねでございました。

そのほかの一部の学校につきましては、先ほど申し上げた県内の学校給食用パンを製造している工場以外で製造されたパンを購入されております。そこでは県産小麦粉は使われておりませんが、国産と外国産の混合小麦を使用されています。こうした学校は、パンの提供が学期に一回など回数が年間を通じて少ないため、量や配送の面から県内学校給食用パン工場との年間契約が難しい状況でございます。

外国産小麦については言及がございましたけれども、一般に国内に流通する食品というのは、輸入食品も含めまして国や自治体において食品衛生監視が行われて、基準を満たしていないものは流通させない仕組みと

なっているというふうに承知しております。さらに学校給食におきましては、学校給食衛生管理基準に沿って学校給食の食材検査というのを行っております、安全・安心な体制を取っているところでございます。

また、有機農業について推奨ということでお尋ねがありました、教育長としてどうお答えしようかなと思うところもございますけれども、私の理解としましては、有機農業に関するイメージは様々あると思うんですけども、有機食材と名のれる有機JASというのは栽培のルールを定めたものでありまして、出来上がった農産物の品質に関する基準ではないというふうに承知しております。もちろん有機農業というのは、環境への負荷が少ない優れた取組だというふうに思っていますけれども、まだ僅かしか流通しておりません。

私たちが一年を通じていろんな食材を食べられるとか買うことができるといえるのは、やはり慣行農業とか通常の農業があつて、農産物が安定的に供給されているからだといったこと、また、食の安全を守るための仕組み、生産段階、流通段階、様々なそういった段階でチェック体制などがあるということを広く知っていただくことも大切なのではないかなと思う次第です。かつて食の安全とカリスクコミュニケーションも担当しておりましたので、そういうことを思っております。

県教育委員会として、学校給食に有機食材をという旗振りをするのは少し違うと考えておりまして、もちろん十分に流通して、学校給食に利用できるという環境が整ったら考えたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

●武藤明美君 登壇Ⅱ三回目の質問になりました。

知事、オスプレイの問題について、国防上、大切だ、必要だと、だか

ら容認しているというような口ぶりですけども、私はこんな軍備が軍備を呼ぶような国防というのは本当に許されるんだろうかと。今、世界を見ても、軍備をすればするほどいろいろ問題が起こってくるという中であつて、例えば、東南アジアのASEANでは、やっぱり対話でもって国を平和に保とうという試みがされておまして、本当に千五百回ぐらいいも対話を重ねながら、あの地域を安全な平和な地域に保っているという努力があつているんですね。軍備増強ばかりだとそうはならないけれども、本当に誠実に平和の外交努力ということで、対話の外交努力を重ねていけば、それは本当に有効になってくるので、やっぱり他国に学びながら、もう日本はアメリカがこう言えばすぐそれに従うとか、ああ言えばすぐそれに従うというふうになつていきますので、やはりもっと冷静になつていくような外交努力が必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、事故の問題で、昨日も論議があつていたかと思うんですけども、AP通信は、元司令官の発言として、この機能の頻繁な使用は部品を摩耗させる可能性があり、推奨しないというふうに言っている一方で、中谷防衛大臣は、米側から提供された操縦マニュアルで、離陸時には必ずインテリム・パワー・スイッチのボタンを押さないといけないというふうになつていっていると、相矛盾するような状態があるわけなんです。ですから、やはりここは慎重に防衛省にアメリカへの問い合わせ等も求める、専門家への対応を求めるといったことをしていくべきではないか、もうちょっと慎重にしていかなきゃいけないというふうに思いますので、そのところをどのようにお考えなのか明らかにしていただきたいと思ひます。

以上です。

●山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再々質問にお答えします。

平和は大切です。その上で、考え方の相違だと思っただけですけれども、様々な考え方の、そして、様々なこれまでの歴史をたどってきた国が世界にはあります。ですので、対話や外交というのはもちろん大切です。これを第一義にしつかりやっていくことは大切ですけれども、こういった混沌とした世界の中で国防をしつかり保持することは私は大切だというふうに思っておりますので、その上で外交対話努力をしていくという考え方でございます。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ武藤議員の再々質問にお答えいたします。

AP通信でのスイッチのことに触れられて質問がございました。防衛省に対して、我々もこの報道があったのを承知してから問い合わせを行っております。防衛省からは、陸自オスプレイの操作マニュアルでは、離陸時には必ずスイッチをオンにすることとされており、頻繁な使用を推奨していないとの指摘は当たらないというふうに返ってきております。また、現時点で米側から部品を摩耗させる可能性があるといった情報提供はないというふうに返事があっております。

以上でございます。

●藤木卓一郎君（拍手） 登壇Ⅱ本年六月に一般質問をしまして、それから九月は特別委員会、または総務常任委員会のほうで、大学の整備と設置ということについて、自分なりに一生懸命、構造的な問題と考えるようなことについてしつかりと議論をさせていただきました。

六月の一般質問を踏まえて、あれから五カ月間様々な活動をさせていただいたわけですが、その間幾つか気づきがあったので、そういった気

づきについて県執行部に質問させていただきたいというふうに思っています。しつかりと頑張りたいと思います。

問一、佐賀県の広報について、「サガプライズ！」についてというところでございます。

本県では、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」に取り組んでおられますことは、県議会はもとより、多くの県民の知るところになっていきます。

直近では、佐賀県の形がゴジラに似ているということからゴジラを「佐賀県かたち観光大使」に任命し、就任会見が十月の三十日に東京都内で行われております。

ゴジラは本県の観光大使です。島耕作副知事は漫画のキャラクターで自身はしゃべりませんが、代わりに弘兼憲史氏が作者として佐賀県の魅力を語ってくれますが、ゴジラは自分で何もアピールはできません。そもそもしゃべれませんし、第一、ゴジラは人間の味方かどうか怪しい。それがかたち観光大使とは、そもそもかたち観光大使とは何なんでしょうか。

ゴジラの形が佐賀県に似ているという、ただその一瞬のひらめきとも言えるサプライズに、私たちの血税三千六百万円ほどのお金が使われたわけでございます。現在、百三万円の壁と称して減税を求める多くの困窮する県民や国民の前に、必要性や緊急性の観点において、どうしても実施しなければならぬ企画だったのでしょうか。

今年の二月議会でも指摘させていただきましたが、このプロジェクトは、予算の大枠だけを示して、企画の目的も、内容も、予算も、スケジュールも議会に対し一切示すことなく行われております。この事業は、予算

案の審議を通じて行政をチェックする議会制度を形骸化させる契機ともなりかねない大変不安定な事業であります。問題等も幾つかの点についてお伺いします。

まず、広報の手法が妥当であるかどうかという点です。

仮に、コラボ相手の知名度を借りて佐賀県が多くの人の目に触れたとして、それは結果として佐賀県がコラボ相手のプロモーションをしているにすぎないのではないかと疑問です。

分かりやすく言えば、ゴジラが佐賀県をプロモーションするというよりも、佐賀県が、本県がゴジラをプロモーションしている結果になっているのではないかとあります。それは、この数日の間にでも県庁の展望ホールでのゴジラブースに行けばすぐに分かることでもあります。

また、コラボレーションという手法であるがゆえに、相手が著名であればあるほど、相手の事情や都合等に影響を受け、安定的な広報計画は立てられず、結果、場当たり的になっていくようにしか見えません。実際、令和六年度が始まって既に八カ月が過ぎました。予算は四分の一しか消化しておらず、あと僅か残り四カ月で一億円分の事業を成立させなければなりません。そして、成功させなければなりません。年内にあと一本くらい何かあってもよさそうなのに、我々は何も知りませんし、私たちのお金なのにこれを問いただすことすらできないということでもあります。コラボレーションという手法がなぜ本県にとって適切な広報の手法なのか、御所見をお伺いしたいと思います。(副議長、議長と交代)

次に、成果の指標が広告換算額で表現されている点でございます。

県は二月議会でのこの質問に対する答弁で、私は同じような質問を、

同じ質問と言ってもいいですね。質問させていただきましたが、その答弁で、「サガプライズ」の事業の成果指標は広告換算額であると示されました。各種メディアに露出した機会を自費で広告を出したと換算するという考え方です。ニュースでもいいし、雑誌でもいいし、漫画でもいいし、何でもいいですが、各種メディアに露出した機会を自費で広告を出したと換算するという考え方。これまで多くのコラボ企画が多額の広告換算額を稼ぎ出していると言われますが、十億円、二十億円、百億円、幾らでも結構ですが、果たしてその広告に触れた人の心に、どれだけその広報が届いているかどうかは、広告換算額では分からない、甚だ疑問です。届けたい情報が届けたい人々にどう届いているかは、この広告換算額という一方的な数字では、やっぱり結局は、繰り返しになりますが、分かりません。

今回、本県はゴジラとのコラボ企画でしたが、この広告換算額が何十億円であったとしても、今後、ゴジラを見た者たちの中に、その形が佐賀県に似ていることを意識する者が世の中にどれだけいるのでしょうか。仮にいたとして、ゴジラは佐賀県の魅力の何をどう伝えたのでしょうか。

広報の効果が、佐賀県のヒト、モノ、サービスの流通やイメージの転換にどのような影響を与えたのか。もっと分かりやすい形で県民に示すべきだと私は思うのですが、御所見をお伺いいたします。

そして、三番目です。事業の目的が県のプロモーションであると同時に、知事自身のプロモーションに見えるという点でございます。

知事が佐賀県庁の顔であるということは誰しも理解しておりますが、県庁の顔なればこそなのでしょうが、佐賀県及び佐賀県のモノ、コトの

プロモーションであるはずの各機会に、必ずと言ってよいほど山口知事が登場します。それに付随する印刷物にも知事が頻繁に掲載されており、また、今回のポスターにも動画にも登場しておられました。そこに掲載される何かしらの必然性を感じ取れば、知事も頑張っているなと、よくぞこういう企画に顔を出してくれた、掲載を許してくれた。いや、本当に頑張っているなと県民の多く、私自身も自然と受け入れるのですが、なぜ、何で、そしてここにと疑問を持たず、まるで政治家としての知事自身の広報活動を佐賀県が支えているかのような見え方になってしまいます。知事も政治家としての選挙の洗礼を受ける身なればこそ、県民に誤解を与えぬように、そこは抑制的であるべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

最後に、こうした問題点をはらみながら、予算規模以外の一切を示すことなく、執行を行政に白紙一任させている点ということでございます。これまで述べてきたとおり、広報の手法や、コラボということですね。目的、今回は目的は形が似ているというんですかね。方向性や在り方、目標とする成果、県民が実感できる効果等については、やはり通常の議案同様、事前にしっかり議論する必要があると思います。サプライズでもなく、コラボでもない。堂々と、そして計画的な企画の内容と予算案を議会に示すべきであると思うけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

広報について最後になりますが、都道府県の魅力度ランキングについてということでございます。

県では様々な広報及び広告宣伝を展開されているところであります。民間の調査会社が出す都道府県魅力度ランキングという指標におい

て、佐賀県はここ三年で見ると、二〇二二年、四十七都道府県中四十七位、二〇二三年は四十六位、二〇二四年は四十七位と、全くの最下位周辺を推移しています。これは「サガプライズ！」を含む現行の広報をもつてして、佐賀県の本質的な魅力、本県に対する期待感や満足感を十分に伝え切れていないことを示す一定の結果と見ることができると私は思います。

調査の信頼性や正当性、その是非については様々な意見があることは当然認識しています。大体この民間の調査会社、魅力度ランキングというものを出している調査会社がどこだということもほとんどの人は知らないわけですから。しかし、国民が何となく都道府県魅力度ランキングという世界は知っている。そういう言葉があるということ、そういう世界があるということは何となくみんなは知っている。そして、その世界において、魅力度ランキング最下位やワーストワンなどのネガティブなフレーズだけが多くの国民に刷り込み続けられていること自体を非常に危惧しているところでもあります。私は魅力が大いにあるところだと思っからでございます。

知事は、このランキングで下位に沈む現在の状況をどのように受け止めておられるのか、今後の県の広報についてどのように取り組んでいくのか改めてお伺いしたいと思います。

問二、佐賀空港の滑走路延長の見通しについてお伺いいたします。

十一月十四日、佐賀新聞の記事に「滑走路延長と平行誘導路同時に」、「佐賀空港工事 知事、防衛相に提案」、この記事には本場にびっくりしました。正直うれしかったです。空港の二千五百メートル延長は前知事以来の懸案でしたし、オスプレイ基地建設の果てに防衛省の協力をもつ

て、そしてついに大きく動き始めたのかと思いました。

今議会の提案事項説明においても、九州佐賀国際空港においては、民間空港として発展するための「滑走路延長」と、陸上自衛隊の駐屯が重なる中、航空機のより円滑な運航のための「平行誘導路整備」をセットで実施することが必要であるとして、十一月十三日には中谷防衛大臣に対し、滑走路延長と平行誘導路とを同時に整備することが提案され、「それぞれが大きな工事なので同時がいいのではないか、全面的に協力する」との話をいただきましたと報告されております。また、十一月二十五日は古川康国土交通副大臣や平岡航空局長に対しても同様の提案を行ったと述べられております。

こういった二つの文書を読んで、一方的にだと思っけれども、私が誤解しておったようでございますが、あわせて分かったことでございますけれども、ここでいう防衛省の大いに協力するという言葉は、国土交通省航空局の許可及び認可が下りた後のことを指しているようでございます。認可自体に防衛省が協力するという意味ではないということのようでございます。つまり、二つの工事が協力し合って同時に行われる可能性はありますが、実際に認可を得るのはやはり県の役割であるということでございます。

本県が国土交通省交通局より認可をもらうのはそう簡単ではなさそうでございます。そもそも二千メートルの滑走路の空港は安全度が低いから、海外標準の二千五百メートルにしたい、それは世に喧伝されている事実でありますので、二千メートルは短いので危ない、だから、長くして安心して安全に着陸できるようにということもこの計画の前提であります。その要望で認可が下りれば、補助金が約半分入る。そこは制度的

にどうなっているのか詳しく分かりませんが、多分約半分が入る。総事業費百二十億円だと仮定すれば、約六十億円で滑走路が無事にできるのですから、本県にとっても大変ありがたいことでございます。

しかし、逆に国土交通省側から見れば、多額な補助金を出すのだから、新しい航空会社による新規就航など、需要が増加する見通しを示してほしい、補助金も多額に提供する、その代わりと言ってはなんだけれども、安全度が上がるのはいいが、とにかくその費用対効果というわけじゃないけれども、何か国際線が新しく新規就航したりとかというような、そういうこととかもやっぱりあるんでしようかというような需要増の予測ということですかね、そういう需要が増加する見通しを示してほしいということになっておると思います。しかし、今から十年先の供用開始に新規就航を約束する航空会社は、私の主観ではございますが、今までの営々とした営業活動の成果は分かりませんから聞いてはいるわけですが、新規就航を約束する航空会社は簡単に見つかるのでしょうか。いずれにせよ難しい局面であります。

「佐賀空港がめざす将来像」では、基幹路線である羽田便を中心としながら、LCC拠点空港化を進め、九州におけるゲートウェイ空港として発展していくことを目指すとあります。私も正しい方向性だと思えます。そのための滑走路延長の事業であり、佐賀空港の発展、そして、佐賀県の発展に大いに寄与するものと思えます。

その一方で、予算規模は百二十億円と莫大なものが想定されていることから、議会としても大いに関心を寄せていることでもあります。こうした点を踏まえて、滑走路延長事業に関し、次の点について知事に所見を伺いたいと思えます。

今後の見通しについてであります。

滑走路の延長計画では、来年二〇二五年、環境影響評価が終わります。来年終わります。二〇二六年に新規事業採択時評価、つまり、航空局より滑走路延長工事の認可が下りねばならぬ年であります、二〇二六年。そして、認可後、翌年二〇二六年、設計をし、二〇二八年から五年の工事期間を経て、二〇三三年、供用開始というスケジュールです。認可を得るまでの時間もありません。今後、滞りなく滑走路延長に関わる認可を得られる見通しがどうなっているのか大変心配でもございますので、お示しいただきたいと思っております。

続きまして、環境影響評価への着手についてということでございます。しっかりとした見通しがあるというようなことであれば、この質問は全くの無効な質問でございますが、答弁を得て二回目の再質問でも言うべきことも分かりませんが、この際、ここで言うておきますが、環境影響評価への着手についてですが、滑走路延長計画にスケジュールがあるとはいえ、それだけをもって事業を開始してよいということではありません。本来であれば、滑走路延長計画については、その実現に向けて担当の航空局と認可に向けた半ばの合意というか、しっかりとした協力体制を確立してからアセスの実施に進むべきだったかと思っております。認可に向けた航空局の協力が明確化されないままに、この段階で二億円もの多額の県費を要する環境影響評価に着手し、事業を進めることは本当に正しかったのか。全くの見切り発車ではなかったんだらうかと大変心配もいたしております。知事の所見をお伺いいたします。

三番目です。知事の政治姿勢についてであります。

「SAGA2024」が十月二十八日に閉幕しました。国民スポーツ

大会は四大行幸啓の一つに数えられる国として大切な行事であります。まずは開催県として成功裏に終えられたことに対し、知事をはじめ全ての実行委員の皆さんに心から敬意を表し、その労をねぎらいたいと思っております。本当にお疲れさま、御苦労さまでございました。

さはさりながら、「SAGA2024」においては、その準備段階から強い疑問を抱くことがあったことも事実です。その中の一つが私も県議会議員への対応に関するところであります。

例えば、県下一円からボランティアや選手、監督などが集まって本番に向け結束を図った「SAGA2024」大団結集会、新聞の一面を飾った本当に大会の序章ともいべき大きな大会がSAGAアリーナで行われておりましたね、「SAGA2024」国スポ・全障スポ佐賀県選手団結団式。そういったこと等については、式典の開催のお知らせはありましたが、私ども県議会議員には参加は求められませんでした。本当に残念な思いがいたしました。県が掲げたとおり、「する」、「観る」、「支える」人たちが主役の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会であるのは当然です。しかし、スポーツをしない人、観る習慣がない人、もちろん支える技量も意思もない人、それが普通の一般的な佐賀県人の姿であり、しかし、そういった佐賀県民の皆さんの血税をアリーナやその周辺の整備も含めて数百億円という金額を使って実施し、支えられた大会であったわけですから、するとかしないとか、観るとか観ないとかではなくて、県民全体で大会を盛り上げていくという意味でも、佐賀県議会はこれらの式典の重要な担い手の一翼だったように私は思っております。

そういった意味でも、「SAGA2024」の幾つかの大事な式典に

ついでには御案内がなかったことを大変残念に思っています。県民の皆さんに、そこに参加しなかったこと自体、申し訳なくすら思っているところでもあります。

また、これは「SAGA2024」に限った話ではなく、先月十一日一日、東京で行われた「佐賀さいこう！応援団」交流会についても同じことが言えます。開催のお知らせが、事実上、参加を検討する余地もない一週間前に届いたからであります。僕もどのような事業が行われているんだらう、佐賀を応援してくれる多くの人たちに出会ってみたい、多くの県議会の仲間と共にそこに参加して、事業の内容というか、本当にわくわく、大変楽しいとき、励まし合うとき、佐賀の魅力をお互い東京で感じ合えるとき、発送が十月二十三日の御案内だということであります。だから、もちろん行けません。これはどういう御案内の意図があるのか、実は御案内という名のお知らせなのか、御案内が遅れてしまった事故なのか、大変理解に苦しむ事態であります。

しかしながら、御案内というものは、その行事に参加するかしないか、できるかできないかという単純な問題ではありません。もちろん二元代表制の一方の県民の代表として参加すること自体、大変な意味がありますが、それ以上に政務調査権者であり、議決権者でもある我々県議会にとっては、各種行事などに参加して県知事や職員の皆さんと一緒に立ち会うことで、議決した事業が実際どうなっているのか、その執行状況を確認して、体感して評価することにこそ、御案内や参加の意義があると私は思うのであります。

県議会に対して、議長はもちろんのことでございますが、議員に対してもなるべく多くの行事に広く案内がなされて、できるだけ多くの事業

や行事を見て体感してもらおうという姿勢で臨んでほしいと考えています。

また、県選出国会議員については、今回の総裁選挙、または衆議院選挙等、国会議員の先生方とよくよくお話をする機会はこの県議会の多くの皆様に至ってはあったんだらうというふうに思います。私にも同じようがありました。そこでのお話ではございますが、県選出国会議員については、各省庁への政策提案の同行要請、また同行ですね。そういったことを除いて、知事との意見交換の機会も今では極めて少なくなってしまうというような実態を伺いました。国策に絡む問題や、政府への要望活動なしに事が実現できないことばかりであります。そういう意味では、地元選出国会議員の皆さんには、県政運営全般にもっと身近に参加してもらいたいと私は思っています。知事以下執行部と地元選出国会議員の皆さんたちとの確かな連携は、県民の願いを実現する大いなる力でございます。県民の皆さんが望むまた大事なことかと思えます。意見交換の機会を増やすなど、これまで以上に県選出国会議員の皆さんと付き合いを深めていかれるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

最後になります。問いの四番目、県が管理する道路、河川の除草についてであります。

県民が共有する道路や河川と営農者が所有する圃場が接する部分の除草、佐賀弁で言えば田頭ということになるんですが、田んぼの頭と書いて「たがしら」と読むんですけれども、田頭は集落のほとんどが農家であった時代から公役として、歴史的、伝統的に営農者が除草を担い続けて今に至っております。現在、農業を取り巻く環境は大変な厳しさを増

しておりまして、担い手は減り続け、高齢化が進み、得られる所得も大きく減少をし続けております。具体的にこの状況を農林水産省の農業センサスを通じて説明させていただきます。

平成十二年の農業人口は三万六千八百三十九人でしたが、それから二十年の月日がたつて、令和二年、一万九千十五人と約半分になってしまいました。この離農の状況は今後ますます増加することが見込まれております。また、平成十二年には六十五歳未満、現役世代の担い手は五六・一％であったのに対し、令和二年、あれから二十年のときがたつたら三六・三％となり、逆に言えば現在の農業は、通常であればリタイアされた高齢者により営まれていることがよく分かります。令和七年、つまり、来年は改めて農業センサス作成のときでございますが、いよいよ厳しい状況が浮き彫りになっているはずでございます。

そこで、道路、河川の除草、伐採の件に戻りますが、除草は農家にとつての基本作業でありました。しかし、圃場の草取りは、確かに機械の購入費や除草剤の価格も高騰しているにせよ、機械力や薬剤の使用を通じて比較的軽微な負担となっております。また、第一、自らの圃場である以上、その草取りをするのは当然の作業であります。その結果として、今なお佐賀平野も白石平野も四季折々美しい景観が保持されているのであります。それでも農家が物理的に除草、伐採に取り組んでいるのは、隣の圃場と隣の圃場を分かちあぜの管理というよりも、個人が営農する圃場に隣接する公共施設に生えている雑草に対してであります。それは農家にとって、その雑草が営農上、極めて支障となるからであります。この場合の施設とは、河川管理用道路を含めて県道をはじめとする道路網ののり面のことであります。

公共施設ののり面の雑草が繁茂していけば、その作業の過程で農地と公共施設のり面の境界線が分からなくなります。結果として、圃場内の水利施設等を壊したり、作業機械、コンバインや、田植え機械や、いろんな機械がそうですけれども、そういった作業機械を損傷させたりする可能性があるので、この境界線を明らかにするためにどうしても伐採していかなばならない。多少伐採してもまた同じ構造になるので、最後の最後まできちんと伐採し終わるといふことであります。

今後ますます耕作放棄地が増えていくこととなりますが、そうあってはならないので、年若い担い手が、年を取ってしまった担い手が、年を取りゆく担い手が、その機械力を頼りに、刈り払い機というんですかね、先進的な農業機械を頼りにその農地を請け負っていくわけですけれども、そうすればするほど公共施設ののり面伐採のマンパワーとしての負担が増えてまいります。農業センサスの公表は、調査が令和七年で、恐らく令和八年になるのでしょうかけれども、本県農業者の負担は既にもう限界にきていると言うべきです。そして、その声なき声は、必ずその数字によって明らかになってまいります。

本来、県が管理するべき道路や河川については、本県の現行の除草回数原則一回です。成長力の強い雑草が生えていない県管理用道路、もしくは県道、または市でもクリークでもそうなんですけれども、美しい公共施設の姿があるとすれば、そこには一回以外の営農者の皆さんたちのボランティアによる伐採、除草があつている結果だということなんです。除草回数が原則一回、このことが営農に極めて深刻な支障を来している以上、県管理区分の公共事業として除草回数を増やすか、または防草シートを設置するなど対策を施すことにより、営農者に具体的な迷惑をかけ

ないよう、道路、河川の管理者としてその責任をしっかりと果たすべきであると考えます。

県が管理する道路や河川の除草についてどのように取り組んでいるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

四問質問をさせていただきました。それこそ誠意ある答弁をひとつよろしくお願いいたします。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 暫時休憩します。

午後三時二分 休憩

十二月四日

令和六年十二月四日(水) 午後三時三十五分 開議

出席議員 三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

欠席議員

なし

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同議事課長																		
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	香山一	山香	篠田博幸	同議事課長									

十二月四日

○ 開 議

●議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

藤木卓一郎君の質問に対する答弁から開始します。

●山口知事 登壇Ⅱ藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀県の広報についてですが、「サガプライズ！」についての
お尋ねでした。

言うまでもなく有効な広報が大切です。効果的な広報費の使い方が大切でございます。広報は、単なるビラとか県政番組とか、自己宣伝的でないやり方がよいと私は考えます。「サガプライズ！」は、数々の実績を積み上げて、現在、第四十弾です。民間企業との信頼の積み重ねができた佐賀県でしかできない事業と考えています。四十弾なわけですけれども、第一弾は前任の古川康知事時代です。首都圏を中心に県外に佐賀県の情報を発信する目的で「FACTORY SAGA（ファクトリーサガ）」を開始しました。当時から、企業、ブランド等とコラボをしてきました。まさにその時代の県議会と共につくってきた予算です。

私が知事になり、このコラボ事業はユニークな手法でこれは継承、発展させたいと考えました。そして、県外で発信するだけではなく、県外で話題化したコラボを県内にフィードバックさせて、佐賀県内も共に盛り上がることをゴールにコンセプトチェンジをさせていただきました。それが第九弾から始まった「サガプライズ！」なのです。

このフィードバックの例としては、第四十弾のゴジラとのコラボです。紹介します。

嬉野市の岩屋川内ダムが五十周年を迎えました。ケルヒヤーに無償支

援をいただいて巨大ダムアートを作りました。今地元には大きな波及効果
を導いています。まさにドイツから七人来られまして三週間で作った大作
です。ですので、東京だけではなく、全国だけではなく、佐賀県
内も一緒に盛り上がるという手法を取っております。

コラボによる話題や評判の連鎖によって、これまでも「ユーリ!!! On
ICE」で唐津が盛り上がったたり、「ポケモン」、「ゾンビランドサガ」、
「ロマンシング サ・ガ」、「信長の野望」、「ストリートファイターII」
など、アニメやゲームのファン以外でも知っているような様々なコンテ
ントとのコラボを多数実現しました。

そして、この予算は、コラボが実現したときに執行するものです。そ
して、その秘匿性も大切で、コラボ相手と県側で綿密な準備をしていま
す。これが事前に告知されるようでは成り立たない事業なのでありま
す。

「サガプライズ！」は、多くの若い人を中心とした佐賀ファンを増や
しています。それまでの蓄積された佐賀のレッテルイメージとは違う若い
層、しかもディーブなファンが増えています。

私は引き続き、様々な企業やブランドとの信頼関係を築き、みんな
知恵を出し合って、話題の最大化を実現するための工夫をし、他の都道
府県ではなし得ない、ウイン・ウインとなるコラボをさらに実現してい
きたいと考えています。

そして、コラボによっては私が出演しているという件ですが、コラボ
相手と県の担当との相談で役割が決まっています。私が出る場合もあ
りますし、出ない場合もあります。それは私が決めているものではありません。
私は佐賀県知事としてその職責を果たそうと、果たしていること

に尽きます。

続きまして、魅力度と名のついでにランキングについてです。

このランキングについては特に意識しておりません。今後の県の広報についてのお尋ねでしたが、これまでどおり、すばらしい佐賀県の本質的な価値を世界に向けて打ち出し続けていきたいと思えます。

こちら先ほどの「サガプライズ！」の広報手法、成果指標等について事業を企画している政策部長から、そして、このランキングについても詳細について政策部長から補足させます。

続きまして、九州佐賀国際空港の滑走路延長の今後の見通しと環境影響評価への着手についてまとめでお答えします。

九州佐賀国際空港の将来発展のためには、滑走路延長と平行誘導路整備をセットで実現したいとの思いから、これまで戦略的に取り組ませていただいております。

工事は、有明海の漁業者のことを考えますと、この二つを同時に行うほうが望ましいと考えております。県では航空局の助言も受けながら手続を進めております。

航空局との協議の状況、環境影響評価の実施状況につきましては、地域交流部長から答弁させます。

続きまして、県議会議員や県の国会議員と向き合う姿勢についてです。

県の主催行事への参加者につきましては、行事の目的や趣旨、形式や性質などを踏まえて、一つ一つ個別に判断されるものと考えております。

そして、県選出の国会議員は、地域から選ばれていることも踏まえて、地域の状況を代弁していただく役割も担っていただきたいと考えています。

佐賀の国会議員には佐賀県の実情を把握していただくために、都度都

度、意見を交換させていただきます。先週、東京で佐賀の国会議員六人全員とお会いして意見交換をしました。昨日、下田議員に人口比例だけで配分しないほうがいいという危機感について、これについても六人全員にお伝えしましたし、憲法改正の問題提起をはじめ、佐賀県が抱える主な課題などについて忌憚のない意見の交換ができたと思っています。

県選出の国会議員や県議会議員の皆さんとは機会を捉えて意見交換をしながら県政を前へ進めてまいりたいと考えています。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、「サガプライズ！」について知事答弁を補足させていただきます。

まず、コラボという手法の妥当性でございます。

情報発信プロジェクト「サガプライズ！」では、多くの顧客やファンを有する企業やブランド、発信力の高いコンテンツと佐賀のすばらしい素材をコラボさせ、そこから話題となる新たなコンテンツを生み出し、それをタッチポイントとして県外の方に佐賀を情報発信する手法を採用しております。

佐賀県が持つ地域資源の本質的な価値をコラボ先と一緒にストーリーをつけて、編集、表現方法の磨き上げをして見せていくことで、コラボ先の熱狂的なファンや顧客を中心に佐賀のすばらしさをより深く知ってもらう、効果的な情報発信手法だと考えております。

次に、成果指標である広告換算額でございます。

「サガプライズ！」は、全国、世界の方にまず振り向いてもらう、いわばきっかけをつくる広報のプロジェクトでございます。そして、佐賀への消費行動、経済効果などにつなげるために行うものが広告宣伝でこ

ございます。これは各施策分野でそれぞれの事業課で実施しているところでございます。

「サガプライズ！」において、入り口である佐賀県との接点、すなわちきっかけを創出したしまして、各施策分野の広告宣伝が届きやすい土壌をつくっております。

佐賀県や他の自治体をはじめ、活動目的は違えど、多くの民間企業などにおいても、この広報、それから広告宣伝、この両輪で絶え間ない情報発信を行っている認識をしております。

「サガプライズ！」は、広報事業として広報した情報量を定量的に測る広告換算額を成果指標として用いております。これは官も民も一般的に採用しているものでございます。加えて、「サガプライズ！」では、情報発信で話題化したコラボを県内へできるだけフィードバックし、県内においても新しい気づきや自発的な動きにつなげていることも一つの特徴でございます。

これを直近のゴジラコラボで見ますと、「めざましテレビ」のフジテレビ系列であったり、「ひるおび」のTBS系列、こうしたことなどの全国放送のニュース五番組に取り上げられました。こうしたこともあり、広告換算額は十一月二十六日時点で既に約六・九億円になっております。

さらに、県内フィードバックにおいては、ゴジラのフォトスポットを設置した県庁新館の展望ホールの見学者数は約一カ月で一万人を超過しております。また、岩屋川内ダムにおいてゴジラを描いたダムアートの見学者数でございますけれども、約半月で七千人を超えております。

嬉野市内の観光案内所からは、毎日、岩屋川内ダムについて多くの方

からお尋ねをいただいている。全国テレビで紹介されていたので、これを見るために遠方から、県外から嬉野まで来たという方が多い。ダムアートによって観光客が増えている実感があるという声も、我々のところに届いているところでございます。

なお、ダムアートでございますけれども、知事のほうからも紹介がございましたけれども、高圧洗浄機メーカーであるケルヒヤーの協力で実現をしたものでございます。これは県土整備部の職員が一度は断られたものの、熱意ある提案でケルヒヤーと交渉をした結果であり、事前の調査費用以外は全てケルヒヤーの予算で実施をしていただいたものでございます。

こうした取組によって、広告換算額以外においても、多くのヒト、モノ、サービスに波及し、県内に効果が広がっているものと考えております。

次に、知事自身のプロモーションに見えるという御意見もございました。

組織のトップである知事がメディアや媒体に登場することで、世の中に対して佐賀県の本気度を示し、そのことでメディア誘致数が増え、情報発信量が増えてまいります。知事の起用はコラボ先から求められ、事務方で調整しているものであります。トップセールスを行うことは、民間企業を含め、様々な組織においても同様のことがあっていると認識しております。

次に、議会への情報提供の在り方でございます。

このプロジェクトは、毎年度、承認いただいた予算の範囲内で、様々な企業やブランドなどと交渉を経た上でコラボ先及び企画が決まる性質

の事業でございます。あらかじめ一年分まとまったコラボがセットされて提案されるわけではなく、コラボの実現にたどり着かないケースも多々あります。

また、話題の最大化を追求するに当たっては、世の中に送り出す情報がいかに驚きを持って発信、拡散され、話題化されること、このことが情報発信プロジェクトの生命線と考えております。コラボ先企業との信頼関係、サプライズな情報、この二点にこだわって、情報管理に努めながら取り組んでおります。大きな話題をつくり出すということを目指して進めております。

他の事業における個別のプロモーション事業と同じ進め方であるのではないかというふうに認識をしております。議会に対しましては、今後個別のコラボの発表に合わせまして、情報共有を行ってまいりたいと考えております。

この情報発信プロジェクト「サガプライズ！」では、佐賀県の価値ある素材、資源を企業、ブランドなどとのコラボレーションの手法で磨き上げ、PR発表会やメディア等を通じて全国に向け発信しております。このことで、ふだんは佐賀との接点が少ない人たちが、コラボ企画をきっかけに、佐賀の本物のすばらしさに触れる接点づくりに寄与していると考えております。

また、多くの県内事業者にも各コラボ企画に参加をいただいております。コラボ企画に参加したことで得られた全国での評価や話題化する手法、こういったことを県内事業者にも体感いただくことで、佐賀県が持つ本物や本質的な価値への自信を深めていただき、佐賀県の様々な地域に自発的な取組が波及していくことができるというふうに考えております。

す。

続きまして、魅力度ランキングについてでございますけれども、この都道府県魅力度ランキングについて知事答弁を補足させていただきます。

「サガプライズ！」をはじめとする県の広報、これは注力する施策分野のターゲットごとに強い共感を呼びながら支持を広げ、確実に佐賀ファンを育てているというふうに認識をしております。

都道府県魅力度ランキングは、世の中にある様々な調査の一つにすぎません。ここ最近では、特にメディアで大きく取り上げられることも少なくなっております。結果も過去の固定観念によるものという印象があります。個別のランキング結果に振り回されることなく、佐賀県のすばらしさを伝えることに引き続き注力していきたいと考えています。

また、今まさに佐賀が大きく生まれ変わろうとしております。様々な取組を進めることができ、町の風景も変わり、歩いて楽しいまちづくりが進行する中で、人の流れも大きく変わってまいりました。これまでもこれまでどおり、佐賀県の本質的な価値を全国に、世界に向けて打ち出してまいります。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ私からは、佐賀空港の滑走路延長の見通しについて二点、知事答弁を補足いたします。

まず、航空局との協議状況についてでございます。

二千メートル滑走路は、海外では特殊空港扱いでございます。増便や新規路線就航に向けて、二千五百メートル滑走路が望ましいと考えております。

また、来年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始も重なりまして、滑走路を使用する航空機が増加するため、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備も望ましいと考えております。

こうした考えの下、認可取得に向けて、知事答弁にもありましたが、航空局の助言等もしっかりいただきながら、航空局との間で一つ一つ協議を進めているところでございます。

なお、議員からは防衛省からの協力について言及がございました。認可が下りた後だと言及がございました。この点について、私ども佐賀県といたしまして、かねてから防衛省との間で確認をいたしております。すなわち滑走路延長及び平行誘導路の整備実現のために、防衛省は佐賀県と国土交通省との協議に御参加いただく。さらに、必要な協力を最大限行うということでございます。今般、中谷防衛大臣は、その御趣旨で直接、山口知事に御発言されたものと承知をいたしております。

次に、環境影響評価でございます。

昨年四月に着手をいたしまして、方法書の段階が終了いたしております。現在、現地調査を進めているところでございます。

環境影響評価は、認可申請に先立って実施主体が行うこととなります。昨年十一月の配慮書の段階においては、まさに主務大臣たる国土交通大臣から意見もすっかり取得をいたしております。私どもはそれを踏まえた取組も進めております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ私からは、県が管理する道路、河川の除草についてお答えいたします。

道路や河川の機能を維持していくためには適切な維持管理が必要であ

ると認識しております。この維持管理の一つであります除草につきましても、県民の生活に身近なものとして、要望も多くございます。様々な工夫をしながら実施しているところでございます。

道路におきましては、道路の利用者の安全と円滑な交通の確保、そして沿道の生活環境の保全を図るために路肩やのり面などの除草を行っております。

また、河川におきましては、河川の巡視や堤防の点検など、河川施設の状態を把握しまして、未然に災害を防ぐ目的で堤防除草を行っているというところでございます。

除草の回数につきましては、道路や河川の管理者として道路の利用状況や河川堤防の重要度などを勘案しまして、年に一回から二回行っているところでございます。

これ以外にも、道路や河川の巡視などで雑草の繁茂状況などによりまして、交通安全性や治水上、支障を来すおそれがある箇所を確認した場合には、適宜対応しているところでございます。

営農者に迷惑をかけない対策を講じるべきであるということでございましたが、除草の実施に当たりましては、実施箇所も多く、様々な対策にも取り組んでいるところでございます。

委託先につきまして、まず、建設業者などにも委託するほか、地元の協力が得られた地区は、地元地区へ委託なども行っているところでございますし、具体的な対策といたしましては、機械の進入が可能な箇所につきましては、機械施工を積極的に導入することにより作業の効率化を図ることとすとか、道路の路肩やのり面などを防草シートやコンクリートで覆う防草対策を行いまして、雑草が生えにくくすることで除草

面積の抑制を図っているとところでございます。

この取組を進めることで、道路や河川に隣接する営農者に対しても対策の効果があるというふうにも考えております。

道路や河川の除草につきましては、今後も引き続き、施設の機能維持を図るとともに、除草面積の抑制など、様々な工夫を行いながら取り組んでまいります。

私からは以上です。

●藤木卓一郎君 登壇Ⅱ答弁も早口ですからね、なかなか全部、答弁の全てを掌握した上で再質問するというのはなかなか難しいんですが、気になったことについて幾つかお伺いしたいと思います。

まず、コラボの話ですね。

今回のコラボについてゴジラですが、三千六百万円をかけて、結局何を伝えたかったのか。これは県民八十万人、県民の血税でございますので、我々は県民を代表して議会で議決してこれは執行してもらっているわけですから、これに触れた多くの県民たちに対し、私たちは非常勤の特別公務員として常に県民の下にいる者として説明する必要性がやっぱりあります。だから、我々がよく理解しないと、これは何のことですかという問いに我々自身が答えることができない。

そういう意味において、今回のコラボは何を伝えたかったのか。広告換算額として今の現段階で六億円というふうに政策部長が答弁をしたけれども、六億円の価値として我々は何を得た感にならばいいのかという、ありていに言えば、だから何だったのというふうにやっぱり思えてしまうんですね。

その県民の声を、我々が議決権者として議決した責任を持って、どう

したんですかという、どういう思いで何をしたんですかと、詳しいことが分からないもので説明するときに、秘匿性という言葉を知事に使われた結果、それをおもんばかるがあまりに、結果何も分からないままに大枠で印鑑を押ししている結果になっています。言うなれば白紙一任しているような感じになっちゃっているんですけども、それを個別具体的に今回の資料によりますと、県庁展望ホール巨大ビジュアル設置ゴジラパネル等の展示で四百十五万四千円が使われていて、「佐賀県かたち観光大使」任命式PRイベントには八百六十万円のお金が使われているんですけども、これが事前に我々の予算案として審議の対象だったときに、当然みんなは、巨大ビジュアル設置、四百十五万円はどんなことに使われるんですかと、もう少し具体的にいろいろ話があると思います。いろいろな議論があつて、「ああなるほどそういうことなんだ、それはよく分かりました」、の連続の中で我々は印鑑を打つというか、議決する、起立することにやっぱりつながります。

一番最初に僕はこのことに触れなかったんですけども、岩屋川内ダムにゴジラがケルヒヤーの力を持って登場すること、そのことは、それがダム管理費から捻出されているというふうに伺いました。ダムの管理費ということについて言うと、ダム管理費の目的もあつたらう。しかし、今回は五十周年だから何かせんばいかぬということもあつたのかもしれないが、これは明らかに「サガプライズ」の予算ではない。あれはダム管理費の予算の中で実現した内容です。我々は三千六百四十八万八千円の内容等について言うと、首都圏、全国への取組が二千九百五十七万円で、県内での取組六百九十一万八千円の中、展望ホール、県内イベントにおけるゴジラのグリーンディングイベントだとかということなんです

ね。それが、まず一発目に岩屋川内ダムの話が出てくるということ自体、最初に予算審議がちゃんともしあっていたならばと、我々も思いつきで言ってるわけではなくて、県民に対する説明ということを踏まえて、やはりきちんと知っておく必要性があるので、私たちはそれで満足できるかということ、県民は満足できるか、「佐賀県かたち観光大使」任命式PRイベントの内容を一切やっぱり知ることがないわけですね。どんなふうになったのかも全く分からないままにということになっていることを心配しているということでもあります。

だから、聞きたいことは三つですね、何を今回は伝えたかったのかということ。広告換算額でそれだけということも、官民合わせてそれが指標だというふうに言われたけれども、我々も説明しなければなりません。それが結局どうなったのかということですね。

もう一つは、先ほど申し上げたとおりに、我々は一切この結果において、しっかりとした説明も受けたいし、今この段階で次のことについても説明は求められません。よかったというふうなことを一点張りで話をされておりますけれども、本当によかったかどうかを検証する手法はもう既に失われているという、このコラボという、また、「サガプライズ！」という手法が本当に正当性を持つのかということについて、今もよく分からないので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

もう一つは、話は少し変わるんですけども、防衛省の話です。認識の違いがあったようであります。

防衛省は、国土交通省と一体となって、この認可の問題について協力をいただきながら進めていくということですね。

そこで問題なのは、問題というか疑問に思うことは、ちよつと防衛省

の協力が本質的なところではいただけなかったとして、いただくにも限界があると思うんですね。防衛省は平行誘導路は使います。駐屯する者たちが使うヘリと民間航空機が入ってくる、そこで、よけておかないといけない平行誘導路は必要。しかし、陸上自衛隊側に滑走路二千五百メートル、つまり五百メートル延長する、その必要性自体がないわけがあります。戦闘機が来るわけでもないし、何が来るわけでもないわけだから、ヘリコプターです。だから、そういう意味からすると、協力を、認可の必要性において協力をするというのは、どういった協力になるのかということが知りたいわけです。スケジュールにおいて滞ることなく、二〇二六年に認可がもらえるんですかという質問に対して、防衛省はどのように協力してくださるんですかということ。そこで幾らかなりともそごが発生した場合、航空局と本県航空政策当局とも言うんでしょうかね、本県と航空局との間に、この認可をめぐるどのような課題が今立ち現れているというか、解決されるべき課題とは何なのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

いろいろ言いましたけれども、この二、三のことについて答弁をいただきたいと思えます。

●山口知事 登壇Ⅱ藤木議員の再質問にお答えします。

「サガプライズ！」に関してですが、これは予算組みの話だと思えます。そもそもある部分、枠予算のような形で設定をされています。そして、私は古川康前知事が始めたこの事業というのは非常に意義があるなと思っただけです。普通に、単純に予算組みをして、CM何本、ピラを何枚、県政広報番組幾つ、それは簡単です。通常の都道府県がやることです。でも、その予算を取って、それから交渉して、少しでも佐賀県の広

報になるような効果的なPR手法を検討しながら、うまくコラボができれば、全く打てないことも、これは考えられるわけですが、その予算、今回のゴジラのコラボであれば県民一人当たり約五十円ですが、それでも、それをいかに有効に使うかということで、職員たちが企業たちと、今回で言えば東宝さんですけれども、七十周年の東宝さんにご分食い込んで、一緒に佐賀県と組むとこんな大きな効果があるんだよということ説得しながらつくり上げた手づくりの事業だというふうに思っています。

これまでの四十弾のコラボは、全くこれまで一つ一つが手づくりであって、同じような手法を取ったことはありません。そのぐらい佐賀県をよく知り尽くしている佐賀県の職員たちが、相手の企業さんに何度も佐賀県に来てもらって、佐賀県を理解してもらって、この県を少しでもPRするためにはどうすればいいのかという様々な努力の結晶からできた事業なんです。

ですので、この佐賀県らしい予算の組み方をして、それを県議会が認めているというのは、私はすばらしいなと思って、山口県政は新しくつくり上げた県政だとはしながらも、古川県政のよきところは取り入れようということ、ただ、東京とか外で情報発信をしているだけでは県民と一緒にやってやっている感がないので、県内でも同じような事業が行われるような形で組み直したということです。

その他、今回の事業の目的などについては部長から補足させます。

●平尾政策部長 登壇 Ⅱ私からは、藤木議員の再質問、「サガプライズ！」についてお答え申し上げます。

まず、今回のゴジラ企画で何を伝えたかったのかということ、広告

の換算額がどうなったのかというような趣旨の御質問だったと思います。併せて答えたいと思います。

まず、佐賀県には、先ほど申し上げましたけど、本当に地域資源の本質的な価値、こういったものがございます。こういったものをいかに県外の方、多くの方に知っていただく、そういった手法として、このコラボというものをつくっております。このコラボ企画によって佐賀県を知るきっかけをつくっているというふうに考えております。

今回のゴジラ企画においても、「佐賀県かたち観光大使」という任命をいたしましたけれども、ゴジラを使って佐賀が何か面白いことをやっているな、一度行ってみようかなといったきっかけをつくる、そういったことを目的に今回ゴジラの企画をしたところでございます。

金額等々について、いろいろ御意見がございましたけれども、例えば、世の中たくさん似たようなもの、競合するようなものがあふれる中で、化粧品といえば何だろう、スマホといえば何だろうというような自社の企業名、ブランド名、そういったものを消費者に想起させることは大手の企業でも容易なことではないというようなことで、これは自治体も同じだと思います。四十七都道府県の地域間の競争の中で、いかに佐賀県を世の中で売っていくか、県産品の販売促進、観光誘客、移住促進、企業誘致、こういった競争にいかにして勝っていくか、そういった中でもやはり佐賀県を知ってもらうというきっかけ、まずこれがないとそこから先は進んでいかないというふうに考えております。

民間企業も企業の認知度やイメージ向上を図るための広報、これは年間何十億円のお金をかけられて、プロモーションにも取り組んでおられるような状況でございます。佐賀県としても、今回ゴジラには三千六

百万円をおかけしましたけれども、この金額をもって少しでも佐賀県を知ってもらおうきっかけ、こういったことにつながるのではないかといいことで、このゴジラコラボ企画を行いました。

それで、その一つの成果、効果というふうに見てみるのがやはり広告換算額というようなことでございます。この広告換算額で何が得られたのかといった部分については、先ほど申し上げましたように、あくまでこの企画は広報、佐賀県を知ってもらうきっかけというようなことでございます。それぞれ広告宣伝といった部分については、各施策分野の事業課で、例えば、県産品の販売促進というものは流通・貿易課が広告宣伝等を行っております。こういったところでは、いかに県産品が売れたかというような数字が表れてくるのではないかと。また、観光課で取り組む観光誘客、こういったプロジェクトをやれば、ここで観光客が幾ら増えたかという数字的な目標が見えてくるのではないかといいふうに思います。

我々がやっております「サガプライズ!」、こちらはあくまで広報というようなことでございますので、佐賀をいかに多くの方に知ってもらう、こういったことで取組を行っているところでございます。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港に関しての再質問、二点にお答え申し上げます。

まず一つ目が、防衛省の協力の関係でございます。

こちらにつきましては、九州佐賀国際空港を使うことになる防衛省として、この空港の将来発展に協力をするという趣旨で、先ほど申し上げた双方の確認をしたというふうに承知をいたしております。

それから二つ目で、航空局との協議の関係についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましても、私も先ほど滑走路延長、増便や新規路線就航に向けてということを申し上げました。したがって、これも一般的な手続でございますが、増便や新規路線就航、需要予測等について、今、航空局と協議を一つ一つ進めているという状況でございます。

私からは以上でございます。

◎青木一功君（拍手） 登壇 Ⅱ本日最後の登壇者となりました自由民主党の青木一功でございます。

それでは、通告に従いまして、早速質問のほうに入ります。よろしくお願いたします。

まず、佐賀駐屯地（仮称）についてです。

駐屯地については、現在も開設に向けて順調に工事が進んでいると思います。緊迫する国際情勢と安全保障環境において、国防を担う佐賀駐屯地の開設とオスプレイ移駐は必要であることは間違いないと考えます。しかし同時に、オスプレイの予期せぬ事故等によって県民が不安を抱かぬよう詳細な情報提供の徹底を、今後も県として意識しながら進めていただきたいと要望いたします。

そんな中、我が国を取り巻く安全環境、保障環境は混迷を極め、御存じのとおり、八月二十六日には中国軍の情報収集機が領空を約二分間にわたって侵犯し、中国の軍用機が我が国の領空を初めて侵犯しました。また、先日の十一月二十九日と十一月三十日には中国とロシアの爆撃機四機が沖縄本島と宮古島間を二日連続で通過し、共同飛行したと防衛省が発表しました。

私、再選をさせていただきまして、この一般質問、委員会を通しての自衛隊使用要請並びに佐賀駐屯地の質問を毎回させていただいていますが、やはり最近、本当に情報を更新しなければいけないし、本当に深刻化しているということを感じる次第であります。これを果たして平時と言えるのかどうか疑問でありますし、このような横暴で安全保障上の価値観を決して共有することのできない近隣諸国に対して、有事を起こさないためのあらゆる努力が必要であり、今回の佐賀駐屯地開設を含め、自衛隊戦力のさらなる強化を図っていかねばならぬことを強く実感する次第です。

このように南西諸島海域における中国や朝鮮半島などの軍事的な脅威に対する離島防衛体制の強化のため、中期防衛力整備計画、いわゆる防衛力整備計画において二〇一六年には、先日もお話が上がっております。与那国駐屯地が新設され、続いて二〇一九年には宮古島駐屯地と奄美駐屯地が新設され、昨年の二〇二三年には石垣駐屯地が開設されました。このたび佐賀県にも陸上自衛隊駐屯地が新設されることで、南西諸島地域の防衛に寄与し、特に中国の軍事的計画に対して少なからず抑止力が働けばと駐屯地開設を待ち望んでいるところであります。

防衛省へは、オスプレイの運航について人的要因による事故が再発せぬよう、これから隊員の方々には、陸上自衛隊機オスプレイという機体を熟知され、練度の向上にも一層取り組んでいただきたいと願うところではあります。

そこで、次の点について伺います。

まず、駐屯地開設に向けた知事の思いについてです。

佐賀駐屯地開設までようやく約半年となりました。先ほど知事のほう

からも国防の認識を伺うことができました。そこは大変心強いと思いましたが、しかし、我が国の安全保障上最も重要な国防に資する役割として、あくまで一自治体である県の判断としては、私は遅過ぎたと思います。そこで、改めて駐屯地開設に向けた知事の思いを確認させていただきたいと思えます。

次に、駐屯地工事の進捗状況と今後のスケジュールについてです。

これまで駐屯地開設に向けて順調に工事を進められていることと思いますが、今後も来年七月の開設に向けて遅れることなく工事を着実に進めていただきたいですし、進めていかねばならないと考えています。また、開設間近になると様々な妨害行動も想定されると思いますので、今後の対策が必要であると感じます。

そこで、現在の駐屯地工事の進捗状況及び今後のスケジュールはどうなっているのか伺います。

次に、有明海漁業の振興と補償のための基金についてです。

今議会の知事提案事項説明にて、有明海漁業の振興と補償のための基金の令和七年度創設に向けて、次の二月定例議会に必要な議案を提案できるような準備を進められているとの説明がありました。

有明海の振興は当然大事な課題です。事故等の補償も当然必要です。ただ、今回の自衛隊使用要請の受け入れ時期の遅れの一つの原因が、この基金創設の検討にあるとすれば、私はそれはそれで問題であると思えます。国家の存亡に関わる安全保障上の国防に係る駐屯地開設の意義は何より重要だと思えますし、自治体、そして、各団体が協力するのは当然であると考えます。今回、基金を創設するのであれば、県民も納得できる形で活用されていくことを願います。

そこで、改めて伺います。この基金についてどのような基金の創設を検討されているのか伺います。

続いて、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備についてです。

駐屯地が来年七月の開設に向けて整備が進む一方で、県においては空港の発展を目指し、現在の二千メートルから二千五百メートルへ滑走路の延長に向けた取組をされていると存じます。そして、佐賀空港にまだ設置されていない平行誘導路整備も併せて実施する必要があるとして、知事から中谷防衛大臣へ提案がされたこと、そして、大臣からも全面的に協力されるとの御返答をいただいたと聞いております。

駐屯地開設後、自衛隊機の年間離発着回数は約一万七千回と見込まれており、平行誘導路の役割も大変大きいと思うことから、今回の滑走路延長と平行誘導路整備について、県と国双方にメリットがあるのではないかと考えます。

九州佐賀国際空港が民間空港として発展していくこと、そして、国防を担う陸上自衛隊駐屯地と共有する空港として、県民に寄り添った運営をされていくことに期待していると承知しております。また、県が策定している「佐賀空港がめざす将来像」を実現するためにも欠かせない事業であると認識しています。

そこで、次の点について伺います。

まず、滑走路延長の進捗状況と今後の予定についてです。

滑走路延長の進捗状況は現在どうなっているのか、また、今後はどのような予定で取り組まれていくのか伺います。

次に、平行誘導路整備の必要性と今後の取組についてです。

県は、平行誘導路の必要性をどのように認識されているのか、また、今後の取組はどのようにされていくおつもりなのか伺います。

次に、横断歩道橋についてです。

横断歩道橋とは、主に交通量が多い道路をまたいで架けられる橋であり、車両と横断歩行者等との交通事故防止を図るために設置される交通安全施設であると理解しています。県内の県管理道路においても特に小学校付近や四車線道路など交通量の多い箇所で見つかるのではないかと思います。

横断歩道橋は、徒歩で通学できる元気な子供たちにとっては、横断時の交通事故を防止し、安全に道路を渡れるという効果がある一方で、高齢者や障害を持たれている方々にとっては、身体的、体力的な理由で利用がしづらく、迂回を余儀なくされるという一面もあり、最近ではほとんど利用されない横断歩道橋もあるのではないかと思います。

横断歩道橋の大部分は、我が国の高度経済成長期に自動車利用が加速度的に増加したことで、交通事故が多発し、社会問題となることで歩行者の交通安全の確保や自動車交通の円滑化を目的に建設されました。そして、近年では老朽化が問題となっているのが実情です。

例えば、佐賀市の八戸交差点に架かっている横断歩道橋は塗装塗り替え工事のため現在も歩行者が利用できないものとなっています。また、この八戸交差点の横断歩道橋の下には横断歩道がありますが、自転車専用であることから当然歩行者は利用できません。よって、道路を渡るには横断歩道橋を利用するほか選択肢はありません。しかし一方で、こちらの横断歩道橋を実際に利用している歩行者は最近では少ないと思います。

県管理の横断歩道橋は、現在県内に三十基程度あると聞いていますが、そのほとんどが昭和四十年代に設置されたものであり、老朽化対策を進める必要があります。

そこで、県内の横断歩道橋について、利用者が見込める箇所ではそのまま使い続けるのか、使い続けるのであれば、誰もが利用できるように、例えば、エレベーター等を後づけして修繕すべきなのか、一方で利用者が見込めない箇所でも修復を続けて放置をするのか、または完全に撤去をするのか、いずれかを選択するにしても多額の予算が必要になってくることも事実であり、今後新たにガイドラインの設定や横断歩道橋の在り方自体を検討するべき時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、次の点について伺います。

まず、設置状況についてです。

県では現在、横断歩道橋をどのような場所に設置しているのか伺います。

次に、管理状況についてです。

県が管理する横断歩道橋も老朽化が進んでいるのが現状だと思いません。

そこで、県では現在、管理にどのような取り組みをしているのか伺います。

次に、維持管理の在り方についてです。

これまで交通事故防止や渋滞緩和に貢献してきた横断歩道橋ではありますが、今後の社会情勢や周辺状況の変化などに合わせて柔軟に見直し、時代に即した対応を講じていくことが重要です。高齢者の割合が増えていくことを踏まえ、横断歩道橋が必要であれば必要な整備があると思

ます。同時に、利用者が見込めない不必要な横断歩道橋は、補修を今後も続けて維持をしていくべきか、もしくは撤去すべきかどうかを検討すべきだと思います。

そこで、横断歩道橋の維持管理に対する県の考えを伺います。

最後に、離島留学、山村留学についてです。

県内の離島や中山間地域では、自発の地域づくりの一環として、地域の学校に県外や校区外から子供たちを受け入れる離島留学、山村留学に取り組まれています。

私自身、長らく佐賀市の北山東部小学校で取り組まれている、「やまばと山村留学」実行委員会の顧問を務めていることもあり、地域行事の参加をはじめ、地域の里親の方々、そして子供たちとの交流を定期的に行ってきました。

また、六月議会での地域交流・県土整備常任委員会の現地視察では、唐津市の離島である高島を訪問し、留学生や寮母さん、そして先生方とお話しし、離島留学の取組についても拝見したところであります。

離島留学、そして山村留学は、それぞれの地域の方々の地元愛に支えられ、雄大な自然と苛酷な環境の中で、自発の地域づくりはもちろん、地域と学校が一体となった様々な取組によって、子供たちを大きく成長させているのは間違いないことだと実感しているところです。

地域の方々は、地域を挙げて子供たちや家族留学で来られた方々を温かく受け入れられています。そして、みんなで学校を支え、盛り上げようとする熱い思いにあふれ、地元の方々と留学生との深い絆が構築できる環境があります。よって、離島、そして山村留学先には、力強く生き生きと生活し、学校に通っている子供たちの姿があります。

今後県として、これらの地域にしっかりと寄り添い、離島や中山間地域の特色を生かした、すばらしい教育の取組である離島留学や山村留学を見守り、支えていただきたいと思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、離島留学、山村留学に対する知事の思いについてです。

これまで知事は、離島や中山間地域への振興に取り組み、強い思いもお持ちだと思えます。

そこで、離島留学、山村留学に対する知事の思いを聞かせていただきたいと思えます。

次に、これまでの県の関わりについてです。

県ではこれまで、離島留学、山村留学にどのように関わってこられたのか伺います。

最後に、今後の取組についてです。

離島留学、山村留学の取組が今後も継続していけるよう取り組んでいただきたいと思えます。

子供たちは親元を離れ、厳しい環境の中で力強く成長しています。佐賀県らしいこれらの特色ある教育を、県だからこそできる支援や取組で末永く見守っていただきたいと思います。

そこで、県として、今後どのように取り組まれていくおつもりなのか伺います。

以上、一般質問を終わります。（拍手）

●山口知事 登壇 青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地（仮称）開設に向けた私の思いについてであります。平成二十六年七月の防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請以来十年

余りを経て、来年六月末までに佐賀駐屯地が完成し、佐賀空港の自衛隊使用が始まる予定となっております。平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は国全体で分担し、分かち合わなければならぬと思えます。

平成二十七年十月、当時の中谷防衛大臣から、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点となったと考えております。

そこから九年間、県議会で様々な意見をいただきながら、一つ一つ丁寧に積み重ねてきたことが今に至っている、今に生きていると私は考えます。

引き続き、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことを大前提に、防衛省と向き合っていきます。

オスプレイの安全性についてですが、飛行の安全は何より大切であり、防衛省も同じ考えであります。何事も絶対に安全ということはなく、何か起きたときには一つ一つ丁寧に対応することが大切です。防衛省に対しては、安全性について常に追求し、説明責任を果たすように求めてまいります。

駐屯地についてお答えします。

駐屯地の整備後は、最終的に約七百人から八百人の隊員とその家族が移り住んでくることになるかと聞いております。陸上自衛隊は全国各地に約六十の駐屯地を開設しておりますが、私もこれまで様々な駐屯地のある地域を見てまいりました。それぞれの地域では、駐屯地祭りや様々なイベント、防災、防犯の連携、そして地域行事への隊員の参加など、

地元との信頼関係が築かれております。佐賀駐屯地もそのように地域に愛され、頼られる存在になってほしいと願っています。

今後とも、防衛省には、地域とのコミュニケーションを図りながら、引き続き一つ一つ丁寧な対応を行っていただきたいと考えています。

次に、離島留学、山村留学についての私の考え方があります。

私の娘は小学六年生のときに、人口僅か千三百人ほどの群馬県上野村へ山村留学に旅立ちました。廃校跡で暮らしながら地域の人たちと交流し、お一人お一人にきめ細かく大切にしてくださいました。骨太な子供に成長して帰ってきて、成章中学校の一年生となりました。

知事として、唐津の七つの島に二十七回訪問しました。島の学校を訪れ、子供たちが島で楽しく学び、笑顔や笑い声が島に元気を与えていることを現場で実感しております。

山村留学や離島留学は心からすばらしいと思いますし、多くの方に分かってほしいと思います。大切に育てていきたい、かけがえのないものであります。

小規模校というのは、マンモス校と違って、子供一人に圧倒的に多くの先生の目がいきます。よく少人数級の話がありますけれども、その最たるものであります。例えば、唐津市の加唐小学校は子供五人に先生五人です。まさにマンツーマン教育で、まるで家庭教師のように先生と接する時間が多く、一人一人、本人の学習に応じて熱い教育を受けることが可能です。また、受け入れ校の地元の子供たちにとっても、友達が増え、新しい刺激にもなり、プラス面は多いものです。

このように島や山の学校はすばらしい教育環境が施されております。子供たちのために心からよいと思っています。ひいてはそれが地域

のためにもなります。

離島留学や山村留学は、島の学校、山の学校だからこそできる、島や山という環境を生かした自発の地域づくりの代表例であります。離島留学、山村留学のように住民の皆さんが地域のすばらしさに気づき、自ら知恵を出し合いながら地域づくりに取り組むことで地域への愛着や誇りが深まっています。

島の皆さんが平成二十九年から主体的に始めた離島留学は、七年前は二つの島で五名だったものが、今では四つの島で十四名と広がっております。佐賀市の北山東部小学校は、平成六年から三十年以上にわたって百十五名もの子供たちを受け入れてこられました。まさに佐賀の誇るべき学校なのであります。元気に活動し、成長する子供たちの姿を見ることで、地域の皆さんはその取組のすばらしさを実感されております。

今後とも、子供たちを大きく成長させ、その地域に住んでいる方々を元気にする離島留学や山村留学を、地域の皆さんの思いに寄り添いながらしっかりと支え、充実させていきたいと考えています。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地（仮称）について二点お答え申し上げます。

まず、一点目の駐屯地工事の進捗状況と今後のスケジュールについてでございます。

佐賀駐屯地の工事につきましては、オスプレイの移駐に最低限必要な工事、それとその他の工事、この二つに分けて実施をされております。

オスプレイの移駐に最低限必要な工事、これにつきましては来年六月までに完成、また、その他の工事につきましては、オスプレイに最低限必要な工事の完成後の令和七年七月に着工を予定し、工事の完了時期は

未定となっております。

現在行われている工事でございますけれども、昨年六月の着工から約一年半が経過しております。現在は八階建ての隊庁舎や格納庫、管理棟、燃料タンクなどの建設工事が進められているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますけれども、九州防衛局からは予定どおり工事が進捗しており、来年六月末までにはオスプレイの移駐に必要な工事を完了し、その後、佐賀駐屯地（仮称）の開設、木更津駐屯地に暫定配備をされているオスプレイ十七機の移駐が行われるというふうに聞いております。

続きまして、有明海漁業の振興と補償のための基金についてでございます。

平成三十年八月に県と防衛省との間で確認をいたしました合意事項の内容の一つに、有明海漁業の振興と補償のための基金の創設がございます。

具体的な内容としては二つあります。防衛省が支払う着陸料収入を基にして、一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害等に関し、国による補償が行われるまでの間の必要な費用の無利子での一時立て替えに充てる、こうした基金とすることを考えております。

有明海の漁業振興事業につきましては、有明海漁協の主体性を尊重し、幅広く対象とすることと考えております。また、国の補償等が行われるまでの一時立て替えにつきましては、基金から有明海漁協に對しまして、資金の無利子貸し付けを行うことを想定しております。

さらに基金の創設当初は、造成額が少ないため、場合によっては補償

等の一時立て替えの額が不足することも考えられます。不測の事態に對応できるように、基金の設立時に県の一般会計から一定額を追加して基金に積み立て、後年度において分割して返還していくような仕組みを検討しているところでございます。万が一の事故等による漁業被害への不安が少しでも解消できるよう、さらに検討を進めていきたいと考えております。

引き続き、有明海漁協等と意見交換をしながら、令和七年度の基金創設に向け、二月議会に必要な議案を提案できるよう準備を進めてまいります。

私からは以上でございます。

●引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二点、九州佐賀国際空港の関連と、離島留学、山村留学についてお答えをいたします。

まず、佐賀空港の滑走路延長の進捗状況と今後の予定についてでございます。

環境影響評価でございますが、昨年四月に着手をいたしまして、四段階のうち二段階目である方法書、こちらの作成が終了いたしております。現在、三段階目である準備書、これの作成に向けて現地調査を実施しているところでございます。今後、調査結果を基に環境に与える影響を予測、評価いたしましたして、準備書の作成に入っております。

また、認可取得に向けて、航空局との協議も継続して実施をいたしております。令和十五年度までの供用開始に向けて取り組んでまいります。

次に、平行誘導路の整備の必要性と今後の取組についてでございます。来年七月に予定されている自衛隊駐屯地の開始も重なり、滑走路を使用

する航空機が増加するわけでございます。全ての航空機の円滑な運航、これを可能とする平行誘導路の整備が望ましいと考えております。防衛省とも連携して取り組んでまいります。

また、滑走路延長と平行誘導路でございますが、有明海における漁業者の皆様への影響を考慮いたしますと、同時の工事が望ましいと考えております。引き続き、具体的な協議、検討を進めてまいります。

続きまして、大きく二点目の離島留学、山村留学でございます。

まず、これまでの県の関わりでございます。私自身、東京から佐賀に参りまして、ふだんから地域に入っている私ども地域交流部の職員と共に本年六月、高島の小学校や留学生の寮の訪問をはじめとしまして、唐津市の七つの離島を歩いて回りました。島の皆さんと地域の課題や、今頑張っておられること、大変たくさんお話もさせていただきました。

とりわけ、学校がある島において、子供たちの元気な挨拶が響いて、島の皆さんも子供たちがいることで島が生き生きと元気であり続けているといった声が大変多く聞かれました。私も心から実感をいたしました。

私にも小学校に上がる前の四歳の娘がおります。残念ながら、妻と共に東京に残しております。ちょっと自分ごとで恐縮なんです、島つながりで申し上げますと、東京生まれ東京育ちの娘の海水浴デビューはここ佐賀県でございます。私たち家族にとっては夏のたった一日の出来事であったわけですが、東京の都心の大変狭い保育園の庭にあるビニールのプールにいつも入っている娘が大変笑顔いっぱいございました。何よりもそれを見ている妻の笑顔も、私、大変忘れられません。こういった経験をさせていただいたわけであります。

話を戻しますと、島の学校でございます。東京の大規模校にはない伸び伸びとした、そして、地に足がついた教育環境が根づいていて私は思っております。地域が盛り上がっていくためには行政が主導するのはなく、まずは地域の皆さんがみんなで知恵を出し合い、自発的、そして主体的に取り組む、この佐賀県がずっと取り組んできた自発の地域づくりが、やはり大切なんだなあ実感を持って思っております。

特に高齢化、人口減少が著しい中山間地、離島といった地域が有する課題には、やはり一つ一つ丁寧に向き合うことが重要でございます。現場の声を直接吸い上げる仕組みとして、平成二十八年五月に、御案内のとおり「佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部」、これを設置して、県の中では組織横断的に自発の地域づくりを応援してまいっております。県職員はふだんから地域に入り、地域の皆さんに顔と名前を覚えてもらい、そして、気軽に相談できる関係性を築くことを第一に心がけ、地域振興に取り組んでおります。

これまでの県の関わりということで、特に離島留学、山村留学は、子供たちの笑顔や笑い声を絶やしたくない、すばらしい環境で子供たちが学び、元気に育ってほしいといった声から地域主体で始まった取組でございます。

県といたしましても、平成三十年、まず私どもの地域交流部内に離島留学、山村留学に関する相談窓口を設置して、以降、定期的に地域にも入らせていただき、実情とニーズを踏まえながら取組を支えてまいりました。

次に、今後の取組でございます。

この離島留学、山村留学は、島や山というすばらしい環境を生かした

自発の地域づくりの何よりも大切なピースだと思っております。留学生と地域の皆さんとの交流が生まれることで、留学後の第二のふるさとづくり、また、将来的な移住など地域のさらなる盛り上がりにもつながっていきます。

県としては、引き続きとことん地域に入り、お声をお聞きし、これまで築いた地域の皆さんとの信頼関係で、離島留学や山村留学をはじめとした自発の地域づくりをしっかりと支えてまいりたいと思っております。そうしたことはやはり大きな力につながり、やがて土地に根を張り、息の長い取組になっていくんだと思っております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、横断歩道橋について三点お答えいたします。

まず、横断歩道橋の設置の状況についてでございますが、横断歩道橋は、主に小学校周辺での通学路など多くの道路の横断が見込まれる場所、そして、四車線道路といった道路横断に時間を要する場所、また、右折とか左折の交通量が多い信号交差点において、右左折車による横断車の事故が多発するおそれのある場所、また、複雑な交差点で横断者にとつて著しく危険とみなされるような場所、こういった場所に設置しているところでございます。

県が管理している横断歩道橋は、県管理の国道で七カ所、県道で十三カ所、合わせて三十カ所ということになってございます。

次に、管理の状況についてでございます。

県が管理する横断歩道橋の多くは建設後五十年を超えるものが全体の約半数、十五橋となっております。このため、計画的な維持管理を行う

ということ、橋梁やトンネルなどの道路の重要構造物と同じように、五年に一度の定期的な点検を実施し、早期の対策を講じる長寿命化修繕計画を策定したところでございます。

この計画に基づきまして、早期対策が必要と診断された十九カ所のうち七カ所は塗り替えや部材の補強などの対策を完了しております。現在四カ所で対策を実施中でございます。残る八カ所についても順次対策を講じていく予定としております。

最後に、維持管理に対する県の考え方についてお答えいたします。

横断歩道橋のような道路の重要構造物は適切に維持管理されなければ、横断者の安全な通行が確保されないということだけでなく、またさらに、横断歩道橋の下を通過する車両への落下物による被害の可能性も想定されます。このため、長寿命化修繕計画の点検結果に基づいた補修を行っていく必要があるというふうに考えております。

ただ一方で、建設時点からも相当な期間が経過するということによって、社会情勢、周辺環境も変わっております。例えば、バイパス整備により車両の通行量が現道のほうは減ったりとか、少子化による学校の統合で歩行者が減少するすとか、高齢者の方は横断歩道橋をなかなか利用しづらいですとか、こういった利用環境の変化も踏まえて横断歩道橋そのものの必要性についても検討する必要があるというふうに思っております。

具体的な対応の事例といたしましては、佐賀市の国道二百六十四号と佐賀川副線の片田江交差点になりますが、ここは以前、片田江歩道橋というのがございました。ただ、ここは利用者数が減ったとか、歩道橋の基礎が歩道の中にあつて、そこが歩行に邪魔になって自転車が車道を

行くだとか、そういった状況もあったり、自治会からの要望等もあったり、廃止をしたというところでございます。また、富士町の国道三百二十三号では内野横断歩道橋というのがございましたが、富士南小学校が閉校したということで、これも廃止したということでございます。

また、補修の事例は先ほど議員のほうからお話しました国道二百七号と二百八号が交差する八戸交差点になりますが、ここは利用者が少ないという御指摘がありました。ここは通学路となっております。通学路としての利用もございます。また、横断歩道橋がないと下を横断歩道として使う、やっぱり信号でその間、右折車左折車が通行できないということ、四車線の交通量の多い交差点で渋滞が発生すると、そういったことも踏まえて交通安全上必要であるということで、現在補修を行っているところでございます。

県といたしましては、こういった社会情勢の変化、周辺環境の変化も捉えながら、引き続き長寿命化計画に基づきまして維持管理に努めてまいります。

私からは以上です。

◎議長（大場芳博君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす五日は、一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時五十一分 散会

速記者 竹澤理恵

第四日

令和六年十二月五日（木）

令和六年十二月五日(木) 午前十時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一 一 番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一 二 番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一 三 番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一 四 番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月五日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口	落合	南里	平尾	泉	引馬	諸岡	井上	井手	島内	横尾	野田	橋口	宮原	種村	松隈	福田	甲斐	小林
祥義	裕二	隆	健	智徳	誠也	泰輔	宣洋	宣拓	利昭	秀憲	嘉代子	泰史	耕史	昌也	克彦	英之	直美	久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 議事局長																		
田中																			
憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲
尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚	尚

○ 開 議

●議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

●田中秀和君（拍手） 登壇。皆さんおはようございます。自由民主党の名前を田中秀和と申します。よろしくお願いいたします。

質問の前に、令和七年二月定例会の一般質問から手話通訳士が中継に合わせて手話同時通訳を行い、中継画像にワイプ画面で表示される予定になっています。多分この辺につくのかなと思いますけれども、県議会及び関係者の皆様には、聴覚に障害がある方の情報機会を確保する取組に大変感謝を申し上げ、このことを皆様にお知らせし、今回は大きく四項目について通告をしておりますので、執行部におかれましては丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、一項目めの佐賀県のすばらしさを伝え県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事にお伺いいたします。

今回の演告の知事提案事項説明において、「唯一無二の地域が結集したのが佐賀県であり、佐賀県が艶やかで彩にあふれた所以であります。」といった発言が知事からありました。まさしく私がかこれまで感じていたことと同じであると共感しました。

私のふるさと唐津・玄海地区においては、唐津焼や唐津くんちをはじめとする世界へ誇れる歴史、文化や、グランブルーに輝く海、棚田が広がる豊かな山などの美しい自然が広がっています。このように、各地域でふるさと佐賀の価値やすばらしさを認識している方が多くおられる一

方で、佐賀には何もなく、まだまだ佐賀のすばらしさに気づいていない方も多くおられます。

知事提案事項説明の中で人口密度十六位とありましたが、そういうことも含めて佐賀県のことを県民の皆様にかちんと認識されていないことが多いと私は常々感じています。佐賀のよさをきちんと認識してもらえば、佐賀ほど住みやすい地域はないと私は思うのです。

議長に許可を受けましたので、このボードを見てください。（パネルを示す）これは「好きです！佐賀県」のPRポスターです。中央部に細かく書かれていますので、文章を読ませていただくと、「他県から羨ましがられるモノ・コトが、いつもの日常に溶け込んでしまっている佐賀県は、紹介しようとする何を伝えればいいのかわからなくなるのが悩みどころ。」「佐賀を紹介する時ぜひ使ってほしい佐賀ネタ集めました。」と中央部に書いてあります。このポスターの佐賀ネタを少し紹介させてもらおうと思います。

皆様から見て左上、知事の演告にもありましたように「人口密度全国十六位」という文字が大きく躍って、「とても暮らしやすい環境です。」とPRがされています。また、右上には「そもそも東京は佐賀人がつくった！」のタイトルで、江藤新平、大木喬任、大隈重信、辰野金吾、曾禰達藏などの紹介があり、「社会基盤や首都のランドデザインを担ったのは佐賀人たちなんです。」とPRをされています。その下段には、本日私の質問項目にもなっております「日本文化発展の『はじまり』の地肥前名護屋城」が掲載され、その横には「佐賀県産だけで食べていける食の宝庫」と書かれています。また、その上には消防団の「日本一の強い絆が地域を守る！」というネタもあります。また、ここには「お

祝いやおもてなしが大好きっタイ！」ということも書かれて、様々な観点で佐賀のよさのネタがここに描かれております。それがこの紹介ポスターです。これはネットにも紹介されているので、私はこの「好きです！佐賀県」の佐賀ネタを県政報告会の場などで活用させていただいて、佐賀の魅力を伝えていきます。

知事も就任以来、県民の何もなかを払拭すべく、佐賀県のすばらしさを県民の皆さんに伝える広報を打ってこられました。そういった広報により、最近では佐賀がすばらしいと言ってくれる県民が私の周りでも少しずつ増えてきたと実感しています。特に「子育てし大県 ぐさが」などの若年層向けの事業を、県民だよりを中心に広報することによって、佐賀に住み続けたいとか、一回佐賀県を出てもまた戻ってきたいというような思いを抱いてもらうきっかけになるのではないかと思っております。こうした佐賀への誇りや愛着醸成は、短期間でできるものではなく、長期的に佐賀のすばらしさを広報し、県民にしっかりと浸透させていくことが重要と考えています。

そこで、佐賀県のすばらしさを伝え、県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事の見解を伺いたいと思います。

次に、二項目めの県立大学についてお伺いをいたします。
本年七月、県立大学の設置場所を佐賀市の佐賀総合庁舎敷地内とすることが発表されました。設置場所の決定以降、県においては、設計業者の選定に係る公告など施設整備に向けた手続が現在行われております。

県と佐賀市の間では連携協定が締結され、大学設置により新たな人の流れが生まれることで、佐賀駅を中心とする南北軸、サンライズパークから佐賀城公園までの活性化につながると、佐賀市も期待を持っている

と報道がなされています。県立大学の拠点となるキャンパスの設置場所は佐賀市であり、そのエリアが活性化するのは当然であります。私は佐賀市以外のエリアも活性化することが大切であり、それが県立大学であるゆえんだと思うのです。

その方策として、ベースキャンを活用することが考えられます。県立大学においては、県全体を学びのフィールドとするとされており、県内各地で活動する学生のベースキャンとなるような場所を複数確保することとされています。

そこで、今回の質問で、各市町をはじめ、企業や団体、ひいては県民に向けた、今後の県全体を学びのフィールドとする県立大学のベースキャンのイメージをお伺いしたいと思っております。

県内各地にベースキャンが設置されれば、ベースキャンを拠点とした県立大学が活動する風景を目にすることになります。そうなれば、佐賀市以外の県民も県立大学を身近に感じることができると思われます。また、地元の小・中・高生と学生、教員が交流する機会の創出や、学生のフィールドワーク等の活動に伴う地域活性化などの効果も期待されると思います。それと、市町が課題としている遊休公共施設や遊休地、また、民間の空き店舗などをベースキャン用地としての活用なども考えられますし、もちろん企業とのコラボも出てくると思います。

このようなことから、県全体を学びのフィールドとする県立大学のイメージを現時点から市町や関係者と共有することで、県立大学設置の効果が最大限に生かされると考えます。

そこで、県全体を学びのフィールドとすることの実現に向けて、例えば、市町と一緒にベースキャンの在り方を考えるなど、オール

佐賀で県立大学をつくっていくことが大切だと思いますが、平尾政策部長にお伺いをいたします。

次に、三項目の唐津市沖の洋上風力の発電についてお伺いいたします。

唐津市沖の洋上風力発電の事業効果についてはもう御承知のとおりで、規模の大きな発電が可能であること、事業規模が数千億円に上り、部品点数も数万点となる視野の広い産業であること、開発海域の周辺地域において大きな経済効果が長期間にわたり継続することが見込まれ、さらに、風力発電設備の基礎部分が魚礁となることで漁業振興につながることも期待されている事業であります。

このようなことから、唐津市沖は洋上風力発電の適地とされており、県では唐津市沖の約百四十平方キロメートルを候補海域として「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律」に基づいて事業誘致の検討をこれまで進めてきました。

その間に、漁業者や商工会、地元住民などの説明会など、様々な取組を幾度となく重ねた結果、利害関係者である漁業関係者等から法定協議会の場で議論することについて同意が得られたことにより、本年七月に国に対し法定協議会の設置が要請されました。

関係者は、県が法定協議会の設置を要請したことで、法定協議会の中でこの事業の議論がこれから進んでいくと大いに期待を寄せ、私も九月二十七日の農林水産商工常任委員会において今後の展望について質問を行いました。その質問の最中に、「たった今、国が県の要請の『有望区域』の整理を見送った」との公表があったと答弁者からあり、そのときのやり取りは議事録に載っているとおりでございます。

その後の動きがありましたので紹介させていただきますが、十月二十三日、佐賀県と唐津市が国土交通省海事局と水産庁に出向き、国が「有望区域」に整理されなかった理由と今後の対応などについて意見交換が行われています。

また、十一月十二日から十四日まで秋田県能代市と秋田市に関係者による先進地視察の実施が行われております。

また、十一月十九日には唐津市議会の「風力発電等新エネルギーに係る特別委員会」が開かれていまして、そこで先ほども言いました佐賀県と唐津市が国土交通省海事局と水産庁に出向いたときの意見交換の内容について確認がなされております。また、そのときに山口佐賀県知事に対して洋上風力推進の要望書の提出を行うということも決定がなされております。

その会議を受けて、十二月二日にはさきの特別委員会が再度開催され、その場において佐賀県への要望書の内容が決定されたこと、これは新聞報道にも取り上げられています。内容については、「唐津市の発展に寄与する重要な事業と捉えている」と明記がなされ、「速やかに懸案事項の解決に向けて取り組み、事業の推進を」などの五項目について内容が掲載されているとのことです。また、要望書はこの議会が終わった十二月中に知事のほうに提出がなされることも聞いております。

また、この要望書は特別委員会の審議事項ですので、配付資料として傍聴者にも配布されておりますので、私も昨日この要望書を取り寄せ一読しました。もちろん県の担当者も詳細の確認は行っているものだと私は思っております。改めて、唐津市議会の特別委員会の洋上風力発電に対する強い思いを感じる要望書にもなっております。

このような動きがある中において、佐賀県は、事業誘致による地域への経済効果に期待をしている地元唐津市の経済界や漁業関係者など多くの方々の誘致に対する熱が下がらないように、「有望区域」に整理されなかった諸課題を解決しながら、引き続き事業誘致に取り組むべきだと私は考えております。

そこで、次の三点について産業労働部長にお伺いいたします。

一点目です。「有望区域」に整理されなかった理由についてです。

さきも言いましたように、佐賀県は唐津市と共に国交省海事局と水産庁と意見交換を行い、そこで様々な情報共有がなされたということでございます。国は、どのような理由で「有望区域」に整理をしなかったのか、まずこのことについて伺います。

二点目です。「有望区域」への整理に向けた課題についてです。

「有望な区域」への整理に向け、どのような課題があるのかをお伺いいたします。

三点目です。今後の取組についてです。

今後、県は、課題解決に向けてどのような取組を行っていくのかお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

最後の四項目めは「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開についてです。

質問に入る前に、佐賀新聞創刊百四十周年記念特別展「桃山三都―京・大坂と肥前名護屋―」が明日から県立美術館で開催されます。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの中心事業であった県立名護屋城博物館で復元し常設されている黄金の茶室が、明日から県立美術館で見ること

ができます。黄金の茶室のみならず、豪華けんらんな桃山文化の世界が堪能できるようでございます。この機会に「はじまりの名護屋城。」プロジェクトで復元をした黄金の茶室を多くの皆様方に見ていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

県では、唐津・玄海エリアの産業や、地域資源の強みや特色、魅力を掘り起こし、磨き上げるために唐津プロジェクトを推進しております。その一つとして、令和二年度から名護屋城の歴史的価値を磨き上げて発信し、来訪、周遊を促す「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組みれています。お城が地域のシンボルとして人々に親しまれ、愛され、地域の活性化につながっている事例は多くあります。

私は、昨年、全国のお城情報を発信する日本最大級のイベントの一つである大阪・お城フェスを視察しました。その際に、武将ファン、郭城ファンの多さと熱量を肌で感じ、お城が持っている地域資源としてのポテンシャルの大きさを改めて認識しました。

名護屋城は全国の名立たる武将が一堂に集結した、日本歴史上でも類のない部隊であり、また、茶道や能など、その後の伝統文化の発展にも大きな影響を与えた誇るべき場所であります。

県が「はじまりの名護屋城。」と銘打って、この名護屋城跡、陣跡に光を当て、この価値を磨き上げ、名護屋城大茶会の開催や陣跡周遊サイトの整備など、その歴史やストーリーを生かした様々な取組を唐津市と共に進めていることに対し、非常にありがたく感じており、本プロジェクトを私としては大いに評価をしています。

その一方で、本プロジェクトで磨き上げられた様々なコンテンツを地

元が十分に生かし切れていないような感じもしています。私はプロジェクトに伴い、定期的に開催されている地元団体と県、唐津市との意見交換会にオブザーバーとして参加をし、意見を聞かせていただいています。その中でもまだまだ物足りなさを感じています。もっと地元が、この名護屋城を積極的に活用し、人を呼び込むことにつなげていかなければ、このプロジェクトが一過性のものになってしまうのではないかと危惧をしています。

また、この地域には波戸岬や呼子のイカ、七ツ釜など、すばらしい地域資源が数多くあります。私はこれをもっと有機的に活用すべきと思っております。

また、山口知事も、この沿線の周遊ルートをルート・グランブルーと銘打って観光資源の創出に力を入れていただいております。そのため、こうした取組を一時的なもので終わらせないのもちろんのこと、もっと広域的な視点で、自分たちの町は自分たちで輝かせる、そして人を呼び込むという意識を持ちながら、地域全体で発展させていく必要があると強く感じています。

そこで、次の三点について、文化・観光局長にお伺いいたします。

一点目です。これまでの取組の総括についてです。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトは、今年度で五年目を迎えています。これまでの取組をどう評価しているのかお伺いいたします。

二点目です。プロジェクトの今後の展望についてです。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの今後について、どのような展望を持っているのかお伺いをいたします。

三点目です。広域的な展開についてです。

この唐津・玄海エリアの地域資源を生かした広域的な展開について、県はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上で四項目の質問を終わります。執行部の御答弁をよろしくお願いたします。(拍手)

●山口知事 登壇 皆さんおはようございます。田中秀和議員の御質問にお答えします。

佐賀県のすばらしさを伝え県民の誇りを醸成していく広報などについてお答えします。

「好きです！佐賀県」を紹介いただきました。全国から貼られたレッテルを信じていくのか、県民の皆様にも改めて佐賀県の真の顔を考えてほしかったからです。県民自身が最大の広報マンだからです。

私は十年前に佐賀県に移住してまいりました。外から見た目も分かりません。全国各地をよく知っています。その上で、佐賀ほどすばらしいところはなはずっと思いながら、県政に取り組んでいます。

しかしながら、佐賀県で生活されている方には、世界から羨ましがられるような「モノ」、「コト」がいつもの日常に溶け込んでしまっており、普遍的ですばらしい価値に気づかずにいる県民も少なくないのではないかと感じています。

私は「何もなか」という言葉は、何もかもがなく空虚という意味ではなく、単に都市的なものがないことを言っているのではないかと感じ始めています。特に都市部へ転出された佐賀出身の方の中には、当時の記憶にある佐賀のイメージや、一方的な世の中のレッテルを信じている方もおられます。内と外からの佐賀のイメージが相まって、ついつい「何もなか」と口に出してしまうことにつながっているのではないかと思

ます。

私が最も恐れているのは、県民が自分のふるさとへの誇りを失う誇りの空洞化、心の過疎化です。自分たちの地域の悪口ばかり言っている地域で盛り上がりを見せている地域を私は知りません。

確かに、例えば桜島とか富士山とか、そういったような「佐賀県は〇〇」というような分かりやすいキラコンテンツははつきりしないと思います。しかし、一度佐賀に来られた方は、田中議員からお話があったように、県内至るところに輝くその彩りにほれて、佐賀のファンになる方が多い。実にリピーターの多い県です。

例えば、田中議員が挙げた唐津くんち、東京ではほとんど知られておりません。ただ、一度でも来ていただいた方は、豪華けんらんな曳山と豪快な曳子が織りなす熱気、そして唐津ならではの伝統文化、そして心意気あふれるおもてなしに、皆とりこになります。リピーターとなつていく方が実に多いお祭りです。

佐賀県の人口密度は十六位というお話もさせていただきました。岡山県や広島県や長崎県よりも人が過密な県です。ただ、その人口は県土全体に分散していて、人と人はつながっているという県だと思います。佐賀県は、県内の各地域に連綿と受け継がれてきたその土地ならではの文化、伝統、食、自然、祭りがあふれています。こうした古きよきものを大切にしながら、素材や技術をデザインし、成長させることで、地域が多面的に彩られて輝きを放っているのではないかと思います。

田中議員から御紹介いただいた黄金の茶室も、名護屋城を最大限にデザインして皆さんに伝えるにはということを考えて、文化庁の支援もいいただきながら復元をさせていただきました。

今回、佐賀新聞の協力も得て、初めて佐賀市民ほか南部地域の皆さん方がどういう目であれを御覧になるのか。みんな楽しんでような、そんな雰囲気になればいいかと思っています。

そして一方で、SAGAアリーナに代表されるようなエンタメ空間ですとか、維新テラスなどの佐賀駅周辺のような新しいまちづくり、波戸岬のキャンプ場とか、様々な新しいものも進んでおりまして、そうした新たなものが加わって大きなうねり、人の動きも変わってきているように感じます。

最近では、未来を担う高校生などの若者たちは、地元が好き、佐賀は心地いい、将来も佐賀に暮らしたい、地元に貢献したいという声が多く上がっています。私は十年後、二十年後、こうした若者たちが躍動する新しい佐賀県が実に楽しみなのです。

今後も、唯一無二の地域が結集したあでやかで彩りにあふれた佐賀県を様々な角度から世界に向けて発信、広報することによって、佐賀に住み続けたい、輝く佐賀にまた帰ってきたいという、さらなる県民のふるさとへの誇り醸成につなげていきたいと考えています。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学についてお答えいたします。

県立大学は、県全体が学びのフィールドだと考えております。市長会、町村会、経済五団体からも強い要望をいただいております。佐賀市のキャンパスに閉じ籠もることなく、県内各地でのフィールドワークに重点を置く教育を展開したいというふうに考えております。県立大学における教育や地域活動の効果が県内各地に広く行き渡るようにしたいと考えております。

学生がフィールドワークに出た際に、学生同士で議論をしたり、現場

や地域の方々とは語り合えるベースキャンプを県内各地に設けたいと考えております。

ベースキャンプの在り方でございますけれども、市町と一緒に考えていきたいというふうに思います。市町によっては既存の施設、例えば、住民が普通に集まるフリースペースなどの活用であったり、町なかの交流施設の活用も考えられます。あるいは、空き店舗や学校などの公共施設の一部を活用することも考えられます。

ベースキャンプもハードありきではないと考えております。地域の皆さんとの交流やフィールドワークでの学びを行うに当たり、学生にとつてどういう場所がいいのか、そしてそれを市町もどのように生かしていくのか、こういった視点が重要だと思えます。市町とのキャッチボールを密に行いながら、それぞれの市町に応じたスタイルにしていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

●井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、唐津市沖の洋上風力発電について答弁いたします。

まず、「有望区域」に整理されなかった理由についてですが、今年九月二十七日、国は再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「有望な区域」等にするかどうかの判断結果を公表しました。

唐津市沖については二つの省庁、国土交通省海事局と水産庁からの留保意見を受け、第三者委員会による意見聴取の結果、「有望区域」の要件を満たしていないと判断されました。

国土交通省の海事局からは、候補海域は航路を塞ぐ形で検討されており、当該航路を航行する船舶への配慮が全くされていないように見受け

られるため、「有望な区域」への整理は留保されたいとの理由が示されております。

また、水産庁からは、県内外から反対署名や要望等もあることを踏まえ、ほかにも利害関係者となり得る者が存在する可能性があることから、そのような漁業者に対し丁寧な説明、調整を行う必要があるためとの理由が示されました。

次に、「有望区域」への整理に向けた課題についてですが、まず、国土交通省海事局の意見につきましては、そもそも洋上風力発電区域での船舶の安全航行に関する具体的ルールが存在しておりません。よって、県としては、まさにこうしたことを次のステップに進み、立ち上げた法定協議会の場で、国土交通省海事局や航路事業者など関係者も入った上で協議されるべきものと考えておりました。このことを地元の船舶運航事業者や海運事業者の全国団体に説明してきましたが、全国団体には十分に理解していただけなかったと考えております。

水産庁の意見につきましては、ほかにも利害関係者となり得る者が存在する可能性があるとの曖昧なものであり、まずは水産庁が求める説明、調整の対象範囲や内容を整理する必要があると考えております。

次に、今後の取組についてですが、国からの留保意見を受け、十月二十三日に資源エネルギー庁を訪問し、同庁の同席の下、国土交通省海事局及び水産庁と今後の対応方針について意見交換を行いました。

海事局からは、自分たちも同席した上で、海運団体への説明会を実施するよう提案されております。県としては、説明会を行う方向で調整を進めております。

また、水産庁からは、県内外の漁業者の意見を聴取し、法定協議会で

の議論に反映する仕組みが必要との意見が示されています。これを受け、県内の漁業者との調整を行うとともに、県外の漁業者の意見も聴取し、その意見を法定協議会の議論に反映する仕組みについて、水産庁と協議していきたいと考えております。

なお、今回、国から留保意見は出されたものの、一歩踏み出したことで課題も明確になりました。次回要請は例年どおりであれば来年五月頃となりますが、それまでに次のステップに進めるよう、唐津市とも連携しながら課題解決に力を尽くします。

私からは以上です。

◎橋口文化・観光局長 登壇Ⅱ私からは、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの展望と広域的な展開についてお答えいたします。

まず最初に、これまでの取組の総括についてでございます。

先ほど議員からも御紹介ございましたけれども、この名護屋城ということに関して改めて私からも紹介いたしますと、この名護屋城は桃山時代の天下人、豊臣秀吉が築かせた、当時としては大坂城に次ぐ規模を誇る巨大な城でございました。

この地には、徳川家康や前田利家、伊達政宗など全国から百五十以上の戦国武将が集結し、一説によると、総勢人口二十万人を超える世界最大級の巨大都市が出現したとされております。

この地での武将たちの交流が、茶の湯、能、狂言をはじめとする日本の伝統文化が、その後大いに発展していくきっかけとなっております。まさに「はじまりの地」としての大きな価値を有しているところでございます。

このことから、本プロジェクトは「はじまりの名護屋城。」と銘打ち

まして、名護屋城の歴史と文化を持つ本質的な価値に光を当て、歴史ファンのみならず、多くの人々を呼び込む文化ツーリズムの創出を目的に、令和二年度から取り組んでいるところでございます。

これまで、お城EXPO、お城フェスといったコンベンションの場などでの情報発信を行い、また大人気歴史シミュレーションゲームとコラボした陣跡周遊サインの整備、黄金の茶室、草庵茶室の復元及びこれらを活用した体験プログラムの開発、名護屋城大茶会の開催などに取り組んでまいりました。

こうした取組は、地元唐津市とも連携しまして、一緒になって進めているところでございます。例えば、唐津市では、周辺散策マップの制作や城跡を巡る謎解きイベントなどを手がけていただいております。

これらの事業の評価でございますが、今年三月、第三回名護屋城大茶会を開催しておりますが、この来場者が約五千八百人、うち九割を超える方々から満足との声をいただいております。名護屋城博物館の来館者数も、プロジェクト開始以降、増加が続いているところであります。

さらに、陣跡周遊サインを巡るスタンプラリーイベントというものをやっておりますが、これも計一万を超えるスタンプが押されているなど、人気を博しているところであります。

このことから、名護屋城が持つ唯一無二の価値やストーリーが浸透し、誘客効果として現れてきているものと認識をしておるところであります。

次に、プロジェクトの今後の展望についてでございます。

今後の目指す姿としては、これまで磨き上げてきた様々なコンテンツの活用をさらに進め、エリア全体を楽しめるような文化ツーリズムとし

て地域に定着させていく、まさにそのような段階にきているものと捉えているところであります。

あわせて、本プロジェクトを進めるに当たっては、地域との連携をこれまで以上に大切なこととして捉えていきたいと考えております。

議員からも御指摘のとおり、地元関係団体と県、唐津市との間では意見交換会を定期的に開催してまいりました。これらの回を重ね、また、プロジェクトが進行していくにつれ、地元の盛り上がりというものも、少しずつではありますがありますけれども、感じ取っているところであります。我が地域の宝である名護屋城跡並びに陣跡をどう生かしていくのか、自分たちでできることは何かといったアイデアや夢を語り合う場となりつつあります。こうした地域の力を生かしながら、地域と共にプロジェクトを前に進めていきたいと考えておるところであります。

メインコンテンツである名護屋城大茶会は、地元高校生にも参画をいただいたり、また、お茶会ではありますけれども、例えば、能といった名護屋城ゆかりのものを取り入れるなど、年々地域に密着したものと なってきております。

このように、地域になくてはならない地域恒例の行事として長く続けていくためにも、引き続き名護屋らしさにはこだわっていききたいと思っております。

また現在、整備に向けた調査を行っている前田利家陣跡についても、地域の声を大切にしながら、地域の誇りとなるよう、活用を見据えた整備を検討していく所存です。

繰り返しになりますが、名護屋エリアの未来を思う地域の方々と引き続き意見を交わしながら、特別史跡である名護屋城跡並びに陣跡が地域

資源としてさらに光り輝き、花開くよう前に進めてまいります。

続きましては、広域的な展開についてのお尋ねでございます。

これも先ほど申し上げたとおり、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトは、文化ツーリズムを見据えた事業展開を図っております。その意味において、唐津・玄海エリアの地域資源と結びつけていくことは、名護屋城の価値をさらに高めるとともに、エリアとしての新たな価値づけにも資するものであります。

もとより近くには、これも議員から御案内がありましたとおり、波戸岬、呼子、七ツ釜といった観光資源にあふれております。このような中、昨年、国道二〇四号唐房バイパス、いわゆるルート・グランブルーの開通により、これら観光資源を——これは名護屋城も当然含みますけれども——包含するようなブランディングができる大きなチャンスと捉えております。

したがいまして、ルート・グランブルーに沿ったサイクルツーリズムの展開など、横串を通す取組や相互の情報発信を通じ、エリアとしての文化観光の魅力をさらに高めてまいります。

もちろん、こうした取組に際しましては、先ほど御紹介しましたとおり、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトと同様、地域に暮らす方々の協業の視点は欠かせないと捉えております。地域の力を生かす観光面でのソリューションとしては、「佐賀型観光プロダクツ創出事業」を令和五年度から実施しているところでありまして、これは地域資源を磨き上げ、佐賀ならではの「本物」の創出に積極的に取り組む地域や民間事業者を支援するものであります。

こうした施策を交えながら、ルート・グランブルーと「はじまりの名

護屋城。」プロジェクトをてことして、唐津・玄海エリアが持つ本質的な価値の輝きに気づき、エリアならではの強みを生かし、それを際立たせていく、こうした好循環を生み出す観光地域づくりをエリア全体で地域の方々と一緒に進めていく所存です。

以上、御答弁申し上げます。

●田中秀和君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

るる御答弁ありがとうございます。まず、佐賀県のすばらしさを伝える県民の誇りを醸成していく広報について、山口知事に再質問をさせていただきます。

唐津くんちのお話もありがとうございます。本当に唐津の宝でありますけれども、それを唐津の人々は大変愛しているということの中で、それに増して、知事も唐津くんちを大変愛して、様々なところで、またその思いで唐津をPRしていただいていることに対しましても感謝を申し上げますと思います。

知事は、十年前に移住してこれたということを言われていますけれども、本当に佐賀を愛して、佐賀県を多くの人に愛していただきたいと、そういう思いでこれまで様々な取組をされてきたんだということを今の答弁でも分かりましたし、様々な県民との出会いの中で話されているのを後ろから見ていて、いつもそういうことを感じているのはお世辞ではなく、本当にこの場でも伝えさせていたきたいなと、そういう思いが事業展開につながっている面もあるのかなと思っております。

本当に佐賀県が持つ強み、様々な取組を広報して、県民の皆様が満足度が高まっていく、心の空洞と心の過疎化ということも言われましたけれども、本当にそういったところが取れて、県民一人一人が県の広報マ

ンとなつて、全国各地でこの唐津のよさを発信し、そして、そういった心が親から子供たちにつながっていけば、子供たちが佐賀を愛し、そして、佐賀でどう生き抜くのか、そして、一旦都会に出ても、その子供たちがどうやってまた佐賀を発信し、佐賀に最終的に戻るといふ選択肢も出てくるのか、そういったことをやはり醸成していくというのが、この広報の中にもある一つの原点ではないかなと思つて聞かせていただきました。

また、昨日の一ノ瀬議員の質問の「さがすたいる」の中で、広報認知度調査の答弁もあつておりました。まさに子育て政策、そして、移住政策、また、様々な事業を展開されていますけれども、そういった事業の中にもそういった心が入つて事業展開がなされていくということになれば、やはり移住と定住は表裏一体の政策であり、そして、移住は今まで移住支援室だったですかね、そういったところの下に様々な横串が刺されて、もちろん、その上の会議が副知事をトップにあつたと思うんですけれども、今は産業労働部の中で横串を刺しながら、様々な施策の展開になつていくということを考えると、今回の知事の演説の結びのところを少しまた紹介させてもらうんですけれども、人口バランス、「人のネットワーク」という理想的な佐賀県の土壌の上に県立大学、SSP構想など様々な「人への投資」という種をまき、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を進めるといふことが最後にこれも書かれておりました。

そういったことから考えれば、そこをまたひもとけば、また今の答弁、そして、昨日の一ノ瀬議員への答弁等を聞いて私なりに考えたのは、佐賀県が人を大切にしたい、佐賀に住んでみたい、佐賀に住み続けたいといふ、その種というのは、定住政策の種をまくんじゃないかなと勝手に私

は考えさせていただいて、その種を人への投資という精神の下に、様々な事業展開に横串を刺しながら、また、そういった精神を入れながら、今後もその重要展開をなされていく、それを今言った広報によって県民に一人一人分かりやすく事業を説明し、その満足度を高めていくということが、今、知事がやられていることじゃないのかなというふうに勝手に想像させてもらったんですけれども。

現実はこの質問を組み立てるときに、正直、「どの課で知事とこういう話ができるの」ということの中から始めたんですけれども、最終的にはまず広報というところから試してみようかなという話の中で組み立ててもらったのも、正直、聞き取りの中で分かっておられる方はあるんですけれども、やはり知事の思い、そして、その事業の思いというのは語らなければ分からないですね。そして、その事業を展開し、その効果をしつかり広報しなければ、そして、県民一人一人に伝えなければ、私にはやはり事業というのは達成していかない。そういった意味では、やはり知事の思い、事業の思い、そしてその成果、そしてその予算をしつかりと県民に伝え、先ほど来ありますように、県民の満足度を高めて県民が広報マンになっていただく、こういったことの展開をいま一度、知事に見解をいただければありがたいなと思っています。

また、県立大学ですが、これは本当に県立大学の建学の精神に基づいて、県内全体を巻き込んでいただきたいという意味では、佐賀県全体が学びのフィールド、ベースキャンピングということが一番市町、そして、県民にも分かりやすい展開になると思いますので、これは時間を置くことなく、早急な様々な方を巻き込んで、オール佐賀でこの推進に向けて、建設に向けて頑張っていたいただきたいなという思いでありますので、その

ことについては要望にとどめさせていただきます。

また、唐津市沖の洋上風力発電についてですけれども、るる説明していただきました。これは本当に圏域外の方々にどうやってそれを理解していただくかということが大変大きな課題だということも分かっておりますし、また、そのことについてしっかりとこれから取り組むということでもございました。旅客船関係では二社、そして、海運団体では四協会、そして、漁業関係者でも県外で二組合、様々な説明をしなければ多分理解はいただけないと思いますので、早急にこれも、先ほど五月頃という話も出ておりました。ぜひともそれに向けて、一丸となって取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「はじまりの名護屋城。」については、文化ツーリズムということをはっきりまた打ち出させていただきました。活用を組み立てていただいて、観光資源を商品に生まれ変わらせていくことを、やはり地元と成功事例をつくり上げていかなければならない、民間というのはそこが難しいんですよ。ですから、様々な補助、創出事業もあるということですので、そういったものを使っていたら、地域の方はやりたいたいという声もあるんですけれども、やり方が分からない、もちろん原資もありません。そういったものを丁寧に一緒に組んでいただければ、活用のすばらしい商品化ができる、文化ツーリズムに発展していくと思いますので、そのことについては御答弁いただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上二点について、再質問とさせていただきます。

●山口知事 登壇 II 田中議員の再質問にお答えします。

田中議員から山口県政について、様々なお話がありました。山口県政

の本質を分かっていたら、本当にありがとうございます。励みになります。田中議員からは、唐津のを中心に様々な御意見を賜ることが多いわけですが、今後とも叱咤激励をいただきたいというふうに思います。

その上で、私は、県庁組織というのはオーケストラのようなものだと思います。様々なパーツがあるわけですが、この横串を刺していく、みんなが一つのすばらしい楽曲をつくっていくということに向けて気持ちを合わせていくというのがとても大切だと思っています。なので、いわゆる政策部というのは横串部みたいなもので、広報もそうですし、「さがデザイン」という部署だったり、こういったところは全ての部が同じ思いの中で方向性を持ってやっていくようにという気持ちを含めてつくられた部なんです。ですので、そういった政策部が機能するということが大事ですが、そこにプラスして、オーケストラが音楽を奏でているだけではなくて、一緒になって楽しんで、意見を言ったりする県民の皆様方がそこにいて、そして、さらにいい音楽になるようにみんなで作っていくということ。これをやるためには人を基軸とした県政というのはとても大事で、人に対する投資というものがとても大切になるものだというふうに思っています。これがしっかりと全体としてすばらしい音楽会というものができるとしたならば、佐賀県の将来はさらに明るくなるものだと考えております。

●橋口文化・観光局長 登壇 II 田中議員の再質問にお答えいたします。

お尋ねの趣旨は、地元としても文化・観光振興にどう取り組めばいいか分からないので伴走してほしい、そういう御趣旨だったかと捉えております。

先ほども御答弁いたしました、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに当たりましては、意見交換会というのを定期的に行っておりまして。私も、これはたまたまではございますけれども、プロジェクトの最初から関わっておりますので、第一回目の意見交換会にも出席をし、さらに最近の意見交換会にも出席をしたところであります。

最初のときは、本当に何というんですか、お互いに何を言っているだろうと、ちょっと腹の探り合いみたいなことがあって、会の進行にも結構苦労していたんですけれども、それは回を重ねることによって同じ方向を向けてきているのかなと、パートナーとしてお互い認識ができてくるのかなと、そういう気持ちに——少なくとも私自身はそういうふう感じたところでございます。

そういう意味においては、どうしてもこういう取組は時間がかかるものでございます。先ほど「佐賀型観光プロダクツ創出事業」を御紹介いただきましたけれども、これは補助金を執行するという立場だけで採択するのかもしれないかと、もしかしたらこれまではそういう立場に立ってきたのかもしれないけれども、そもそもその手前側のところから同じ方向に向いて、共通の課題は何ですかということをコンサルティングするというのも、またこれもおがましく、やはりパートナーとして同じ課題に向き合っていく、そういう関係づくりを、これは時間がかかるかもしれないけれども、一方ではスピード感を持って、地域の課題を、我々としても地元と一緒にやっていいものをつくり上げたいという思いは一緒かと思しますので、伴走、一緒に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

◎石倉秀郷君（拍手）登壇 II おはようございます。登壇の許可をいただきました自由民主党の石倉でございます。

知事をはじめ、執行部の皆さん方に質問をさせていただきますけれども、まずは「SAGA2024」国スポ・全障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ皇族の方々に御来県をいただいたことは、八十万県民にとって大変喜ばしいことであり、誇りに思うところでもあります。特に知事をはじめ県庁職員の皆様方や選手、サガンティア、二十市町、関係団体、そして、先ほど申しました八十万県民の皆さんのおもてなしの心が全国に知れ渡ったんじゃないかと大変感動をし、知事にも感謝を申し上げます。次第でございます。

知事の評価等についてはそれぞれの議員さんからも話はあっておりますが、私の山口祥義知事の評価は大変向上をしておると、やっぱり首長はこのぐらいなからんばいかぬと。頑固さも時には必要だ、上を向いて物を言わんばいかぬ。それが一昨日でしたか、国会議員のありようについての話の中で、一票の格差も大事だけれども、人口による配分は地方にとってマイナスだと。これはそのごとくですよ。人口もですけども、面積割も考えてくれんというところ、将来的には地方から国会議員はいなくなる、地方の声が届かない。恐らく一億二千万人おられますけれども、八千万人ぐらいの国民の皆さん方は恐らく地方だと思えます。

そういうところにつきましては、ぜひ山口知事、しっかりと九州知事会ないし全国知事会で、国会議員さんはなかなか言いにくかと思えますから、どしどし意見を出していただいて基本的な政治の根本をつくるべく提言をしていただきますことを私のほうからお願いをしますし、今後県政運営に当たっては、思いの丈で二元代表制をそれなりに熟知しな

がら頑張っていたくことをお願いするところでもあります。

それでは、質問に入ります。

いつもの地図でございますけれども、（パネルを示す）知事、高橋排水機場が今年十一トン増設になっております。広田川が五トン、下湯が三トン、今年で十九トン増設になっております。本部長、ここが六角川ですよ、なかなか分かんけん。六角川です。

それで、一番大事なのは、内水氾濫はポンプの増設によって解消はされるものの外水氾濫、六角川の堤防の崩壊が起きたら、甚大な被害が出てくると。そして、なおかつ今日までは、国交省によって河道掘削やプールをつくることによって四百億円近くの金を投下して水位を下げるための工事をしていただいております。それが新橋、これは北方の新橋でありますけれども、ここが基準でハイウオーターレベルといって一番水が上がるのところ、これから八センチ下がると。令和三年に災害が起きて、その後はあっておりませんから、これはまだ未知数です。そういう状況にこの六角川というのはあります。

だから、メカニズムとすれば、水を防ぐこともできるし、水を起すこともできる。その一番要因となるのが調整池です。もともとはここは県河川でありました。しかし、この大坪石材の採掘場跡地を調整池にすることによって、ここは四百万立米の水を貯水することができると。そのためにはこの一部を国の河川として認めてもらわんとすると、県では非常に負担が困難だということ、この一部を国の、ここが分岐点ですけれども、もともとのところからここまでは、大坪石材の調整池までは県の管理です、この上流部は国の管理で、ここに導水路をつけて排水路をつくって、そして、ここで調整をやると。この工事がまだできており

ません。

そこで、武雄河川事務所の寺尾所長も一生懸命努力して、九州整備局、河川局にもお願いをし、陣内先生、足立先生、額に汗して頑張っていただいております。知事も要望活動等には、必ず六角川上流部の調整池については早期完成を目指してくれという要望をしていただいておるといふことは私も聞いておりますが、さらに、いつ起きてもおかしくない状況ですので、今日は改めて治水対策についてお願いをし、県土整備部長と知事に答弁を求めたいと思います。

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化し、県内でも平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発表され、各地で浸水被害が発生しております。また、県内だけでなく、広範囲に浸水被害や土砂災害が発生し、大規模な被害が令和元年、令和三年と起こっております。これらの災害を契機に、六角川地域には、国、県による浸水対策の取組として、河道掘削や排水機場のポンプ能力の増強などが行われております。

このポンプの増強により、内水氾濫が起きにくくなることは期待をしておりますが、一方で、全国各地で雨が異常な降り方になっており、ポンプの排水先となる六角川本川の流下能力が足りるのかがどうかが大変疑問でございます。

現在、六角川の上流部では、国による六角川洪水調整池の事業をされておりありますが、この調整池は、六角川本川の水位を下げる治水対策として効果を発揮する重要な施設と考えております。

近年の気候変動の影響により全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中で、六角川流域の浸水被害の軽減を図るためには、六角川洪水調整池の一日も早い完成が望まれます。

そこで、六角川における治水対策の取組状況についてお尋ねをいたします。

六角川下流においては、六角川本川の整備が国により進められているほか、県も浸水被害を少しでも減らすための取組を進められているところですが、現在の取組状況はどうなっているのか、横尾県土整備部長にお聞きをいたします。

二点目は、六角川流域における治水対策の推進についてであります。六角川洪水調整池の一日も早い完成も含め、六角川流域における治水対策の推進に対する知事の思いをお伺いいたします。

二点目は、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備についてお尋ねをいたします。

昨日、藤木議員並びに青木議員のほうからも質問がございましたが、ダブる点もございましたようけれども、答えをしっかりと出していたければありがたいと思います。

県は、今年の二月に「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」を策定し、その中で滑走路については、二〇三三年度までに現在の二千メートルから二千五百メートルに延長するとされております。

また、平行誘導路整備については、令和六年十一月十三日の知事と中谷防衛大臣との面談の際、平行誘導路整備と滑走路延長の工事を同時に進めるべきと知事から提案がなされ、中谷防衛大臣からは「全面的に協力する」と返事があったと新聞報道等がなされたところであります。

来年七月からは、オスプレイ十七機と目達原駐屯地のヘリ五十機の移駐が始まり、佐賀空港での民間航空機の運航に加え、一日六十回、年間一万七千回の訓練が開始されることを考えると、平行誘導路の整備が喫

緊の課題だと私は考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

滑走路延長の費用負担についてお尋ねをいたします。

滑走路延長の事業費及び県の負担額はどのようになっていっているのか、引馬地域交流部長にお尋ねをいたします。

次に二点目は、平行誘導路整備の費用負担についてお聞きをいたします。

平行誘導路は、自衛隊が国防や災害対応、救急救援活動などに使用することになっております。今後、詳細について検討を進められていくと思いますが、平行誘導路には多額の予算が必要になると考えております。

県は、防衛省を含めた国に対して、二分の一、またはそれ以上の負担を求めていくべきだと思いますが、県の考えをお聞きしたい。

ここで、私見ではございますけれども、滑走路延長は五百メートルで今現在八十億円から百二十億円というふう聞いております。そこで、百二十億円を基本として、平行誘導路二千五百メートル、進入路が大体四カ所ぐらいの百メートルで四百メートル、トータルで二千九百メートル、これを五百メートルで割ると五・八の係数が出ます。滑走路の幅が平行誘導路は二十三メートル、滑走路は四十五メートル、これで係数が〇・五一二。舗装は、私の私見ですけれども、三分の二ぐらいにしたときに、これが〇・六六七、これを掛けると二百三十七億円という数字が出てきます。これはあくまで私の私見ですから。ただ、遠からずかかると。軟弱地盤の改良は入っておりますから、まだ工事費は上がるのではないかというふうに思います。

特にそこを考えたときに、佐賀空港の民間利用の回数が七千三百五十

八回、自衛隊が一万七千回、この率を出してみますと、民間航空が三〇%、自衛隊が約七〇%、こういう数字が出てきます。だから、これが妥当なのか妥当でないのかという前に、少なくとも来年七月、六月いっぱいには防衛省とそれ相応の協議をするのか、国交省とも協議をするのか、そこは引馬地域交流部長の腕にかかっておるんじゃないかと。あくまでも私見ですから、そのことを申し上げて、答弁をいただければ大変ありがたいと思います。

私も、中谷防衛大臣には副議長時代に、小野寺、そして稲田大臣には議長時代にしっかりとお願いはしておりますので、実のあるところを知事はじめ執行部の皆さん方で協議をしていただきたいというふうに思います。

三点目は、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてお尋ねをいたします。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、昨年六月に駐屯地の工事が始まり、現在、工事は順調に進捗し、来年六月中にはオスプレイの移駐に必要な施設の工事が完了する予定と聞いております。工事完了後は駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸上自衛隊オスプレイ十七機が移駐されることとなります。

防衛省からの要請当初は、オスプレイ十七機の配備や目達原駐屯地のヘリ五十機の移駐に加え、米海兵隊の利用についても要請がなされております。県民から米軍の利用に対する不安の声が寄せられたと承知しており、米海兵隊の利用については、平成二十七年十月に当時の中谷防衛大臣が佐賀を訪問され、計画の全体像、将来像を説明される中で、米海兵隊の利用要請を取り下げる旨の発言をされたところであります。これ

については、山口知事をはじめ県執行部、相当の覚悟で中谷大臣に意見具申をされたというふうにも私も聞いておりますし、そのことが米海兵隊の取り下げになったというふうにも思っております。

駐屯地開設まで残り一年を切った今だからこそ、米軍の空港利用などについて改めて確認をしておく必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

米軍の佐賀空港利用についてです。

平成二十七年十月に当時の中谷防衛大臣が来県され、米海兵隊の利用要請を取り下げられておりますが、米軍が佐賀空港を利用することはないので、お伺いいたします。

私も議長時代に平成二十九年七月、稲田防衛大臣を訪問し、これは東京です。防衛省です。平成三十年八月、小野寺防衛大臣と面談、これは議長室です。このときにも知事との思いを共有しながら、大臣に米海兵隊の使用についてはまかりならんということで申し入れをしたことを今でも鮮明に覚えております。答弁のほどよろしくお願いいたします。

二点目は、防衛省が支払う着陸料についてお尋ねをいたします。

平成三十年八月、山口知事と当時の小野寺防衛大臣との間で合意事項の確認がなされ、その中で民間空港として建設された佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、防衛省が着陸料として年五億円を二十年、合計百億円支払うということに合意されております。その合意から六年以上が経過し、急激に物価が上昇するなど、当時と状況が大きく変化しており、防衛省と着陸料の増額について協議すべきと考えますが、県の考えをお聞きしたい。あくまで状況の変化があった場合についてどうするのか。やっぱり面の皮厚く言わんと、じつとじつとたんなかなか

やり込まれてしまうですよ。いかんときは私は私ば連れていってください。そのくらいぐら大変だよ。漁民の皆さん方や生活者の皆さん方、苦渋の選択だから、金に代えられんけれども、金は必要だよ。ぜひお願いします。

四番目、県立大学についてお聞きをいたします。

県立大学の開学に向けて、今年九月には県内の経済五団体から緊急要望書が提出されております。地元事業所との連携・協力に基づく県立大学の早期開学や地域活性化の推進が記されるなど、県立大学に関する経済界からの期待は大きいと感じております。

既に、県立大学に興味、関心のある企業や団体を協力事業所として募集しており、百六十を超える企業の登録をいただいていると聞いております。それぞれの事業所ごとに、県立大学への具体的な協力内容は異なると思われますが、経済界の県立大学への期待を具体的な協力の姿に変えて、目に見える形にする努力を続けてもらいたいと思います。

さきの九月議会では、県立大学の開学時期は令和十一年四月を目標としていると説明がありました。大学の設置認可申請は、開学の一年半前である令和九年十月に行うことが必要になると聞いております。佐賀県が初めて創設する大学であることからすれば、開学までそれほど時間がないということが言われます。

入学定員、カリキュラム、入試制度などの検討を早急に進め、県立大学の具体的な姿を県民の前に提示することが必要であります。さらには、大学を運営するための体制づくりについても急がなければなりません。

また、県立大学の設計業務については、九月議会で債務負担行為の議

決がされ、十月末には既に公告がなされております。年度内にも受託事業者を決定すると聞いておりますが、受託事業者の決定後は具体的な設計の作業に入っていくこととなりますが、その後は建設も控えている。予定どおりの開学を迎えられるように着実にスケジュール管理を行う必要があります。

そこで、県立大学の教育内容、運営体制、建設など、今後のスケジュール、来年度の当初予算のイメージについてどのようか考えておられるのか、現時点での方向性を平尾政策部長にお尋ねして、一回目の質問を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）しっかりと答弁をよろしくお願います。

●山口知事 登壇 石倉秀郷議員の御質問にお答えします。

まず、六角川流域における治水対策についてお答えします。

近年、気候変動により地球規模で豪雨災害が激甚化、頻発化しています。令和元年佐賀豪雨、令和三年八月豪雨においては、六角川流域で甚大な被害が発生しました。

気象条件がこれまでと全く違うものに変化しています。幸いにして今年は、県内において大きな被害は今日までなかったわけですが、同じような豪雨が毎年どこでも起こり得る前提で災害に備える必要があると思っています。石倉議員からは、令和三年以降は起きていないが、これからは未知数だとお話がありました。そうした意識を常に持つておくことが大切だと思います。

豪雨災害の激甚化、頻発化に対する備えとして、我々は佐賀県内水対策プロジェクトとして「プロジェクトIF」を立ち上げています。国、県、市町、関係者が力を合わせて、できることから順次取組を実施して

いきます。

また、近年、気候変動によって水害のリスクは高まる方向です。IFの取組としては、常にローリングをしながら、アップデートして取り組まなければいけないと考えています。

これまでに短期の取組として、監視カメラの設置や河川のしゅんせつなどを実施しています。中長期の取組としては、河川整備ですとか、ダム、クリークの事前放流による貯留機能の強化などを実施してきております。六角川流域の取組としては、焼米ため池の事前放流施設を整備したり、下濁の排水ポンプ場を増設したり、そして、今年度中の完成に向けては広田川のポンプ場の整備などを実施しています。

さらに議員からお話があったように、六角川上流では六角川洪水調整池の事業を国が実施中であります。このような調整池があることは、武雄市や六角川の下流にあります大町町、江北町、白石町などの地域住民にとって頼もしく、安心できる施設だと思います。私も治水効果が極めて高いと思っております。早期整備に期待しています。上流部に調整池があるということは、そもそもの流量が減るといふことでもありますし、ポンプの機能がしっかりと担保できるということですから力強く思っています。

今年十一月にも国土交通省や財務省に対して、六角川の治水対策を推進するための政策提案も実施しました。今後も時期を捉まえて、県議会や地元の皆さんと協力しながら、六角川洪水調整池の早期整備も含めて、引き続き国に対し、強く働きかけを行っていききたいと思っております。

六角川洪水調整池への対応など、詳細につきましては担当部長から補足させていただきます。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応で米軍の佐賀空港利用についてお答えします。

私は、当初の要請から、様々な県民の声を伺う中で、米海兵隊の佐賀空港の利用要請、この問題が一つのポイントになると考えました。防衛省に計画の全体像、将来像の明確化を要請しました。そうした結果、防衛省のトップであります防衛大臣が——中谷防衛大臣ですが、米海兵隊の佐賀空港の利用要請は取り下げますと話されました。この意味は大変重いと考えています。

また、令和四年の八月から九月にかけて開催された防衛省による有明海漁協の六支所説明会においても、九州防衛局長が米軍の常駐計画はないことを説明、約束し、さらに佐賀駐屯地には米軍の常駐計画はないと文書でも回答がありました。

さらに、先月の十三日には、私が中谷防衛大臣を訪問したときに改めて申し上げました。九年前に大臣が来県され、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点となっております。特に米海兵隊の利用要請の取り下げについては、この経緯をこれからもぜひよく考えてほしい旨を要請させていただきました。

私としては、佐賀空港が米軍基地化する、あるいは米軍が恒常的に佐賀空港を使用することはないものと考えています。また、それ以外の訓練利用などにつきましては、日米地位協定がある中ではありますが、私は、そして、佐賀県は厳しく対応するということをかねてから申し上げております。

●平尾政策部長 登壇 II 私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応のうち、防衛省が支払う着陸料についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用要請に関しましては、平成三十年八月に知事と当時の小野寺防衛大臣との間で、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊が使用する応分の負担として着陸料を合計百億円、年五億円を二十年間支払うということ合意しております。

この百億円については、何らかのルールに基づいて細かく積み上げたものではないです。有明海の再生を図るためには、防衛省の事業予算ではスキームをなかなかつくりづらかったため、有明海漁業の振興などのための基金を県が創設し、その財源として防衛省が着陸料を支払う形で合意をしたものでございます。このように、着陸料につきましては既に防衛省と合意をしております。現状においては、さらなる増額の交渉は難しいと考えております。

なお、着陸料は二十年間という期間で合意をしております。その後のことは改めて防衛省と協議を行うことになると考えております。

続きまして、県立大学についての今後のスケジュール等についてお答えいたします。

まず、教育内容でございますけれども、専門家チームと共に大学教育の柱となる三つのポリシー、すなわち卒業認定、カリキュラム、入学者受け入れの三つについて集中的な議論を進めているところでございます。

この三つのポリシーのほか、大学教育と密接に関係する高校など県内

のほかの教育機関との連携や、県全体を学びのフィールドとするため、市町、経済界との連携についても議論を進めているところです。

来年の春には、三つのポリシーを中心に、これまでの検討状況を整理し、教育方針をより具体的なものにしていくこととしております。

続いて、県立大学の運営体制でございますけれども、県立大学は、地方独立行政法人である公立大学法人による運営を想定しております。現在、他県の公立大学の運営状況についてヒアリングや調査を進めているところでございます。今年度は、長崎県立大学、長野県立大学、島根県立大学などを訪問したところでございます。

公立大学法人の設立は、文部科学大臣から大学設置認可がなされた後に県議会の議決をお願いをし、文部科学大臣と総務大臣の法人設立認可を受け、令和十一年四月に法人を設立することとなります。

公立大学法人の職員については、県からの派遣と法人による採用を想定しております。法人設立前は県で一旦採用いたしまして、法人設立後に転籍することになります。

続いて、大学建設のスケジュールでございますけれども、大学施設の整備につきましては、今年度末までに設計業者の決定や契約の締結ができるよう、今準備を進めているところでございます。

令和七年から八年にかけて校舎の設計を行いまして、令和九年から総合庁舎の改修であったり、新校舎の建設を進めていきたいと考えております。

続いて、来年度当初予算のイメージでございますが、来年度当初予算につきましては、専門家チームの運営や必要な調査研究、広報経費などのほか、九月議会で議決いただいた債務負担行為に沿って設計予算やコ

ンストラクション・マネジメント業務の予算化を検討しているところでございます。

教育内容、運営体制、建設など取り組むべきことは多々ございますけれども、令和十一年四月の開学に向けて着実に前進させていきたいと考えております。

以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港の滑走路延長及び平行誘導路整備についてお答えをいたします。

まず、滑走路延長の費用負担でございます。

滑走路延長に必要な費用でございますが、物価高騰などの影響も踏まえまして事業費ベースで約百二十億円を見込んでおります。通常は国庫補助事業で行うものと考えております。

続きまして、平行誘導路整備の費用負担でございます。

令和七年七月に予定されている自衛隊駐屯の開始も重なる中で、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備が望ましいと考えております。防衛省ともしっかり連携して取り組んでまいります。

これらの事業は、有明海における漁業者の皆様への影響を考えますれば、同時の工事が望ましいと考えております。こうした観点から、先日、山口知事から中谷防衛大臣に提案がなされ、大臣からは全面的に協力するとのお話をいただいたところでございます。

費用負担につきましては、防衛省と交わした確認事項の中で、防衛省は応分の負担を行うと確認をいたしております。

なお、石倉議員からは御私見として温かい御声援もいただきました。引き続き、九州佐賀国際空港の一層の将来発展にきちんとつながるよう

に、担当させていただいている部長といたしましても、関係者の力や知恵、これを合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、六角川における治水対策についての知事の答弁の補足を含めまして二点まとめて答弁させていただきます。

六角川につきましては、昭和五十五年の八月ですとか、平成二年七月の洪水によりまして、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業も活用しながら長年にわたり河川整備を進めてきたところでございます。

その後、令和元年の佐賀豪雨において六角川では甚大な被害が発生しました。新たな激特事業の採択を受けまして、河川改修や河道掘削、そして、排水機場の整備等を、国、県で推進しているところでございます。

また、県におきましては、令和三年九月に内水対策プロジェクト「プロジェクトⅠF」を立ち上げまして、「人命等を守る」、「内水を貯める」、そして、「内水を流す」、この三つを柱といたしまして、国、県、市町、そして関係機関が協力して、流域全体で一丸となつてできることから順次取組を進めているところでございます。

近年、気候変動によります水害リスクが高まっているということもございいます。今進めております「プロジェクトⅠF」の取組も状況に応じて見直しながら、継続して取り組んでまいります。

現在、六角川流域における県の河川事業といたしましては、武雄川や山犬原川の河川改修、そして、令和六年度末の完成に向けて広田川五卜の排水機場の新設整備、こういったことを進めております。

国の河川事業といたしましては、六角川の河道掘削ですとか、流下能力を向上させる意味でヨシの対策等も進められております。そして、高橋排水機場の排水能力の増強などが実施されて、これは既に完成しているところでございます。

これらの整備によりまして支川からの排水が向上することで、家屋等の浸水被害の軽減が期待されるところでございます。

議員からお話がありました六角川上流部に計画されております六角川洪水調整池につきましては、六角川本川の河川の流量を低減しまして、治水安全度の向上を図ることを目的として国において事業が進められております。

この施設は、採石場のくぼ地となった地形を活用して、約四百万立方メートルの洪水調節容量を確保する計画となっております。これはダムに匹敵する容量を有するというところで、本当に効果の高い施設だということだと思っております。

この六角川調整池の事業でございますが、河道の付け替えですとか、流入施設の整備、そして、洪水調節池の本体施設の整備と、段階的に進められる計画というふうになっております。現在、六角川本川の河道を直線状にする付け替えの工事が進められておりまして、あわせてその付け替えた河川から洪水調整池への流入施設などの検討が行われているということでございます。また、洪水調整池本体の用地取得に向けて用地補償等の調査も進められております。

国への政策提案につきましては、知事から話がありましたが、今年の五月と十一月に、知事や議長、そして、関係する首長などで国土交通省や財務省に対して実施したところでございます。

六角川につきましては、再度の災害防止対策を推進するために、六角川調整池の整備が重要であるということを伝えますとともに、防災・減災、国土強靱化の取組を加速するための予算確保について提案をしたところでございます。

六角川の激特事業は令和六年度、今年度までの予算措置となっており、激特事業終了後も切れ目なく継続して治水対策を進めていく必要があるというふうに思っております。

このため、令和五年三月に特定都市河川の指定を受け、関係機関と連携して、地元の意見も聞きながら、ハード整備などを計画的かつ集中的に実施するための流域水害対策計画の策定を今年度末を目標に検討を進めているところでございます。

今後も、関係機関で連携を図りながら、六角川流域における治水対策の取組を着実に進めていくとともに、六角川洪水調整池を含めました治水対策の推進に向けまして、政策提案や期成会などと様々な機会を捉えながら、引き続き国に働きかけてまいります。

私からは以上です。

●石倉秀郷君 登壇 II 知事ね、六角川の災害メカニズムと、それから災害を防止するメカニズムは、ころつとほとんどもんね。調整池を造るか造らんか、活用できるか活用できないかによつては、恐らく一市三町を含めた中で十万人人口ぐらいと思うんですね。それと、穀倉地帯が残っているね。ここを守っていいこうでは、早急なる——寺尾所長は頑張つてやってくれよとやけん、知事も頑張つているとは分かるさ。しかし、結果を出さないとやけん、住民は、生活者は安心・安全で生活を営まれんとい

うことじゃ、私も令和元年から毎年質問しよるとやけんが、なかなかできない。

三年ぐらい前に、前の阿部所長と、陣内先生入れて、武雄河川事務所で協議をしました。その折には、令和十年を目途に頑張つてみますということやつたばつてん、そのとき私が言ったのは、阿部所長、それじゃ遅い。少なくとも二年前倒しの令和八年に調整池を完成させんばということでお願いはしたものの、もう令和六年ですから、残り二年しかなか。だから、木を見て林、考え方の違いはあると思うけれども、生活の下に政治があり、政治家がおるとやけん。近頃は、きゃあ間違うて、生活の上に政治家がおつて政治があると思つている人が多いから、いい仕事が即決できない。

ぜひ、知事ならではの行動で結構ですから、ぜひ武雄河川事務所、九州整備局、本省河川局、知事は陣内先生、足立先生も大変懇意にされておると聞いておりますから、ぜひ協議をしていただいて、いい結果を出していただければ、住民の皆さん方が大変喜んでいただくとお思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、防衛省の着陸料についてですが、平尾政策部長、優等生のよいうな答えは要らん、僕は。五億円の二十年で百億円、それは知つとる、そのとき私も議長でおつたとやけん。副島副知事さんと池田副知事がおつたけん。これは知事は大抵苦労しとるさ、ここにあぐうで大抵苦労しとると。ばさらかきばつたと思うよ、僕は、その交渉だよ。そがしこ交渉して、交渉して、それが結果として、いいとか悪いとかじゃなし、やっぱり結果は残していかなばいかぬ。

だから、物価上昇率しかないけん、海洋汚染でんなんてん言いよるさ、

これは枠から外れるけん、基金から。だから、そのところは上手に理屈、理論をつけて、国交省と協議をせんね。あんたたちが言い切らんなら、俺がついていく。いや、本当だよ。そんなからんと駄目だよ。知事、もう知事が何でん出しよかさい、俺が行くけん、そのときは。そんなからんやる気がなからんと駄目だよ。

それと、九州佐賀国際空港について再質問ですが、駐屯地運用が開始されればオスプレイやヘリなど、佐賀空港で数多くの訓練を行うことになると思う。民間空港として円滑な運用のためには、先ほど質問させていただいた平行誘導路のほかに管制官の配置も必要だと思っております。管制官の配置がどのような状況になっているのか、今後どのように協議をするのか、地域交流部長に明確な答えを要求します。

再質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

●山口知事 登壇Ⅱ石倉議員の再質問にお答えします。

六角川洪水調整池にさらに力を入れろという御指摘だったと思います。この重要性につきましては、先ほど申し上げたように、これがとても大切だという認識は持っております。早期整備に期待したいと思っておりますし、今後、力を入れて国に対しても訴えていきたいと思っております。

これまでの進捗に課題があったことについては、担当部長から説明をさせていただきます。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ石倉議員の再質問にお答えいたします。

議員のほうからお話がありましたように、この着陸料の百億円、ここに至るまでは本当にいろんな難しい交渉の中、紆余曲折しながら、この額にたどり着いたというふうなことは、私も聞いております。防衛

省としても、大きな決断だったんだらうというふうに思います。

そうした中で、今、駐屯地の整備工事も進められております。オスプレイ十七機の配備等も、その後行われるようになるんでしょうけれども、この着陸料の百億円以外にも、防衛省がそこに駐屯地を構えることによつて様々なことを、我々の要望とか、県民、市民の要望、こういったことにも応えられる事業も防衛省としては持つておられます。そういったことで、百億円という、この着陸料以外の部分、こういったところの防衛省の予算の中でのいろいろなことをやっていただけると、そういったところを我々としてはまずは目指していきたいというふうに思います。

海水混合施設もその一つだというふうに思います。数百億円のお金をかけて海水混合施設を造つておられます。これも着陸料以外、駐屯地の整備以外の部分で、まさにそういった取組の一つではないかと思っておりますので、そういった漁業者の声とかもしつかり聞きながら、防衛省に求めていくべきものについては必要に応じて求めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

●引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、九州佐賀国際空港の再質問についてお答えをいたします。

管制官の配置についてでございます。

議員御指摘のとおり、現在、九州佐賀国際空港では管制官は配置されておりません。代わりに、空港周辺のいわゆる航空交通情報をパイロットに伝える運航情報官が配置されているところでございます。

管制官は航空機に対して指示権を持ちます。したがって、航空機

の円滑な誘導に資するものでございます。管制官の配置につきましては、国において計画がされるものでございます。私ども県としては、現在、国において必要な検討がしっかり行われているものと承知をしております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、六角川の整備についてお答えいたします。

先ほど御答弁しましたとおり、六角川調整池の事業は、河川の付け替えですとか流入施設の整備、そして、洪水調整池の本体の整備ということで、段階的に整備を進めることとなっております。

現在、六角川本川の河道の付け替えの工事が行われておりまして、流入施設の整備の検討とかいうこともやられております。そして、洪水調整池本体の用地取得に向けて用地補償の調査も進められております。

先ほど議員のほうから具体的な時期の話がありました。国土交通省のほうからは、まだ具体的にその完成の時期というのには示されていない状況でございます。

県といたしましては、そういったことから、六角川調整池の整備促進に向けて、事業進捗の時期を捉えながら、しっかりと国に要望してまいりたいというふうに思います。

私からは以上です。

●議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時四分 休憩

十二月五日

令和六年十二月五日(木) 午後二時三十分 開議

出席議員 三十六名

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝	三六番	大場芳博
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷		
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文		
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三七番	岡口重文		
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸				
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹				
一 一 番	野田勝人	二五番	宮原真一				
一 二 番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範				
一 三 番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一 四 番	古賀和浩	二八番	武藤明美				

欠席議員 一名

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上泰洋	井手宣拓	島内利昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 議事局長																		
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	山月律之	篠田博幸											

十二月五日

○ 開 議

●副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

●古賀和浩君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。自由民主党の古賀和浩でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。今回も現場の声を聞いてきました。今回は五問、質問をいたします。県民の思いをつなぐために質問をいたします。

まず問いの一、「山の会議（仮）」を契機とした自発の地域づくりについてです。昨年の十一月議会でも質問しました自発の地域づくりについて質問いたします。

地域づくりという言葉は、私が県議になって大切にしている言葉です。私は若い頃から地元の様々な団体に加入して活動をやってきました。その活動が実は地域づくりになっていったんだと議員になって気づきました。

佐賀県では、令和二年度から地域による、地域のための、地域のみんなで考える「山の会議（仮）」に取り組みられていますし、それが県内各地において、地域資源を生かした地域主体の自発の地域づくりとして広がっております。

私の地元の基山町では、令和四年度の「山の会議（仮）」の開催をきっかけに、これまでになかったお寺を会場としたイベント「寺 de フェス」、「寺 de スポーツ」として、地域住民が主体となって開催されました。

自発の地域づくりは、私が今まで団体に所属して活動してきたこととは違い、何もないところから自分たちで考え、行動して取り組みられてお

り、その地域ごとにテーマを決めて様々な活動をやっているとお聞きします。

私は地域づくりをやってきましたので、自ら考え、実行することは非常に難しいことであると理解しておりますが、地域住民が自らの地域に愛着と誇りを持ち、地域資源を磨き上げる自発の地域づくりを通じて光り輝く唯一無二の佐賀県がつくられていくと考えておりまして、「山の会議（仮）」はまさにその象徴的な取組、地域づくりの原点のような取組であると認識しております。

そこで、次の点について伺います。

これまでの取組でございます。

県では、これまで「山の会議（仮）」にどのように取り組んできたのでしょうか、地域交流部長にお伺いします。

次に、先日の九月に嬉野市で開催された「山の会議（仮）深掘り会議」に参加しました。鹿島、太良、嬉野、武雄の地域の皆さんが地域の枠を越えてつながり、みんなで地域の未来を熱く語り、盛り上がっている姿が非常に印象的でありました。

基山町で今年開催された「寺 de スポーツ」は五百名もの参加者で盛り上がりましたが、私の周りの基山町内の方の話題に上がることはありませんでした。今後、活動を継続するには、地域の方に愛され、地域の子供たちを巻き込んで、新たな地域の担い手の確保が必要だと考えております。

私は、地元に住み続け、小さい頃から仲間との関係があり、活動しやすかったにもかかわらず、仕事をしながら活動することが負担であったり、担い手の確保が難しかったなどの活動継続の難しさを経験しており

ますので、地域づくりの継続は難しいことだと理解しております。

そんな中、うれしい出来事がありました。先日の十二月一日の日曜日に、佐賀さいう表彰の自発の地域づくり・協働部門で受賞された「一般社団法人ここてらす」の代表理事の入江さんは、私がPTA活動を長年一緒にやっていた役員の息子さんです。一緒にPTAの役員を長くやってもらっていました。その入江さんは今二十五歳の若者です。入江さんがやっている「ここてらす」は、子供食堂や団体に再配分するフードバンクや、コンビニのフードドライブの仕組みを利用し、食材の寄附を集め、子供たちに食事を提供しております。私や入江さんのお母さんたちとやってきたPTA活動とは違い、自発的なすごい活動をやってくれておりますが、地域の子供たちのための活動に取り組んでいることに、私たちの思いをつないでくれたんだなと勝手に思いました。もう感謝の言葉しかありません。

このように自発の地域づくりはすばらしいものですが、もっと地域を巻き込んで活動の輪を広げて、今後の地域づくりの担い手を確保して、継続していくべきだと考えております。継続は力なりです。これからも県として地域にしっかり寄り添い、地域住民の思いをつなぎながら自発の地域づくりを支えていってもらいたいと思っております。

そこで、今後の取組について伺います。

これからさらに取組が広がり、自発の地域づくりが県内各地で盛り上がっていくためには、県民にしっかり理解、認知してもらうことが大切だと考えております。県として今後どのように取り組んでいくのでしょうか、地域交流部長にお伺いします。

自分たちの力で佐賀を盛り上げ続けることが入江さんみたいな方につ

ながり、佐賀に住みたい人が確実に増えていくと私は信じております。さが創生推進課のメンバーも頑張っておるところを私、間近に見てきましたので、部長も元気いっぱいこの答弁をお願いしまして、次の質問に移ります。

問いの二、国民健康保険税について伺います。

国民健康保険については、私は令和二年、令和五年の十一月議会で質問させていただき、今回で三回目です。国が定めた制度ではありませんが、県民に直接関係があり、これからの佐賀県にとって重要な課題であると認識しており、今回も質問することとしました。

先日、ある新規就農の方とお話をしていました。その方が言われるのは、いろいろな支援をいただいておりますが、保険は国保になりましたので、以前、会社員で働いていたときよりも随分と高くなりましたと話されてきました。私も会社員からこの職業に替わったときに同じように感じたことを思い出しました。

国民健康保険制度は農業者や個人事業主などが加入されており、現在、国、県、市町は、そのような職業で佐賀県を支えていただいている方々を様々な形で支援しております。しかし、農業や個人事業を始めるときに保険料の負担が重いといったイメージがつくとよくありません。

そもそも国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高い上に低所得世帯が多く、所得に占める保険税の負担が重いといた課題があります。さらに今後、医療の高度化等による医療費増や、国民健康保険の被保険者の減により一人当たりの医療費もさらに高くなっていき、国民健康保険の財政基盤が不安定な状況になることが見込まれております。

国民健康保険加入者の負担をこれ以上増やさないためには、国民健康保険の財政運営の安定化や、医療費の伸びを抑えていく必要があるのではないかと考えております。

佐賀県では、国民健康保険の財政運営を安定化させるために、令和九年度に国民健康保険税率を県単位に一本化し、市町単位での支え合いから県単位で支え合う仕組みに変えるように取り組んでいることは認識しております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

国民健康保険税率の一本化に向けた取組についてです。

現在、保険税率が上がっていく傾向の中で、各市町において様々な政策を実施して保険税率を上げないように苦労されているともお聞きしております。

私としても、保険税率の一本化を進める必要性については十分理解しておりますが、一方で、保険税率の一本化を行うことは、市町間での相互扶助が働き、保険税負担がこれまでより小さくなる市町もあれば、大きくなる市町も出てくるということでもあります。

このような状況の中、令和九年度の保険税率の一本化に向け、どのような取組を行っているのでしょうか、健康福祉部長にお伺いいたします。次に、医療費の適正化への取組について伺います。

もともと佐賀県の医療費水準は全国でも高く、市町村国民健康保険の令和三年度一人当たり年齢調整後医療費は四十六万六千五百二十九円で、何と全国で一位です。これは単純に高齢化が原因ではありません。高齢化率の上位の東北地方などは医療費が三十万円台となっており、佐賀県は、病院が近くにあつて受診しやすいという、県民にとって

はメリットでもありますが、健康保険税率の上昇を招きやすく、医療費の伸びを適正化することが急務となっております。今後、保険税率を一本化することにより、医療費の適正化の取組に影響が出るのではないかと危惧しております。

具体的には、保険税率を一本化することで保健事業などの医療費の適正化に積極的に取り組まない市町が出てくるなどのモラルハザードが発生すれば、県全体での保険税率抑制が働かない可能性もあります。県内の保険税率が統一された後は、より一層、市町が一体となり、県全体で保険税率を抑えるために医療費の適正化に取り組む必要があります。それぞれの市町が着実に保健事業に取り組んでもらわなければならないと考えております。

また、保健事業を積極的に進めている市町に対しては、佐賀県が評価をし、何らかのインセンティブを与えることで、医療費適正化の競争が始まり、保険税率の伸びを抑えることにつながるのではないのでしょうか。

いずれにしても、佐賀県は保険税率一本化後、どのように医療費の適正化に取り組んでいくこととしているのでしょうか。

あわせて、国に対しても、これ以上被保険者の負担が増えないように、財政支援について要望すべきではないでしょうか。国民健康保険を守っていくという思いを持って、健康福祉部長、答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

問いの三、不登校の子供たちのための教育支援センターについては、これも令和三年十一月定例会で質問しました。再度質問いたします。令和に入り、不登校児童生徒数が全国的に増加をしており、私の身近

にも不登校の児童生徒の話はよく耳にします。

今年十月に文部科学省から公表された「令和五年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、全国の国公私立小中学校における年度内に三十日以上登校しなかった児童生徒のうち、不登校児童生徒は、小学生で十三万三千七十人、中学生が二十一万六千百十二人の計三十四万六千四百八十二人で、令和二年までの小中学校の合計が十万人台後半で推移していたんですが、令和三年に二十四万四千九百四十人、令和四年で二十九万九千四十八人と、五万、五万、五万、三年間で十五万人増えています。

さらに、令和五年度の不登校児童生徒のうち、九十日以上欠席した生徒は十九万人で全体の五五%にもなります。

よって、県内の状況をまずお聞きします。

不登校の現状についてです。

県内の小学校、中学校の不登校の現状はどのようになっているのでしょうか。

このように、不登校の子供たちが増えている現状なので、不登校対策を国、県、市町で行っています。不登校の原因の防止策も大切ですが、不登校の子供たちの学びの場が、学校だけでなく、様々な場所で行われるようになっていきます。多様な学び方があってもよいとは思いますが、社会に出た後、学校に行かないということ、子供たち自身が苦勞する場合もあるのではないかと危惧をしております。

学校は、様々な人と関わり合いの中で成長ができる場所であり、できれば子供たちは学校に登校したほうがよいのではないかと考えております。

県教育委員会が不登校対策として様々な取組をされていることは知っておりますが、中でも教育支援センターは、不登校の子供たちを学校復帰につなげる大切な存在であることから、教育支援センターの充実を図ってほしいと考えております。

そこで、県の教育支援センター「しいの木」について伺います。

子供たちの状況によっては、学校に行くことができなくても、学校とは別の場所にある教育支援センターには通えるという子供たちもいます。教育支援センターは、社会的な体験をすることによって、将来の自立につなげていく場所で、佐賀県には佐賀市内にある「しいの木」がその役割を果たしていますが、佐賀県が設置しているのは、その「しいの木」一カ所だけありません。

そこで、現在県が設置している教育支援センター「しいの木」の利用状況はどのようになっているか、どのような取組を行っているのでしょうか。また、「しいの木」の今後の在り方についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

次に、市町の教育支援センターについて伺います。

県が設置している教育支援センター「しいの木」では、充実した支援が行われていると思いますが、佐賀市大和町にあり、通所できる子供たちは、佐賀市とその周辺の市町の子供たちだけです。

現実的には、不登校の子供たちの多くは自宅の近くにある市町の教育支援センターに通っております。私の地元の基山町でも設置しており、年々利用する子供たちが増えております。

現在、十八市町で二十カ所ある市町の教育支援センターに対し、「しいの木」に配置された不登校対応コーディネーターが助言等を行っている

ると聞いていますが、それだけでなく、積極的に不登校の子供たちの受け皿づくりに関わってもらいたいと思っております。

これだけ、不登校の子供たちが増えている現状なので、市町の教育支援センターが充実せねばなりません、各市町で運営をやっておりますので、人的な問題、また場所の問題、また何よりも財政的な問題があります。よって、県がさらに積極的に市町の教育支援センターの充実に関わるべきだと考えております。

そこで、市町の教育支援センターの利用状況はどのようになっており、どのような取組がなされているでしょうか。また、市町の教育支援センターへの県の財政的支援や人的支援等が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上三項目、全て教育長にお伺いいたします。

学校に來られない子供たちは、私はたくさん知っております。身近で、できるだけ通いやすい教育支援センターがぜひ必要です。教育支援センターに來れる子供たちが社会的自立に向かえるように、子供たちの背中をちょっと優しく押してあげられるような支援ができるような答弁をお願いして、次の質問に移ります。

問四は、特別な配慮が必要な子供を支える保育人材の確保についてです。

近年、発達障害など、特別な配慮が必要な子供に対する認知が広がったことや、一歳半健診や三歳児健診など、乳幼児健康診断での早期発見につながっていることなどにより、特別な配慮が必要な子供たちも増えております。県内の保育施設でもこういった子供たちはたくさん増加してきて、支援を行う現場の負担はますます大きくなっていると思っております。

そうお聞きしましたので、私は地元の保育施設に行って現場の声を聞いてきました。そのときに、その施設に通う特別な配慮が必要な子供たちは年々増えており、今いる職員で対応するのは大変だという声がありました。これは保育者の方々の、全ての子供たちにきめ細かく保育したいという姿勢から出てくる声であると私は感じました。そのような声に対応することが、全ての子供が安心して通える保育施設につながると思っています。

保育施設内では、現在、配慮が必要な子供たちも、そうでない子供たちも同じように通っております。そういう子供たちを小さい頃から同じように保育をすることは、インクルーシブ保育をやっていると云えます。しかし、同じインクルーシブの教育をやっている小学校では特別支援学級があり、様々な教育をしております。現在の保育施設には、障害児通所支援を受けていない、いわゆるグレーゾーンの子供たちも通っていたり、また保育者の方々は、障害児通所支援の支給決定があるかどうかにもかかわらず、現場で常に子供たちへ配慮しながら、日々、相当な苦勞をされていると感じました。

特別な配慮が必要な子供たちのために、そろそろ様々な保育を考えなければいけないのではないのでしょうか。特別支援保育室みたいなところをつくれとは言いませんが、障害児保育を専門とした方を配置したり、児童発達支援事業所と連携するなど、やり方はいろいろあると思います。そのような状況を踏まえて、次の点について伺います。

保育施設での受け入れ状況や支援の現状についてです。

県内の保育施設に通う特別な配慮が必要な子供たちの受け入れ状況や支援の状況はどうなっているのでしょうか、男女参画・こども局長にお

伺います。

次に、今後の取組について伺います。

今後、全ての子供たちが、成長過程で必要な支援を受けることができる社会であってほしいと思っております。しかし、そのことが保育者の負担になっているのではないかと考えております。保育施設と児童発達支援事業所を併用されている子供たちも多く、それぞれが連携してインクルーシブ保育をいかに進めていくかが重要だと考えております。

保育人材を直接集める政策を実施し、人材を確保するとともに、子供たちが日々通う保育施設で働く保育者の負担が少しでも軽減されることで、現場が必要とする保育人材を確保できるのではないのでしょうか。

このような現状を踏まえて、県では今後どのように保育人材の確保に取り組んでいくのでしょうか、これも男女参画・こども局長にお伺いします。

この質問は、保育の現場と児童発達障害の、いわゆる隙間の部分の内容でしたので、質問を行うに当たって、こども未来課さんに健康福祉部の障害福祉課さんと連携をしてもらって対応してもらいました。ありがとうございました。

今後、保育の現場も、あらゆる子供たちを様々な形で支えてもらうように連携をしてもらい、それが保育士の確保につながることを切に願っています。次の質問に移ります。

最後は、年末に毎年多く発生している交通事故について質問します。

昨日も鳥栖市で八十二歳の高齢者の方、歩行者が、交差点の横断歩道で車にはねられてお亡くなりになりました。これで今年お亡くなりになった方は二十四名になりました。

今回は、交通安全施設の維持管理と歩行者を守るための取組について伺います。

十二月十一日から冬の交通安全県民運動が始まります。今年は三つの重点項目があります。重点項目一、「横断歩行者をはじめとした歩行者の保護」、重点項目二、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、重点項目三、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」です。本部長いいですよ、これで。

昨年も十一月までは一桁で推移していた交通事故死者数も、十二月で一気に増えました。今年の佐賀県の交通情勢は、人身交通事故こそ昨年引き続き減少傾向で推移しているんですが、交通事故死者数は既に昨年一年間の死者数十三人を大幅に上回っており、先ほど言いました二十四名、厳しい状況にあり、十二月、これ以上死者数を増やさないという強い意志を持って運動すべきだと思っております。

ちなみに、昨年は十三名、その前が二十三名、二十三名、その前の前までも超えてしまったというような状況でございます。

今年の交通事故の特徴を見えますと、特に道路を横断中の歩行者が犠牲となる事故が増加しております。その中でも、歩行者が絶対に保護されるべき場所である横断歩道を横断中に犠牲となる事故で、四人と原稿を書いておつたんですけど、朝、五人と書き直しました。五人もこの命が奪われております。

例年、今の季節は夕暮れ時と買い物や帰宅による交通量が増える時間帯が重なり、特に歩行者が犠牲となる重大事故が増加する傾向にあるため、今後さらなる重大事故が発生するのではと心配をしております。

車対歩行者の事故をできるだけ防止するには、車が走行するゾーンと

歩行者が歩くゾーンが交差ししない構造とすればよいのですが、昨日の青木議員の歩道橋とか、あとまた地下道とか考えられるんですけど、それは一般道では難しいので、ドライバーと歩行者がお互いに認識しやすくするための交通安全施設が重要でございます。交通安全施設の維持管理について伺います。

ドライバーや歩行者が道路を安全に利用するためには、交通安全施設を適切に維持管理していくことが重要だと考えております。道路管理者が管理するボラードや外側線やカーブミラーなど、交通安全施設については適切に維持管理していくことが必要です。このような交通安全施設は消耗したり、壊れたり、また、道路条件が変わったりして、現場の状況に応じて対応しなければ機能はしません。市町で交通安全に関わる団体がパトロールをしておりますので、そんな団体と連携をしていき、実際の現場の状況を見て即対応すべきだと思っております。

今後、どのように対応していただくのでしょうか、県土整備部長に伺います。

次に、歩行者保護について伺います。

車と歩行者の事故は、一たび発生すれば重大事故へと発展する可能性が高く、歩行者が犠牲となる悲惨な交通事故を未然に防止していくために、歩行者保護対策を強力に進めていただきたいと考えております。

先日、町の役員さんが、夜歩きをされている方に反射材を配ろうと動かれておりました。このように、反射材に対するニーズは高まっております。反射材など、ドライバーが歩行者を認知できるものが有効になると思います。特に今年の死者数二十四名のうち十名が横断歩道で、そのうち九名が高齢者という状況なので、反射材などのグッズの配り方も考

えなくてはいけないのではないのでしょうか。さらに今年の事故の傾向から考えても、薄暮時に重点的に取り締まりを行うなど、取り締まりの方法も重要だと考えております。

よって、歩行者保護の観点から、横断歩行者が犠牲となる交通死亡事故の抑止についてお伺いします。

交通死亡事故の抑止に向けて、警察としてどのように取り組んでいくのでしょうか、福田警察本部長にお伺いいたします。

以上五問、県民の声を伝えました。執行部の皆様におかれましては、県民に分かりやすい前向きな答弁を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。（拍手）

●引馬地域交流部長 登壇 古賀和浩議員の御質問にお答えいたします。

私からは、「山の会議（仮）」を契機としました自発の地域づくりについて二点お答え申し上げます。

まず、これまでの取組でございます。

佐賀県の地域づくりの基本的な考え方は、御案内のとおり、地域の皆さんが知恵を出し合いながら、「本物」の地域資源を磨き上げ、自主的、主体的に取り組む自発の地域づくりであります。

特に山は、そこに暮らす人々だけではなく、平野部を含む全ての人々に恩恵をもたらす源流でございます。山に光を当て、山を守る、山で営む、そして、山のすばらしさを伝えるといった三つの視点で、森、川、海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなぐ取組を進めておるわけでございます。

山を大切にする取組の一つとして、様々なエリアや人々をつなぎ、山

の未来をみんなで語り合う、この「山の会議(仮)」を令和二年度から開催いたしております。本年十一月に開催いたしました小城・多久ブロックをもって、県内二十市町十一ブロックを網羅いたしました。

この「山の会議」をきっかけとして、様々な人が出会い、語り合い、そして、自らの地域への愛着と誇りが深まり、地域を楽しく、心地よくするアイデア、こういったものが実現に向けてチャレンジしていくこと、すなわち自発の地域づくりが生まれ、育ち、広がってきているわけでございます。

事例としては、先ほど議員から御紹介もりました基山町での「寺deフェス」や「寺deスポーツ」をはじめといたしまして、例えば嬉野市では、商店街から始まりました、その土地の何げない日常の暮らし、風土、出会いを楽しむ「暮らし観光まちあるき」、それから、みやき町から始まりました、地域資源を生かした低山トレッキング、カヌー、サイクリングを楽しむ「レジャートライアスロン」、こうした取組が、人と人、地域と地域のつながりから各地域に広がっていると考えております。

また、これまで「山の会議」を開催した地域から、もっと新たな人とながりたいとか、もっと語りたいと、そういった声が上がりました、まさに先ほど議員から御紹介のあった「深掘り会議」、これが自発的に開催される地域も出てきたわけでございます。

私も県職員も何度も地域に足を運びまして、地域の皆様方と顔を合わせる中で、県内における自発の地域づくりが確実に広がっていることを傍らで実感させていただいております。

次に、今後の取組でございます。

改めまして、この佐賀県の地域づくりの基本的な考え方は、やはり自発の地域づくりでございます。地域住民の方々がいればトライ・アンド・エラーのプロセスを重ねることで、自発の地域づくりの取組が磨き上げられるわけでありまして。その結果、取組が長く続いていると考えております。

地域づくり活動を理解、認知してもらおうことや、活動への称賛といったこと、自発の地域づくりに取り組む皆様方のモチベーション向上とか、新たな担い手の参画につながっていくわけでございます。

基山町のイベントにおける課題、これは議員も御指摘になりました地域住民の方の認知とか参加につながることを、取組の継続といった、こういったことについては、例えば、地元住民の方に取組を知ってもらおうための広報、それから自主的な財源、こういったものの確保、こうしたことを私どもは地域の皆さんと一緒に考えたり、ほかの地域の事例を基に必要なアドバイスを行うこととしております。地元の皆様にも自発の地域づくりの取組がしっかり理解され、認知され、継続していくように、県としてもしっかりと応援をさせていただきたいと思っております。

やはり、地域づくりで大切なものは人でございます。引き続き、人と人、地域と地域の横のつながり、これをつくってまいりたいと思っております。こうした地域間の連携により取組の幅が広がり、そして、お互いが刺激を受け、また、悩みを共有し、アドバイスやエールを送り合うということ、取組がさらに発展、進化していくと私ども考えております。

県内外の多くの方々には佐賀の山のすばらしさに気づいてもらい、また、その価値を未来につないでいくためにも、引き続き地域に入り、お声を

聞き、そして寄り添いながら、自発の地域づくりをしつかりと支えてまいりたいというふうを考えております。

私からは以上でございます。

●井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ私からは、国民健康保険税につきまして二点お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険税率の一本化に向けた取組についてです。

医療の高度化による医療費の増加や、国民健康保険加入者の減少等に伴います保険税率の上昇を県全体で平準化し、国民健康保険の財政運営の安定化を図るために、現在、県と市町が一体となりまして、保険税率の一本化に取り組んでおります。

保険税率の一本化は、令和九年度から実施いたしましたして、令和十二年度には完全に統一ということで、その間、令和九年度からの三年間は準統一期間として、各市町において、基金からの繰り入れなどによりまして、保険税率抑制ができることとしております。

保険税率の一本化に当たりましては、各市町の保険税率が激変しないよう、公費等の歳入と保険給付費等の歳出を段階的に調整するとともに、事務の標準化、また保健事業の標準化、こうしたことを行っていく必要があると考えております。

具体的には、県内のどの市町に住んでも同じ所得水準、また、同じ世帯構成であれば同じ保険税率となります。こうした中で、保険税の減免の基準の統一。また、同じ水準のサービスを受けるようになることから、効率化の面からも手続に必要な書類を統一すること。それから、全市町で取り組みます特定健診等の保健事業について、事業内容や実施基準などを統一すること、こうしたことを進めてまいります。

また、こうした取組について理解を深めてもらうために、保険税率の一本化の意義や、またその内容について、今後、適宜、県民の方々に周知を行っていく必要があると考えております。その時期や方法についても市町と共に検討していくこととしております。

現在、それぞれの検討項目について、県と市町で検討部会を立ち上げまして議論を進めているところでございます。

それから、保険税率統一後の医療費の適正化への取組についての御質問をいただきました。

保険税率統一後は、医療費水準が——これは一人当たりの医療費が高いか低いかということになりますけれども、この医療費水準が低い市町が医療費水準が高い市町を支える、全市町で支え合うということになります。より一層、各市町で医療費の適正化に取り組んでいくことが重要と考えております。

このため、県と全市町で目指すべき保健事業の姿や取組水準等を検討いたします検討委員会を立ち上げております。その中では、保健事業の事業内容や実施基準の設定、これは具体的には全市町において取り組むべき標準的な事業、それから、いずれは全市町で取組を目指す選択的な事業、また、各市町で行います固有事業、こうしたものを整理しながら効果的な保健事業を行うこと。それから、市町の医療費の適正化の取組を評価いたします評価指標、こういったものの設定、それから、こうした客観的評価基準に基づきます評価が高い市町への金銭的なインセンティブ、こうしたものについての検討を進めているところでございます。

議員から国への要望についても言及がございました。

国の財政的支援については、毎年、全国知事会等を通じまして要望をしております。引き続き保険税の負担軽減につながる公費拡充について要望してまいります。

県といたしましては、保険税率の一本化や医療費の適正化への取組、それからまた、国の財政支援の拡充などの要望を通じまして、国民健康保険の財政運営の安定化を図り、国民健康保険制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、交通安全施設の維持管理と歩行者を守るための取組についてのうち、交通安全施設の維持管理の今後の取組についてお答えいたします。

議員から御紹介がありましたとおり、今年の交通事故の死者数は既に昨年を上回って、昨日時点で二十四名がお亡くなりになられております。このうち、道路横断中の歩行者が亡くなる事故が十件発生しているというところでございます。改めて交通安全対策の取組の重要性を認識したところでございます。

県といたしましては、歩行者が巻き込まれる悲惨な交通事故をなくし、そして、子供や高齢者をはじめとする県民の方々が、安全に安心して快適に移動できるよう、交通安全対策を行うことは大変重要であると考えております。

今年四月には道路課内に「道路安全推進室」を新設いたしました。さらなる道路の安全・安心な利用、そして、安全対策の強化に向けた取組をしっかりと進めたいというふうに思っております。

具体的な対策の状況でございますが、歩行者を保護するハード対策と

いたしまして、国、県及び各市町と連携しながら道路交通環境の対策に取り組んでいくところでございます。

抜本的な対策としては、用地買収を伴います通学路などでの歩道の整備、そして、即効的な対策となります道路の路面標示など、外測線が消えているところの対応ですとか、ガードレールの維持管理、そして、ポールドと言われる交差点に支柱を立てる交差点の防護柵の新設、そういったことに取り組んでおります。またさらには、ブループロジェクトの取組として交差点内のカラー化である交通安全対策も進めております。そして、生活道路での車両の通過スピードの軽減化の取組であります道路に凹凸をつけたハンプの設置、そして、通行幅を規制するラバーポールの設置、また、速度規制を伴う「ゾーン30プラス」の取組、こういった様々な取組を県民環境部など庁内の関係部署や交通管理者と連携して進めているところでございます。

また、令和三年度の千葉県の八街市の児童死亡事故が契機となって全国的に実施されました緊急合同点検、これを受けまして要対策箇所が約八百カ所設定されましたが、昨年度末までに全ての箇所での一定の対策が完了したというところでございます。

さらに、昨年五月に佐賀市の東与賀町で小学生が被害に遭う交通事故が発生しました。その後、速やかに県内においての緊急の通学路の合同点検を行いました。その結果、白石町内において路肩のカラー舗装化などの安全対策を実施したというところでございます。

道路は、人、物を運び、生活環境の中で欠かせない生活基盤でございます。歩行者など交通弱者が安全に利用するためには、道路における交通安全施設が適切に設置、そして、維持管理されることが非常に重要か

というふうには思っております。

維持管理に当たりましては、定期的な道路パトロールに加えまして、地元の実情に詳しい交通指導員の方々の声も聞きながら、事故や経年変化などで機能が低下したものについて、交通量や歩行者の多い路線など優先順位をつけながら、補修、更新を行っているところでございます。

地域の子供や高齢者の安全が脅かされる交通事故が起きないように、地域住民、学校、各道路管理者、交通管理者など関係者と連携しながら、交通安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、特別な配慮が必要な子供を支える保育人材の確保について二点お答えいたします。

まず、保育施設での受け入れ状況、それから、支援の現状についてでございます。

県内には現在、保育施設は三百超ございます。令和五年度の入所児童数が二万七千五百五十五人おりました、そのうち市町が障害児と認定した子供の数が千百十五人、二百二十六施設に通園をしております。また、この障害児以外にも特別な配慮が必要な子供たちがおりました、障害児と合わせますと、三十人程度の一クラスに約三、四人程度いるという感じと聞いております。

こうした特別な配慮が必要な子供を保育施設で受け入れて支えていただいている保育士、幼稚園教諭など保育者の皆様方の御尽力に心から感謝を申し上げます。

現在、県としては、保育現場への支援、障害児を受け入れるに当たったの支援でございますが、保育者を追加配置する場合の人件費の補助で

すとか、障害にに応じて必要となる設備改修に要する費用の補助とか、そういったことの支援を実施しております。

また、県が委嘱した専門アドバイザーを保育施設に派遣し、特別な配慮が必要な子供に保育者が適切に関われるように、例えば、問題行動への対応や言葉かけの仕方等について助言をするなどの取組を行っているところでございます。

次に、今後の取組でございます。

特別な配慮が必要な子供たちも、ほかの子供たちと一緒に保育施設で過ごしてもらいたいと思っております。ただ、保育の現場では、保育者の負担は大きく、苦勞されると聞いております。保育者の負担を軽減するなど、さらなる支援ができないかということを考えていきたいと思っております。

その一つとしては、やっぱり保育人材の確保だと思っております。これまで様々な取組をやってまいりましたけれども、これまでの取組に加えまして、例えば、現役、潜在の保育士を対象とした意向調査を実施いたしますとか、あとは大学とか保育関係の団体と意見交換をして、人材確保に向けた実効性のある取組を検討していくこととしております。

それからもう一つは、議員からお話がありました児童発達支援事業所の活用でございます。この児童発達支援事業所というのは、未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う施設でございます。県内には、保育施設とこの児童発達支援事業所を併設して運営している事例もございます。この児童発達支援事業所は年々増加傾向にあると聞いております。この併設形態という形が増えますと、子供の特性に応じた手厚い支援が一体的にできる

と思いますし、また、保育者の負担軽減にもつながるのではないかと思っております。

実際に併設している県内の保育施設から御意見を聞きますと、障害児が保育施設側にいるときも児童発達支援事業所の助言をもらうことができ、丁寧に対応ができるといった意見ですとか、保育者が児童発達支援事業所から得た知識や経験を積み重ねることで、心のゆとりができて余裕を持って保育ができるといった意見を伺っているところでございます。

県としても、こうした施設が増えていくことは望ましいと考えております。保育施設が児童発達支援事業所との併設や併用を希望する場合には助言を行うなど支援をしていきたいと思っております。

保育者の負担が軽減され、特別な配慮が必要な子供を含め、子供たちが笑顔で過ごすことができるよう、今後とも庁内関係部署との連携はもとよりでございますが、市町、大学、保育施設、団体等と連携をしながら、保育人材の確保等にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

●甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、不登校の子供たちのための教育支援センターについて御質問がありました。

初めに、不登校の現状についてでございます。

本県における令和五年度国公私立学校の不登校児童生徒数は、小学校が七百八十五人、中学校が千三百九十五人、小中合わせて二千八百八十人となっております。

児童生徒数の推移を申し上げますと、小中学校合わせて令和三年度が千六百四十人、令和四年度が二千十人、令和五年度が二千八百八十人となつ

ており、全国と同様、増加が続いております。

次に、県の教育支援センター「しいの木」についてでございます。

県教育委員会では、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を目的として、教育支援センター「しいの木」を設置しています。

ここに通所している児童生徒数は、十一月二十八日現在、小学生が八人、中学生が八人で、佐賀市を中心にそのほかの市町からも通所しております。

活動内容について申し上げますと、児童生徒の在籍校と連携しながら学習支援による基礎学力の補充、ものづくりや調理などの体験活動、基本的な生活習慣の改善、児童生徒や保護者の悩みや不安の軽減を図るための教育相談など、児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行っております。

また、「しいの木」に通所している児童生徒への対応だけでなく、町の教育支援センター単独では難しい取組や先進的な取組を行っております。また、県内教育支援センターの中核的機能を担っております。

具体的には、ソーシャルワークの専門職を不登校対応コーディネーターとして配置しまして、市町のセンターを訪問して助言や支援を行うほか、市町の指導員を対象にした研修会の開催、市町に通所する児童生徒を対象にした体験講座や宿泊体験などを実施しております。

「しいの木」については、このようにこれまで中核的機能の充実に努めてきたところでありまして、今後も引き続きその役割を果たすよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市町の教育支援センターへの支援についてでございます。

県内十八市町に二十カ所設置されている市町の各教育支援センターに

通所している児童生徒は、それぞれ数人から数十人と施設により人数は異なりますけれども、十一月二十八日現在、合わせて二百八十三人が通所しております。利用頻度についても、毎日通所する場合から月に一、二回程度など様々であるというふうに伺っております。

それぞれの教育支援センターでは、市町の実情や児童生徒の状況に応じて、指導員が保護者や学校と連携しながら、学習支援や集団生活への適応、情緒の安定に向けた支援等が行われております。

県教育委員会としては、不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、切れない総合的な不登校対策を行っているところございまして、少し具体的に申し上げますと、学校に行くことはできるけれども、教室に入ることができない児童生徒というのは、教室を別の部屋、別室で支援が受けられるようになっておりまして、そうした別室に支援員を配置する市町に対して補助を行っています。

家から出ることができないけれども、学校に行けない児童生徒に対しては、県や市町の教育支援センターがありますけれども、先ほど申し上げたように県センター「しいの木」の不登校対応コーディネーターが市町のセンターを支援しております。

家から出ることができない児童生徒に対しましては、訪問支援のノウハウのある民間団体に県教委から委託しまして、希望に応じて自宅訪問による学習支援やカウンセリングなどの支援を実施しております。

また、全ての公立学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できる教育支援体制の整備や、不登校に係る最新の情報を掲載した保護者のためのガイドブック作成などを行っております。

お尋ねがございました財政的支援についてでございます。

市町の教育支援センターにつきましては、実施主体である市町の判断で必要な体制を整え、予算措置されているところでございますが、そうした市町のセンターが充実強化に取り組み際の補助を令和四年度から実施しております。具体的には、専門のスタッフを配置するなど関係機関との連携を図ったり、学校や保護者への助言を行うなど、そういったコーディネーター事業を実施する場合、その経費の一部を補助しております。

このように、総合的な対策、取組において、県教育委員会の役割、市町教育委員会の役割を踏まえまして、市町では取り組みにくいところが県の役割であろうと考えておりまして、そうしたところへ県教育委員会が直接事業を実施することで市町を支援する、あるいは市町の事業に対して補助を行うなど対応しているところです。

不登校は、そのきっかけや要因は様々で、誰にでも起こり得ることです。でございます。県教育委員会としては、学校は全ての児童生徒にとって安心できる居場所、魅力ある学びの場でありたいと思っております。できれば外部に通う場合であっても学校とつながってほしい、学校でなくても教育支援センターや訪問支援など自分にとって安心できるところにつながってほしいと願っております。

今後とも、市町と連携しながら、児童生徒が一人一人の状況に応じた支援を受けることができるよう、引き続き総合的な不登校対策の充実を図ってまいります。

私からは以上でございます。

●**福田警察本部長** 登壇Ⅱ横断歩行者が犠牲となる交通事故抑止についてお答えいたします。

本年十一月末までの県内の交通事故死者数は二十三人であり、既に昨年一年間の死者数を大幅に上回っております。

状態別で見ますと、道路横断中の歩行者が九人と最も多く、全体の約四割を占めております。昨年中の道路横断中の死者は二人であり、比較しますと、道路横断中の死者の増加が本年の交通事故死亡者数増加の要因の一つになっていると考えております。

道路横断中の死亡事故を見ますと、横断歩道上で四人、横断歩道付近で一人と、歩行者が保護されるべき横断歩道もしくはその付近で多く発生しております。

また、七人の方が夜間に犠牲となっておりませんが、七人とも反射材を着用しておられず、いまだ着用の定着には至っていない状況がうかがえるところでもあります。

このような情勢の中、昨日、鳥栖市内において、横断歩道を横断中の高齢歩行者が犠牲となる交通死亡事故が発生し、現時点二十四人の貴い命が失われております。

本年十一月、日本自動車連盟により、全国の信号機のない横断歩道における一時停止率の実態調査の結果が公表されました。それによりまずと、佐賀県における一時停止率は四〇・〇％であり、これは昨年の調査から一三・八ポイント増加しております。つまり、運転者の歩行者保護意識は徐々に高まっているものとは考えられますが、この数値は全国平均の五三・〇％よりも低く、また六月、七月に実施した県民アンケートにおいても、いつも止まってくると回答した歩行者は約二〇％にとどまっております、引き続き歩行者保護意識の醸成に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

横断歩行者保護のためには、運転者に対する歩行者保護意識の醸成に向けた取組と、歩行者に対する自身の安全を守るための交通行動の実践を促す取組を並行して行っていく必要があるものと考えております。

まず、運転者については、横断歩行者妨害に重点を置いた集中的な取り締まりを展開中であり、本年は十月末現在で二百十五件を検挙しているところでもあります。そのほか、交通安全教育や街頭キャンペーン、運転免許更新の機会などを通じて、横断歩道での歩行者保護意識の醸成を図っております。

一方、歩行者については、夜間の事故が多いことなどを踏まえ、交通安全教育機器を活用した参加・体験型の交通安全教育や、街頭キャンペーン等を通じて、車両の直前直後の横断の禁止、ハンドサイン横断の実践、反射材着用の徹底等について広く呼びかけております。特に反射材の着用促進に向けては、夕暮れ時や夜間の街頭において、靴やかばんなどに反射材を取り付けていただく活動を強化しており、反射の効果の周知と自発的な着用を促すための取組も推進しております。

また、平素から高齢者と接する機会が多い民生委員をはじめ、地域の関係機関・団体とも連携しながら、反射材に関する広報・啓発活動を実施しております。

加えて、十月以降は夕暮れ時から夜間にかけて横断歩行者が犠牲となる交通死亡事故が増加する傾向にあることから、九月から十二月の四カ月間、交通対策協議会の推進機関・団体とともに、「交通死亡事故『ゼロ』チャレンジ」と銘打った歩行者事故抑止に重点を置いた交通死亡事故抑止対策に取り組んでおります。

この中で県警察におきましては、白バイ乗務経験者による特別白バイ

隊や、警察本部交通部による特別交通部隊の運用、白バイの時差運用など、夕暮れ時以降の交通死亡事故抑止対策を強化しております。

なお、昨日現在、横断歩道において五件もの交通死亡事故が発生しておりますが、横断歩道は歩行者が絶対的に保護されるべき場所であり、常に運転者から明確に認識ができる状態を維持することが重要であると認識しております。

そのため、横断歩道については、補修箇所の確実な把握を行い、標示が薄く消えかかっているなど、緊急性の高いものから順次補修を進めております。

死亡事故をはじめとする悲惨な交通事故は、被害者や御遺族だけでなく、加害者や周囲の方々にも大きな影響を与えてしまうものであると考えております。

県警察としましては、県をはじめ関係機関・団体との緊密な連携の下、引き続き交通安全対策に全力で取り組む所存であります。

以上でございます。

●野田勝人君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。

十一月十五日から狩猟解禁となりました。実は、唐津方面での野生イノシシの豚熱、これに対して県、あるいは県の猟友会は、県外に対して菌を持って帰るおそれもあるので、佐賀県内での狩猟をお控えくださいという、県外の方々にお願いをいたしました。そのかいあってかどうかは分かりませんが、通常のそれでも三分の二、今まで百五十ぐらいだったら百ぐらいの方々には佐賀県で狩猟をするというような状況になっていきます。

我が多久でも鹿児島からイノシシ捕獲に来られています。佐賀県は、カモの狩猟にしても、有明海、あるいは広大な平野の中の河川での捕獲、そして山も深くなく、急傾斜でない、非常に車が入りやすいところで捕獲できるということで、そういった面では非常に猟場としてはいいところというふうな条件だからこそ、イノシシの豚熱の件があっても、こつやっつけていらつしやるのかなというふうに感じているところです。

昨日時点でイノシシの豚熱、今のところあまり報道はあっていませんけれども、三十八頭が今、確認されています。幸いにも、県、関係者、そして唐津の猟友会の皆様方のお力をもって、何とか半島の一部で、まだ広がりはありませんけれども、危惧しているところは、今までは大体四頭、五頭という数字だったんですけれども、寒くなって彼らもやはり寒さに耐え得るための食べ物求めて動き回りますね。十月、十一月の二カ月で八頭、八頭と増えてきているんですね。これが十二月と一月とか、もつと極端に寒くなっていくと、もつと活発な動きになりますので、果たして唐津方面だけで守れるかどうかというところを本当に今危惧しているところです。まだ抑えてくださっているからこそですね。そこは本当に感謝する次第です。本当にありがとうございます。

私、十五番目の質問者のうちの十四番目なんです。十五番目やったから、もう俺で終わりだというのがはつきりしているんですけど、十四番目の心境というのはこういう心境が、今、私頭に浮かんだんですね。「じゃんけんで負けて虫に生まれたの」という句があるらしいんですね。そういう心境でありますけれども、先ほど古賀議員さんのほうで「山の会議」、そして部長さんのほうからも自発の地域に対する御答弁がありました。

私も最後の小城・多久地区の「山の会議」に参加させていただきました。公民館とか会議室でやるような会議じゃなくて、小城・多久地区では我が多久市のキャンプ場、しかも佐賀平野ぐらいいまでが一望できるような非常にロケーションがいいところで開催していただきました。

それぞれに各班に分けてタープを張って、そこでホットコーヒーでも飲みながら、本当にアットホームなというか、そういったところで皆さん和気あいあいと会議を、お話をされているんですね。先ほど集まってきたばかりの皆さんがですよ。

あれを拝見したときに本当に感じたのが、その前に私が北多久の水田を考える会の会議で、回が重なることに発言者がいなくなるという、あの話を聞いたときの寂しい感覚と、皆さんが楽しく話し合う感覚が何でこんなに違うんだろう、そこに非常に関心を持ったんですね。

自発の地域づくりという本当にみんなの思いを引っ張り出す、そういった思いと熱意が今集まったばかりの人たちの心や気持ちを引き出すという、ああいうのに非常に感銘いたしましたして、ぜひ今日も引き出しを持っていろいろな御答弁を期待しているところでもあります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

地域農業を担う後継者や女性の定着に向けた取組についてであります。

佐賀県の基幹産業である農業の振興、またその生産を支える農村の活性化は極めて重要な県政の課題と考えております。

山口知事の就任以来、「農業の振興なくして県勢の浮揚なし」、農業は佐賀県の誇りで、この農業を守り育てていくことは極めて重要だと心強い信念の下、やりがいのある産業、そして稼げる農業であることを掲

げ、昨年八月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二二」を策定し、「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村の実現」を目指す中、「活力ある農村の実現」に取り組みされており、「園芸888」に対する数々の施策をはじめ、中山間対策や畜産、林業など、幅広く今日までにたくさんの方々の施策を後押ししていただいているところであります。

それでも、全体として、米、麦、大豆の低迷傾向や、生産資材価格の高騰、気象災害などに伴って農業経営は思うようにはいかなく、所得が伸び悩んでいるのが現状であります。

幸いなことに、私はほぼ定期的に不特定の農家の方々と現場の声を伺う機会をいただいております、本当に頼もしく思っているところです。その腹を割った話の中で、今年のミカンはやかったとか、あるいは米の価格はもう少し高くあってほしいとか、いろんな話を伺う中、担い手の話では、一度、農業外で勤めて収入を得た経験があるならば、稼ぐ農業というからには、せめて市町役場の課長クラスぐらいないと、なかなか農業を継げとは言いがたいという声がありました。

また、新規就農への支援制度はあるが、跡取りである子供がUターンし、農業に励むところにも支援があってもいいのではないかと。なぜなら、農業従事者として家、土地もあり、一番信頼が高いのではないかと。やる気だけの農業支援ではなかなか難しいのではとの声には、私は切実な思いを持って伺った次第です。

そして今回、心に響いたのは、なりわいとしてのいろいろな支援はありがたいことでもあります。しかし、農業地帯では未婚のまま年を取り、一人農業を真面目にやっている姿を見るが、今後の地域農業を支える若い世代の担い手が減っていくことに大きな不安を感じ、なりわいの安定

も大切なことであるのは間違いないのですが、家庭を築いて地域に根を下ろし、家庭での安心、安定感こそ農業を支える根幹ではないかとの声を聞きました。

現在、農業に従事する方は年々減少しており、農家の後継ぎの他産業への流出など、若い世代の農業の担い手も少なく、高齢化が進んでいる中、農村部や都市部などを問わず、以前と比べ、結婚しない、あるいは婚期が遅れてきていることを随分耳にします。確かに私の身近にも、先輩や親戚や知り合いの御子息など、縁に出会うことなく、農業にいそしんでおられる状況があります。それが当たり前の社会のようにも思われています。

もちろん結婚観に関して様々な考えがあることは承知しているところではありますが、しかし、農林水産業などの昔からの土地を守り、文化を育み、地域に根差した第一次産業をなりわいとされている方々は、勤め人とは違い、転職や移住など、同じ枠の中の考え方で議論するのは違うのではないかと思っております。

そこで、国のデータなどを調べてみました。農林水産省が五年ごとに行っている農業センサス、直近の——これは五年ごとですから、直近と言っても二〇二〇年になります。——数字によりますと、農業全体として減少傾向にあり、そのうち九六%を占める個人がされている農業は、二〇二〇年は百七万六千世帯と、十五年前の平成十七年、二〇〇五年です。ね、百九十七万六千世帯と比べて四八%も減少しているのが現状であります。中でも、この五年、二〇一五年から二〇二〇年、直近五年では三十万軒の農家がやめた形となっております、その前五年に比べても減少率が大きくなってきているところがあります。恐らく次期センサスで現れ

てくる数字はもっと減少しているという見通しに誰でもが思う次第であります。

そして、農業従事者の七割が六十五歳以上であります。例えばの話ですが、社員構成の七割が六十五歳以上の会社を想像してみてください。例えば、県庁でもいいです。七割が六十五歳の組織。その五年後、十年後の姿も想像してみてください。考えさせられるところでもあります。

また、農村地域の男性人口は二十歳代で辛うじて増加傾向が見られるものの、三十前後の女性人口の増加が以前に比べ見られなくなっており、減少に転じております。中でも女性の割合が農村地域と比べても農家世帯では大きく低下しているという報告がございます。

新規就農者で見ますと、女性の割合が、調査が開始された平成十八年の三〇%から平成三〇年には二四%へと低下しており、農作業の体力的なきつさや栽培技術の習得などの課題があり、女性労働の確保に関する他産業との競争も強まっていることから、地域に女性の姿が減少していく傾向であると言われております。

一方で、男性の未婚率は全体的に増加傾向であるものの、一般就業者全体に比べ農業就業者で高く、四十代前半の三分の一以上が未婚であり、近年、さらに未婚化が加速化していると危惧されています。

農林水産省のまとめとして、農村地域や農家世帯で女性が少なくなってきた要因として、高学歴化などによる女性の流出が続いており、あわせて就職や結婚を契機とした人口の流入が少なくなってきたということがあります。それに加えて、先ほどの話ではありますが、男性農業就業者の未婚率の上昇があるから、女性が少なくなってきたという報告であります。これは農林水産省関係の資料であります。

よって、都市部で就業経験のある女性にとって魅力的な仕事、働く場を農村地域においていかに創出していくことができるかという結果報告になっておりました。このことについてはまたいずれ質問したいと思えます。今回は農業です。

農林水産省におきましても、「農業女子プロジェクト」などを通じて若い女性農業者による取組を発信するとともに、民間企業とのネットワーク形成などを後押ししているとのことですが、現実として地域の切実な声に対して何かできることはないかと思っております。

県では、さきに述べましたとおり、「さが園芸888運動」を展開し、農業産出額の向上に取り組んでおられ、稼ぐ農業を実現していく上では確かに大切で有効な方策と思います。しかし、それだけで地域に若者や女性が残りの、また、帰ってくるのか、私は疑問に感じるところであります。

何より生産の中核となる担い手、農家の後継ぎや女性が、地域で生き生きと農業に取り組み、活気にあふれる農村を築いていくことが重要ではないかと考えるからであります。

そのために、なりわい面への支援だけではなく、新たにこういった分野にも目を向け、何か講じることが必要なのではないかと改めて思い質問をさせていただいています。

そこでも、農村地域に若者や女性が少ないといった状況をどのように考えておられるのか。また、地域農業を担う若い後継ぎや女性の定着については、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

問いの二番目であります。県内建設業の健全な発展についてであります。

県内建設業は、建設業者や建設資材を納入する地場企業によって成り立っており、社会資本整備や維持管理を担い、災害時には緊急対応や復旧活動などの対応をさせていただいており、感謝の念に堪えません。

しかし、県内建設業では、就業者数が年々減少し、他の産業に比べ就業者の高齢化が進んでいるほか、近年の物価高騰に伴う燃料や資材価格の上昇、時間外労働の上限規制の適用などにより、厳しい環境に置かれている現状があります。

さらに、県内の建設資材業者も、厳しい価格競争にさらされ、人件費や燃料費、材料費が上昇しているため、資材価格を上げようとしても適正な価格での取引が難しく、疲弊しているという切実な声も聞いているところでもあります。

企業が、適正な利潤を得、労働者の賃金を上げ、福利厚生を充実させ、就業者を増やすことにつながるためには、適正な価格転嫁を行う必要があるべきと考えます。

このため、建設資材業者を含めた県内建設業全体が発展できるよう、公共工事を適正な予定価格で発注するとともに、資材の地産地消に優先的に取り組み、地域内で経済を循環させることが重要であると考えます。

また、県内建設業の就業者数が減少する中、頼みの綱となるのが「i-Construction」であり、生産性向上や経営環境の改善などを行うため、ICTを活用した省力化の取組が必要と考えているところであり、以前の常任委員会でも取り上げさせていただきました。

山口県の、令和元年から取り組んでおられます「建設ICTビジネスメッセ」の開催や、技術者養成のための「建設維新ICTセミナー」の開催などを紹介し、先進事例や、他県の工業高校生がICT活用工事現

場実機体験や、プロの方々から習う測量機器関係の研修を行い、高校生にICT最先端の土木技術を伝えていく取組などを紹介させていただきました。学生に限らず、保護者にも土木のイメージを覆す大切な取組だと思われました。

また、ICT建設機械は、従来の建設機械と比べ、操作経験の浅い方でも経験豊富な方と同じように効率よく正確に作業できるため、建設現場での省力化の取組が進むものと期待するところであります。

さらには、ICT活用工事は、建設現場でデジタルデータと先端の情報通信技術を用いることから、建設業が男女に関係なく若者にとって魅力ある産業になるはずであります。

部長答弁では、生産性の向上や週休二日制が取りやすい環境になっていき、若い方々への建設業へのイメージ向上にもつながるなど、若い方へ響き、担い手確保に資するものだ。時代、時代の新しい技術をしつかりと取り入れ、普及もしつかりとやっていき、職員のレベルも上げていきながら、建設業界と連携して担い手の確保に努めてまいりたい旨の答弁をいただいているところであります。

高齢化が進み、物価高騰に伴う燃料や資材価格の上昇、時間外労働の上限規制などにより、ますます厳しい環境となる中、県内建設業の合理化が進み、利益を出して発展できるよう、県内建設業にICT活用が広がることを期待するものであります。

そこで、県内建設業の健全な発展について次の二点をお伺いいたします。

まず、県内建設業の育成についてであります。

公共工事を適正な予定価格で発注するとともに、資材の地産地消に優

先的に取り組み、地域内で経済を循環させるため、どう取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、ICT施工の取組についてお伺いいたします。

生産性向上などICT施工の現状の取組と、また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

大きな項目の三番目です。「唯一無二の誇り高き学校づくり」についてであります。

私の地元にある多久高校では、国民スポーツ大会の開催に合わせてクライミング施設が整備され、鳥栖工業高校にはレスリング場が整備されるなど、県内には全国に誇れる魅力ある施設を整備していただきました。

今後、このような学校に全国から生徒が集まり、そこで練習した生徒が全国で活躍したり、世界を目指したりすることは、学校や地域にとつて誇らしいことであり、これからの施設の生かし方に大きな期待を持つところであります。

実は私は、この誇りという言葉にはすごく重みを感じているところであります。単にすばらしい設備があるから、すばらしい人が育ち、誇りと思うというのではなく、価値観や努力、そして、鍛錬することで得ていく喜びから積み上げられる、そのような一連の中から身につくものこそ、真の誇りであると思っており、それは子供が小さいながらも生きていく成長過程において、人や地域の中で様々な活動を通じて褒められ、叱られ、勇気づけられながら醸成されていくものであると思っております。そして、その活動から、自分への自信が少しずつついていき、積み重ねによって自己肯定感が形成され、結果、生徒一人一人が学校や地域のことを誇りに思うことができる心が育つと思っております。

まずは、社会全体として子供の育成を支えることが重要であり、保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、相互の理解や協力をもって、学校と地域が一体となって子供を育てていく必要があると思っております。この考えは昔から変わっておりません。

教育委員会では、県立高校と地域との協働により、学校の魅力化を進める「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組まれております。この取組を推進することで、佐賀愛を育むであろう多くの生徒を県立高に集め、学校や地域の活性化を目指していくという考え方に共感しているところでもあります。なぜなら、佐賀県に少しでも残りたいという気持ちがあるからであります。

近年、地域社会での活動を通して、子供たちの生活体験や自然体験は著しく不足しており、少子化による人口減少や核家族化などによる地域の間関係の希薄化やモラルの低下など、地域社会の教育力が低下している中、私はこの取組を、指定された特定の学校の取組にとどめたり、一過性のものとせず、それぞれの学校が自発的に魅力ある学校づくりを進め、地域からも愛される学校をつくり上げていく必要があると考えております。あわせて、地域としてのアイデンティティーの確立も重要な課題であります。県内の学校で学んだ子供たちが地域への愛着や誇りを持ち、将来、地域に貢献する人材となるよう、学校と地域が連携してしっかりと子供を育てていくことが大切であると思っております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、学校と地域との協働による学校づくりについてであります。全ての県立高校で「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組まれておりますが、各学校では地域と協働してどのようなことに取り組んでお

られるのかお伺いいたします。

そして、二番目に、地域に愛着や誇りを持つ人材の育成についてであります。

先ほども述べましたように、私は、大人が子供を褒めること、こういった地域の関わりによって子供は自信が付き、自己肯定感が高まり、それが地域への愛着や誇りにつながるのではないかと思っております。

教育委員会では、学校、家庭、地域が一体となって「ほめるから、はじめる。はじまる。」教育を行うことで、子供の自己肯定感や自己有用感を高めることを目指しておられますが、この取組を進めていく上で、教育委員会では地域にどのようなことを期待しているのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上、三項目の質問をさせていただきました。どうぞすばらしい御答弁を引き出していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◎島内農林水産部長 登壇 野田勝人議員の質問にお答えします。

私からは、地域農業を担う後継者や女性の定着に向けた取組についてお答えいたします。

人口が減少する社会構造の中で、農村地域においては、若者や女性の減少はより深刻であるというふうには認識をしております。農村で暮らし、農業を営む方を一人でも多く定着させたいと思いは、私も野田議員と同じでございます。

将来にわたり本県の農業・農村が維持発展していくために大切なのは人、その思いで農業人材の確保、育成に力を入れて取り組んでおります。地域農業を担う若い後継者や女性の定着を図るためには、現在進めて

おります「さが園芸888運動」などの施策により稼ぐ農業を実現し、所得を確保することが何より重要であり、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

「さが園芸888運動」の取組の一つとしてトレーニンングファームなどに取り組んでおり、県内外から年代、性別を問わず、多くの人材を農村地域に呼び込み、成果を上げております。

具体的な事例を一つ御紹介させていただきますと、佐賀市富士町のホウレンソウトレーニンングファームでは、研修後の就農者十二名のうち十名が県外から移住された方でございます。また、その御家族を含め二十名の方が地域に定住されておられます。地元の方からは、子育て世代の若い夫婦が移住して、保育園児や小学校の児童数も増え、地域に活気が出てきたといった声も聞かれております。こういった事例を他の地域にも広げていきたいというふうに考えております。

また、若い世代に農業や農村のすばらしさを伝えることも重要であることから、生き生きと農業に取り組んでいる若者や女性、助け合いながら新しい農業を共に切り開いている夫婦などを紹介した冊子を作成し、農業のやりがい、かっこよさ、こういったものを県内外の方に知っていただくような広報にも力を入れております。

さらに、女性の担い手の定着を図るため、結婚を機に就農した女性や子育て世代の女性農業者を対象とした交流会やセミナーの開催、また、農業を営まれている様々な世代の女性が集まり、研さん、交流を行う「さが農業女子サミット」の開催など、同年代、また世代を超えた仲間づくりや、女性の経営参画に対する支援にも取り組んでおります。

また、結婚へのサポートにつきましては、既に県や市町などで出会い

の場づくりなどに取り組んでおり、農業者につきましては、農協青年部など出会いの場を提供している団体等が開催する婚活イベントなどの周知なども行っているところでございます。

農家の後継ぎが農業を継承し、地域に住み続けるよう、また、後継ぎ以外の若者や女性に農村や農業に関心を持っていただき、農業への参入、そして定着していただけるよう、稼ぐ農業をはじめとした様々な取組を引き続き進めてまいります。

私から以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県内建設業の健全な発展について二点お答えいたします。

まず、県内建設業の育成についてでございます。

建設業は、社会資本の整備はもとより、災害時や豚熱、鳥インフルエンザ発生時など防疫作業時に対応いただくなど、県民の命と暮らしを守る、なくてはならない存在でございます。こうした社会資本整備や地域の守り手としての役割を担っていただいている建設業が、今後とも健全に発展していくことが必要というふうに認識しているところでございます。

こうした中でございますが、県内建設業の就業者数、平成七年の約五万人をピークに令和二年には約三万人と、ピーク時の約六割ぐらいままで減少しております。そして近年、物価高騰や人材不足の影響によりまして、建設資材の価格や人件費は上昇基調が続いている傾向にございます。

県といたしましては、県内建設業の現状に対応するため、元請、下請、そして、建設資材業者など建設業全体が働き方改革や処遇改善を推進するとともに、適正な利潤が確保され、元請から下請や建設資材業者など

に、価格転嫁を行える環境をつくる必要があるというふうに認識しております。また、県内建設業の活性化や雇用の維持を図るために、県内優先の活用も重要というふうに考えております。

こうしたことから、県の公共事業の発注では適正な予定価格の設定ですとか県内業者の優先活用について取り組んでいるところでございます。

適正な予定価格の設定につきましては、施工の実態に応じた歩掛かりの見直し、そして、建設資材価格を毎月改定して最新の単価で積算をする、また、契約後に著しい物価変動が生じた場合は契約変更を行う、こういった取組を行っております。

また、県内業者の優先活用につきましては、県内企業でできるものは県内にとり方針の下に、元請業者について、県内企業の受注機会を確保するため、入札参加資格において県内企業を優先活用することとしております。また、下請業者や建設資材業者につきましても、県内企業以外を利用する場合は理由書を求めるなど、県内企業の優先活用に努めているところでございます。地域経済の活性化につながるよう各種団体の方々の意見も聞きながら、建設資材を含む県内建設業全体の優先活用に取り組んでまいります。

次に、ICT施工の取組についてお答えいたします。

ICT施工は、操作の経験が浅い方でも熟練の方と同じように正確に効率よく作業ができるということ、また、建設機械の周辺での作業が減るということで、安全性が向上するといった労働環境の改善も図られるということでございます。

ICTの施工につきましては、県では令和元年からICT施工を導入

しております。当初の対象工種は土工の一工種のみでございましたが、現在は舗装ですとか地盤改良など十工種に拡大しまして、様々な工種の工事で活用できるようにしております。

そのほかにも、ICT活用工事に必要な機器の導入に対する補助ですとか、人材育成のためのICT研修の実施なども取り組んでいるところでございます。こうした取組によりまして、ICT施工を活用した県の発注工事は、導入当初から徐々に増加している状況でございます。

また、若者に向けた取組のお尋ねもございました。

ICT施工は、先進の機械や技術を用いるために建設業のイメージアップにつながるものと思っております。このため、将来の担い手となります県内の高校生を対象にICT施工の体験会を実施しております。ドローンですとかタブレットを使った三次元測量、そしてVR体験とか、最新のICT機器を自ら操作することで新しい技術の体験の場となるような、そういう場をつくってもおります。そして、将来の担い手確保につながるように、ICT施工の拡大にもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

県内建設業の健全な発展のためには、若い世代が建設業に興味を持ち、そして、建設業に就職する。建設業に入った後も就業者の育成、定着を図り、さらによりよい建設業に発展させていく。そしてまた、次の世代につなげていく。こういう好循環のサイクルを続けていくことが重要というふうに考えております。そのためにも、新しい技術を活用し、建設現場の生産性向上、「i-Construction」、こういった取組が必要というふうに考えております。ICT施工や施工時期の平準化などに取り組んでいるところでございます。

現場の声にも耳を傾けながら、今後とも将来にわたって県内建設業が持続可能な産業となるようにしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、「唯一無二の誇り高き学校づくり」について答弁申し上げます。

初めに、学校と地域との協働による学校づくりについてでございます。教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げることによって県内外からの入学者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでいます。

各高校では、市町や地域の団体、大学等と連携、協働し、探究的な学びや学校外での体験活動に取り組むなど特色ある教育活動を行っています。

幾つか御紹介させていただきます。

牛津高校では、生徒の企画力や発想力を高め、起業家マインドを育成するという独自の授業を行っておりまして、例えば、生徒が、地域課題である担い手不足による荒廃している山の保全活動を行う。それだけでなく、その山で収穫した梅を使って商品開発を行い、商工会の協力を得ながら地元で販売実習を行っています。

多久高校では、生徒が、認知症に関する講座受講というのをきっかけに、地域の高齢者の方々のために自分たちは何ができるのかを考え、認知症予防のためのゲームを考案しました。多久市と連携して、地域の公民館に向いて、高齢者の方々にそのゲームを体験していただくなど、生徒が主体となった認知症予防の取組を行っています。

小城高校では、教育、福祉、まちづくりなどの様々な分野で生徒の学

びの場を広げるために、令和五年七月に小城市や西九州大学と連携協定を締結しています。その一環で、生徒が小城市主催のまちづくりワークショップに参加しまして、住みやすさや子育てといったテーマについて、自分たちが考えたアイデアを小城市に提案しております。

このように地域の一員として地域の課題に向き合い、自分の力で解決しようとする中で、生徒はたくましく成長していくとともに、地域への愛着や誇りの醸成にもつながっているといった手応えを感じています。地域と協働して唯一無二の学校づくりに取り組んできた結果、県外からの入学者数は、取組前の令和三年度の九十一人に対して令和六年度は二百七人となっております。

次に、地域に愛着や誇りを持つ人材の育成についてでございます。

教育委員会では、教育大綱を踏まえまして、子供の主体性を尊重し、子供が自分自身で考え、判断、行動する、もし失敗したとしてもまた次に向かっていく、そのような骨太で、また、人の痛みやつらさを分かる子供に育てていきたいと考えています。

そのためには、私たち大人が子供に向き合うときの姿勢というのが大切で、議員からも御紹介ありましたように、教育委員会で掲げている「ほめるから、はじめる。はじまる。」という言葉には、子供の考えや挑戦を尊重し、夢を応援していく、そのような姿勢で子供と向き合っていくという思いを込めています。

子供たちは、学校や家庭だけでなく、地域での活動を通して多様な価値観に触れることができます。生徒の学びの広がりや深まりにつながっており、地域と協働することは、特に探究学習を進めていく上では不可欠なものと考えます。地域には、学校では学ぶことができない実社会と

つながった実践的な学びの場を提供していただき、子供たちの成長を学校と一緒に支え、応援していただきたく思っています。

先ほど議員から、褒められ、叱られ、勇気づけられという言葉がいただきました。地域とつながり活動する中で、そうやって応援されて育った子供というのは、主体性や自己肯定感、高い志を抱くとともに、ふるさと佐賀を大切に思い、誇りを持った大人へ成長していつてくれるというふうに思います。

今後も、地域と協働した唯一無二の学びを行い、生徒が様々な体験をすることで地域に愛着や誇りを持つ人材となるよう、未来の佐賀、地域の担い手を育成していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

●野田勝人君 登壇Ⅱ 二点ほど再質問させていただきます。

まず、学校関係のことに関しましては、私も本当に長い間、学校関係の役員とか、地域関係の役員とかやらせていただく中で、社会教育というすごく重い責任もいただいている中で、本当に地域という言葉が出てきたときにどうしてもすごく反応してしまうんですね。「ほめるから、はじめ。はじめ。」ということ、学校、家庭、地域ということ、実はこういったことになりまして、私は、本当に県民環境部長さん、ぜひ協働をお願いしますねという思いがあったんですけど、いつも両方に振っているのですが、今回は学校関係に特化して質問させていただいたところですが、でも、地域という言葉が入る限りは、ぜひ今のお話なんかは、じゃ、地域としてできることというのはやっぱりお考えいただきたいなというふうに思っているところですが、これは今回質問の中に組み立てておりませんが、地域というものが出てくると、県民環境さんの分野

ということでは何ができるかというところはぜひお考えいただきたいというふうにお願いであります。

再質問です。

私は、農業関係、担い手とか若い人、これは県の答弁の言葉には危機感ということを期待しておりました。まさしく深刻であるという言葉で表現をしていただきました。そして、大切な人であるということですね。確かに人がいないと、私もこの場でお話ししたと思います、昔、あと十年ぞ、自分たちが続けてもあと十年ぞという人たちが、あと五年と言いつて始めた。じゃ、あと五年先どうなるんだろうといったものを身近に感じてきておりますので、ぜひそういった若い人はもちろんですけども、女性が少ない。ましてや、昔、農業サイエンスの結果で、実は昭和の時代から農村地帯の未婚者の性別構成で、女性一人に対して男性三人というアンバランスな状況というのが続いている、これが問題になっているということの記事がありました。昭和四十年代から進行しているということですね。非常にここが、私はややもすると、少しまだ地域でしっかりと、昔の仲人をしてくれるような方、あるいはお世話をしてくれるような方がいたからこそ、そういったところは見て見ぬふりというか、任せているような部分があったのかなと思うんですけども、今そういうおせっかいさんがおられません。そしたら、議員さん、今は簡単なアプリで誰とでも、いつでも探すことができますよということがありません。みんながみんなそれを求めているわけじゃないんですね。ましてやそういう農業、地域をしっかりと守っていくという方々は、まあ、安心できる方と巡り会いたいというような、そういう非常に健全なというか、堅いというか、そういった思いがございます。

そういった中で深刻というようなことが表現されましたので、だからこそ、先ほど申し上げたように、いろんな事業に対する後押しはあるんだけど、生活基盤をしつかりと支えるところにも目を向けていただきたいというのが今回の一番の趣旨なんです。しかも女性が出ててもなかなか戻ってこないという現象、だからこそ、農業、地域にどんな人が戻ってくる条件といますか、入り口を構えると、どういうふう地域が変わっていくんだらうというところが、それこそ自発の地域づくりかもしれないけど、そこはなかなか農業者だけではやっぱり難しい。

先ほどの自発の地域づくり、地域交流の皆さん、さが創生推進課の皆さんのお力なんかもお借りしながら、いわゆる県の横串をいただきながら、私は、次の時代というものをつくっていくためには、そういう仕事を組みづくりが必要じゃないのかなというふうに強く思います。確かになりわいを支えていただいているのも本当ありがたいことなんです。ただ、そういうふうにとんどもとんども未婚者が増えていっている、あるいは高齢者の地域だけになってきている、こういうことを鑑みますと、本当にそういう今までにない考え方、施策が必要じゃないかなというところを御答弁いただければなというふうに思います。

それともう一つ、建設業のほうですけども、御答弁の中にも、県内企業とか県産資材の活用、これを優先というような意味での発言もございました。私もここはぜひお願いしたいと思っております。もともとこの質問をしたのは、県内企業の優先とか県産品の優先とか、そういったことを思ってから質問なんです。

ところが、ついこの間の国スポで五十年に一度あるかないかのような工事におきましても、確かに請け負ったのは県内の企業さんなんです。

でも、そのトラス工法とか、地元でもしつかりできます、やらせてくださいというような強い思いがあって営業活動もなさっていたところに、途中から私は全くタッチしなくなりました。後でお伺いしたら、いや、そこはやはり全国で展開している企業さんに負けましたということだったんですね。

県内企業さんも、めったにないこういった中で、県内企業優先という言葉聞いて、非常に期待したんだと。しかも、レートで負けるはずがない、技術で負けるはずがないと思っていた矢先に、毎年、国体、国スポをされていた企業さんに負けちゃったと。でも、取ったのは県内企業さんなんです。下請で外されたということに、本当に県内企業優先なのかと思議がられておられました。ついこの間、また別の件でそういったものもお伺いしたからこそ、県産品とか県内企業優先ということについてちょっとお尋ねです。

前回でも、宮崎県の県内企業、県産資材、地産地消に取り組んでいる企業に、何といいますか、優先というか、加点をするというように取組があるとお話ししたところ、少しでも県産資材、あるいは県内企業を優先するということに関しては、そういうことであれば検討の余地がありますとということでありました。その辺りが今どういうふうな状況になっているのか、よろしかったら御答弁願いたいと思います。

以上、二点です。よろしくお願ひ申し上げます。

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。

午後三時三十三分 休憩

令和六年十二月五日(木) 午後四時五分 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月五日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内利昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 議事局長																	
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山口正敏	篠月律之											

○ 開 議

●議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

野田勝人君の質問に対する答弁から開始いたします。

●島内農林水産部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

なりわいの面での支援ではなく、生活基盤の支援に目を向けてというふうな趣旨だったかと思えます。

私自身、これまで現場に入り、いろんな方と意見交換をしてくる中で、例えば、農道が狭いですか、農業用水の水質の問題ですか、農業機械への補助、こういったなりわいの面での御意見というのが多かったのかなというふうに感じています。そういったものにつきましては、できることについて対応させていただいているというふうな状況でございました。

先ほどお話がありましたように、これから、地元に入り、農業者の方と意見交換をする際につきましては、生活基盤に関する意見を引き出せるような工夫をしていきたいというふうに思っています。そして、生活面での支援、こういったものについては一気に解決できるような特效薬はないというふうに思っていますが、できることから少しずつでも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

●横尾県土整備部長 登壇Ⅱ野田議員の再質問にお答えいたします。

私には、入札契約の制度の中で、二月議会での御提案に対する検討状況はというお尋ねでございました。

総合評価落札方式の評価項目として、県内企業の優先活用を新たに追

加、評価してはどうかというお尋ねでしたが、現在、総合評価落札方式を含めました入札契約制度の全体の中で、県内優先活用の取り扱いを検討しているところでございます。

入札契約制度を見直すということは、建設産業における受注環境に影響を与えますことから、慎重に対応すべきというふうに考えております。今後も、県内企業でできるものは県内という方針の下に検討を進めてまいります。

私からは以上です。

●古賀陽三君（拍手） 登壇Ⅱ多くを申し上げることはいたしません。早速質問に入ります。

佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてであります。

昨年六月、防衛省による駐屯地工事が始まりました。令和七年六月までにオスプレイの移駐に必要な工事を終え、令和七年七月以降に佐賀駐屯地（仮称）が開設される予定となっております。

今議会の提案事項説明において、知事から、「防衛省と県で合意している有明海漁業の振興と補償のための基金は、令和七年度の創設に向け、二月議会に必要な議案を提案できるよう、準備を進めてまいります。」との説明がなされてきました。

基金の創設に向け、平成三十年八月に県と防衛省との間で確認した合意事項の具体化など、駐屯地開設に向けて、県としても準備すべきことがあると考えています。

特に年間五億円、二十年で百億円が支払われることとなる着陸料、この百億円の使途や活用できる対象者等に関する臆測など、様々な声が聞こえてきています。そうしたことから、県として二月議会に提案され

る基金条例について、どのような観点に立って検討を重ねているのか、そうしたことを私たち議会も理解をしておく必要があるのかというように思っています。私自身も居住する近くに空港もありますし、有明海もあります。そうしたことからしても、この基金が創設される、どういった基金が創設されるのかということに注視しているところでもあります。

そうしたことから、幾つかの点について伺っておきたいと思えます。有明海漁業の振興と補償のための基金についてですが、まず基金の使用についてであります。

先ほども申し上げたように、県は防衛省が支払う着陸料を元に基金を創設するとして、二月議会に必要な議案を提案できるよう準備を進めているということですが、着陸料の支払いが合意されて以降、県民の中には、着陸料の百億円については、有明海漁業の振興に活用することは当然のこととして、その一部は空港の維持管理や佐賀市をはじめとした地域の振興などに活用できるのではないかといったことを期待する声や、漁業者の中にあっても地域振興策への活用を期待する声、また各支所ごとの配分についてはどうなるのかといったような様々な声が上がっている状況にあります。

現在、いろいろと検討を行いながら、二月議会への議案提出に向けて準備が進められているものと思っておりますが、県はこの基金についてのどのような用途を想定して創設をしようとしているのか伺っておきたいと思えます。

次に、漁業以外への被害が発生した場合への対応についてであります。事故等により漁業への被害が発生した場合には、今後、創設を予定している有明海漁業の振興と補償のための基金から、国による補償などが

行われるまでの間、必要な費用を無利子で一時的に立て替えることができるように検討されていると伺っています。

現状として、空港周辺には漁業以外にも多くの農地や一般住宅などがあって、現在、生活が営まれています。事故がないにこしたことはないのと言うまでもありませんが、万が一、農地や一般住宅等をはじめ、様々な被害が発生した場合、そこには先ほども申し上げたように、漁業者以外の方々も生活を営まれているわけなんです。漁業者以外であっても、この基金から無利子で一時的な立て替えを受けることができるようになるのか確認をしておきたいと思えます。

次に、環境保全と補償に関する協議会についてであります。

平成三十年八月の県と防衛省との合意事項では、佐賀空港の自衛隊使用に関する環境保全と補償に関する協議等を行うため、防衛省、佐賀県、有明海漁協等の関係機関が参加する協議会を設置することとされています。これまでも今日に至るまで、海水混合施設の設置をはじめ、関係者間で都度いろいろと協議がなされてきたものと認識をしています。

今後、自衛隊との共存共栄を図っていくことが必要であることから、協議の場というのは重要であるものだと私は思っています。この協議会の設置に向けて、検討はどこまで進んでいるのか伺っておきたいと思えます。

次に、駐屯地開設後の県の対応についてであります。

今年二月の代表質問の際、こういったことを申し上げました。質問を行いました。現在、県内には陸上自衛隊の目達原駐屯地と九州電力の玄海原子力発電所が所在をしています。それぞれに対する県の関わりとして、目達原駐屯地については、配備された自衛隊機の墜落など、危機管

理事象が発生した際の対応が主なもので、平時は立地自治体である吉野ヶ里町や上峰町が駐屯地と必要な調整を行われていると認識しています。また一方で、玄海原子力発電所については、原発立地県として原子力安全対策課の担当部署を設置して、原子力安全対策に主体的に対応されている現状を踏まえ、組織の在り方などについて、駐屯地開設後の県の対応についてということで質問を行いました。

今回、防衛省と県との合意事項の中に情報共有のルール化、例えば、連絡窓口の設置や自衛隊機が事故を起こした場合など、そういった重大事案における防衛省と佐賀県との間のホットラインの設置等が実施をされる旨、合意がなされています。県はこれまで、状況に応じて組織の改編を行ってこれたと認識をしています。

そうしたことを踏まえると、改めて駐屯地開設後の県の対応について、対応部署を設置して一元化する窓口を明確化することが県民目線に立つたときに分かりやすさにもつながるものだというように思っています。そうしたことから、担当部署の設置など組織の改編を行う必要性を含め、どのように認識、検討しているのか伺っておきたいというように思いますが、この質問に関しては、徳光議員の再質問の際に組織を設置するというようなことだったと思います。ただ、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

その中で、知事のオスプレイ対応の記事を見ました。この質問をするときに、多分先週の木曜か金曜ぐらいまで担当課の皆さんとお話をずっとしていました。私自身は先ほども、二月の代表質問とか今回のこの質問においても組織の改編の必要性ということですと尋ねておりましたけれども、そのときに説明を受けていたのは、事故事象には危機管理の

ほうで対応すると。有明海でとなれば水産課のほうで対応すると。空港で何かあれば空港課のほうで対応するということで、現状として今の状態で対応できていると思っておりますというようなことと説明を受けています。特に現時点で組織を改編することは、特段にそうした必要があるとは思っていないというようなことでしたけれども、新聞を見て、「局面は大きく変わる。配備されることに伴ってやるべきことを、組織も含めて精査している。いずれ報告したい」、ここまででは知事の議会での答弁だったというふうに思います。その後の新聞記事では、「『どういう形がいいのか県庁内で議論している』とした上で、新設時期は来年四月」となっています。「組織の規模については、『(室や課など)まだ結論は出ていない。検討中だ』と。

私はずっとぎりぎりまで受けていた説明と全く違うなというように思っています。こういった組織というのは、平尾部長、そもそもずっと私は二月の代表質問の際から言っていました。改めてぎりぎりまで話をしていく中で、全く今の状況で対応できる。じゃ、ホットラインについてはどうですか。今、既にきちんと連絡体制が取れているので、組織の改編については特段考えていないというような感じでしたけれども、全く違う説明があるということ、私はいかななものかということ、申し上げておきたいというふうに思います。言いたくなかったのか、答えたくなかったのか、それぞれあるんだろうというふうに思いますけれども、この対応、執行部の対応としてどうなのかなということ、強く申し上げておきたいというふうに思います。

次に、「子育てし大県 さきがけ プロジェクト」についてであります。

平成二十七年年度からこのプロジェクトの取組が始まりました。今年で

十年目の節目を迎えました。十年間の継続によって、県民の皆さんの間でも「子育てし大県」の認知度が昨日の知事答弁では四三・九％、非常に高いなといったようなことを思いました。

このプロジェクト、開始当初は七事業で三千六百万円、そして、現在は約八十の事業で十二億四千万円となっており、事業規模は非常に大きく拡大をしています。子育て支援、そして、子育て施策の充実を求める数多くの声を具現化してきたものだと思います。

そうした中であって、今なお言葉の認知度の高まりも相まって、現状において、子育て中の方々や子供と関わる機会が多い方と話をする中で、佐賀県は「子育てし大県」とうたっているのであればと、こうした言葉が聞かれます。「子育てし大県」とうたっているのであれば、もったこのような取組をしてほしい、もったこのことを県がやるべきではないかといったように、さらなる子育て支援策の充実を求める声を聞くことが数多くあります。

こうした声を耳にしたときに、私自身も現在子育て中です。実はここから見たときに、今日、子供が来ています。子供の前であまりいいにくいなということを思いますけれども、「子育てし大県」、この言葉のインパクトや認知度を鑑みれば、「子育てし大県」とうたっているのだから、あれといったことを言われるのは一定仕方がないのかなと思う反面、何でもかんでも県でというわけには私はいかないというように正直思っています。

県民の声に寄り添うことは大切なことだということは大前提としてあるものの、施策の充実をどこまで図っていけば県民満足につながっていくのかといったことを考えることがあります。このプロジェクトとし

て、県が担うべき役割を改めて理解してもらおう必要性というものも感じています。

そして、今後は百三百万円の壁の撤廃により地方自治体の税収が減少することが懸念されています。佐賀県では七十二億円の税収減。これまでに「子育てし大県」プロジェクトでは、県民の声を聞きながら、年々事業を拡大してこられたと思いますが、財政が厳しくなることも考えられる中、また、プロジェクト開始から十年の節目を機に、いま一度、現在のプロジェクトを振り返ってみる必要があるのではないかと考えています。

その上で、県としてやるべきもの、また、一定の成果が得られたものなどについては見直しなどを行いながら、目的にかなう「子育てし大県」に取り組み必要があるのではないかと私は思っています。

そうしたことから、幾つかの点について伺います。
まず、プロジェクトの評価についてであります。

現在、約八十の事業、予算額十二億四千万円となれば、本当に様々な取組が行われています。例えば、多胎家庭へのサポート、子育てタクシー、本物を体験するといったこと、ピロリ菌検査の胃がん対策など、八十事業ともなると正直全てを把握はし切れておりません。

こうした事業は、今、目の前の困り事、こうであればいいなと求められるものであったり、将来を見据えたりと、最初に申し上げたようにいろいろな声を具現化されているものと理解をし、評価もできるのではないかとように思っています。そうしたことから、佐賀で子育てしたい、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思われれることにはつながっている部分があるというように思っています。

ただ、私自身、この質問を行うに当たって、そもそもこのプロジェクトの意義は何だったのかなといったようなことも考えました。プロジェクトの背景というか、根幹にあるのは、やはり人口減少とか少子化、もとの背景としてあったのは、そうしたところへつなげるとか、つなげるプロジェクトなのではないかなと私は思っていて、そうであるならば、佐賀で子育てをしたい、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思ってもらえる、その先にこれまでの取組がプロジェクトの背景というか、その根幹の部分、つまり、人口減少、少子化、そういったところに本来に寄与しているのかという観点での検証というものが必要ではないかと私は思っています。

これまでの十年、どのような点に主眼を置いてプロジェクトに取り組んできたのかということ、そして、十年を節目に改めてこのプロジェクトの目的について伺っておきたいと思えます。また、十年取り組んだこのプロジェクトをどのように評価しているのかということ伺いたいと思います。

この評価はすごく難しいというように私は思っています。というのは、八十の事業です。相当増えました。どうですか、皆さん、八十を把握してありますか。八十、把握されていないと思えますね。多分無理なんでしょうというふうに思います。八十事業が増えて、この事業の効果、そういった検証を行うことができていくのかなといったようなことを実は思っています。でも、何でもかんでも数字で示すということはできないかもしれません、行政が行う事業に対して。ただ、十二億四千万円というこの予算を活用する中で、やっぱり数値で評価できるものは数値で評価する必要があると思いますし、できないものに関してでははっきりア

ンケートを取るとか、そういったこともする必要があるんじゃないかと。このプロジェクトを評価するに当たっては、個々の事業の検証の先に私は評価があるというように思っています。これまで十年、一生懸命に取り組んできたということは理解をしておりますけれども、改めてちようど十年の節目でもありますので、このプロジェクトについて県としてどのように評価しているのかということ伺っておきたいというように思います。

次に、今後の取組についてであります。

引き続き、「子育てし大県」さが「プロジェクト」への取組が行われる中で、さらなる子育て施策の充実を求める声が増えてくるものと思っ
ていきます。そうしたことから事業の数も今以上に増えることが予測をされます。事業が増えるということは今以上の予算も投資をされるということになってくると思っ
ています。今後、新たな事業を行う場合にはその実施の見極めというものも極めて重要になってくると私は考えています。

県では、「子育てし大県」さが「プロジェクト」について、今後どのように取り組んでいくのか伺っておきたいと思っ
ています。

問いの三になります。介護人材の確保についてです。

少子・高齢化が進展し、今後ますます介護に対する需要が増大をしていくことが見込まれています。その中であって、現在、介護現場からは人材不足により十分な介護ケアが提供できないといったような声が聞かれています。

今後の県内における介護人材の将来推計に目を向けてみると、二〇三〇年度で二千五十名ほど、二〇四〇年度で四千六百名ほどの介護人材が

不足するとの予測がなされています。これまで県議会においても介護人材の確保に関する取組などについては様々な議論がなされてきました。

まず、人材確保のためには、職責に見合った適切な処遇が確保される必要があると思っています。介護職員の処遇は、介護報酬に盛り込まれた処遇改善加算などの効果もあり、徐々に改善してきているとはいえ、他の産業と比較した場合、まだまだ十分な状況にあるとは言えないのではないかと私は感じています。

そうしたことから、今後も処遇改善を進めることとあわせて、現在、県においては介護先進機器の導入により介護に従事されている方への負担軽減、介護ツアーや「キツザケアサガ」などのこれからを担う世代に對しても介護の魅力を発信するなど、そういった事業に取り組みられています。離職防止や新たな人材確保に向けた事業を進められていると思いますが、引き続きこうしたことを行いながら人材確保に取り組むことは重要なことだと私は思っています。

以前、介護の現場で働いている方々から話を聞く機会がありました。それは介護の現場にもハラスメントがあるということでした。

具体的には、利用者からの暴言、家族などからの長時間のクレーム、理不尽な要求、ひどいものになると、髪を引っ張られた、唾をかけられるなどといった経験があるということ。そうしたときに、これまでは仕方がないかと思っていたということでした。そうした話を伺っていると、介護の仕事という性質上、職員がハラスメントであると声を上げられず、我慢を強いられている状況にあるかと思っています。

このようなことが重なる、県として様々な取組を行ったとしても、一方ではハラスメントにより介護現場におけるスタッフを身体的、精神

的に疲弊させ、介護の魅力の低下や離職のリスクにつながってしまうのではないかと危惧しています。

カスタマーハラスメント、いわゆるカスタマーハラに対する社会の関心が高まる中、九月議会において産業労働部からカスタマーハラスメント等対策推進事業が提案をされました。私はその際に、産業労働部関係だけではなく、福祉の現場など様々なところにハラスメントはあるのになど、いろんな職種にハラスメントは及ぶという観点に立ち、庁内で連携を取って対応できなかったのかなといったようなことを思いました。

ただ一方で、介護や看護、職務の性質上、一緒に取り組むのは難しいのかなといったようなことも考えたわけなんですけれども、今後、本県において介護現場の職員がハラスメントに対して声を上げられるような環境づくりに取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

介護職員がただでさえ不足をしている中、利用者からのハラスメントが離職につながることは避けなければならず、介護の現場への復職、再就職にもつながりにくくなるのではないかと、介護職、介護事業者の安心・安全を守ることが利用者への適切な介護体制を整えることにもつながるものだと思っています。

そうしたことから幾つかの点について伺いますが、まず、介護職員の処遇改善についてであります。

県内の介護職員の処遇改善の状況はどのようなようになっているのか。また、処遇改善を促進するために県ではこれまでどのように取り組み、今後どのように取り組んでいくのか伺っておきたいと思っています。

次に、カスタマーハラスメントへの対応についてであります。

私自身、介護の現場の方から実際に話を聞くまで、介護現場における

カスタマーハラスメントについての認識が不足していたなと思っていました。特に施設介護、訪問介護、また、訪問看護や訪問診療もありますけれども、どれも第三者の目が届きにくい密室での行為になるため、非常に見えにくいといったことが実態としてあるのかなと思っています。

そうした中で、まずはしっかりと介護現場におけるハラスメントの実態を把握しておく必要性を感じています。他県では既に行政が介護現場のハラスメント対策について取り組んでいる事例もあっています。

実際に、「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」の安全確保・離職防止対策のための補助事業として、二人以上の職員による訪問時の費用の一部について補助をするということ。そして、「事業所におけるハラスメント対策取組支援補助」、「訪問看護師・訪問介護員等への利用者・家族からの暴力等対策研修会」、そして、暴力対策に関するマニュアルも作られていますし、「介護現場におけるハラスメント防止啓発チラシ」も作られています。そういった、様々な取組が行われていますし、実際に、こういった見えにくいと思いますけども、パンフレットが作られています。(資料を示す)「これらはハラスメント行為です」と。「ものを投げる」、「体をたたく」、「体に触る」、「理不尽な要求」、「大声で怒鳴る」、「長時間のクレーム」、「身体的・精神的暴力」、「セクシャルハラスメント」、「その他」、そしてまた、相談窓口として「お困り相談ひょうご」、「もしかして暴力?」、「ハラスメント?」、「訪問するのにつらくなる前に:」といったことで、こういったことも取り組まれています。

現に県内の事業者からは、まずは行政からの啓発や広報などの発信ができないかといったようなことが言われています。事業者からの発信で

はなかなか聞き入れてもらえなかったりとか、周知にも限界があるということ、そして、行政からの発信で、問題だということを強く認識してもらおうことにもつながるのではないかといいようなことでもありました。

まずは、啓発や広報、相談窓口の設置、その状態に応じてまた次に進んだ取組として、その後二人の訪問時の補助であったりとか、今、厚労省も二人の訪問に対して補助をしていますけども、非常に使いにくいといったようなことです。というのは、二人で訪問すれば、利用者の負担が増えるからです。利用者の同意を得る必要があるということで、ハラスメントとかをやっている方が同意をするかといったら、なかなか同意も得ることができないし、利用負担があれば、余計同意を得られないということ、使い勝手が悪いといったようなことも言われております。

そうしたことから、いろんな事業に取り組んでいく必要があるんじゃないかなというようにおっしゃることを思っておりますけれども、これまで行ってきた人材確保の取組とあわせて、介護現場におけるハラスメント対策を新たな課題として捉えることが必要ではないかと思っています。

県内の介護現場におけるカスタマーハラスメントの状況はどのようになっているのか。また、カスタマーハラスメントに対して、先ほど申し上げたような取組が必要ではないかと思っておりますが、県ではハラスメント対策に今後どのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、伝統的地場産業の振興についてであります。県内には伝統的な技術や技法を受け継いできた優れた地場産品が数多くあります。佐賀県の地場産業、地場産品というと、まず頭に浮かぶのは私は有田焼です。皆さんそれぞれあるんだろうと思っております。

この伊万里・有田焼は国の伝統的工芸品にも指定されており、平成二

十八年に創業四百年の節目を迎えたところです。その際、県が一丸となつて大々的な記念事業を実施されたこともあつて、改めて佐賀県の伝統的地場産品の代表であるということを実感しています。

来年には、伊万里鍋島焼が伊万里の大川内山での開窯から三百五十周年を迎え、次の四百年につながるとうと地元で盛り上げを図ろうとする動きがあると思つています。

そうしたことから、ややもすれば伊万里・有田焼にばかり注目が集まつてしまいがちです。実際にそれだけ認知度が高まつているからこそだと思つています。

知事が今議会の提案事項説明の中で、「SAGA2024」国スポ・全障スポで多くの皇室の方々が来県されたと述べられていました。愛子内親王殿下が名尾手漉和紙にお立ち寄りになつて、実際に手すきの体験をされ、そこにしかない技術や技法に大変な関心を深められたと耳にしています。また、十二月一日に誕生日を迎えられたと。その際、宮内庁が公開した写真に和紙を手にされた写真がありました。

知事からあるところでオープンにされていましたが、佐賀新聞にも取り上げられていまして、私も実際に四枚の写真を見まして、そのうちの二枚、一枚が手すきと、もう一枚は偉人伝か何かだったというふうに思います。また県指定の肥前びーどろ、伝統的地場産品で佐賀市の重要無形文化財にも指定されている肥前びーどろのガラスが上位入賞者に授与されたメダルの一部にはめ込まれていたと。これはたしか「2024」の「0」の部分だったというふうに思いますけれども、また、佳子様が二回目に来県されたときにつけられていたのが肥前びーどろのイヤリングで、一回目がたしか有田焼のイヤリングだったというように

思つています。佐賀の伝統工芸品に本当に注目が集まったのではないかなというふうに思つています。

そうしたもののほかにも、伊万里・有田焼と同様に、国の伝統的工芸品に指定されている唐津焼や、ほかにも先日、猪村議員さん、そして石丸議員さんから御案内というか、はがきを頂いておりましたけれども、四百年続く武雄の窯元の黒牟田焼だったと思います。以前は四十件ほどあつたということですが、実は今一件になつてしまつていふこと、なかなか非常に厳しい状況にあるんだらうなというふうに思つています。

そうしたもののほかにも、諸富家具や佐賀錦など、数多くの伝統的地場産品があるものだというふうに認識をしています。

私はこの質問をするに当たつて、県の伝統工芸の冊子を見ました。多分六十ページほどあるので、今日は持つてきていませんけれども、やっぱり気づいていないものがあるんです。佐賀に住んでいても、やっぱり気づいていないものがあるんだと改めて思つたわけなんですけれども、そうした佐賀県の魅力あふれる数々の伝統的地場産品をもつと多くの方々に知ってもらい、それらを生み出す伝統的地場産品を守り、未来に向けて、その伝統に裏打ちされた技術や技法をつないでいかなければならないと考えています。そのためには、県内の伝統的地場産品全体に光を当てるのが私は重要だと思つていて、そこに関わる方々が最終的には自立、自走していく形で、持続可能な産業となるように振興を図らなければならぬと思つています。

そうしたことから伺いたいと思つますが、まず伝統的地場産品の振興の取組についてであります。

伝統的地場産業は、県にとっても貴重な地域資源の一つと認識をしています。そうしたことから、地場産業の振興を図ることが佐賀の魅力の発信にもつながると思っており、伝統的地場産業の振興に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、伝統的地場産業の振興の課題についてであります。

一口に伝統的地場産業と言っても、様々な分野があり、産地を含め、置かれている状況もそれぞれに違っているものと思っており、地場産品の多くは国内需要の低迷やライフスタイルの変化などによる需要の減少、輸入品の増加などもあり、売り上げが減少しているのではないかと思っています。

こうしたことから、ただでさえ、あらゆる分野で人材が不足している中で、後継者もより育ちにくかったりしているのではないかと。そもそも価値観自体が大きく変わってきている中で、時代の求めに応じて変化を遂げていくことも必要になってくる。こうしたことを踏まえると、多くの課題が出てきているのではないかと感じています。

県として、伝統的地場産業の振興に取り組む中での課題をどういったものと認識しているのか伺います。

最後に、今後の伝統的地場産業の振興の取組についてであります。

一義的には、それぞれの業界の皆さんが自助努力を重ねることが当然のこととしてあるものと認識をしています。その中にあっても、行政と手を携え、課題解決を図りながら、最終的には持続可能な産業として成り立つことが求められていると思っております。

県には、県内の伝統的地場産業全体に光を当ててほしいと改めてお願いをしておきたいと思っておりますが、県として今後どのように伝統的地

場産業の振興を図っていくのかお伺いをして、一般質問を終わります。
(拍手)

●平尾政策部長 登壇 II 古賀陽三議員の御質問にお答えいたします。

私からは、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応について三点お答えいたします。

まず、一点目の有明海漁業の振興と補償のための基金についてですが、このうち基金の用途についてでございます。

平成三十年八月に県と防衛省との間で確認をいたしました合意事項の内容の一つに、有明海漁業の振興と補償のための基金の創設がございます。

基金の具体的な内容としては二つございます。一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害等に関し、国による補償が行われるまでの間の必要な費用の無利子での一時立て替えに充てるというようなものでございます。こうした基金とすることを考えております。

このうち、有明海の漁業振興事業につきましては、有明海漁協の主体性を尊重しつつ、幅広く対象とすることを想定しております。引き続き、有明海漁協などと意見交換を行いながら、令和七年度の基金創設に向け、準備を進めてまいります。

続いて、漁業以外への被害が発生した場合の対応についてでございます。

万が一、事故等が起きた場合、漁業であれ、農業であれ、被害の対象が何であるかにかかわらず、その補償などは国の責任において行うべきと考えます。

防衛省もこれまで住民説明会等において、まずは損失や損害を与えないよう万全の対策を講じることが大前提であること、万一、自衛隊機の運用や駐屯地の管理運営に帰する漁業や農業事業者などへの損失や損害が発生した場合、関連法令等に基づき、その損失や損害を責任を持って補償、賠償するなど、適切な措置を講じる旨を説明しております。

ただ、漁業者への被害につきましては、損失発生から国の補償までに相当の期間を要する可能性があります。この基金を活用して、国からの補償金交付までのつなぎ資金を無利子で漁業者へ貸し付けることで漁業者の事業活動への再開と継続を県として支援することとしております。それ以外の被害につきましては、基本的に防衛省が補償するものでございますが、県としても必要な対応は行ってまいります。

二点目の環境保全と補償に関する協議会についてでございます。

漁業者の不安感を少しでも払拭するため、何かあったときに現場の声をきちんと主張できるよう、議員からお話がありました環境保全と補償に関する協議会を設置することとしております。これまでも、防衛省、県及び有明海漁協の三者では必要に応じて臨時的に意見交換を行っております。この協議会につきましては、来年四月以降、できるだけ早い時期の設置を考えております。

続いて、駐屯地開設後の県の対応として担当部署の設置についての御質問がありました。

来年六月末までにはオスプレイの移駐に必要な工事が完了し、その後、陸上自衛隊オスプレイの配備が始まる予定でございます。県としても、佐賀駐屯地（仮称）の開設やオスプレイの配備に伴って様々な対応が必要になってまいります。県としてやるべきことについて、組織を含めて

精査を行っているところです。

組織の体制につきましては、まだ結論は出ておりませんが、どういう形がいいのか、庁内で議論を行っているところでございます。来年四月の設置に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

●井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、介護人材の確保について二点お答えをさせていただきます。

まず、介護職員の処遇改善についてです。

高齢者の生活を支え、利用者やその家族に寄り添いながら、日々介護の現場に携わっていただいている職員の方々にまず感謝を申し上げます。私が施設にお伺いしても、利用者の方の目の高さに合わせて声をかけられている姿をいつも拝見しております。

介護職員の処遇改善は大きな課題と認識しております。これまでの取組ですが、介護職員の給与は、介護事業者が受け取る介護報酬で賄われております。このため、介護職員の処遇改善のためには、国において介護報酬が改善されることがまず必要となります。

県ではこれまで、国に対して処遇改善のさらなる推進について政策提案を行うとともに、全国知事会など様々な機会を捉えて提案や要望を実施してまいりました。こうした取組が処遇改善加算の拡充などにもつながっているかと考えております。

また、県では、それぞれの事業所がこうした加算の制度を最大限に活用できるように、セミナーの開催でありますとか、個々の事業所への社会保険労務士等の派遣など事業所の取組を後押ししてまいりました。

こうした取組もあり、令和五年の調査によりますと、本県の介護職員

の年収は十年前と比較いたしまして、入所等の施設で約一六%、また、訪問系の事業所で約三七%増加しているということになっております。事業所からは、以前に比べて処遇が改善されたことを実感しているという声もいただいております。

このように一定の改善は進んでいるものの、介護職員の年収は、県内の全産業の平均、こちらでも上昇しております。これと比較いたしますとまだまだ低い水準であるため、さらなる処遇改善に取組が必要と思っております。

今後、国に対して必要な提案等を行うとともに、事業所の取組をしつかりと支援してまいります。

それから次に、カスタマーハラスメントへの対応についての御質問をいただきました。

まず、県内のカスハラ状況についてですが、昨年十一月に行いました介護事業者に対します実態調査の中でカスハラについても調査を行いました。その中で、回答がありました介護職員約二千二百人のうち約六〇%が過去にカスハラを受けたとの回答をいただいております。

その主な内容は、利用者及びその家族からの暴言や無理な要求などとなっております。このほか、事業者からは、利用者から大声で繰り返し叱責を受け、職員が離職を考えているとか、利用者の家族から長期にわたる不当な要求を受けている、そういった声も届いており、こちらからも助言等を行ってきたところでございます。

介護現場は、職員が利用者などに反論をすることがなかなか難しい、また、先ほど御紹介もありましたけれども、訪問サービスにおいて職員が一人で利用者の自宅を訪問する必要があります。そうしたことから、

カスハラを受けやすい環境にある、そういうふうを考えております。

カスハラ対策は、介護職員の安全を守り、安心して働くことができる職場づくりを推進するとともに、利用者に対する円滑なサービスの提供にもつながる大変重要なことと認識をしております。カスハラは、職員が一人で抱え込むことがないように、職場の同僚や上司を含め、事業所全体で対応していくことが大切であります。

県内では、事業所向けに県社会福祉協議会などにおいて、カスハラへの対応を内容に含む研修会、こうしたものも開催されておりますけれども、参加者はまだまだ一部にとどまっている状況にあります。

改めて事業所には、カスハラ対策の意識を高めていただきまして、対応力を強化してもらうことが必要と考えております。

県としてすぐに行えることとして、私どもは定期的に事業所を訪問する機会がございます。そうした機会を捉えまして、研修会への積極的な参加、また、事業所内でのカスハラ対応指針といったものの作成、また、職場研修の実施などの取組をまず促していきたいと思っております。

議員のほうからは、様々な御提案をいただきました。県として動くことで、事業所にしっかりと認識を持ってもらうことができる、私もそういうふうに思います。事業所をはじめ、社会保険労務士の方など専門家の意見も聞きながら、県主催の研修会の開催でありますとか、議員からお話がありましたパンフレットとかチラシ、そういった啓発、広報、そういったことも含めまして、どういった対応がより効果的なのか、検討を早急に進めてまいります。

また、議員のほうからは、他の施設とか職種の話もお話しいただいたと思っております。そういった他の施設の関係も含めて、その対応について検

討してまいります。

カスハラ対策に取り組むことで職員の安全を守り、安心して働くことができる職場環境づくりを進め、介護人材の確保にもつなげてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

●井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、伝統的地場産業の振興について答弁いたします。

まず、伝統的地場産業の振興の取組についてですが、産業振興に向けて大切なことは、産地において好循環をつくり出すことだと思います。事業者が競争力のある商品を開発し、ブランド化する。そして、バイヤーとのマッチングなど販路を拡大し、売り上げにつなげ、さらに新たな後継者が入り、技術が継承されると。このような好循環を念頭に、産地の実情に応じたきめ細かな支援を行っております。

例えば、伊万里・有田焼や諸富家具などでは、海外市場に目を向ける事業者が増えております。現地でのテスト販売やバイヤーとのマッチングなど、新たな商流や販路拡大を目指す取組を支援しております。

また、産業の状況に応じて商品開発や展示会出展、クリエイターと連携した海外展開などの支援も実施しております。名尾手漉和紙や肥前びいどろなどもこうした取組を行われております。

さらに西川登竹細工では、今後の技術継承が特に懸念される状況でした。そのため、ワークショップを通じた職人との交流機会の創出、インターンシップの実施などを重点的に支援し、結果として後継者候補が出てきております。

次に、伝統的地場産業の振興の課題についてですが、伝統的地場産業

は、生活様式の多様化、低価格輸入品の増加、国内市場の縮小といった環境変化により、ピーク時と比べて売り上げが低迷しております。さらに高齢化や人材不足、後継者不在により貴重な技術や技法が失われるおそれがあります。

この状況に対処するためには、消費者に手に取っていただけるような商品開発はもちろんのこと、そのすばらしさや背景など伝えるべきものをしっかりと情報発信し、販路開拓につなげていく必要があります。また、国内市場の縮小が見込まれる中で海外市場にも目を向け、販路を拡大していくことも重要です。そして、これまで大切に受け継がれてきた技術や技法を継承する担い手の育成が求められています。特に一社しか携わっていないような小さな産品も少なくないことから、実情に合わせたきめ細かな支援が必要になると考えております。

○ 時間 延長

●議長（大場芳博君） 時間を延長します。

●井手産業労働部長（続） Ⅱ次に、今後の伝統的地場産業の振興の取組につきましても、議員御指摘のとおり、全体に光を当て、一つ一つの産品、携わる方お一人お一人が自走できることが大切だと思います。その上で、まずは歴史や伝統を尊重しながら、新しい商品開発や国内外への展開にチャレンジする意欲的な事業者の皆さんを後押しして、自走できるように伴走支援していきたいと思えます。また、産地に日頃からコミットし、西川登竹細工の例のように、継承が危ぶまれるような場合には産地と一緒に機動的な対応を行っていきます。

今後も、佐賀県にとってかけがえのない伝統的地場産業を未来につなごぎ、産業としますます盛り上がっていくよう取り組みます。

私からは以上です。

●種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、「子育てし大県」さがプロジェクト」について二点お答えをいたします。

まず、評価でございます。

県では、佐賀で楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで、平成二十七年からプロジェクトに取り組み、今年で十年目になります。

楽しいという気持ちは、安心できる環境の中でこそ生まれるものだと思います。こうして観点から、これまで当事者の声を聞きながら、市町、それから、子育て支援に関わる志を持ったCSOの方々や連携しながら、佐賀県らしい取組を充実させてまいりました。

例えば、妊産婦が孤立せず、いつでも相談できる相談アプリ「ママリ」ですとか、男性の家事、育児への参加を促す「マイナス一歳からのイカカジ」、それから、赤ちゃんが生まれた全ての家庭に情報をお届けする「さが子育てエール便」、それから、子供の本物体験として世界基準の施設、SAGAアクアを体験する「SAGA Enji Basaha」などがございます。

それから、市町との役割分担でございますが、基本、子育て支援策は県民に身近な市町で行われるものが多いですけれども、県は市町単独では取組が難しいもの、そういったものについて、広域的な観点で支援に取り組んでおります。議員からお話がありました多胎家庭への支援、それから、あと困難を抱え支援が必要な特定妊婦への支援などがございます。

こうしたプロジェクトの取組について、県民の方からは喜びの声とか

助かったという声をいただいておりますので、各事業が子育て家庭の子育てのしやすさや環境のよさの実感に一定つながっているのではないかと考えております。

ただ、議員おっしゃったように八十事業に膨らんできて、それがどういうふうに目的に寄与しているのかとか、そういったところに関しましては、実は正直言ってまだ検証できておりません。局内で、十年目を迎えるということで、分析、検証をしようという議論はしておるんですけども、まだ実質そこまでいけていないというのが正直なところでございます。言及されましたアンケートとかも含めまして、検証方法については引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。

それから次に、今後の取組についてでございます。

このプロジェクトは、佐賀での子育ては楽しい、佐賀で安心して子育てができるという思いが広がっていくように、見直しも行いつつ、現場の思い、困り事など、そういった声を聞きながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。

今後、特に注力していきたいのは、私はもう少し認知度を上げていきたいと思っております。議員は四三・九%というのを高いというふうに受け止められていたようなんですが、私はこれは、もつとさらに多くの方々に知っていただいて、認知していただきたいと思っております。ここるところの部分で周知にも取り組んでいきたいと思っております。

それと、少子化とか人口減少とかいうお話がございました。私は、このプロジェクトに取り組むことで佐賀の子育ての環境のよさを実感していただき、そして、楽しく子育てをしている姿が若年世代にも伝わり、それが少子化対策にもつながっていくのではないかと考えています。

今後、常に事業の必要性を検証しながら、見直しを行いつつ、必要なものについては取り組んでいきたいと思えます。市町、それからCSOなど関係機関と連携し、佐賀らしい、佐賀だからできる取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

●古賀陽三君 登壇Ⅱ再質問をします。場の雰囲気は読んでいますので、なるべく簡潔に行いたいと思えます。

基金の用途についてということで、主体性を尊重するということでおっしゃっていただきました。多分、各支所もいろんな配分の方法等々、思いがあるようですので、そういった部分に関してそれぞれの声というのは、一つ一つ聞いていてはなかなか大変な部分があるので、漁協にしっかりと任せただ上で、使い道はきちんと分配をされるというような理解でよろしいのかということが一点。

あと漁業以外の被害が発生した場合の対応についてということで、一義的には国がしっかりと補償するというのは当然のことだと、誰が考えてもそうだとおもうふうに思います。

その中で、漁業者に対する補償に時間がかかるためのつなぎということとで多分答弁があったと思えます。そこは重々理解をしますけれども、ほかのところ、例えば、農地とか一般住宅に対して被害が及んだときに、時間がかかるのはほかのところも一緒だということに思っていますね。そうしたときに、何で漁業のほうだけにこれが使えるようになるんだというような声ももしかしたら出てくると思うんです。そうしたことになるなら、ないように、こういう理由だから漁業者だけにしか使えないということを引きちんともう少し整理したほうが——じゃ、一般住宅とかも時間がか

かるのにこっちに使えないのはおかしいんじゃないかというような声にどう対応するかということが出てくると思えますので、そこはきちんと改めて整理をしておいたほうが、その基金としての使い道というのもしっかりなるんじゃないかなというように思いますので、改めてその点についてしっかりと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。一般質問を終わります。

●平尾政策部長 登壇Ⅱ古賀議員の再質問にお答えいたします。

まず、基金の支所への配分といったところで、有明海漁協本所のほうでの中心的な役割はどうなるんだろうかといった観点からの御質問だったというふうに思います。

いろんな支所がございます。それを一つ一つ県のほうで個別に聞くということは、今我々もやっております。あくまで有明海漁協、この主体性を尊重しつつという答弁を入れましたが、そういった思いで、各支所のいろんな要望等についても、漁協本所のほうで今吸い上げられて、そういった要望をまとめられてというような形になって、そこをまた我々は、県と漁協本所との間で意見交換をやっていくというような状況でございますので、そういった支所ごとに県が対応するというようなことは今のところ考えておりません。

また、漁業者以外への対応の部分について御質問ございました。

まず、この基金というものは、佐賀空港への自衛隊要請があったときの漁業者の方々が、諫早湾干拓問題を含めて、いろんな不信感があったと。この不信感があったから、これをどうにか解決しなきゃいけないというように思いでこの基金をつくったというところがございます

す。そういったことで、漁業者のほうが基本的な、使うような基金になつておりますけれども、被害が起きて、農業被害であれ、住宅被害であれ、その後に国のほうの補償までに時間がかかる、そういった部分については、県としては漁業被害と同じような立場で、我々としては対応するべきところはしっかりと対応する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

●議長（大場芳博君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○請願提出

●議長（大場芳博君） 次に、請願が三件提出されております。これは皆様のお手元に配付いたしております請願書のとおりであります。

請第五号請願 私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・

教育条件の改善をもとめる請願書

請第六号請願 重心医療の現物給付に関する請願

請第七号請願 小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・

専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願

○請願上程

●議長（大場芳博君） 請第五号請願から請第七号請願まで三件の請願を議題いたします。

以上三件の請願につきましては、既に上程中の議案と併せて審議することといたします。

○委員会に付託

●議長（大場芳博君） ただいま議題となつております甲第四十三号議案から甲第四十六号議案まで四件、乙第五十八号議案から乙第七十八号議案まで二十一件、以上二十五件の議案、及び請第五号請願から請第七号請願まで三件の請願、以上の議案、請願を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

令和六年十一月定例会 議案付託表

委員会名	甲号議案	乙号議案
	<p>○甲第四十三号 令六 一般会計補正予算（四号）中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部 ・第一条第一項及び第二項第一表の歳出の政策部関係分、総務部関係分、 	<p>○乙第五十八号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>○乙第五十九号 県職員給与条例等の一部改正</p> <p>○乙第六十号 県職員の退職手当に関する条例の一部改正</p>

<p>農 林 水 産 商 工 常 任 委 員 会</p>	<p>文 教 厚 生 常 任 委 員 会</p>	<p>総 務 常 任 委 員 会</p>
<p>○甲第四十三号 令六 一般会計補正予算(四号)中 ・第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分、農林水産部関係分、労働委員会関係分 ・第二条第二表の関係分(債務負担行為補正)</p>	<p>○甲第四十三号 令六 一般会計補正予算(四号)中 ・第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分 ・第二条第二表の関係分(債務負担行為補正) ・第三条第三表の関係分(繰越明許費補正)</p> <p>○甲第四十四号 令六 育英資金特別会計補正予算(一号)</p>	<p>○甲第四十六号 令六 一般会計補正予算(三号)の専決処分 ・第四条第四表(地方債補正) ・第三条第三表の関係分(繰越明許費補正) ・第二条第二表の関係分(債務負担行為補正)</p>
<p>○乙第六十四号 中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例の一部改正 ○乙第六十七号 県営土地改良事業に対する市町の負担について ○乙第七十四号 射撃研修センターの管理について ○乙第七十六号 県有財産の処分について</p>	<p>○乙第六十三号 公立学校職員給与条例の一部改正 ○乙第七十三号 県立視覚障害者情報・交流センターの管理について</p>	<p>○乙第六十一号 手数料条例の一部改正 ○乙第六十二号 産業廃棄物税条例の一部改正 ○乙第六十六号 県事業に対する市町の負担について ○乙第六十八号 当せん金付証券の発売について ○乙第六十九号 レイクサイド北山の管理について ○乙第七十号 北山少年自然の家の管理について ○乙第七十一号 黒髪少年自然の家の管理について ○乙第七十二号 波戸岬少年自然の家の管理について ○乙第七十七号 教育委員会委員の任命について ○乙第七十八号 収用委員会委員の任命について</p>

令和六年十一月定例会 請願一覽表

番号	受理年月日	件名	請願者	紹介議員	付託先委員会
五	令和六年 十一月二十七日	私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書	佐賀市駅前中央二丁目九番一〇号 佐賀県私学助成をすすめる会 会長 古賀 千花子 ほか五名	全議員	総務常任委員会
六	令和六年 十二月四日	重心医療の現物給付に関する請願	佐賀市鍋島五丁目八番七号 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 福市 繁幸	全議員	文教厚生常任委員会

地域交流 ・県土整備 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三条第三表の關係分（繰越明許費 補正） ○甲第四十三号 令六 一般会計補正予算（四号）中 <ul style="list-style-type: none"> ・第一条第二項第一表の歳出の地域交流部關係分、県土整備部關係分 ・第二条第二表の關係分（債務負担行為 補正） ・第三条第三表の關係分（繰越明許費 補正） ○甲第四十五号 令六 港湾整備事業特別会計補正予算（二号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三条第三表の關係分（繰越明許費 補正） ○乙第六十五号 建築基準法施行条例の一部改正 ○乙第七十五号 県有財産の取得について
------------------------	--	--

七	令和六年 十二月四日	小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願	佐賀市高木瀬町大字東高木二二七 ― 教育会館四階 ― 県連絡会 世話人代表 名和田 陽子	県民ネットワーク 全議員 日本共産党 武藤明美	文教厚生常任委員会
---	---------------	--	---	-------------------------------	-----------

請 願 文 書 表

付託委員会名	総務常任委員会
受理番号	五
受理年月日	令和六年十一月二十七日
件名	私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書
請願者住所氏名	佐賀市駅前中央二丁目九番一〇号 佐賀県私学助成をすすめる会 会長 古賀千花子 ^{こがちかこ} ほか五名 (署名人数：二万六千八百六十一人)
紹介議員氏名	全議員
請願の要旨	<p>請願趣旨</p> <p>私立学校は佐賀県の重要な一翼を担っています。しかしながら教育条件において私立学校と公立学校との間に大きな格差が生じているのが現状です。</p> <p>佐賀県の私学助成予算は、県当局や私学関係者の努力で生徒一人当たりの単価が年々増額されてきました。しかしいまだ公私格差は大きく十分とは言えません。</p>

また二〇一〇年度に公立高校授業料が無償化され、同時に私立高校への就学支援金の支給がスタートしました。就学支援金の拡充により、二〇二〇年度から実質年間所得五百九十万円未満の家庭の授業料無償化が進みました。しかし五百九十万～九百十万円までの所得の家庭は従来通りであり、公立との格差を無くすため、更なる無償化の拡充を求めます。

教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を保障していくためには、授業料助成の拡充による保護者の経済的負担の軽減と経常費助成の増額による教育条件の改善および教育施設の充実が必要です。

以上の趣旨から、左記の各項目をすみやかに実現していただくことを請願します。

記

- 一、ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を増額し、「公立比二分の一の経常費助成」をすみやかに実現してください。
 - 二、すべての子どもの就学を保障するため、入金補助制度の増額と所得制限の緩和をしてください。
 - 三、県単独による私立高校への支援制度を復活し、年収九百十万円未満世帯までの授業料の無償化を国に先駆けて達成してください。
- 以上

付託委員会名	文教厚生常任委員会
受理番号	六
受理年月日	令和六年十二月四日
件名	重心医療の現物給付に関する請願
請願者住所氏名	佐賀市鍋島五丁目八番七号 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 福市繁幸 <small>かくだしげゆき</small>
紹介議員氏名	全議員
請願の要旨	(請願の趣旨) 重心医療が必要なこどもを持つ親として、自己負担部分を公費負担する重心医療制度(重度心身障害者医療費助成)は重度心身障害者の生活を支える大切な事業となつていくことについて、心から感謝申し上げます。 公費負担の方法については、現在の還付方式から小児医療と同様に窓口での一部負担方式いわゆる現物給付に変更をお願いします。 (請願の理由)

現在、公費負担の申請方法は申請書に領収書原本を貼り、市町に毎月申請をして還付を待つというものです。申請は月ごとに、病院、診療科、入院、外来、薬局ごとに領収書を貼る必要があります。入院等の場合、少くない金額を窓口負担する必要があります。ます。

行政の方では紙ベースの申請書に添付された領収書をすべてチェックし、患者側の口座に振り込むまでの手続きとなりその事務量は計り知れないものだと思います。

小児医療はいちはやく現物給付に切り替えて適切な医療を少ない負担で受診できるようになっていきますので県民は子育てしやすい県に感謝しています。残された最後の現物給付として検討いただければ幸いです。

九州各県を確認したところすべての県で現物給付等（大分・沖縄は自動償還方式（市町への申請不要）が実現しています）

付託委員会名	文教厚生常任委員会
受理番号	七
受理年月日	令和六年十二月四日
件名	小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願
請願者住所氏名	佐賀市高木瀬町大字東高木二二七―一教育会館四階 ゆきとどいた教育をすすめる佐賀県連絡会 世話人代表 <small>なわた しょうこ</small> 名和田陽子（署名人数：千六百十四人）
紹介議員氏名	徳光清孝、藤崎輝樹、江口善紀、野田勝人、下田寛、酒井幸盛、武藤明美
請願の要旨	<p>すべての子どもにゆきとどいた教育を実現することは社会の責務であり、そのためには十分な教育予算の確保が重要です。</p> <p>長年の運動により、義務標準法改正により国の責任による小学校三十五人以下学級が前進しました。しかしOECD平均である二十人程度の学級に比べ、学級規模は大きすぎます。「二十人学級」を展望した少人数学級の前進を小・中学校や高校でさらにすすめるべきです。佐賀県独自の施策により小学校、中学校、高等学校の全てで三十五人以下学級を実現して下さい。</p> <p>小・中学校、高校、特別支援学校で、教員の未配置が起きている実態が明らかになっています。学校現場では、病気休暇や産前産後休暇、育児休業などの代替教職員が見つからない「教育に穴があく」状況が数か月続くなど、いっそう深刻です。教職員の負</p>

担軽減をすすめるとともに、正規の教職員を増員することが求められています。

特別支援学級在籍者の生徒が増え続けるなか、様々な発達段階に応じた丁寧な指導をおこなうために、学級編成基準を現在の八人から六人に引き下げることが重要です。

子どもを学校に通わせるとあらゆる場面で当然のように経費が必要になります。教育の無償化をめざし、教育費の保護者負担を軽減するよう、公的な負担を増やしてください。

これらの趣旨から、以下のことをお願いします。

請願項目

- 一、小学校、中学校、高等学校のすべてで三十五人以下学級を実現してください。
- 二、正規・専任の教職員を増員してください。
- 三、特別支援学級の編制基準を八人から六人へ引き下げてください。
- 四、教育費の保護者負担となっているものを軽減し、公費負担を増やして下さい。

◎議長（大場芳博君） これでは本日の日程は終了いたしました。

あす六日は議案審査日、七日及び八日は休会、九日は議案審査日、十日及び十一日は各常任委員会開催、十二日は議案審査日、十三日は特別委員会開催、十四日及び十五日は休会、十六日は本会議を再開して委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後五時十分 散会

速記者 一ノ瀬 千加子

第五日

令和六年十二月十六日（月）

令和六年十二月十六日(月) 午前十一時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一 番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二 番	下田 寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三 番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四 番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五 番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六 番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七 番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八 番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九 番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一 一 番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一 二 番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一 三 番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一 四 番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月十六日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	警察本部長	教育本部長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾秀憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	福田英之	甲斐直美	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議事局長	同 議事局長																		
田中憲尚	吉田泰	碓田一浩	田中信二	太田敏	高田一弘	山田正敏	香月律之	篠田博幸	石丸宏子										

○ 開 議

●議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 発言 訂正

●議長（大場芳博君） 議事に入ります前に、さきの一般質問における答弁の件に関し、執行部より発言の申し出があつておりますので、これを許可します。

●泉総務部長 登壇 十二月三日の徳光清孝議員の一般質問に対する私の答弁につきまして誤りがございました。

この件について直ちに答弁の訂正をすべきところ対応が遅れましたことは、誠に不適切で深くお詫び申し上げます。

その上で私の答弁を訂正させていただきます。

具体的には、仮称佐賀駐屯地へのオスプレイ配備についての再々質問において、仮称佐賀県有明海漁業振興・補償基金の創設について、徳光議員から、着陸料をそのまま漁業振興に使う基金に全額積み上げるような性格の基金というのはほかにあるのでしょうかという質問がございました。

この質問に対する答弁に誤りがありましたので、答弁を、現在県において着陸料を特定の目的のために積み立てている基金はありませんと訂正させていただきます。

また、訂正に伴い、この再々質問に対する当日の私の答弁を撤回させていただきます。

●議長（大場芳博君） ただいま発言のありました件につきましては、議長の手元において処理することに御承認を願っております。

○ 議事 日程 変更

●議長（大場芳博君） 次に、お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することに決定いたしました。

令和六年十一月定例県議会変更議事日程表

月	日	曜日	区分	日 程	日次
12	12	月	本会議	委員長報告、議案上程、提出者説明 (甲第四十七号議案)	20
17	16	火	本会議 委員会	議案に対する質疑、委員会付託、常任委員会、委員長報告(甲第四十七号議案)、 討論、採決、閉会	21

○ 議案・請願等上程

◎議長（大場芳博君） 次に、日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました議案及び請願、並びに閉会中の継続審査に付されておりました案件の全部を一括して議題といたします。

○委員長報告

◎議長（大場芳博君） これより委員長報告に入ります。

まず、各常任委員長から各常任委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長 中村圭一君。

◎中村圭一君（拍手） 登壇 〓おはようございます。総務常任委員長の報告をいたします。

十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、十二月十日及び十一日の両日、委員会を開催し、岩屋川内ダム及び黒髪少年自然の家への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第四十三号議案中本委員会関係分、乙第五十八号議案から乙第六十二号議案まで五件、乙第六十六号議案、及び乙第六十八号議案から乙第七十二号議案まで五件、以上十二件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、甲第四十六号議案を採決した結果、全会一致をもって、原案のとおり承認いたしました。

次に、乙第七十七号議案「教育委員会委員の任命について」、乙第七十八号議案「収用委員会委員の任命について」をそれぞれ採決した結果、

全会一致をもってこれに同意することにいたしました。

次に、請第五号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」を採決した結果、全会一致をもって原案のとおり採択いたしました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応として

◎米軍がオスプレイ運用を一時停止したという報道を受けて、国からの情報提供の有無や県からの問い合わせ内容

◎本年十月二十七日に発生した陸自オスプレイの事故の原因と、安全性の確認や検証の必要性

◎佐賀県有明海漁業振興・補償基金（仮称）の補償の想定額や補償対象の内容、及び漁業以外の補償に対する県の認識と今後の見直し

◎着陸料を財源とする基金の内容や他の自治体の事例、及び農林水産省の有明海再生に関する予算への影響と検証方法

◎オスプレイ配備に対応する今後の県の組織体制

次に、県立大学関係として

◎国の中央教育審議会の答申案に対する県の受け止め

◎現行の大学入試制度の概要及び県立大学の入試制度の内容と、入学者の県内出身者の割合

◎県内外の高校生に選ばれる大学になるための取組や、外国人留学生の受け入れの検討状況

◎入学定員の規模を含めた県立大学の入学者選抜の考え方

◎佐賀総合庁舎内現地機関等の移転先の検討状況、及び移転先決定の

経緯と今後の取組

- 次に、台湾有事の際の沖縄県先島諸島からの住民避難として
- ◎ 先島諸島からの避難に関する全体像
- ◎ 与那国の島の概要と学校や産業の状況、及び与那国町と県との交流の検討状況
- ◎ 九州各県が取り組む避難住民の受け入れ計画の概要
- ◎ 避難住民の県内受け入れ市の選定理由と、避難経路としての佐賀空港利用の検討状況
- ◎ 与那国町との意見交換を踏まえた県の避難住民受け入れ計画への反映状況や進捗状況と今後の取組
- 次に、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」として
- ◎ 事業の目的及び情報発信手法の特徴並びに今後の展望
- ◎ 広報事業としての成果指標の内容、及びこれまでの代表的な取組事例とその評価
- ◎ 「ゴジラ対サガ」の目的と取組内容、及び今後の取組
- ◎ ゴジラダムアートの実施に至った経緯とその狙い、及び現時点での評価・評判とその効果
- 次に、今年の原子力防災訓練として、
- ◎ 能登半島地震における道路寸断を踏まえた訓練内容、及び原子力災害を想定した屋内退避ができなかった場合の住民避難訓練の内容
- ◎ 県消防防災ヘリコプター「かちどき」を使った訓練内容や、県在住外国人に向けた取組内容
- ◎ 訓練全体の評価と得られた課題、及びそれらを踏まえた今後の取組などの質疑が行われました。

最後に九月定例会から引き続き審査中の

- 一、財政確立について
 - 一、政策の企画・調整について
 - 一、危機管理・報道行政について
 - 一、総務行政一般事項について
 - 一、警察行政について
- 以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることになりました。
- 以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。(拍手)
- ◎議長(大場芳博君) 文教厚生常任委員長 富田幸樹君。
- ◎富田幸樹君(拍手) 登壇 文教厚生常任委員長の報告をいたします。
- 十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、十二月十日及び十一日の両日、委員会を開催し、玄海原子力発電所への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
- まず、採決の結果を申し上げます。
- 甲第四十三号議案中本委員会関係分、甲第四十四号議案、乙第六十三号議案及び乙第七十三号議案、以上四件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。
- 次に、請第七号請願「小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願」について採決した結果、起立者少数により不採択となりました。

続いて、請第六号請願「重心医療の現物給付に関する請願」について

採決した結果、全会一致により採択となりました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案等についての主な意見の概要を申し上げます。

一、重度心身障害者医療費助成については、県が率先し、利用者や市町に負担がかかる現行の償還払方式から現物給付方式への移行を進められたい。

一、子供食堂などの子供の居場所が県内に漏れなく設置され、子育て支援CSO配送拠点整備費補助により、今後も継続して活動できるように支援に努められたい。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

◎ 第一次産業の育成も視野に入れた食育の理念に基づく食育の推進

◎ がんの予防、早期発見・早期治療、がんとの共生に向けた総合的ながん対策の推進

◎ 重層的支援体制整備事業に取り組む市町の成果と課題、及び地域共生社会の実現に向けた県の支援

◎ 「佐賀県こども計画」の位置づけや施策の推進及び計画策定の進め方、並びに計画終了後の子供施策の進め方

◎ ひとり親家庭等医療費助成における現物給付方式の実現に向けた課題と今後の取組

◎ 児童虐待の発生状況と対応の仕組み、及び児童虐待防止に向けた体制や関係機関との情報共有・連携・協力体制の確立

◎ 学校におけるグローバル人材の育成の現状、及び教育委員会の今後

の取組

◎ 県立盲学校・ろう学校の概要と教育資材の整備

◎ 頻発する教職員の不祥事の要因、及び発生防止対策の定着に向けた取組

◎ 学校で食育の推進や給食の管理を担う栄養教諭の資質向上や適正な配置、及び業務に専念できる職場環境の改善

◎ 高等学校入学者選抜に係る業務の簡素化及び今後の見通し

◎ 県立高校の定員割れの状況及び定員内不合格を出す理由と教育長の認識

◎ 学校における感染症対策の指導や確認の徹底、及び今後の教育委員会への対応

などの質疑が行われました。

最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 農林水産商工常任委員長 古川裕紀君。

◎古川裕紀君(拍手) 登壇Ⅱ農林水産商工常任委員長の報告をいたします。

十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及

び継続審査中の事件につきまして、十二月十日及び十一日の両日、委員会を開催し「低コスト耐候性ハウス」及び「東亜工機株式会社大村方工場」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第四十三号議案中本委員会関係分、乙第六十四号議案、乙第六十七号議案、乙第七十四号議案及び乙第七十六号議案、以上五件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、美の「コスメギフト」事業は、経済的な支援だけでなく心のサポートもできる社会的に意義のある事業のため、支援団体と連携し、他県にも活動が広がるよう今後も継続的に取り組まれない。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました、主な質疑の概要を申し上げます。

◎ 佐賀コロニー跡地における産業団地造成事業の進捗状況と、今後の予定及び排水対策

◎ 佐賀コロニー跡地への企業誘致の現状と、操業開始までの期間及び今後の企業誘致の取組

◎ 米麦のトレーニングファーム設置に対する県の考え

◎ 軽油引取税の免税額と免税軽油の使用状況、及び免税措置の恒久化に向けた国への要望の必要性

◎ 農用地の地域計画策定の単位と進捗状況、及び実効性のある地域計

画策定に向けた今後の取組

◎ 地域計画と連携した国の補助事業の今後の見直し

◎ 新規就農者確保に向けた取組内容と実績、及び育成システムの概要

◎ 農業機械の導入支援の概要と実績、及び要件緩和に対する県の見解

◎ 主要農産物の近年の生産動向と課題、及び生産安定や担い手確保に向けた今後の取組

◎ JAの果樹の営農指導員数と指導者確保のための県の支援策、及び指導者育成に向けた今後の取組

◎ 主要農産物生産農家の負担軽減対策に向けた今後の取組

◎ 肥育牛のうち和牛の生産状況及び県内での肥育素牛の生産拡大や、飼料の自給率向上に向けた今後の取組

◎ 中山間地域等直接支払制度の取組状況と、第六期対策の制度見直しの概要と課題、及び今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、農林水産商工常任委員長の報告を終わります。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 地域交流・県土整備常任委員長 青木一功君。

◎青木一功君(拍手) 登壇II地域交流・県土整備常任委員長の報告をいたします。

十二月五日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、十二月十日及び十一日の両日、委員会を開催し「KATAラボ」、多良駅及び道の駅鹿島への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第四十三号議案中本委員会関係分、甲第四十五号議案、乙第六十五号議案及び乙第七十五号議案、以上四件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、地域づくりの重要な基盤である地域交通の課題解決のため、利用実態調査事業において地域の実情やニーズを把握し、地域交通システム全体が持続可能なものとなるようスピード感をもって取り組まれた。

一、「SAGA2024」の新しい取組とその成果を踏まえ、今後もSP構想の下、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりに取り組まれない。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。

◎ 佐賀空港の施設整備費や利用促進の費用、及び目指す将来像の実現に向けた取組

◎ 佐賀空港条例の改正内容と防衛省配備により見込まれる追加費用及

び着陸料の考え方

◎ ICカード利用エリア拡大の取組内容

◎ スポーツビジネスの振興に向けた取組内容と課題、及び今後の取組

◎ 県管理道路の除草・防草対策の現状と課題、及び今後の取組

◎ 県内の空き家等の状況と利活用に向けた取組状況及び今後の取組

◎ 岩屋川内ダム五十周年記念イベントの内容、及びダムアート実施の経緯と効果、並びに今後の対応

などの質疑が行われました。

最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、地域交流・県土整備常任委員長の報告を終わります。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 次に、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を求めます。藤木卓一郎君。

◎藤木卓一郎君(拍手) 登壇 Ⅱ高等教育機関問題対策等特別委員長の報告をいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきまして、十二月十三日に委員会を開催し現地視察を行いましたので、その

概要について報告いたします。

- まず、「学校法人九州国際学園」において、「九州国際情報ビジネス専門学校及び九州国際高等学園の運営状況等」について説明を受け、
- 県内高校への働きかけや入学者の状況
 - 施設費や運営費などの補助の必要性
 - 企業ニーズにあった人材育成の状況
 - 県立大学設置に伴う影響
 - 学生の経済状況や支援制度活用状況
 - 県立大学への編入制度に対する所見
 - 県内外への就職状況と県内就職率が高い理由
 - 九州国際高等学園の定員充足率の受け止めや中学校との連携内容
 - 県外など遠方から入学する理由と通学の方法
 - 今後需要が見込まれる情報関係教員の確保の見通し
- などについて質疑や意見交換を行いました。
- 次に、産業技術学院において、運営状況等について説明を受け、
- 現教員退職後の教員確保の見通し
 - 県内企業への就職率
 - 工業高校や工業高等専門学校との教育の違い
 - 民間委託訓練の内容や委託先及び定員数や入校の条件
 - 若年者や新卒者など入校の年齢条件設定後の成果と評価
 - 入校生選考試験の募集時期や学生が少ない学科の要因
 - 高校生向けガイダンスへの参加状況や生徒募集の状況
- などについて質疑や意見交換を行いました。
- 最後に、人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大

学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を終わります。(拍手)

●議長(大場芳博君) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。古賀陽三君。

●古賀陽三君(拍手) 登壇し決算特別委員長の報告をいたします。

九月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております、乙第五十六号議案「令和五年度佐賀県歳入歳出決算の認定について」、及び乙第五十七号議案「令和五年度佐賀県工業用水道事業決算の認定について」、以上二件の議案について、閉会中の十一月五日から十一月十五日まで委員会を開催し、「いちごトレーニングハウス」、広田川排水機場及び宇宙科学館への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

十一月十五日に全ての質疑を終了し、採決に移り、乙第五十六号議案及び乙第五十七号議案、以上二件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもってこれを認定いたしました。

続いて、各常任委員会関係の審議の過程で申し述べられました、主な意見の概要について申し上げます。

まず、総務常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、「佐賀さかいこう!応援団」づくり事業の交流会が単なる一過性のイ

ペントで終わることがないよう、これまでの成果を踏まえ、当該事業のさらなる創意工夫に努められたい。

一、「OPEN-AIR佐賀」の事業の一環である「レイクサイド北山」の再整備を契機として、周辺地域と連携し、北山エリアの魅力発信や交流人口の増加に向けた取組に努められたい。

一、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」の「島耕作コラボ」について、期間限定の事業に多額の予算をかけて実施していることを踏まえ、今後のコラボ事業においては、話題性と効果が最大限発揮されるよう取り組まれたい。

一、フィルムコミッション事業により映像を通じた佐賀県の良さを広く発信するため、国内外の映像制作会社とのリレーション構築をさらに強化するとともに、支援策もブラッシュアップし、より一層多面的な情報発信に注力されたい。

一、自転車利用者のヘルメット着用について、交通ルールの遵守徹底とマナーアップのため、関係機関・団体と連携を図り、自発的な着用を促進する取組に努められたい。

との意見などが出されました。

次に、文教厚生常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、広く県民に佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の思いを広めるため、市町との連携を含め、さらなる認知度向上に取り組まされたい。

一、高齢者の運転免許証返納を後押しする高齢者運転免許証返納事業により、人身交通事故発生件数に占める割合が高い高齢者の交通事故防止に努められたい。

一、未来へ向けた胃がん対策推進事業については、一人でも多くの生徒が受検し、除菌治療につながるよう今後も引き続き取り組まされたい。

一、発達障害や愛着障害などの入院治療の必要な子供たちの早期発見及び早期支援ができるよう、肥前精神医療センターと連携し、充実した診療体制を構築されたい。

一、高校生が様々な立場で関わりを持ちながら開催したSAGAインターハイで得られた遺産を今後の取組に生かされたい。

一、教育DXによるデジタル技術を活用した子供の学びの変革や、教職員の業務改革は必要不可欠であるため、時代の変容を的確に捉えた事業を展開されたい。

一、今年度開校した県立夜間中学においては、開校後に見えてきた様々な課題解決に取り組む、それぞれの目標に向かって進む生徒を応援していく学校を目指されたい。

一、県立高校の普通科改革においては、多様化する生徒のニーズに対応し、進学の実績を上げ、生徒の将来を見据えた事業に取り組まされたい。

一、小中学生の学力向上については、家庭学習や反復学習など方向性を明確にし、腰を据えた対策に取り組まされたい。

との意見などが出されました。

次に、農林水産商工常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、事業者の経営資源の維持や雇用確保のため、商工団体等との連携を密にし、円滑な事業承継を行うための支援に、より一層取り組まされたい。

一、大学生の人材の確保のため、学生と県内企業との交流を促し、県内

企業への賃上げ環境の創出や、働きやすい職場環境整備の支援に継続して取り組まれない。

一、高校生の県内就職促進については、学校現場と連携し、ニーズに沿った支援に取り組むなど、若者の県内就職率向上に、より一層努められたい。

一、東部工業用水道事業については、資産管理計画を踏まえた適切な施設更新などを行い、工業用水の安定供給に努められたい。

一、農林水産業費については、事業の見通しが立った段階で減額補正を適宜行うなど、不用額が極力発生しないよう要求額の精査に努められたい。

一、有害鳥獣による農作物被害の軽減については、市町や関係機関・団体と連携し、侵入防止、すみ分け、捕獲をバランスよく組み合わせた総合的な対策に積極的に取り組まれない。

一、農業の振興のため、今後も市町やJA、関係機関と連携し、次世代を担う新規就農者の安定的な確保、育成に努められたい。

一、農地中間管理事業については、柔軟な対応ができるよう国へ強く要望し、農地の受け手や農地中間管理機構に対し必要な支援が行われたい。

一、「さが園芸888運動」関連事業については、様々な課題があることを踏まえ、農業産出額の増加につながるよう取り組まれない。

一、畜産業の持続的な発展のため、食肉センター施設の適切な設備整備により、「佐賀牛[®]」の輸出拡大を図られたい。

一、円安などの物価高騰の影響を受けた畜産農家を支援するため、可能な限り輸入に頼らない経営ができるよう、肥育素牛や自給飼料の生産

拡大に取り組まれない。

一、特定家畜伝染病への対策については、飼養衛生管理基準を遵守し、防疫演習の実施など、危機管理体制の強化に取り組まれない。

一、農村地域の浸水被害を軽減させるため、クリークやため池、田んぼダムを活用したソフト、ハードの両面から対策を行い、防災・減災力の強化に努められたい。

一、中山間地域の多面的機能を発揮させるため、地域の将来像に沿った様々な取組を市町と連携して支援されたい。

一、林業の振興のため、サガンスギの供給体制の整備や担い手の確保、育成を図り、施設整備に対する支援等により県産木材の供給体制の強化などに取り組まれない。

一、多様な森林・緑づくりについては、間伐等の森林整備や治山対策などのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせ取組に努められたい。

との意見などが出されました。
次に、地域交流・県土整備常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、地域に新しい活力を生み出すため、引き続き移住促進の取組を行うとともに、移住後も市町や移住支援団体と連携し、丁寧なサポートに努められたい。

一、多文化共生社会の実現に向け、外国人を含むすべての県民が安心して生活し、活躍できる環境整備に引き続き努められたい。

一、子育て支援タクシー推進事業については、成果や課題を踏まえ、子育て世代に優しい交通環境の充実に向け、必要な支援の整備に努めら

りたい。

一、地域公共交通の維持確保のため、ユニバーサルデザインタクシーのさらなる普及や、路線バスの利用促進に取り組まれない。

一、コミュニティバスやデマンドタクシーについては、地域の実情やニーズを踏まえ、持続可能なものとなるよう利便性向上に取り組まれない。

一、多くの人にSAGAアリーナを利用してもらえるよう、MICE等の主催団体の誘致やネットワーク構築に努め、きめ細かな支援に引き続き取り組まれない。

一、県内建設業の担い手の確保、育成に向けて、働き方改革の推進や労働環境の改善、及び県民への情報発信に引き続き取り組まれない。

一、ARKSの利用状況や課題を踏まえ、歩く人の動線を考えた情報発信や周辺地域との連携に取り組む、さらなる利活用を図りたい。

一、県立都市公園である佐賀城公園、森林公園及び吉野ヶ里歴史公園の整備は、関係機関と十分に議論し進められたい。

との意見などが出されました。

以上をもちまして、決算特別委員長の報告を終わります。(拍手)

●議長（大場芳博君） 以上をもちまして、各委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

●議長（大場芳博君） 質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

○ 議案提出・上程

●議長（大場芳博君） 次に、知事から議案が提出されました。

甲第四十七号議案 令和六年度一般会計補正予算（第五号）

を議題といたします。

○ 知事提案説明

●議長（大場芳博君） ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

●山口知事 登壇 皆様さんおはようございます。

本日追加提案いたしました令和六年度補正予算案について、その概要を御説明申し上げます。

物価高対策や、防災・減災、国土強靱化を推進する社会資本整備を含む国の総合経済対策を受けて速やかに対応すべきものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、補正予算案の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計 約 百六十六億二千四百万円

となります。補正後の今年度の予算総額は、既定の予算及びさきに提案

いたしております十一月補正予算案の額と合わせますと、

一般会計 約 五千五百九十一億三千五百万円

となっております。

予算案の主な内容について申し上げます。

まず、物価高対策についてです。国の重点支援地方交付金を活用してLPガス及び特別高圧電力の使用者に対して支援することとしました。

次に、社会資本整備に関して申し上げます。

道路では、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Tゾーン」な

ど、災害に強い広域道路ネットワークの整備を促進します。このほか、橋梁の老朽化対策、通学路の交通安全対策なども進めます。

河川・砂防では、護岸工事、排水機場や砂防施設の整備などを進めます。

農林業では、クリークをはじめとする農業水利施設や治山施設の整備などを進めます。

今後も、佐賀の未来を創り、未来を守る社会資本整備を着実に進めてまいります。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（大場芳博君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十七日は、議案に対する質疑、議案の委員会付託、常任委員会開催、委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十一時四十四分　散会

第六日

令和六年十二月十七日（火）

令和六年十二月十七日(火) 午前十一時 開議

出席議員 三十七名

欠席議員 なし

一番	酒井幸盛	一五番	富田幸樹	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	石倉秀郷
三番	石丸太郎	一七番	西久保弘克	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	池田正恭	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	江口善紀	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
七番	青木一功	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	古川裕紀	二二番	定松一生	三六番	大場芳博
九番	木村雄一	二三番	八谷克幸	三七番	岡口重文
一〇番	中本正一	二四番	坂口祐樹		
一一番	野田勝人	二五番	宮原真一		
一二番	一ノ瀬裕子	二六番	指山清範		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	古賀和浩	二八番	武藤明美		

十二月十七日

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	副知事	副知事	政策部長	総務部長	地域交流部長	県民環境部長	健康福祉部長	産業労働部長	農林水産部長	県土整備部長	危機管理・報道局長	文化・観光局長	SAGA2024・SSP推進局長	男女参画・こども局長	会計管理者	公安委員長	警察本部長	教育本部長	人事委員長	人事委員会事務局長
山口祥義	落合裕二	南里隆	平尾健	泉智徳	引馬誠也	諸岡泰輔	井上洋	井手宣拓	島内昭	横尾憲	野田嘉代子	橋口泰史	宮原耕史	種村昌也	松隈克彦	奥田律雄	福田英之	甲斐直美	内田信子	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会議務局長	同 議事担当調整主幹	同 記録担当会計年度任用職員	議事課副課長																	
田中憲尚	田中憲	吉田泰	碓田一浩	田中一信	太田敏	高田一弘	山口正敏	香山律之	香月律之	篠田博幸	石丸宏子									

○ 開 議

●議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程によりまして、甲第四十七号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

甲第四十七号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、甲第四十七号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

●議長（大場芳博君） 次に、上程中の議案につきまして討論に入ります。

乙第五十六号議案について討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

●武藤明美君 登壇Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、知事提案の議案の乙第五十六号議案「令和五年度佐賀県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和五年度一般会計歳入で五千六百七十一億三千二百六十四万七千五百六円、歳出で五千五百二十九億一千六百八十二万一千三百七十一円となつております。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は百四十二億

一千五百八十二万五千六百八十五円です。そのうち繰り越す事業の財源として繰り越すべき額四十六億八千七百七十一万三千四百四十三円を除くと、実質収支額は九十五億二千八百一十一万二千五百四十二円で、昭和五十一年度以降実に四十八年間、連続しての黒字となっております。

令和五年度は、新型コロナウイルス感染症も少し収まり、五類へと移行していきましたが、県内では豪雨災害も起き、家屋倒壊等の被害、亡くなった方もおられるなど、その対応は大変だったと思います。心からお見舞いを申し上げます。豚熱の発生で、農家はもちろん、関係者の方たちが多くの御苦勞をされたことに本当にお見舞いを申し上げます。あわせて感謝も申し上げたいと思います。

さて、歳入に関して言えば、消費税清算金として計上されていますが、国の方針に基づく庶民の税負担の反映が見られています。また、前年度よりも県債発行が少なかったとはいえ、五百一十一億五千九百十万円は後年度の財政運営に影響が出てきます。歳出の主なものの四位に公債費が挙げられ、民生費より上回っていることを指摘しなければなりません。

県民生活の面では、県税や使用料手数料、諸収入の不納欠損額が五千五百六十三万五千三百三円生じていること、そして収入未済額でも県税諸収入、使用料手数料で十六億三千九百七十四万四千三百三十四円があることから、県民生活は苦しい暮らしになっていると言えます。

県財政の面では、決算年度末の現在高で財政調整積立金が百七十七億九千七百三十一万八千八百一十一円、県債管理基金三百十億五千九百六十二万九千九百円、大規模施設整備基金百二十一億一千三百九十万四百六十八円、いわゆるこの三基金で六百九億六千二百七十四万四千四百六十九円の積立金としてあります。これがサンライズパーク等の借金返しや、今進

めている県立大学等の大型事業につき込まれていくのではないでしょう
か。

新幹線長崎ルートも武雄までは開業していますが、声高に武雄から新
鳥栖間の新幹線フル規格をあおる人たちがおります。それにより、事業
費負担が積み増しされることは明らかです。莫大なツケが県民に押しつ
けられることには反対です。大型事業による県債発行とその償還のため
に、県民の願いが後回しにされるわけにはいきません。県民生活をより
よくしていくことを優先していただきたいとお願いたします。

今、急がれている教員不足の解消と対応のためにも、近隣の県並みに
人件費を引き上げること、保育や介護、看護に携わる方たちの処遇改善
のための支援、県立学校の体育館と特別教室へのエアコン設置、小学校
に続いて中学、高校の少人数学級の早期実現、学校給食費の無償化、加
齢による難聴者の補聴器購入への支援、国保、介護の負担軽減、ひとり
親家庭と重度心身障害者の医療費助成については、現物給付方式の早期
実現など県民要求は渦巻いています。こういった暮らしの願いに心を
寄せていただきたいとお願いをいたしまして、令和五年度歳入歳出決
算の認定に対して反対を表明し、討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入りま
す。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 乙第五十六号議案を採決します。

これは、令和五年度歳入歳出決算の認定についての議案であります。
乙第五十六号議案についての委員長の報告は認定であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、乙第五十六号
議案は認定されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については、討論の通
告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よって、直ちに採決
に入ります。

まず、甲第四十三号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第四号）についての議案であ
ります。

甲第四十三号議案についての委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、甲第四十三号
議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第六十一号議案及び乙第六十五号議案を採決します。
これは、手数料条例の一部改正、建築基準法施行条例の一部改正につ
いての議案であります。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上二件の議
案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十四号議案及び甲第四十五号議案、以上二件の議案を一
括して採決します。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十七号議案を採決します。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、甲第四十七号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十六号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第三号）の専決処分についての議案であります。

甲第四十六号議案についての委員長の報告は承認であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、甲第四十六号議案は承認されました。

次に、乙第五十八号議案から乙第六十号議案まで三件、乙第六十二号議案から乙第六十四号議案まで三件、乙第六十六号議案から乙第七十六号議案まで十一件、以上十七件の議案を一括して採決します。

以上十七件の議案についての委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上十七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第七十七号議案を採決します。

これは、教育委員会委員の任命についての議案であります。
乙第七十七号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第七十七号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第七十八号議案を採決します。

これは、収用委員会委員の任命についての議案であります。
乙第七十八号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第七十八号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第五十七号議案を採決します。
これは、令和五年度工業用水道事業決算の認定についての議案であります。

乙第五十七号議案についての委員長の報告は認定であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第五十七号議案は認定されました。

○ 議案 提出

●議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に留守茂幸議員外三十三名から、議第一号議案「佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例

の一部を改正する条例（案）」が提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。す。

議第一号議案

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第一条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第二条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

一 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

二 第一条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

三 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和六年十二月十七日提出

提 出 者

留 守 茂 幸	石 井 秀 夫
木 原 奉 文	藤 木 卓 一 郎
石 倉 秀 郷	土 井 敏 行
大 場 芳 博	岡 口 重 文
原 田 寿 雄	徳 光 清 孝
指 山 清 範	宮 原 真 一
坂 口 祐 樹	藤 崎 輝 樹
八 谷 克 幸	定 松 一 生

江口善紀	古賀陽三
池田正恭	野田勝人
西久保弘克	弘川貴紀
富田幸樹	古賀和浩
中村圭一	一ノ瀬裕子
古川裕紀	青木一功
下田寛	田中秀和
桃崎祐介	酒井幸盛
猪村利恵子	石丸太郎

佐賀県議会議長 大場芳博様

○ 議案上程

●議長（大場芳博君） お諮りいたします。

議第一号議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議第一号議案
を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

議第一号議案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思います
ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議第一号議案
につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあつ
ておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたしま
す。

お諮りいたします。

議第一号議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議第一号議案
につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案について討論に入りますが、討論の通告はあつ
ておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに
採決に入ります。

○ 採決

●議長（大場芳博君） 議第一号議案を採決します。

これは、県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正につ
いての議案であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、議第一号議案
は原案のとおり可決されました。

次に、請第五号請願から請第七号請願について討論に入りますが、討
論の通告はあつておりませんので討論なしと認めます。よって、討論を
終了し直ちに採決に入ります。

まず、請第七号請願を採決します。

これは、小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願であります。

請第七号請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、請第七号請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第五号請願を採決します。

これは、私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書であります。

請第五号請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、請第五号請願は採択することに決定いたしました。

次に、請第六号請願を採決します。

これは、重心医療の現物給付に関する請願であります。

請第六号請願についての委員長報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、請第六号請願は採択することに決定いたしました。

○意見書案提出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

意第十一号

福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書（案）

保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員の退職手当共済制度（「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施）は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

令和二年度の社会保障審議会福祉部会において、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方について、「他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和六年度までに改めて結論を得ることとする。」と示されている。

令和六年度において、保育所・幼保連携型認定こども園に係る退職手当金支給財源については、一人当たり年額十三万六千五百円のうち、三分の二を公費助成（三分の一は事業主負担）で賄われており、現状、公費助成と事業主負担で賄われる退職共済掛金が「公費助成なしの掛金負担」で継続された場合、保育所・幼保連携型認定こども園の収入源（公定価格）では、掛金を今以上に負担できる余力はなく、公費助成の継続が打ち切られると、財源が確保できず、職員への退職手当金の支給がで

きなくなることから、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の後退を招き、保育人材の確保を現状よりもさらに困難とし、子ども政策の推進に大きな支障をもたらすことになる。

少子化対策が待ったなしとされる社会において、既に保育に従事する職員及びこれから入職しようとする人材は、今後策定されていく様々な行動計画や制度政策の大きな柱である。

よって、国においては、多くの保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員の継続された身分の安定と、少子化・子育て政策の推進のためにも、退職手当共済制度への公費助成が継続されるよう、強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月 日

佐賀県議会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
財務大臣	加藤 勝信 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様
内閣府特命担当大臣 (子ども政策)	三原 じゅん子 様

右、意見書案を提出する。

令和六年十二月十七日

意第十二号

医療・介護等を提供するための適切な財源確保を求める意見書

(案)

少子高齢化が進む我が国では、特に地方での人口減少が著しく、長年にわたる医療費適正化策に加え、昨今の急激な人件費の増加や光熱費・食材料費の高騰なども重なり、診療報酬・介護報酬が上がっても人件費の増加等に追いついておらず、医科・歯科医療機関、薬局、訪問看護、介護施設等の経営が非常に厳しい状況に陥っている。医療従事者や介護従事者が医療・介護以外の給与が高い職種に流れており、また、看護学校、介護福祉士養成施設も定員の充足が困難な状態が起きている。このままでは人材確保はさらに難しくなり、国民に適切な医療・介護を提供できず、地域の医療・介護は崩壊しかねない状況にあることから、喫緊かつ恒常的な対応が強く求められるところである。

診療報酬や介護報酬といった公的価格で運営される医科・歯科医療機関、薬局、訪問看護、介護施設等では、コスト上昇分をサービス価格に転嫁することができず、その負担を直接医療機関等が負わざるを得ない状況となっている。医療・介護資源が減少すれば、その結果、国民皆保険制度や介護保険制度が存在しても、国民が医療・介護を十分に享受できない事態が発生しかねないところである。

国民の医療・介護を守るためには、医療機関や介護施設で安定した経営を維持し、人材確保が行える原資が必要である。また、医療・介護従事者とその職責を全うできる環境を整備し、国民の生命と健康を守るためにも、適切な財源の確保が必要不可欠である。それと共に、確保財源は、定期、期中改定を問わず、経営原資となる診療報酬・介護報酬に振り替えて恒常的に措置されることが求められる。

よって、政府及び国会におかれては、国民の生命と健康・生活を守り、

必要な医療・介護等を提供するための適切な財源確保を講じられるよう、強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月 日

佐賀県議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
総務大臣 村上 誠一郎 様
財務大臣 加藤 勝信 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策) 赤澤 亮正 様
右、意見書案を提出する。

令和六年十二月十七日

提出者

留守 茂幸	石井 秀夫
武藤 明美	木原 奉文
藤木 卓一郎	石倉 秀郷
土井 敏行	大場 芳博
岡口 重文	原田 寿雄
徳光 清孝	指山 清範
宮原 真一	坂口 祐樹
藤崎 輝樹	八谷 克幸
定松 一生	江口 善紀

古賀 陽三 池田 正恭
野田 勝人 中本 正一
西久保 弘克 木村 雄一
弘川 貴紀 富田 幸樹
古賀 和浩 中村 圭一
一ノ瀬 裕子 古川 裕紀
青木 一功 下田 寛
田中 秀和 桃崎 祐介
酒井 幸盛 猪村 利恵子
石丸 太郎
佐賀県議会議長 大場 芳博 様

意第十三号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)

民法第七百五十条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めているが、世界で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけである。

国連の女子差別撤廃委員会は日本政府に対して四度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能とする法整備を勧告している。夫婦別姓を可能とする法改正を進めていくべきである。

結婚時に改姓するのは、二〇二三年時点で約九五%が女性である。姓の変更は、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらしている。多くの女性において、仕事や研究等が続けるにあたり不都合、不利益を被ったという例もあり、さらには旧姓の通称使用においても、

金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱えている。

家族の在り方は多様化し、夫婦・家族のかたちは様々である。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが求められている。

一九九六年には法務省の法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正について答申したが、実現されないまま四半世紀が経過している。近年の世論は選択的夫婦別氏制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも意見書が可決されている。日本経済団体連合会などからも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、早期導入を求める要望が出されている。

よって、佐賀県議会は、国会及び政府に対し、民法を改正して選択的夫婦別氏制度の導入を求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月 日

佐賀県議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

法務大臣 鈴木 馨祐 様

内閣府特命担当大臣
(男女共同参画) 三原 じゅん子 様

右、意見書案を提出する。

令和六年十二月十七日

提出者

武藤 明美 徳光 清孝

藤崎 輝樹 江口 善紀

野田 勝人 中本 正一

木村 雄一 下田 寛

酒井 幸盛

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

意第十四号

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

(案)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから七十二年を経た二〇一七年七月七日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年九月二十日には同条約の調印・批准・参加が開始され、二〇二一年一月二十二日に発効した。二〇二四年九月現在九十四の国・地域が署名し、七十三の国・地域が批准している。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しした。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たちが日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがよく求められている。

二〇二二年二月二十四日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこなった。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないつつ侵略を続けている。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザの核兵器使用を「選択肢」と発言した。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。

二〇二四年十月十一日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければならぬ。よって、日本政府にはすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月 日

佐賀県議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
外務大臣 岩屋 毅 様

防衛大臣 中谷 元 様
内閣官房長官 林 芳正 様

右、意見書を提出する。

令和六年十二月十七日

提出者

武藤 明美 徳光 清孝
藤崎 輝樹 江口 善紀
野田 勝人 下田 寛
酒井 幸盛
佐賀県議会議長 大場 芳博 様

○ 意見書案上程

●議長（大場芳博君） お諮りいたします。

意第十一号意見書案から意第十四号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

●議長（大場芳博君） 意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案を採決します。

これは、福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書案、医療・介護等を提供するための適切な財源確保を求める意見書案についてであります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

●議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案はいずれも可決されました。

お諮りいたします。

意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案について質疑に

入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

●議長（大場芳博君） これより意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきまして、討論に入ります。討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

●武藤明美君 登壇 日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第十三号意見書案「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）」と、意第十四号意見書案「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）」に賛成の立場から一括して討論を行います。

まず、意第十三号意見書案からです。選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案に賛成して討論を行います。

このほど国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持することができるための法整備をするよう勧告いたしました。世界の中で、夫婦同姓を義務付けているのは日本だけです。姓の変更によって仕事や研究等を続けるに当たって、不都合が生じたり、手続

に時間を要するなど困り事も多く生じています。

この状況を見ても、日本経済団体連合会からさえ、選択的夫婦別姓の導入が必要だとの声が上がっています。

これはあくまで選択的ですので、強制ではありません。別姓にしたい人たちがそれを選ぶことができる自由を持てるようにすべきです。また、夫婦同姓がよければ当然それでいいのです。通称でお仕事をしている人もいますが、戸籍上は夫婦同姓になっておられるからだと思います。それはそれでいいことです。どうしても戸籍で別姓にしたい人がいるなら、選ぶ自由を保障すべきだと思います。結婚する二人が互いに話し合って、どちらの姓にするのか、また別姓を選ぶのか。それを決めるのは二人ですし、それぞれ自由であるべきです。

ある研究所の調査では、二十代、三十代、四十代の六五%以上が選択的夫婦別姓に賛同し、大学生では約八割が賛成だと言ったとのことです。国連の女子差別撤廃委員会の勧告を受けて、ぜひ選択的夫婦別姓制度の導入を進めるよう国に求めようではありませんか。御賛同をお願いし、この討論を終わります。

次に、意第十四号意見書案「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）」に、賛成の立場で討論を行います。

今年二〇二四年十月十一日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞に決まり、去る十二月十日に授賞式が行われました。

被爆七十九年、来年は八十年を迎えますが、被爆者としてこれまで歩んでこれ、先輩たちを次々に見送り、核兵器がなくなること願って活動してこられました。命ある限り核兵器の廃絶を訴える姿に胸が

いっぱいになります。

二〇一七年七月七日に国連で核兵器禁止条約が採択され、同年九月二十日に調印、批准、参加が開始され、二〇二四年九月現在、九十四の国と地域が署名し、七十三の国、地域が批准をしています。

兵器の中でも核兵器が非人道的なものであることは、被爆者の訴えだけでなく、医師や研究者の分野からでも明らかです。国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものです。

二〇二二年二月にロシアのプーチン大統領が、ウクライナの軍事侵略にあわせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国だ、我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になると脅した卑怯なやり方は絶対に許せません。核兵器があるからこそその醜い脅迫の言動は、広島、長崎で被爆した人たちを、家族を、どれほど傷つけているでしょうか。ガザ地区におけるイスラエルも同様です。世界に核兵器がある限り、同じことが繰り返されるのではと恐怖と不安を抱きつつ暮らしていくのはもうごめんです。

核兵器を持つ九カ国、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮に対して、核兵器禁止を願う国々が、なくそうという動きを強めていることは世界の流れであり、希望を持ちます。

被爆者団体の行動がノーベル平和賞という形で認められ、今こそ被爆国日本が、被爆者の思いを受け止め、核兵器の使用を許さず全面的禁止を訴える姿勢を見せていただきたく思います。そのため、核兵器禁止条約に署名し、国会で批准をすることを政府に求めるこの意見書の採択を、皆様方に心から呼びかけて賛同していただきますようお願いをし、お訴えるものです。

以上、賛成討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） まず、意第十三号意見書案を採決します。

これは、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案であります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、意第十三号意見書案は否決されました。

次に、意第十四号意見書案を採決します。

これは、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、意第十四号意見書案は否決されました。

○ 議 員 派 遣

◎議長（大場芳博君） 次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

佐賀県議会会議規則第二百二十九条第一項の規定により、左記のとおり議員を派遣する。

令和六年十二月十七日

佐賀県議会議長 大場 芳 博

○令和六年度九州各県議会議員交流セミナー

(一) 目 的 右、セミナーへの参加

(二) 期 日 令和七年一月三十日

(三) 派遣場所 宮 崎 県

(四) 派遣議員 土井敏行、原田寿雄、定松一生、木村雄一

古賀和浩、古川裕紀、田中秀和、桃崎祐介

酒井幸盛

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するとき、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 継 続 審 査

◎議長（大場芳博君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

令和六年十二月十一日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

総務常任委員長 中村 圭一 ㊟

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 ・ 財政確立について

・ 政策の企画・調整について

・ 危機管理・報道行政について

・ 総務行政一般事項について

・ 警察行政について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十一日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

文教厚生常任委員長 富田 幸樹 ㊟

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一、事件 ・ 県民環境行政について

・ 健康福祉行政について

・ 男女参画・子育て行政について

・ 教育の振興について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十一日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

農林水産商工常任委員長 古川 裕紀 ㊟

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 ・ 産業労働行政について

・ 農林水産行政について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十一日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

地域交流・県土整備常任委員長 青木 一功 ⑩

閉会 中継続審査 申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 ・ 地域交流行政について

・ 文化・スポーツ交流行政について

・ 県土整備行政について

・ 災害対策について

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十七日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

議会運営委員長 坂口 祐樹 ⑩

閉会 中継続審査 申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 ・ 議会の運営に関する件

・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件

・ 議長の諮問に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十三日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長 石井 秀夫 ⑩

閉会 中継続審査 申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十三日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

新幹線問題対策等特別委員長 木原 奉文 ⑩

閉会 中継続審査 申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線

等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和六年十二月十三日

佐賀県議会議長 大場 芳博 様

高等教育機関問題対策等特別委員長 藤木 卓一郎 ㊟
閉会 中 継続 審査 申出 書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件 人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件

二、理由 内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

●議長（大場芳博君） お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に

誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○ 閉 会

●議長（大場芳博君） これをもちまして、令和六年十一月定例県議会を閉会いたします。

この後、事務局長から発言がありますので、このままお待ちください。

●田中議会議務局長Ⅱ これより県議会議員として県勢の発展に寄与された藤木卓一郎議員に対し、知事から感謝状の贈呈がございます。このまま御着席をお願いします。

午前十一時三十三分 閉会

議 事 課 副 課 長 高 田 一 弘

同 記 録 担 当 主 任 主 査 松 尾 重 治

同 記 録 担 当 会 計 年 度 任 用 職 員 石 丸 宏 子

○ 永年勤続議員に対する知事感謝状贈呈

●黒田秘書課長 ㊦ただいまから佐賀県議会議員として長年にわたり県勢の進展に寄与されました方に対し、知事感謝状の贈呈を行います。

お名前を呼ばれた方は知事の前に御移動ください。

藤木卓一郎様。

●山口知事 ㊦

感謝状

佐賀県議会議員 藤木卓一郎様

あなたは佐賀県議会議員として在職二十五年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがあります

よってここに深く感謝の意を表します

令和六年十二月十七日

佐賀県知事 山口祥義

お疲れさまでした。

〔山口知事 藤木卓一郎君に感謝状並びに記念品贈呈〕(拍手)

●黒田秘書課長 ㊦藤木議員は自席へお戻りください。

以上をもちまして、感謝状贈呈式を終わります。ありがとうございます。ありがとうございました。

佐賀県議会議長 大場 芳博

同 副議長 西久保 弘克

会議録署名者 岡口 重文

同 原 田 寿 雄

同 藤 崎 輝 樹

同 中 本 正 一

議会議務局長 田 中 憲 尚

令和六年十一月定例会

佐賀県議会議録

発行所 佐賀県議会議務局

印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七
大和工業団地